

建設産業の

第二次構造改善 推進プログラム

 人を大切にする
建設産業を目指して

監修 ● 建設省建設経済局建設業課
建設振興課・労働資材対策室

推薦のことば

建設省は平成4年3月30日、第二次構造改善推進プログラムを策定し、これを、建設産業の健全な発展を図ることを目的とする建設業者団体の長及び建設業行政を実施する都道府県知事宛通知しました。構造改善推進プログラムは、よく知られているように、建設産業が将来にわたり、国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力にあふれる産業として成長していくことを目的に、建設業行政の面から必要となる施策を3年間の推進事業等として示した行動計画です。

第一次構造改善推進プログラムにおいては、各種の施策の展開に努めた結果、それぞれの重点課題について相応の成果を挙げたものの、その達成状況は決して十分なものとはなっていないのが実情です。近年、建設現場の施工体制の複雑化、施工技術の高度化、施工環境の変化を背景に発生している労働災害に対処するため、安全対策を強化する必要があること、一般国民、一般社会との関係を重視してイメージの悪い建設産業を改めていく必要があることから、第二次構造改善推進プログラムにおいては、従来の4重点課題を継承発展させることに加え、新たに「建設産業における安全確保対策の強化」、「建設産業に対する理解の増進」の2課題を追加し、合計6つの重点課題と13の推進事業を設定することいたしました。

今後、関係各位のご協力を頂きながら、第二次構造改善のテーマであります「人を大切にする建設産業を目指して」を目標に、建設産業の構造改善に一層努力して参りたいと考えております。

本書は、第二次構造改善推進プログラムの全文を収録するとともに、プログラムの策定経緯、位置づけ、建設業を取り巻く状況、プログラムに係る諸施策等を盛り込んでわかりやすくとりまとめられており、建設業全般を理解し、また、構

造改善事業に取り組もうとする関係者の方々にとって必読の書であるといえましょう。ここに、関係者の皆様方の第二次構造改善推進プログラムへの理解が一層深まることを念願して、本書に対する推薦のことばといたします。

平成4年5月

建設省建設経済局長

伴 裏

目次

推薦のことば

第二次構造改善推進プログラム

1. 第二次構造改善推進プログラムのポイント	2
2. 第二次構造改善推進プログラム策定の 基本的な考え方	4
3. 第二次構造改善推進プログラムの推進について	6
4. 第二次構造改善推進プログラム	8
1 基本的な考え方	8
2 重点課題とこれに対応した推進事業	11
3 重点課題、推進事業、事業内容	15
4 推進体制上の配慮事項	17
5 推進事業の事業目的、事業内容、事業の進め方	18
事業名 1 雇用労働条件改善事業	18
事業名 2 総合的人材確保・育成事業	20
事業名 3 経営基盤強化事業	22
事業名 4 生産工程改善事業	24
事業名 5 建設産業情報ネットワークの整備	25
事業名 6 建設生産システム合理化推進事業	27

事業名 7	建設業法運用等強化事業	29
事業名 8	共同企業体適正化事業	31
事業名 9	一般消費者のための市場環境整備事業	32
事業名10	総合的安全対策事業	33
事業名11	建設産業 I I 戦略事業	34
事業名12	建設産業 C C 戦略事業	35
事業名13	建設副産物リサイクル促進事業	36
5. 中央建設業審議会第三次答申		37
6. 第一次構造改善推進プログラム		48
7. 第一次構造改善推進プログラムの実施状況		53
8. 都道府県における建設業行政に係る取組について		65
9. 建設業の現状と問題点		74
1	建設投資	74
2	建設業者	78
3	建設業就業者	82
4	企業経営	84
5	建設生産システム	92
6	建設工事の特徴	94
7	建設労働力の現状と問題点	96
(1)	建設労働をめぐる問題点（概観）	96
(2)	需給状況	98
(3)	入職	99
(4)	高齢化	103
(5)	雇用形態	105
(6)	賃金	107

(7) 労働時間	113
(8) 安全・衛生	116
(9) 福利・厚生	119
(10) 教育・訓練	121
8 今後の課題	124
9 その他	126

参考

1. 中央建設業審議会人材専門委員会 中間とりまとめ	130
2. 建設産業における労働時間短縮推進要綱	140
3. 建設産業における 労働時間短縮のフレームワーク	144
4. 建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項	145
5. 建設業人材育成基本指針	149
6. 建設産業における外国人問題の最近の動向	159
7. 建設業における 電子計算機の連携利用に関する指針	163
8. 建設産業における 生産システム合理化指針について	166
9. 施工体制台帳の整備について	172
10. 指定建設業監理技術者資格者証 運用マニュアルについて(抄)	177
11. 今後の建設産業政策の在り方について (第二次答申)	187
12. 共同企業体運営指針	193

13. 共同企業体運営モデル規則（抄）	201
14. 建設省の工事安全対策の骨子	203
15. 建設副産物リサイクル促進事業	209
16. 公共事業の平準化について	213
17. 財団法人建設業振興基金の概要	214
建設業担当部局	216

第二次構造改善 推進プログラム

—人を大切にする建設産業を目指して—

1. 第二次構造改善 推進プログラムのポイント

(平成4年3月30日：建設経済局長より業界団体の長、
各省庁官房長等、都道府県知事に通達)

(1) 構造改善推進プログラムの性格

建設産業の健全な発展のために建設業行政の面から必要となる支援策を平成4年度から6年度までの3か年度の推進事業等を示した行動計画。

(2) 構造改善推進プログラムの目的

建設産業が将来にわたり、国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力あふれる産業として成長していくことが目的。

(3) 建設産業の構造改善対策

建設産業の屋外、移動、組立、単品受注生産という生産特性に起因して生ずる市場構造、市場行動、市場成果上の問題点を克服していくための各種の対策。

- ・市場構造→不良不適格業者の混入、不適切な共同企業体
- ・市場行動→契約関係の片務性、施工形態の重層化（元下関係の不合理性）
- ・市場成果→雇用労働条件、生産性の面での立ち遅れ

(4) 第一次構造改善推進プログラムの評価

相応の成果をあげたが今後解決すべき課題も多い。特に労働市場の変化（若年人口の減少（平成5年ピーク）、生産年齢人口の減少（平成7年ピーク））が労働集約的性格の強い建設産業の構造改善に多大なインパクトを与えることから、今後とも構造改善の進展にむけ一層の努力が必要。

(5) 第二次構造改善推進プログラムの重点課題

第一次構造改善推進プログラムにおける4つの重点課題に新たに、施工体制の複雑化、施工技術の高度化、施工環境の変化に対応した「建設産業における安全確保対策の

強化」、建設産業の社会的使命の P R、社会に貢献する建設業の実現による「建設産業に対する理解の増進」の 2 課題を追加し、計 6 重点課題を設定。特に建設産業における高い人材確保の必要性にかんがみ、雇用労働条件の改善、人材の確保・育成を重視し、第 1 番目の課題と位置づける。副題を「人を大切にする建設産業を目指して」とした。

(6) 重点課題に対応した推進事業（新規事業）

★雇用労働条件の改善、人材の確保・育成

人を大切にする企業の評価、人づくりプログラムの策定、教育機関との連携、建設技能労働者の社会的評価

★生産性の向上

機械化、工場生産化に係る情報提供、工程管理マニュアルの整備、全天候型工事現場の実現

★建設生産システムにおける合理化の推進

契約締結適正化指針、施工体制台帳整備、専門工事業者の評価システム、技術・技能の向上に係る協力体制

★不良不適格業者の排除

一括下請負の禁止、代金支払いの適正化、独占禁止法の遵守、暴力団排除の徹底、一般消費者のための市場環境整備

★建設産業における安全確保対策の強化

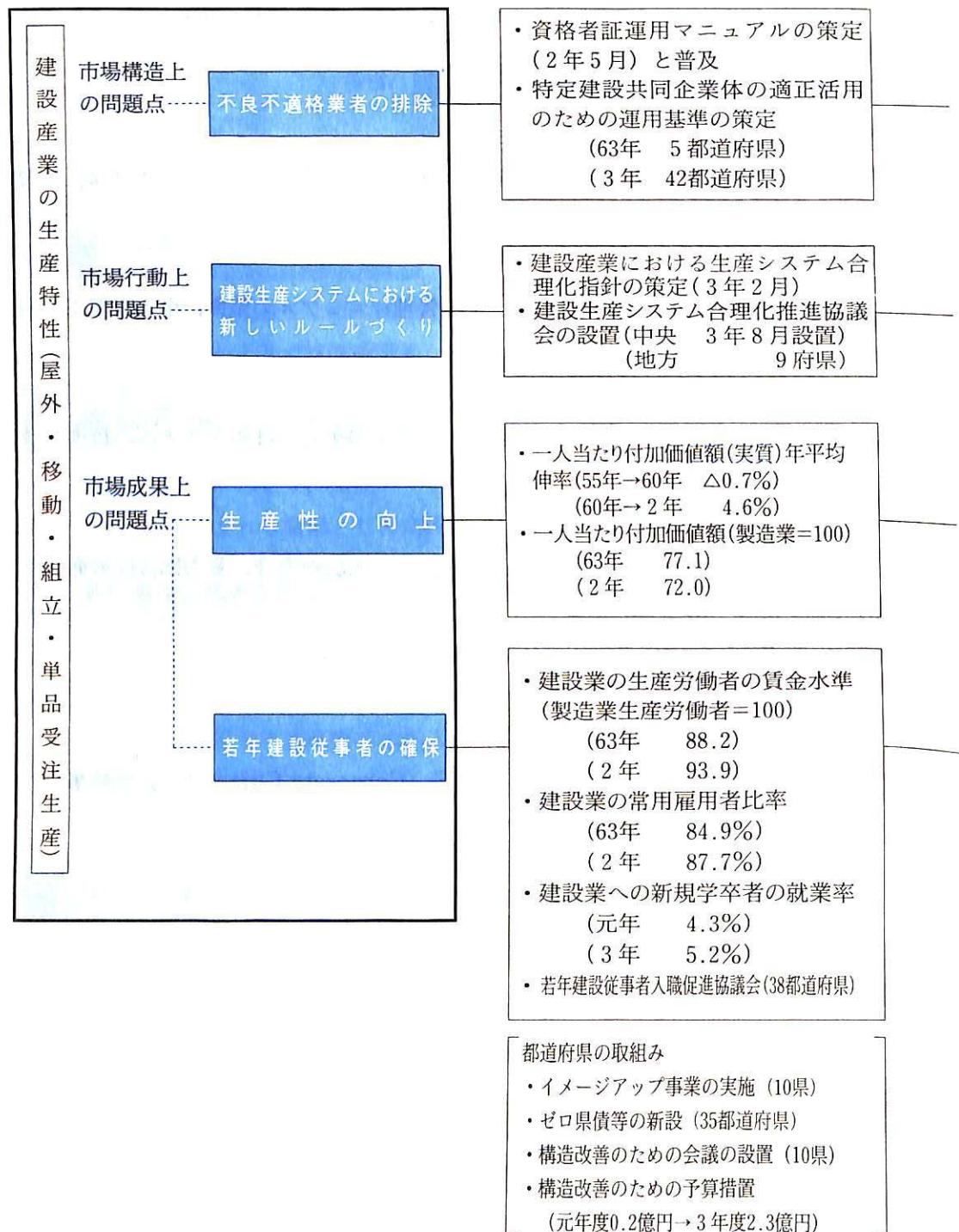
技術者配置の徹底、安全教育の強化

★建設産業に対する理解の増進

I I (Industrial Identity) 戦略事業、C C (Corporate Citizenship) 戦略事業、建設副産物リサイクル推進事業

2. 第二次構造改善推進プログラ

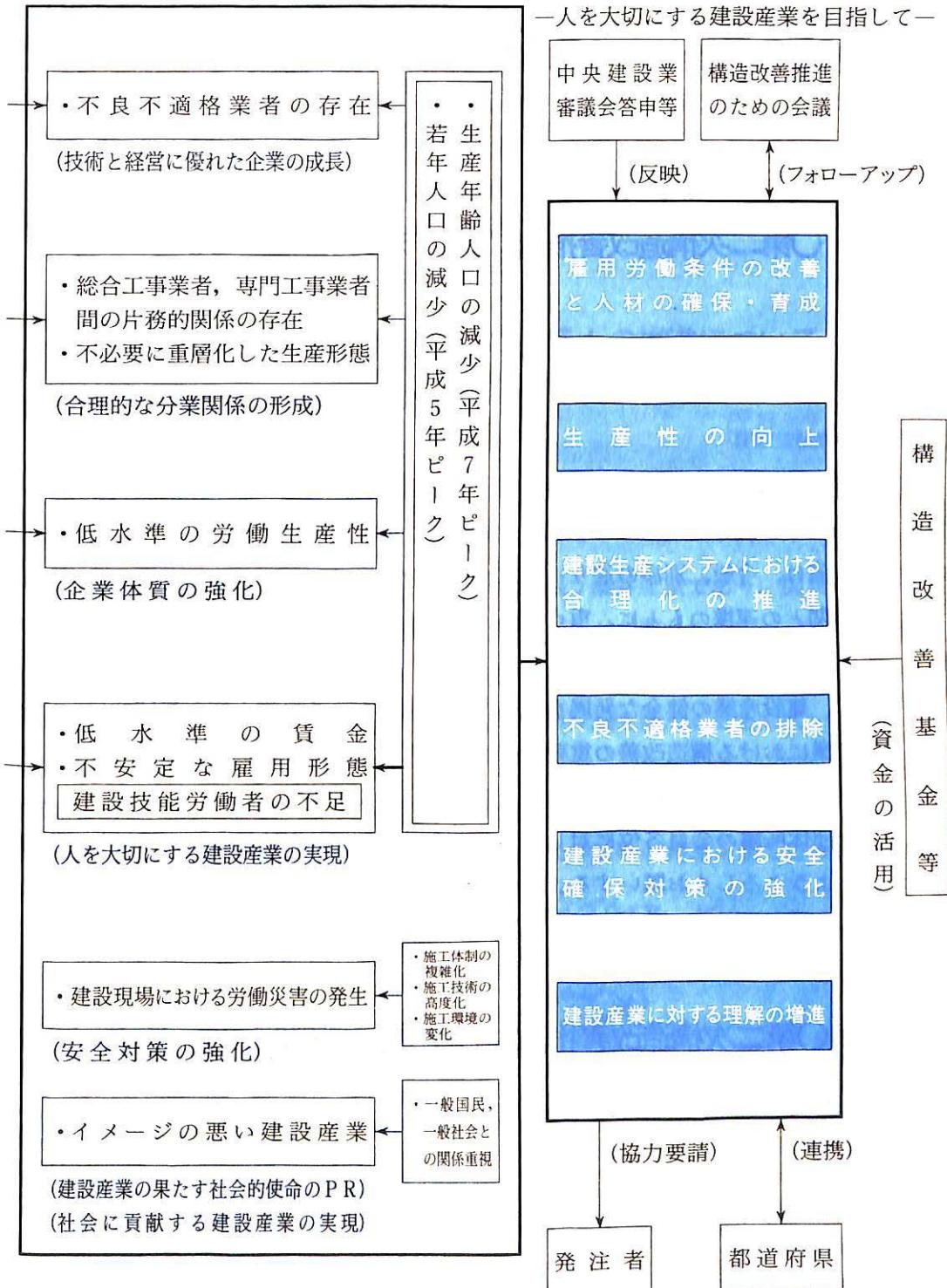
第一次構造改善推進プログラム（元年度～3年度）→ 第一次構造改善プログラムの実施→
の重点課題



ム策定の基本的な考え方

建設産業の抱える問題点 → 第二次構造改善推進プログラム(平成4年3月30日付)
(4年度～6年度)の重点課題(建設経済局長通達)

一人を大切にする建設産業を目指して—



3. 第二次構造改善 推進プログラムの 推進について（通達）

○第二次構造改善推進プログラムの推進について

（平成4年3月30日）
(建設省経構発第8号)

建設省建設経済局長から 建設業者団体の長あて

建設産業は国民生活と産業活動の基盤づくりを担う基幹産業であり、国民のニーズと信頼に的確に応え得る産業構造の形成を推進することが喫緊の課題となっている。このため、建設省は、今般、別添の通り「第二次構造改善推進プログラム」を定め、引き続き、関係機関との連携のもとに、重点的かつ計画的な構造改善の推進を図ることとしているところである。

については、建設産業の健全な発展を図ることを目的とする事業を行う貴団体においても、建設産業における構造改善の重要性にかんがみ、第二次構造改善推進プログラムの推進について一層積極的に取り組まれるようよろしくお願いする。

なお、貴団体所属の会員各位に対しても、その一層積極的な取組について適切な指導を行われるようよろしくお願いする。

〔別添 P.8 参照〕

○第二次構造改善推進プログラムの推進について

（平成4年3月30日）
(建設省経構発第9号)

建設省建設経済局長から 各都道府県知事あて

建設産業は国民生活と産業活動の基盤づくりを担う基幹産業であり、国民のニーズと

信頼に的確に応え得る産業構造の形成を推進することが喫緊の課題となっている。このため、建設省は、今般、別添の通り「第二次構造改善推進プログラム」を定め、引き続き、関係機関との連携のもとに、重点的かつ計画的な構造改善の推進を図ることとしているところである。

については、貴職におかれても、建設業行政を実施するに当たり構造改善施策の一層の推進に取り組むとともに、公共工事の発注行政を実施するに当たっても、第二次構造改善推進プログラムの推進について、御理解と御協力をよろしくお願ひする。

なお、貴管下市町村等に対しても、この旨周知徹底方よろしくお願ひする。

[別添 P. 8 参照]

○第二次構造改善推進プログラムの推進について

(平成4年3月30日)
建設省経構発第10号

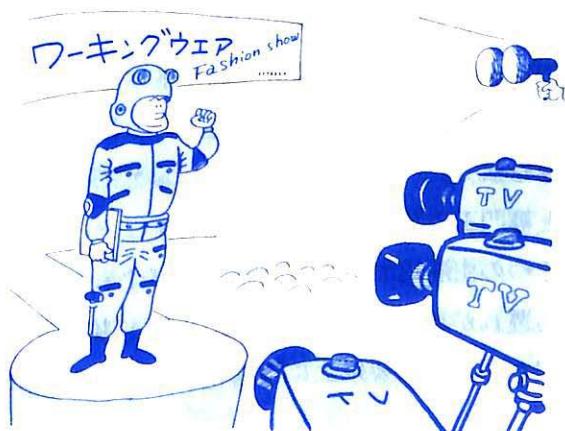
建設省建設経済局長から 各省庁官房長等あて

建設産業は国民生活と産業活動の基盤づくりを担う基幹産業であり、国民のニーズと信頼に的確に応え得る産業構造の形成を推進することが必要である。このため、建設省は、今般、別添の通り「第二次構造改善推進プログラム」を定め、引き続き、関係機関との連携のもとに、重点的かつ計画的な構造改善の推進を図ることとしているところである。

建設産業の構造改善によって建設産業が健全な発展をとげることは、良質な社会資本の整備の推進に大きく寄与するものであるので、公共工事の発注業務を行う貴職におかれても、第二次構造改善推進プログラムの推進について御理解と御協力をよろしくお願ひする。

なお、貴管下公団等に対してもこの旨周知徹底方よろしくお願ひする。

[別添 P. 8 参照]



事業名11 建設産業II 戰略事業

4. 第二次構造改善 推進プログラム

—人を大切にする建設産業を目指して—

1 基本的な考え方

(1) 基本方針

平成元年度から3か年度にわたる建設産業の構造改善の行動計画を示した第一次構造改善推進プログラムは、これまで、各企業、業界団体、(財)建設業振興基金、行政等のそれぞれの努力により、相応の成果を挙げてきた。

しかし、第一次構造改善推進プログラムの所期の目的が未だ十分には達成されていないことに加え、基幹的な建設技能労働者を中心に深刻となっている人材不足問題を早期に克服する必要があること、次第に進展が見込まれる国際化に対応して競争力のある企業体质をつくりあげる必要があること等の課題があり、内外の建設産業をめぐる環境変化に即応し得るよう一層の構造改善を進める必要がある。

このため、建設産業の健全な発展を促進することを目的として、個々の企業、業界団体が自覚をもって積極的に自助努力を行うことを前提に、建設産業行政の支援が必要な諸施策のうち平成4年度から6年度までの3か年度（以下「計画期間」という。）において重点的に実施すべき行動計画を示した第二次構造改善推進プログラムを策定し、建設省として、構造改善の一層の推進に取り組むこととする。

(2) 構造改善推進プログラムの基本目標

建設産業は、単品受注、屋外での移動・組立産業であるため、天候等の外的条件の影響を強く受けること、季節によって工事量の大きな変動がみられること、総合工事業者と専門工事業者との分業関係を軸にその都度組織された多数の建設業者と建設労働者が1つの生産現場で生産活動に従事すること等を背景に、雇用労働条件、生産性の面で立ち遅れが見られるとともに、総合工事業者と専門工事業者との間に片務的関係等の不合理な関係や必要以上に重層化した施工形態が見受けられる等依然解決すべき多くの問題がある。

このため、構造改善推進プログラムの基本目標としては、中央建設業審議会第三次答

申（昭和63年5月27日）の趣旨に沿って、建設産業の雇用労働条件の改善と人材の確保・育成、生産性の向上、総合工事業者と専門工事業者等を中心に各々が役割を分担しつつ協力して行われる建設生産におけるものづくりの仕組み（以下「建設生産システム」という。）の合理化、不良不適格業者の排除が位置付けられている。

(3) 現状認識

建設産業の雇用労働条件については、改善の兆しが見られるとはいえ、生産労働者の賃金水準が他産業に比して低いこと、日給、日給月給による賃金支払形態が多いこと、臨時雇用に対する依存度が高いばかりでなく、労務提供のみによる請負が少なくないこと等の問題がある。また、建設産業の労働生産性については、近年、基調としては上昇傾向を示しているものの、製造業に比べ依然低水準にとどまっており、これが建設産業の雇用労働条件の改善を遅らせている1つの要因となるとともに、現場離れ志向が加わって、中小建設業を中心とする建設技能労働者的人材確保を極めて困難なものとしている。建設生産システムについては、総合工事業者と専門工事業者との対等性を確保するための条件が十分整備されていないことに加え、近年、専門工事業者の施工比率が高まるとともに施工形態の重層化が進む傾向が見られる。

こうした状況下、今後1993年（平成5年）をピークに若年人口（18～22才人口）が、また、1995年（平成7年）をピークに生産年齢人口（15～64才人口）がそれぞれ減少に向かうと予想されていることから、産業間の人材確保競争がさらに激化の度合いを加えることが確実となっており、労働力人口をめぐる市場条件の変化が労働集約的な性格の強い建設産業の在り方に多大の影響を与えることが予想される。

すなわち、構造改善への更なる努力を怠ることとなれば、労働市場における人材不足が直接的には専門工事業者を中心とした建設技能労働者の確保を困難とし、これが施工形態の重層化を招いて生産性向上の阻害要因となる恐れがあるとともに、建設産業の低い生産性が雇用労働条件の改善を遅らせることによって、人材確保競争における建設産業の立場をさらに不利なものとする悪循環をもたらす可能性が強い。この結果、建設産業は発注者及び一般国民の多様化・高度化するニーズに的確に応えることが難しくなり、また、建設工事の安全確保や建設生産物の品質保証の面でも問題が生じる恐れがある。

なお、発注単価や工期の適正化、発注規模の適正化、工事発注の平準化、機械化・工場生産化等の省力化工法の積極的導入については、構造改善にも大きく寄与するところから、発注者全体のなお一層の理解と協力を得ることが求められている。

(4) 重点課題の設定

第二次構造改善推進プログラムは、今後、社会資本整備の必要性等から建設需要はな

お根強いと見込まれるなかで労働力人口が増加から減少に転じる過渡期における行動計画であると位置付けられ、現下の建設産業をめぐる諸課題に応えるため、人を大切にする建設産業を実現するという立場を明確にした上で、①雇用労働条件を改善し、必要な人材の確保と育成を図ること、②経営基盤の強化、省力化投資の促進等により生産性の向上を図ること、③総合工事業者と専門工事業者とが、それぞれの役割を的確に果たすことにより、建設生産システムにおける合理化を推進すること、④建設業法が定める不良不適格業者の排除の枠組みを堅持することによって、規模にかかわらず、技術と経営に優れた企業が成長し得る市場環境の整備を促進することの4点を構造改善推進プログラムの基本目標に対応した重点課題とともに、⑤建設産業における安全確保対策を強化すること、⑥建設産業に対する理解の増進を図ることの2点を構造改善施策の面から補完すべき新たな重点課題とし、合計6つの重点課題を設定することとする。その際、この6つの重点課題を達成するため必要となる13の事業を推進事業とし、これらの実施によって、建設産業が将来にわたり国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力ある産業として発展することを目指すこととする。

(5) 推進体制上の配慮事項

第一に、第二次構造改善推進プログラムは、以上のような基本的な考え方方に立って計画期間中に重点的に実施すべき事業を設定して、事業目的、事業内容等を明らかにするものであるが、同時に、財建設業振興基金内に設けられている構造改善センターを中心とした構造改善事業の方向を示しており、必要に応じ、保証事業会社の出捐による構造改善基金等を有効に活用することとする。

第二に、建設産業は平成3年3月現在約51万業者によって担われているが、うち98%が都道府県知事許可業者であり、都道府県における取組が構造改善の成否の大きな鍵を握っている。このため、都道府県が、構造改善の理念や考え方を十分に理解した上で、計画的かつ一層適切な施策の展開を図れるよう、都道府県との連携を強化するとともに、その推進体制の整備の促進に努めることとする。

第三に、第二次構造改善推進プログラムの策定に当たっては、可能な範囲で現在審議中の中央建設業審議会における検討内容を踏まえるよう努めたが、計画期間中に同審議会から、新たな施策展開を求める答申等が行われることが予想されるため、必要に応じ内容を見直すとともに、業界のニーズ等を踏まえ、事業のプライオリティを考慮した弾力的な実施を図ることとする。

第四に、構造改善は、各企業、業界団体、財建設業振興基金、行政等が一体となって進めるべきものであり、第二次構造改善推進プログラムの推進を実効あらしめるためのフォローアップを行う場として構造改善推進のための会議の活用を図ることとする。ま

た、建設産業の健全な発展を図るため、必要に応じ、発注者に対し構造改善への協力方要請を行うこととする。

2 重点課題と これに対応した推進事業

(1) 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成

建設技能労働者は、建設生産の根幹を支える役割を担っており、その円滑な確保・育成は建設生産の将来の在り方を規定する最も重要な要因である。今後、労働力供給の制約がますます強まる中で、いわゆる外国人単純労働者の受入れは認めないこととする基本方針を堅持しつつ、国内において意欲ある基幹的な建設技能労働者を円滑に確保・育成していくためには、雇用労働条件の改善対策と建設産業への就業促進のための活動をはじめとした人材の確保・育成対策とを総合的に充実させる必要がある。

このため、年間総労働時間1,800時間の実現を目指としつつ、平成3年度に策定した建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づき、時短推進への対応を的確に行うこととする。また、賃金台帳整備推進キャンペーン等の実施や女性の就業をも念頭においた現場環境改善に努めるとともに、直用化、常用化、月給制への移行を促進する等不明確かつ不安定な雇用形態の改善を図ることとする。さらに、建設産業が人を大切にする産業であることを明確にし、かつ、福祉、厚生を含む雇用労働条件の改善を進める企業が企業間競争上不利となることを防止するため、雇用労働条件の改善に熱心に取り組んでいる企業を評価する制度を整備することとする。

また、若年建設従事者入職促進協議会の全国的な展開を促進するとともに、建設産業への入職希望者が自ら進んで就業したいと考え、将来の生活設計に明るい展望を持ち得るよう、ライフサイクルの各段階に応じた取得資格や獲得所得の見通しと体系的な人材育成の方策を示した人づくりプログラムを作成することとする。さらに、専門工事業者の責任施工体制を確立するため技術・技能の向上を図ることを目的とした研修の実施、民間資格の創設を促進するとともに、ものづくりに関心を持つ者の建設産業への就業が促進されるよう、業界団体等による技術・技能の習得を目的とする寄付講座の設置等の教育機関との連携強化及び基幹的な建設技能労働者を社会的に評価する制度の創設を行うこととする。

(2) 生産性の向上

今後、労働力供給の制約がますます強まる中で、依然として根強いと見込まれる建設需要に応えていくためには、①経営基盤の強化、②工程管理等の合理化、③品質の向上と省力化をねらいとした建設ロボットの開発・普及による施工の機械化及び部材の規格

化・標準化を前提とした工場生産化の推進、④建設産業における情報ネットワークの整備等により、経営管理、技術、情報など各種の経営資源の蓄積を通じて企業体質を強化し、建設産業の生産性の向上、コストダウンに努める必要がある。

このため、第一に、経営基盤の強化については、建設業者の自助努力を支援する立場から、業種別経営改善指針の作成並びに財務診断・指導及び経営者等研修の充実・強化を図るほか、OA機器の導入・活用の促進、事業協同組合等の活用を図ることとする。

第二に、工程管理等の合理化については、効率的な施工を促進するための管理の在り方を示したマニュアルを作成することとする。

第三に、機械化、工場生産化については、共同開発等を支援する一方、その普及・活用を図るため、税制の活用、拡充に努めることとする。また、機械化、工場生産化等についての情報提供を充実することとし、さらには、雨天日等における作業を可能とする全天候型工事現場の実現に努めることとする。

第四に、建設産業における情報ネットワークの実用化については、(財)建設業振興基金内の建設産業情報化推進センターを中心に各種帳票データの授受の標準化等による取引データのオンライン交換の普及を図るとともに、地域における情報化を推進することとする。

(3) 建設生産システムにおける合理化の推進

建設生産は、総合工事業者、専門工事業者、設計者、資材メーカー等の分業関係によって成り立っている。こうした分業関係を前提に、関係業者間の契約締結、価格決定、人材の育成等の面において適正なルールを確立し、合理的な分業関係の形成を図らなければ、効率的な建設生産システムの実現は不可能である。特に、現在不足が叫ばれている基幹的な建設技能労働者は直接的に専門工事業者が雇用している場合が多いが、基幹的な建設技能労働者の確保・育成については、専門工事業者だけでなく、総合工事業者を含めた業界全体の課題として取り組んでいく必要がある。

このため、①契約締結の適正化のための基本的なルールを定めた契約締結適正化指針の策定、その前提となる責任施工範囲の明確化、②施工体制を把握し、不必要的重層化を回避するための施工体制台帳整備の促進、③適正な評価に基づき受注者を選定するための総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定の在り方についてのルールづくり、④建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルールづくり等を、中央、地方の建設生産システム合理化推進協議会を活用して行うこととする。

(4) 不良不適格業者の排除

技術と経営に優れた企業が成長し得る条件整備を行うことは、構造改善を進め、活力

と魅力に溢れた建設産業を築くために是非とも必要である。この条件整備の一環として、平成2年6月には、建設業法に基づき、指定建設業監理技術者資格者証制度が全面施行され、また、共同企業体の在り方については、昭和62年8月の中央建設業審議会の答申・建議において共同企業体運用準則が示されるとともに、同答申・建議に基づき、平成元年5月、共同企業体運営指針が策定されたことから、これらの徹底をはじめとして不良不適格業者を排除するための対策を充実する必要がある。

このため、指定建設業監理技術者資格者証制度をはじめとする建設業法の技術者制度の徹底と共同企業体運用準則、共同企業体運営指針の一層の定着を図るほか、一括下請負の禁止、下請契約における代金支払の適正化等に努めることとする。また、独占禁止法等の遵守を引き続き強く指導することとする。さらに、平成4年3月に施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に十分配意しつつ、建設産業からの暴力団排除について一層の徹底を図ることとする。

一方、建設生産物の品質設定、品質評価を自ら行うことが困難な民間の発注者、特に個人発注者等の一般消費者がより良質な建設生産物を適正な価格で供給する企業を的確に選択できる市場環境の整備により、品質、価格両面からの競争を促進するため、一般消費者に対し、建設業者の工事実績並びに建設生産物の品質及び価格に関する情報等を提供するほか、建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発を行うこととする。

(5) 建設産業における安全確保対策の強化

建設現場における安全の確保は、建設工事を実施する事業者が大きな責任を負っている。仮に、建設産業における最近の労働災害が今後とも続いていくこととなれば、人命尊重、労働者福祉の見地から看過できない問題として建設産業の社会的責任が厳しく問われ、ひいては建設産業が健全な発展を遂げる上で大きな障害となる。構造改善への様々な取組の基本には概に安全のための視点を含んでいるが、重層化による施工体制の複雑化、機械化工法の導入による施工技術の高度化、建設技能労働者の高齢化による施工環境の変化等を踏まえた速やかな対応を図ることにより、従来以上に建設産業における安全確保に万全を期する必要がある。

このため、総合工事業者による優良な専門工事業者の評価、選定を指導し、また、総合工事業者と専門工事業者との契約の適正化を図るほか、施工体制台帳の整備等により、主任技術者等の配置の徹底、建設技能労働者に対する教育ビデオ等を用いた安全教育の強化、技術者の育成と技術力の向上を図るための技術者に対する講習を実施することとする。

(6) 建設産業に対する理解の増進

建設産業は国民生活と産業活動の基盤となる建設生産物の供給を担う基幹産業であり、歴史の風雪と後世の評価に耐え得る文化遺産を創造するという大きな社会的使命を有している。しかし、産業の前近代的側面が強調されやすい面がある等、イメージの悪さがしばしば指摘されているところであり、建設産業に対する社会一般の正しい理解を今後一層求めていく必要がある。

このため、雇用労働条件の改善への努力を続ける一方で、あらゆる機会を通じて、マスメディア等を積極的に活用して建設産業の果たしている社会的使命を広く国民各層にPRし、建設産業への一般国民の理解が増進されるよう努めることとし、こうした目的にも資するため、新たに建設産業構造改善推進週間を設けることとする。以上のように、建設産業に対する理解の増進を図り、建設産業全体のアイデンティティを確立するための事業を第一次構造改善推進プログラムに引き続き、建設産業II(Industrial Identity)戦略事業と称し、その積極的展開を図ることとする。

また、建設産業は、発注者の求めに応じた建設生産物を生産するという本来の役割を果たすだけでなく、我が国が国際的地位を向上させている中で国際経済社会の発展に貢献するよう強く求められていることをも踏まえ、社会が直面している問題の解決やよりよい社会の構築に向けて積極的に活動していく必要がある。

このため、現在の大きな社会問題となっている地球環境問題に対して建設産業がこれに十分な配慮を払い前向きに対処していくための行動規範を示すこと、国際協力の観点から、財建設産業教育センターを通じた外国人の技術・技能研修生の受入れを推進すること、豊かで魅力ある地域社会の実現に向け、文化、福祉等の公益的な業界活動を行うこと等社会に貢献する建設産業としての姿勢を明確にするための事業を建設産業CC(Corporate Citizenship)戦略事業と称し、その積極的展開を図ることとする。

さらに、「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、建設産業に対して建設副産物問題への的確な対応が強く求められていることを踏まえ、積極的な活動を行う必要がある。

このため、建設副産物のリサイクル推進に関する普及、啓発を行うこと、建設工事の施工に先立ち建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成を徹底すること、マニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究を進めることにより、発生量の抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進を図ることとする。

3 重点課題、推進事業、事業内容

重 点 課 題	推 進 事 業	事 業 内 容
1 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成	1 雇用労働条件改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づく労働時間短縮の推進 ・賃金台帳整備推進キャンペーン等の実施 ・現場環境改善事業の実施 ・直用化、常用化、月給制の導入促進 ・人を大切にする企業を評価する制度の整備
	2 総合的人材確保・育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若年建設従事者入職促進協議会の活用 ・人づくりプログラムの作成 ・専門工事業者の責任施工体制の確立のための研修の実施、民間資格創設の促進 ・教育機関との連携強化 ・基幹的な建設技能労働者の社会的評価制度の創設
2 生産性の向上	3 経営基盤強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別経営改善指針の作成 ・財務診断・指導の実施 ・経営者等研修の実施 ・OA機器の導入・活用による経営能力の向上 ・事業協同組合等の活用
	4 生産工程改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ・工程管理等に関するマニュアルの作成 ・共同開発等の支援、税制の活用・拡充 ・機械化、工場生産化等に関する情報提供の充実 ・全天候型工事現場の実現
	5 建設産業情報ネットワーク整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・取引データのオンライン交換の普及 ・地域における情報化の推進
3 建設生産システムにおける合理化の推進	6 建設生産システム合理化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結適正化指針の策定、責任施工範囲の明確化 ・施工体制台帳整備の促進 ・総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定の在り方についてのルールづくり ・建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルールづくり

4 不良不適格業者の排除	7 建設業法運用等強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定建設業監理技術者資格者証制度等の徹底 ・一括下請負の禁止の徹底 ・下請契約における代金支払の適正化の徹底 ・独占禁止法等の遵守の指導 ・暴力団排除の一層の徹底
	8 共同企業体適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共発注機関における共同企業体の適正な運用のための共同企業体運用準則の定着 ・共同企業体の適正な運営のための共同企業体運営指針の定着
	9 一般消費者のための市場環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業情報、価格情報等の整備・提供 ・建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発
5 建設産業における安全確保対策の強化	10 総合的安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳の整備による主任技術者等の配置の徹底 ・教育ビデオ等を用いた建設技能労働者に対する教育の徹底 ・技術者に対する講習の実施
6 建設産業に対する理解の増進	11 建設産業II戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> ・マスメディアの活用等による建設産業のPR ・建設産業構造改善推進週間の設置
	12 建設産業CC戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境、国際協力、文化・福祉等の面での建設産業の積極的貢献
	13 建設副産物リサイクル促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物のリサイクル推進に関する普及、啓発 ・建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成の徹底 ・マニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究

4 推進体制上の配慮事項

項目	内容
1 資金活用	・保証事業会社の出捐による構造改善基金等の有効活用
2 都道府県との連携	・都道府県による構造改善推進体制の整備促進
3 中央建設業審議会 答申の反映等	・中央建設業審議会答申の反映、事業のプライオリティーを考慮した弾力的事業実施
4 構造改善推進のための会議の活用等	・構造改善推進のための会議を活用したフォローアップ体制の整備 ・必要に応じた発注者への要請



事業名 4 生産工程改善事業

5 推進事業の事業目的, 事業内容, 事業の進め方

事業名1 雇用労働条件改善事業

事業目的

我が国の生産年齢人口は、平成7年をピークに減少に転じると予想されており、今後、ますます労働力供給の制約が強まる中で、公共投資基本計画に基づく住宅・社会資本整備を推進し、民間の建設需要に的確に応えていくためには、外国人単純労働者の受入れは認めないという基本方針を堅持しつつ、建設産業が優秀な人材を確保していくことが不可欠である。このため、建設産業における雇用労働条件の改善のための条件整備を一層積極的に進める。

事業内容

○建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づく労働時間短縮の推進

年間総労働時間1,800時間の実現を目指としつつ法定労働時間の厳守を徹底とともに、法定労働時間週44時間制に対応し建設産業において4週6休制を普及するため、建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づき、キャンペーンを実施する等、労働時間短縮の推進のための諸施策の展開を図る。

○賃金台帳整備推進キャンペーン等の実施

労働基準法により事業主に作成が義務付けられている就業規則を整備した上で、実際に建設技能労働者に支払われている賃金が賃金台帳に記載され、公共工事の積算に適正に反映されるよう、賃金台帳整備推進キャンペーン等を実施するとともに、適正な賃金が正しく建設技能労働者に支払われるよう指導する。また、複雑な計算を伴う賃金計算を簡略化し、中小零細事業所においても容易に利用できる賃金台帳整備システムの開発を行う。

○現場環境改善事業の実施

女性の能力活用という観点も踏まえた現場環境改善の在り方、施設整備の在り方等を検討するとともに、現場環境改善を促進するために建設業者団体等が行うトイレ、脱衣場、シャワー室を備えた現場支援車（リフレッシュカー）の導入その他の現場環境改善に係る先導的な試みに対し、それらを促進するための助成措置を講ずる。

○直用化、常用化、月給制導入の促進

建設産業における準直用といった不明確な雇用形態や日雇い、臨時雇いといった不安定な雇用形態を減少させるとともに、収入が天候等に左右されやすい日給月給制を改めていくため、建設技能労働者の直用化、常用化、月給制を積極的に導入している建設業者を取り上げ、当該企業におけるそれらの導入の経緯、時期、方法、効果等を事例集として取りまとめ、これを関係者に広く配布することにより、直用化、常用化、月給制の普及を促進する。

○人を大切にする企業を評価する制度の整備

建設労働者の福祉の増進及び雇用労働条件の改善に資するため、強制保険（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険（健康保険または厚生年金保険の適用を受け

ない建設労働者に対しては国民健康保険または国民年金)への加入を徹底するとともに、臨時雇用労働者、日雇労働者の建設業退職金共済制度への加入促進の指導に努める。また、平成2年度に策定した労働事項評価マニュアルを活用し、特に、労働災害の発生状況、労働関係法規の遵守状況、各種強制保険、中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度等への加入状況、就業規則・賃金台帳の整備状況等を勘案して、人を大切にする企業を評価する制度を整備する。

事業の進め方

- 建設産業における労働時間短縮推進要綱に基づく労働時間短縮の推進
 - ・建設生産システム合理化推進協議会等を活用し、労働時間短縮推進対策の協議を行い、労働時間短縮実現のための条件整備を推進する。
 - ・労働時間短縮の徹底状況を定期的に調査するとともに、労働時間短縮キャンペーンを実施し、労働時間短縮を推進する。
- 賃金台帳整備推進キャンペーン等の実施
 - ・賃金台帳整備状況を定期的に調査するとともに、この調査結果を踏まえ、賃金台帳整備推進キャンペーン等を実施し、賃金台帳整備の趣旨を徹底する。
- 現場環境改善事業の実施
 - ・業界団体、学識経験者、関係行政機関等から成る現場環境改善研究会(仮称)を設置し、現場厚生施設、寄宿舎等も含め、現場環境改善の在り方について検討を行うとともに、女性雇用を促進するためのガイドブック等を策定する。
 - ・業界団体が行う現場環境改善の試みに対し、支援を行う。
- 直用化、常用化、月給制導入の促進
 - ・建設業者等から直用化、常用化、月給制導入についての好事例を収集し、事例集を作成、配布する。
 - ・直用化、常用化、月給制の普及方策について建設生産システム合理化推進協議会等を活用し、検討を行う。
- 人を大切にする企業を評価する制度の整備
 - ・関係省庁との連携により労働災害の発生状況、労働関係法規の遵守状況、強制保険、建設業退職金共済制度への加入状況等に関する情報提供を受け、これらを活用することにより、人を大切にする企業を評価する制度を整備する。



事業名2 総合的人材確保・育成事業

事業目的

建設産業の生産活動に直接従事する人材の確保・育成は、建設産業全体の将来を左右する重要な課題である。このため、①建設産業への入職促進の全国展開に努めること、②建設技能労働者が将来の生活設計への展望が持てるよう体系的な人材育成の在り方を示すこと、③専門工事業者の責任施工体制の確立に資するため、技術・技能の向上を目的とした研修の実施及び民間資格の創設に対する支援を行うこと、④教育機関との連携を強化し、在学生の建設産業に対する認識、理解を深めること、⑤建設工事の直接の担い手である優秀な建設技能労働者を評価する制度を創設しその社会的地位の向上を図ることにより、人材の確保・育成を図る。

事業内容

○若年建設従事者入職促進協議会の活用

若年建設従事者入職促進協議会の設置を全都道府県に拡大し、全国レベルでの情報交換体制を整備する。また、本協議会を通じてものづくりの重要性に対する正しい理解を得るために、①小・中学生向け、高校生向けの教材、副読本、パンフレット、ビデオの作成・普及、②小・中学生、高校生、保護者、教育関係者等を幅広く対象とする現場見学会等の開催、③工事現場における体験学習の実施、④工業高校における業界関係者による特別講義等を実施する。

○人づくりプログラムの作成

建設技能労働者に対して、将来の生活設計への展望の提供、自らの職業に対する誇りの醸成、労働意欲の高揚を目的として平成3年度に策定された建設業人材育成基本指針に基づき、業種別の人づくりプログラムを作成し、各企業が体系的な人材育成を行っていくことのできる体制を整備する。

○専門工事業者の責任施工体制確立のための研修の実施、民間資格創設の促進

専門工事業者の責任施工体制の確立に資するため、建設技能労働者を対象として、技術・技能の向上を目的とした研修を実施する。また、専門工事業者団体が行う民間資格の創設に対し、企画面での支援を行う。

○教育機関との連携強化

在学生の建設産業に対する認識・理解を深めるため、業界団体等による教育機関に対する寄付講座の設置や教育設備の提供等により、積極的に教育機関との連携を図る。また、多様化、高度化する建設技術・技能に対応するため、関係省庁の協力を得て、建設産業関連教育機関における教育内容の一層の充実を図る。

○基幹的な建設技能労働者の社会的評価制度の創設

建設技能労働者の社会的地位の向上を図るとともに、これらの者が誇りを持ってその職務に専心できる体制を整備するため、優れた技術・技能を有し、後進の指導育成に努め、他の模範となり得る基幹的な建設技能労働者に対する建設大臣顕彰制度を創設する。

事業の進め方

○若年建設従事者入職促進協議会の活用

- ・若年建設従事者入職促進協議会の設置を全都道府県に拡大する。(平成4年3月現在38都道府県で設置)また、各都道府県に設置された協議会間の情報交換を推進するための場を設ける。
- ・若年建設従事者入職促進協議会を活用し、教材・副読本の作成、現場見学会の実施等により広く建設産業のPR活動を推進する。

○人づくりプログラムの作成

- ・専門工事業者団体が行う人づくりプログラムの作成・普及を支援する。

○専門工事業者の責任施工体制確立のための研修の実施、民間資格創設の促進

- ・(財)建設産業教育センターが技術・技能研修を実施する。また、専門工事業者団体が行う技術・技能研修を支援する。
- ・(財)建設産業教育センターは、専門工事業者団体が行う民間資格制度の創設に対し、企画面を中心とした支援を行う。

○教育機関との連携強化

- ・業界団体等が教育機関に寄付講座を設置すること及び教育設備を提供すること等による教育機関との連携強化を支援する。
- ・関係省庁の協力を得て、建設産業関連教育機関における教育内容の一層の充実を図る。

○基幹的な建設技能労働者の社会的評価制度の創設

- ・基幹的な建設技能労働者に対する建設大臣顕彰制度を創設し、建設産業構造改善推進週間において顕彰を行う。また、都道府県において同様の顕彰制度を創設するよう要請する。



事業名3 経営基盤強化事業

事業目的

自助努力のみによっては必ずしも経営基盤の強化が円滑に行われがたい中小建設業者を対象に、財務診断・指導、経営者等に対する研修、OA化の推進等経営基盤強化のための事業を実施し、建設業経営の近代化を促進する。また、必要に応じ、事業協同組合等の活用を図る。

事業内容

○業種別経営改善指針の作成

中小建設業者の経営の近代化を促進し、より一層の経営基盤の強化を図るため、平成2年8月に策定した業種別経営改善指針作成要綱をガイドラインとして、業界団体の行う業種別の経営改善指針の作成を支援する。

○財務診断・指導の実施

コンピュータによる簡易財務診断を実施するとともに、これと併せた講習会、相談会を実施することにより、財務診断・指導の充実を図る。

○経営者等研修の実施

中小建設業者の経営改善を進めるためには、後継者を含む経営トップの意識改革と経営管理能力の向上が必要であることから、これらの者を対象とした研修を実施し、自主的な経営改善努力を支援する。

○OA機器の導入・活用による経営能力の向上

建設業者、とりわけ中小建設業者によるパソコン等のOA機器の導入を通じた効率的経営管理を促進するため、中小建設業者が使用可能なパソコン用のソフトカタログを作成する。また、業界団体による自主的なOA化講習会の実施やソフト開発等を支援する。

○事業協同組合等の活用

経営基盤が脆弱な中小建設業者に対し、事業協同組合等の活用による構造改善を促進するため、建設産業にふさわしい事業の具体的な在り方等に関する基本的指針等を作成する。

事業の進め方

○業種別経営改善指針の作成

- ・業界団体が行う業種別経営改善指針の作成及び普及を支援する。

○財務診断・指導の実施

- ・(財)建設業振興基金がコンピュータによる簡易財務診断及び相談会を行う。
- ・業界団体が自主的に行う財務診断講習会等を支援する。

○経営者等研修の実施

- ・(財)建設業振興基金等が経営後継者等に対する研修を行う。

○OA機器の活用による経営能力の向上

- ・OA化による経営能力の向上のため、(財)建設業振興基金による講習会、パソコン用パッケージソフトカタログの作成・普及を図るとともに、建設業者団体が行

うこれらの事業を支援する。

○事業協同組合等の活用

- ・既存の事業協同組合等の事業の優良事例集を作成・普及する。
- ・事業協同組合等の実態について分析を行い、事業協同組合等に関し、望ましい事業内容、組織化の対象となるべき企業規模等を明らかにした基本的指針を策定する。



事業名4 生産工程改善事業

事業目的

建設産業の生産システムは、多様な業種、規模の建設業者と資材メーカー等の分業関係によって成り立っているが、建設産業は生産工程が多段階であるとともに、現地屋外生産、単品受注生産等の特性もあって、製造業に比して生産性が低水準にとどまっている。近年現場施工の省力化の推進、安全性の向上、作業環境の改善等を進める観点から、機械化あるいは部材の工場生産化が進展しているが、生産工程の改善のため、その取組を一層強化する。

事業内容

○工程管理等に関するマニュアルの作成

効率的な施工を促進するための工程管理等の在り方を示したマニュアルを作成する。

○共同開発等の支援、税制の活用・拡充

生産工程の改善を促進するため、業界団体等による機械化、工場生産化等に係る共同開発等を支援するとともに、建設ロボット税制の活用・拡充を図る。

○機械化、工場生産化等に関する情報提供の充実

建設業者を対象として機械化、工場生産化等に関する価格、適用実績等の情報提供の充実を図る。

○全天候型工事現場の実現

雨天日等における作業を可能とする全天候型工事現場数を拡大するため、全天候型工事現場の事例の紹介を行うとともに、これに寄与する業界団体による研究開発を支援する。また、悪天候リスクに適切に対処するための方策について検討する。

事業の進め方

○工程管理等に関するマニュアルの作成

- ・業界団体、行政等から成る検討委員会を設け、工程管理等に関するマニュアルを作成する。

○共同開発等の支援、税制の活用・拡充

- ・業界団体等が行う機械化、工場生産化等に係る共同開発に対し支援を行う。
- ・建設ロボットの開発状況に応じて、税制の拡充を図るとともに、税制の活用のためのパンフレット等を作成・普及する。

○機械化、工場生産化等に関する情報提供の充実

- ・機械化、工場生産化等の情報に対するニーズを調査し、ニーズの高い情報を収集・整備し、(財)日本建設情報総合センター (JACIC) 等を活用し、建設業者を対象に情報提供の充実を図る。

○全天候型工事現場の実現

- ・全天候型工事現場を実現するため、業界団体、行政からなる研究会を設け、事例研究を行う。
- ・全天候型工事現場の実現に寄与する研究開発を支援する。
- ・悪天候リスクに適切に対処するための方策について検討する。

事業名5 建設産業情報ネットワークの整備

事業目的

データ通信技術の発展と普及に伴い、我が国産業界においては、オンライン取引等通信ネットワークを活用した情報化への対応が積極的に行われているが、建設業界においても、業務の合理化・効率化による生産性の向上は重要な課題であり、通信ネットワークを活用した情報化に対する期待が大きい。このため、建設産業情報ネットワーク（CI-NET）構想により、建設産業におけるネットワークを活用した情報化を推進し、高度情報化時代への的確な対応を図る。

事業内容

- 取引データのオンライン交換（EDI； Electronic Data Interchange）の普及
建設業における電子計算機の連携利用に関する指針（平成3年12月建設大臣告示）に基づき、企業間の情報交換に関する基本的取決めの標準化を図るとともに、その標準に従ったデータ交換の利用促進を図る。
 - ・ CI-NETにおける取引データのオンライン交換（EDI）を建設業界全体として推進し、それを公平かつ効率的に運用していくための共同・公益事業の内容とその運営形態を明確にし、同事業を推進していくための恒常的な推進機関として、財建設業振興基金内に建設産業情報化推進センターを設置する。
 - ・ オンライン取引時の実施手順、障害時の措置、費用負担に係る運用規則及びVAN接続時の運用時間、データの保存日数等の運用規則等について、業界標準を策定し、必要に応じて改定を行う。
 - ・ CI-NET 標準ビジネスプロトコル（Ver 1.0）にて策定したメッセージフォーマット（見積り依頼・回答、請求、支払通知）を改善するとともに、注文、納入、出来高管理等のメッセージフォーマットを新たに策定する。
 - ・ CI-NET 標準ビジネスプロトコル変換ソフトを業界に広く供給し、メーカー、ソフト会社等によるCI-NET 標準ビジネスプロトコルに基づいたアプリケーションソフトの開発を促す。
 - ・ 実稼働試験の実施及びCI-NET 導入に際してのマニュアルの作成等を行い、各企業における実用化を促進する。

○地域における情報化の推進

建設業者（特に中小建設業者）を対象に、各地域ごとにネットワークを利用した情報提供を行い、個々の企業の社内業務の効率的な処理を促し、地域における情報化の円滑な促進を図る。

- ・ 現在進められているパイロット事業（北海道、神奈川、兵庫）について、企業の必要とする情報をニーズ調査等により把握し、企業にとって有効な情報の提供を行う等内容の一層の普及を図る。

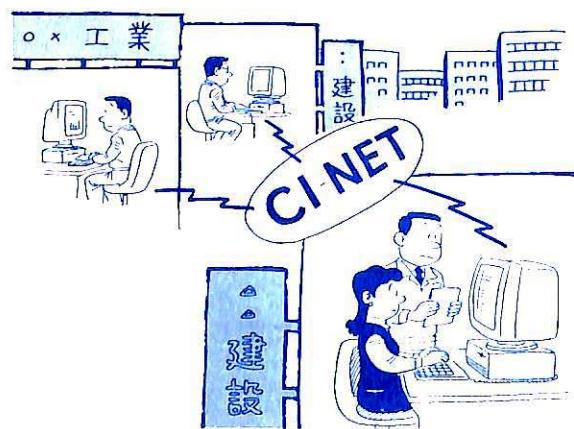
事業の進め方

- 取引データのオンライン交換（EDI）の普及
 - ・ 財建設業振興基金内に設置される建設産業情報化推進センターを中心に、シンポ

ジウム、セミナーの開催等を通じて広く業界へのEDIの普及啓発に努めるとともに、その利用促進を図る。

○地域における情報化の推進

- ・建設産業地域情報交換ネットワーク等研究会を中心に、保証事業会社等の協力を得て、地域における情報化の推進を図る。



事業名6 建設生産システム合理化推進事業

事業目的

建設生産は、総合工事業者、専門工事業者、設計者、資材メーカー等の分業関係によって成り立っており、関係業者間において合理的な分業関係を形成することは、建設産業の発展を図り、発注者の信頼に応える適正かつ効率的な建設生産システムを確保する上で不可欠である。このため、①契約締結の適正化のための基本的なルールを定めた契約締結適正化指針の策定、その前提となる責任施工範囲の明確化、②施工体制を把握し、不必要的重層下請を回避するための施工体制台帳整備の促進、③適正な評価に基づき受注者を選定するための総合工事業者による専門工事業者の評価・選定の在り方についてのルールづくり、④建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上のための役割分担の在り方についてのルールづくりを中心、地方における建設生産システム合理化推進協議会を通じて行う。

事業内容

○契約締結適正化指針の策定、責任施工範囲の明確化

建設業者間等で適正な手続きによる契約が行われるよう、契約までの適正な手順（例；見積依頼→現場説明→見積→質疑応答→金額の折衝→契約）を明確にするとともに、それぞれの手順において守るべき細目（文書による見積依頼及び見積内訳書の交付、現場説明での図渡しの徹底、業種ごとの見積費目の明確化、文書による質疑応答等）を示した契約締結適正化指針を策定する。また、契約締結適正化の前提となる責任施工範囲についてもその明確化を図る。

○施工体制台帳整備の促進

適正な技術者配置、不必要的重層下請の抑制等により適正な施工体制の確立を図るため、施工体制台帳の整備を促進する。また、施工体系図の現場掲示の普及を促進する。さらに、これらを工事現場へのパトロールの際に確認する。

○総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定の在り方についてのルールづくり

技術と経営に優れた専門工事業者が成長し得る条件を整備するため、総合工事業者が専門工事業者を評価・選定する際の施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況等に係る基準を作成する。

○建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルールづくり

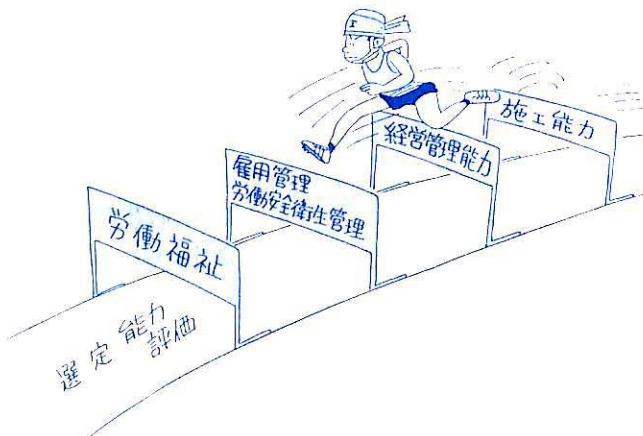
建設労働者に対する労働時間短縮等雇用労働条件の改善を実現するための総合工事業者と専門工事業者との役割分担のためのルール及び教育の実施等技術・技能の向上を図る上での、総合工事業者と専門工事業者との役割分担のためのルールを確立する。

事業の進め方

○契約締結適正化指針の策定

○施工体制台帳整備の促進

- 総合工事業者による専門工事業者の能力評価・選定の在り方についてのルールづくり
- 建設労働者の雇用労働条件の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルールづくり
 - ・ 中央、地方の建設生産システム合理化推進協議会を活用し、指針の作成、ルールづくりを行う。なお、地方における建設生産システム合理化推進協議会については、(社)全国建設産業団体連合会を中心として都道府県レベルでの協議会設置を推進する。
- 施工体制台帳整備の促進
 - ・ 建設業者による施工体制台帳の整備状況等を定期的に調査し、施工体制台帳の整備を促進する。
 - ・ 必要に応じ、工事現場へのパトロールの際に施工体制台帳を確認する。



事業名7 建設業法運用等強化事業

事業目的

技術と経営に優れた企業が成長し得る市場環境を整備するため、建設業法等に基づく不良不適格業者の排除の徹底を図る必要がある。このため、指定建設業監理技術者資格者証制度等の徹底を図る。また、建設業法の関係規定の運用基準を具体的に解説したマニュアルを作成し、その周知・指導を図るとともに、独占禁止法の遵守の指導及び暴力団排除の一層の徹底を図る。

事業内容

○指定建設業監理技術者資格者証制度等の徹底

指定建設業監理技術者資格者証制度の徹底を図るとともに、現場に掲げる標識の徹底等による適正な技術者配置の確認、OAシステムを利用した技術者配置のチェック等を推進する。

○一括下請負の禁止の徹底

施工上の責任の所在を不明確にすること等を避けるため、建設業法第22条により禁止されている一括下請負の概念を明確にしたマニュアルを作成・普及し、一括下請負の禁止を徹底する。

○下請契約における代金支払の適正化の徹底

下請契約における請負代金が適正に支払われるよう、不当に低い請負代金の禁止、下請代金の支払方法等に係る法律の関係規定について、運用上の基準をより明確化したマニュアルを作成・普及するとともに、指導体制の整備を図る。また、建設業者の、資材業者及び建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対する代金支払の適正化を徹底する。

○独占禁止法等の遵守の指導

いわゆる入札談合は、独占禁止法等に違反する行為であり、同法等による違反行為の未然防止に努めるため、業界団体等が主催する研修会等を定期的に実施し、独占禁止法及び公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針等の遵守の指導を行う。

○暴力団排除の一層の徹底

建設産業からの暴力団排除の一層の徹底を図るため、平成4年3月に施行されたいわゆる暴力団対策法を踏まえ、警察当局との緊密な連携のもとに、引き続き建設業の許可、公共工事における指名審査において適切な措置を講ずる。

事業の進め方

○指定建設業監理技術者資格者証制度等の徹底

- ・工事現場に掲げる標識の掲示及びそれへの監理技術者等の記載を徹底するとともに、技術者配置のチェックのためのOAシステムの拡充・活用を行う。

○一括下請負の禁止の徹底

- ・一括下請負の概念を明確にしたマニュアルを作成し、都道府県との連携により、一括下請負の禁止の徹底を図る。

○下請契約における代金支払の適正化の徹底

- ・下請代金の支払方法等に係る法律の関係規定について、運用上の基準をより明確化したマニュアルを作成・配布する。
- ・マニュアルに基づく指導体制の整備を行う。
- ・建設業者、資材業者及び建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対する代金支払について、適正に行われるよう指導する。

○独占禁止法等の遵守の指導

- ・業界団体等が中心となって独占禁止法等に係る研修会を定期的に開催し、独占禁止法等の遵守を指導する。

×



○暴力団排除の一層の徹底

- ・警察当局との緊密な連携のもとに、引き続き建設業の許可、公共工事における指名審査において適切な措置を講ずる。なお、組織的、統一的に暴力団の不当な介入を防止し、不正な要求を拒否するよう業界団体を指導する。

×



事業名8 共同企業体適正化事業

事業目的

昭和62年8月の中央建設業審議会の答申・建議（「今後の建設産業政策の在り方にについて（第2次答申）－共同企業体の在り方－」）において、共同企業体運用準則が示されるとともに、同答申・建議に基づき、平成元年5月、共同企業体運営指針が策定されたことを踏まえ、不良不適格業者の参入、施工の非効率化等を防止するため、各公共発注機関に対し、共同企業体運用準則の周知徹底を図るとともに、業界に対しては、共同企業体運営指針に基づいた指導を徹底する。

事業内容

- 公共発注機関における共同企業体の適正な運用のための共同企業体運用準則の定着
共同企業体運用準則の趣旨を公共発注機関、特に市町村に対して徹底するため、市町村向けの運用準則のパンフレットの作成・普及を行う。また、共同企業体の運用実態等についての調査を実施し、本準則の趣旨の徹底を図る。
- 共同企業体の適正な運営のための共同企業体運営指針の定着
共同企業体運営指針の趣旨をより具体化した共同企業体運営モデル規則の普及を図るため、パンフレットの作成・普及を行うこと等により、本指針の一層の定着を図る。

事業の進め方

- 公共発注機関における共同企業体の適正な運用のための共同企業体運用準則の定着
 - ・建設業行政推進連絡協議会等の各種会議の場を積極的に活用し、都道府県、市町村等に対し共同企業体運用準則の趣旨の周知徹底を行う。
 - ・市町村向けのパンフレットの作成、配布等により共同企業体運用準則の趣旨の周知徹底を行う。
- 共同企業体の適正な運営のための共同企業体運営指針の定着
 - ・共同企業体適正運営推進協議会の下に設置された共同企業体運営適正化部会を通じ、共同企業体運営指針の定着を図る。



事業名9 一般消費者のための市場環境整備事業

事業目的

建設生産物の品質設定、品質評価を自ら行うことが困難な民間の発注者、特に個人発注者等の一般消費者がより良質な建設生産物を適正な価格で供給する企業を的確に選択できる市場環境の整備により、品質、価格両面からの競争を促進するため、一般消費者に対し、建設業者の工事実績並びに建設生産物の品質及び価格に関する情報等を提供するほか、建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発を行う。

事業内容

○企業情報、価格情報等の整備・提供

一般消費者が建設工事の発注者として適切に建設業者を選択できるよう、建設業者の工事実績並びに建設生産物の品質及び価格に関する情報等の具体的な内容を検討の上、一般消費者に提供できる体制を整備する。

○建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発

建設工事に関する紛争を未然に防止するため、一般消費者が建設工事についての基礎知識を習得できるよう、請負契約における重要事項を解説した手引き、請負契約におけるチェックポイントを示したビデオ等を作成・普及する。また、建設工事に関する紛争を円滑に解決するため、一般消費者、建設業者に対する手引き等を作成・普及する。

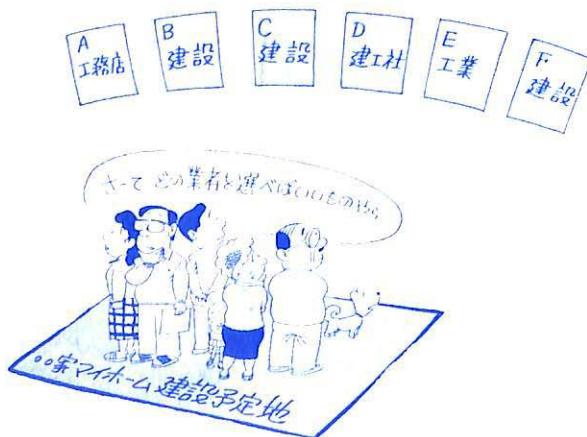
事業の進め方

○企業情報、価格情報等の整備・提供

- 建設工事における市場条件整備検討委員会（仮称）を設け、一般消費者向けの建設業者の工事実績並びに建設生産物の品質及び価格に関する情報等を整備し、提供できる体制を整備する。

○建設工事に関する紛争の未然防止及び円滑な解決のための啓発

- 建設工事における市場条件整備検討委員会（仮称）等により、建設工事に関する紛争の未然防止、円滑な解決のための一般消費者等向けのビデオ、手引き等を作成・普及する。



事業名10 総合的安全対策事業

事業目的

建設工事における施工の安全確保については、緊急に官民をあげて強力な安全確保策を図ることが必要である。このため、安全確保の基本となる人材の確保・育成を強く推進する。また、施工体制の複雑化、施工技術、施工環境の変化等への速やかな対応を図る。

事業内容

○施工体制台帳の整備による主任技術者等の配置の徹底

総合工事業者と専門工事業者の役割に応じた施工体制の充実を図るため、施工体制台帳の整備等により、主任技術者等の配置の徹底を図る。

○教育ビデオ等を用いた建設技能労働者に対する教育の徹底

事故を生じさせないためには、現場作業員の一人一人に至るまで安全に対する自覚を持って仕事に臨むことが必要であり、特に未熟練な建設技能労働者に対して視覚に訴える教育ビデオ等を用いた教育等を行うほか、全員が毎朝の安全ミーティングに参加できる条件整備に努める。

○技術者に対する講習の実施

近年の熟練した建設技能労働者の不足、機械化・高度化する施工技術等に対応し、工事を安全に施工できるよう、施工管理を担う技術者に対し、継続的な講習を実施し、技術者の育成と施工管理能力の向上を図る。

事業の進め方

○施工体制台帳の整備による主任技術者等の配置の徹底

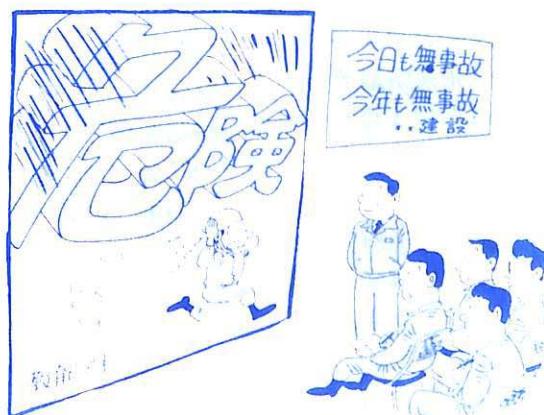
- ・適正な技術者配置の徹底を図るため、施工体制台帳の整備を促進する。また、施工体系図の現場掲示の普及を促進する。さらに、必要に応じ、これらを工事現場へのパトロールの際に確認する。

○教育ビデオ等を用いた建設技能労働者に対する教育の徹底

- ・業界団体、行政、学識経験者からなる建設産業における総合的な安全確保に関する研究会において安全対策の検討を行い、その結果を踏まえ、安全教育ビデオ等を作成し、普及を図る。

○技術者に対する講習の実施

- ・実施対象、実施内容、実施方法、実施機関を定め、技術者に対する継続的な講習を実施する。



事業名11 建設産業Ⅱ戦略事業

事業目的

建設産業は、高度な技術力を持って国民生活と産業活動の基盤づくりを担う基幹産業であり、社会に大きな貢献をしているにもかかわらず、前近代的側面が強調されやすい等、イメージの悪さが指摘されているところであり、これが建設産業からの若者離れの要因の1つとなっている。

建設産業のイメージを向上させるためには、まず、賃金、休日、雇用形態等の雇用労働条件及び作業環境の改善を図ることが基本であるが、同時に建設産業が果たしている社会的使命や魅力を国民各層にわかりやすい形でPRし、建設産業に対する正しい理解を求めていく必要がある。こうした観点から、第一次構造改善推進プログラムに引き続き「建設産業のII(Industrial Identity)戦略」を強力に推進する。

事業内容

○マスメディアの活用等による建設産業のPR

自らの創意工夫により、生産基盤・産業基盤を創造していく建設産業本来の使命・魅力を国民各層に正しくPRする。

- ・新聞、雑誌、テレビ等マスメディアの活用、ビデオ、ポスターの作成、啓発映画の制作等により、建設現場で働くことの素晴らしさ、クリエーターとしての建設産業の魅力をPRする。また、ワーキングウェアファッションショー、若手建設経営者によるディスカッション等のイベントを実施する。
- ・「これは私が作ったんだ」運動（シンボル的な建設生産物の建設に参画した建設技能労働者の刻名碑の整備）を実施する。

○建設産業構造改善推進週間の設置

構造改善事業を一層推進するため、建設業法が公布された5月24日を基準に建設産業構造改善推進週間を設け、国、地方を通じ、構造改善の必要性を積極的にPRし、構造改善に対する正しい理解を得るよう努める。

事業の進め方

○マスメディアの活用等による建設産業のPR

- ・建設産業の社会的使命、魅力のPRに関心を有する公共団体、建設業団体等との連携を図りつつ、積極的なPR活動を実施する。

○建設産業構造改善週間の設置

- ・業界団体等から成る建設産業構造改善推進週間実行委員会の主催による記念イベントを行い、構造改善の必要性について関係者をはじめ国民各層の認識を高めていくとともに、構造改善の推進に顕著な功績のあった機関等の表彰等を行う。また、都道府県における構造改善のための会議の開催等を要請し、建設産業構造改善推進週間の事業の充実に努める。なお、建設産業II戦略事業の展開に当たっては、基本的には業界が主体となって取り組んでいくものであり、事業によっては通常の構造改善推進事業費とは別枠で事業費を調達していくものとする。

事業名12 建設産業CC戦略事業

事業目的

企業と社会とのかかわりが多様化し、その関係が深まるにつれ、企業は公共活動を通じてよりよい社会の構築に向けて積極的に活動していく必要があるとの考え方が強まってきており、建設産業においてもフィラソロピー（積極的社会還元活動）、メセナ（文化擁護）といった視点からの企業評価がなされる時代となっている。このような状況を踏まえ、社会に貢献する建設産業としての姿勢を明確にするための事業を建設産業CC（Corporate Citizenship）戦略事業と称し、その積極的な展開を図る。

事業内容

○地球環境、国際協力、文化・福祉等の面での建設産業の積極的貢献

- ・建設生産物が、地球環境を考える上で無視できない広がりをもって地表を覆うようになってきていることに加え、建設活動や建設生産物の利用段階で消費される資源と建設廃棄物が地球環境の維持に相当の影響を及ぼしていることから、建設産業関係者の地球環境保全に係る意識の向上を図るとともに、熱帯林の減少に歯止めをかけるための南洋材の使用抑制、地球温暖化を防止するための省資源型建造物の建設を促進する等、建設産業が地球環境保全に寄与するための行動規範の確立を図る。
- ・人づくりを通じ、建設業界による国際貢献を推進するため、建設分野における外国人の技術・技能研修生の受け入れを助成建設産業教育センターを通じて積極的に推進し、国際協力に貢献する建設産業としての姿勢を明確にする。
- ・豊かで魅力ある地域社会の実現に向け、文化、福祉などの公益的な業界活動を積極的に行うよう奨励する。

事業の進め方

○地球環境、国際協力、文化・福祉等の面での建設産業の積極的貢献

- ・業界団体、行政からなる地球環境問題に関する検討委員会（仮称）を設け、地球環境問題に対処する建設産業の行動規範をとりまとめ、これに沿った活動を促進する。
- ・助成建設産業教育センターにより、研修生受け入れを積極的に推進するとともに、研修職種、研修生派遣国の多様化、研修効果を踏まえた研修期間の弾力化等の研修制度の充実を図る。
- ・豊かで魅力ある地域社会の実現に向け、文化、福祉などの公益的な業界活動を積極的に行う業界団体及び建設業者の先進的な取組を紹介し、建設業界の意識の向上を図る。



事業名13 建設副産物リサイクル促進事業

事業目的

建設工事の施工に伴って発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設副産物の量は年々増加しているが、土地利用の高密度化が進むにつれて、処分場確保の困難化が進む一方、不法投棄等の不適正処理も依然として少なくない状況にあることから、建設副産物の建設資材としての再生利用（以下「リサイクル」という。）と適正処理を基本とした建設副産物対策を充実する必要がある。

事業内容

- 建設副産物のリサイクル推進に関する普及、啓発
建設副産物のリサイクルを推進するため、リサイクル推進月間（毎年10月）を活用し、建設副産物リサイクルキャンペーン等を実施することにより普及、啓発を図る。
- 建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成の徹底
建設工事に伴って発生する多種、多様な建設副産物の計画的、効果的なリサイクル及び適正処理を促進するため、工事の着工に先立って、発生する副産物の種類、性質、量を把握し、再資源化施設の選定や処分方法等を明示した計画書の作成等の徹底を図る。
- マニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究
建設廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理業者に委託する場合の確認の一手法であるマニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究を行う。

事業の進め方

- 建設副産物のリサイクル推進に関する普及、啓発
 - ・業界団体及び関係機関等から成る建設副産物リサイクル広報推進会議（仮称）を設置し、キャンペーン等を実施する。
- 建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成の徹底
 - ・建設副産物のリサイクル等に係る計画書の作成の徹底を図るため、建設業者の計画書の作成状況を定期的に把握し、計画書の作成が十分でない建設業者に対しては指導を行う。
- マニフェストシステムの適用範囲の検討等適正処理推進のための調査研究
 - ・業界団体、行政からなる委員会を設置し、マニフェストシステム等適正処理推進のための調査研究を行う。



5. 中央建設業審議会 第三次答申

1 答申骨子

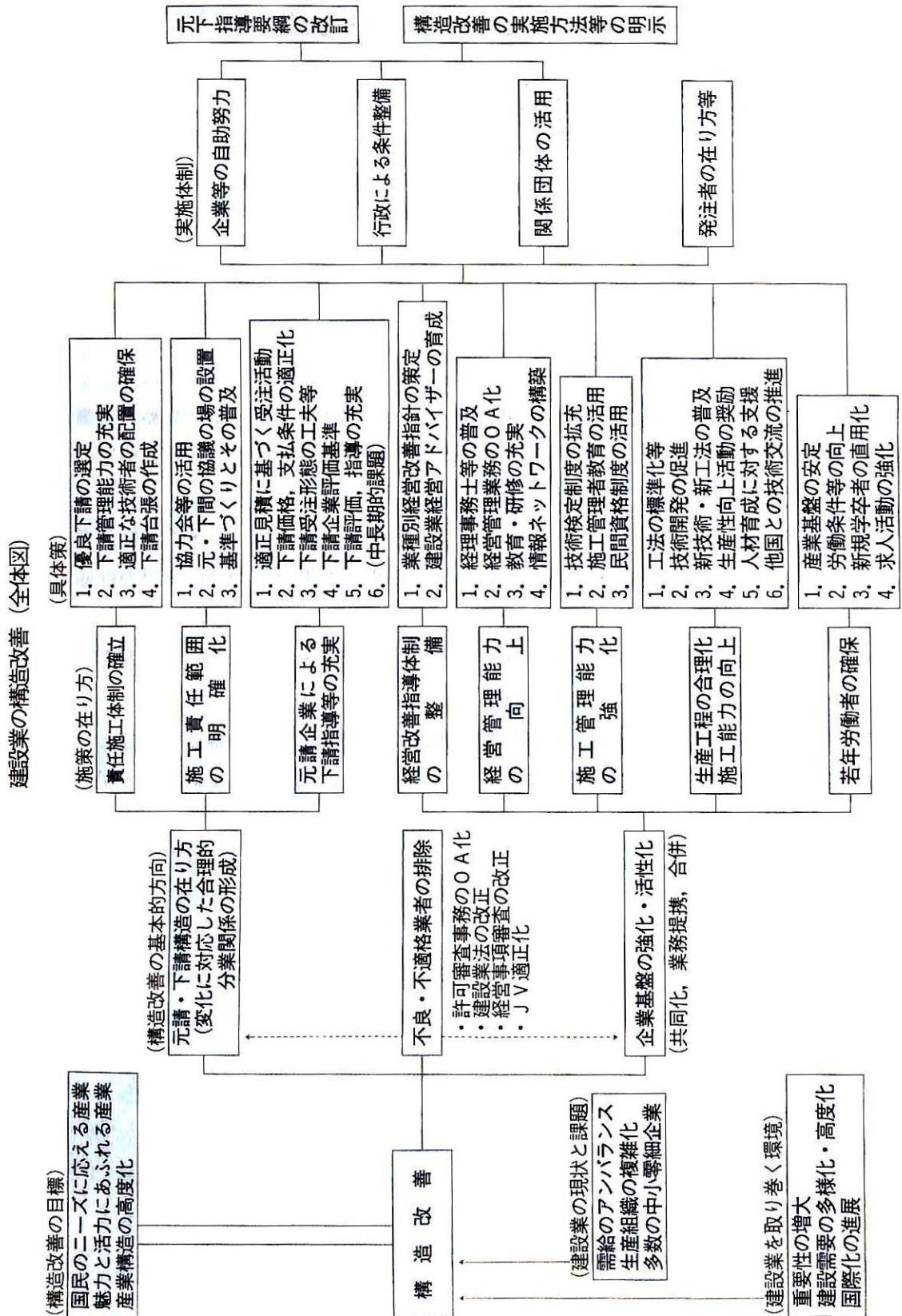
本答申は、建設業が高度化する国民のニーズに的確に対応し、より高品質・高性能の建設生産物を効率的に生産し、魅力と活力にあふれる産業を目指し、産業構造の高度化を行うべく構造改善の方向を示したものである。

構造改善の基本的方向としては、建設生産システムの中から不良・不適格業者を排除し、発注者、設計者、元請・下請が自らの役割と責任を果たしつつ、意思の疎通を十分密にすることによって、効率的生産システムの形成を行うことである。それを実現するためには、個々の企業基盤の強化・活性化を行い、元請・下請構造の在り方を中心とした、合理的分業関係の形成が必要であるとしている。

元請・下請構造の改善施策としては、各企業が責任施工体制の確立を行うとともに、各企業間の施工責任範囲の明確化を行い、適正な契約、価格関係を築くことがその柱であり、加えて元請による下請指導の充実が必要とされている。

企業基盤の強化・活性化としては、経営改善指導体制の整備、経営管理能力の向上、施工管理能力の強化、生産工程の合理化、施工能力の向上、若年労働者の確保がその主要項目として挙げられている。

また、答申は、建設生産システムにおける発注者・設計者の役割の重要性を指摘するとともに、構造改善の実施体制の在り方についても述べている。



2 答申本文

(別紙)

今後の建設産業政策の在り方について（第三次答申）

——建設業の構造改善について——

(昭和63年5月27日)
建設省中建審発第10号

中央建設業審議会会長から 建設大臣あて

昭和61年2月25日付建設省経建発第35号をもって諮問された事項のうち、産業構造の改善を進めるための諸方策について、当審議会において審議を行った結果、その結論を得たので、別紙のとおり第三次の答申をする。

1 建設業を取り巻く環境

我が国の建設業は、国民生活や産業活動の基盤となる建設生産物の供給を通じて、広く社会経済文化の発展に寄与するとともに、国民総生産の2割近くに相当する建設投資を担い、500万人を超える就業者を擁する基幹産業として、国民経済の発展に重要な役割を果たしている。

また、今後、我が国経済社会は、21世紀に向け、国民生活の質により一層の向上をもたらし、国際社会の一員として必要な役割を果たすために、内需主導型経済構造への転換を進めることができるとされており、建設業としても、内需拡大の柱である住宅・社会資本等の整備の担い手として、ますます重要な役割を期待されている。

加えて、我が国経済社会の国際化、高齢化、情報化等の社会潮流の変化に伴い、建設生産物に対するニーズは多様化、高度化するとともに、建設業とエンジニアリング業、製造業等との国際分野における競合は拡大しており、今後、建設業は、活動領域を拡げつつ、これら高度化、多様化する建設需要に的確に応えていくことが必要となっている。

また、我が国が国際的地位を向上させている中で、内外の建設市場における国際化が進展しており、今後、建設業は、国際経済社会の発展にも積極的に貢献していくことが求められている。

2 建設業の現状と課題

近年は、内需拡大という追風に乗り、高い伸びを示す建設需要も、昭和50年代後半は、低迷を続け、こうした需要動向の中、依然として需給のアンバランスを底流としつ

つ、建設生産システムにおいては、下請依存度の上昇、下請の重層化、特定一社への専属度の低下、一部総合工事業者の下請化、受・発注形態の多様化等の現象が進行したことが特徴としてあげられる。この結果、多様な分業関係から形成される建設業の生産組織は、一層複雑なものとなり、建設需要の多様化、ソフト化、建設技術の高度化、専門化の流れとも相まって、建設生産における各機能の在り方、特に、元請・下請間の機能分担の在り方に変化を生じさせている。

また、経営基盤の脆弱な中小零細企業が圧倒的多数を占め、厳しい受注競争の中、経営状況の改善、労働条件の向上等が立ち遅れている、元請・下請関係に不合理な面が残存している等の産業構造や企業体質の面で、従来より指摘されている様々な問題についても、かなり改善されてきているが、今後、解決に向けて、より一層の努力を必要としている。

こうした状況の中で、建設業が将来にわたり、国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力あふれる産業として、社会的評価を獲得するとともに、建設業に従事している者、しようとしている者に対して魅力ある基幹産業になるためには、これら建設業が内包する諸問題を解決し、産業構造の改善、高度化を図っていくことが、喫緊の課題となっている。

3 建設業構造改善の基本的方向

(1) 建設生産システム

建設業の対象は、国土の基盤を成す大規模なものから、国民の生活に深く関連する日常的なものまで幅広く、また、その生産様式における特性（総合組立生産、単品受注生産、現地屋外生産、労働集約的生産）から建設生産システムは、一般的に様々な規模、業種の複数の建設業者とともに、設計者、資材メーカー等多様な産業の分業関係により、形成されている。

このうち、建設業がその根幹をなす施工体制に着目すると、発注者、設計者の意図を受け、企画力、技術力等総合力を発揮して業種間の管理監督を行う総合的管理監督機能と技能労働力を活用して工事施工を担当する直接施工機能の組合せによって行われており、それを総合工事業——専門工事業、あるいは元請——下請としてとらえることができる。

企画、調査、設計、保守等エンジニアリング部門の拡大や、個別企業の受注、施工形態の変化は予想されるものの、このような施工体制は、今後とも建設業の基本構造として、存続するものと考えられる。

(2) 構造改善の基本的視点

建設業が、多様化し、高度化する社会のニーズに対応し、国土空間を築いていく基幹

産業として課せられた期待に応え得るためには、建設生産システムの中から、不良・不適格業者を排除するとともに、発注者、設計者、元請、下請の各々全てが、自らの役割と責任を果たしつつ、意思の疎通を十分密にすることにより、良質な建設生産物を適正価格で提供し得る効率的生産システムを形成する必要がある。

このうち、建設市場からの不良・不適格業者の排除については、「技術と経営に優れた企業」が成長する条件整備として、業界の自助努力を補完する観点から、62年1月の「今後の建設産業政策の在り方（第一次答申）」を踏まえた建設業法の改正、建設業許可のOA化等を始めとする諸方策、及び62年8月の同第二次答申に基づいた共同企業体の活用の適正化についての諸方策等が講じられているところである。

一方、現在の建設生産システムにおいては、企業基盤が脆弱な中小零細企業が多く、施工能力の向上や技術開発の推進に立ち遅れが見られ、企業間における契約、価格等のルールの面でも不合理な面が見られるとともに、必要以上に複雑化した施工形態が発生している。さらに、市場条件についても、品質と価格による競争の推進に対応できるよう整備する必要がある。

建設業は、その特性により、元請と下請という各々の機能分担の組合せにより、生産活動が行われているが、一面で、下請の重層化の増加等が、生産システムの効率を低下させている面があるのみならず、下請選定が経済的のみに片寄る等適正を欠いた業者選定が行われる傾向があることにより、「技術と経営に優れた企業」を目指す意欲のある企業の成長が妨げられる面がある。また、元請との強い従属関係を有する下請や経済的優位性から片務的関係が一部で残存している等のため、責任分担が不明確で契約の合理化、価格の適正化、さらには、市場条件整備を行う上で、支障となるなど、個々の企業の自助努力だけでは、解決し得ない問題が現在の元請・下請構造の中に存在している。

これらを踏まえ、効率的生産システムを形成する上で、もっとも効果的な方策の在り方を考えると、当面講すべき構造改善方策としては、元請・下請構造を切り口として、建設生産システムの検討を行い、これを軸として、発注者、設計者を含めた建設生産システム全体の適正化に向け、諸方策を講ずるべきである。

なお、建設業の構造改善は、広範にわたる課題であり、今後、必要に応じ、さらに、検討を深め、具体的方策を講ずるべきである。

(3) 構造改善の基本的方向

近年の建設業を取り巻く状況、多様化・高度化する社会のニーズを背景として、元請・下請構造は、多次元化・複合化するとともに、元請・下請間の機能分担の在り方が変化し、その明確化が求められている。

このような状況の下、規模に拘らず「技術と経営に優れた企業」を目指す意欲のあふ

れる企業が機能分担の在り方の変化に的確に対応するとともに、合理的な分業関係が形成されるよう元請・下請構造の構造改善を行っていく必要があり、このため、元請・下請各々の企業基盤の強化を行うとともに、不必要的下請の重層化を防止し、適正な契約関係を築くことにより、責任分担範囲を明確化し、国民のニーズに応えて、より高品質、高性能な建設生産物を生産し、安定した産業基盤の確立に業界が積極的に努めるよう条件整備を行うべきである。

なお、元請・下請構造は、それぞれの業種、規模及び地域によって、異なった状況にあり、この違いを踏まえた構造改善方策が検討されるべきである。

4 元請・下請構造の在り方

建設需要のソフト化、多様化や建設技術の高度化、専門化は、建設業の分業関係の在り方、特に、元請・下請間の機能分担の在り方に変化を促すとともに、これら在り方の変化に的確に対応することにより、合理的な分業関係を形成することを強く要請している。しかも、これら在り方の変化の方向、速度等は、企業規模、業種により異なっており、建設生産に携わる個々の企業は、これら在り方の変化に対して、自らの業種特性、企業規模、さらには発注形態に応じて的確に対応することが必要である。

このため、個々の企業及び業界団体は、以下のことを基本的方向として、分業関係の在り方の変化に的確に対応し、合理的な分業関係を形成するよう自ら積極的に努力するとともに、行政としても、これらの取組みを支援するため、従来の施策に加え、新たな構造改善方策を講ずる必要がある。

(1) 責任施工体制の確立

建設工事の適正かつ効率的な施工を確保するためには、建設生産を分担する個々の企業が、分担する工事分野において、課せられた役割と責任を的確に果たすこと（＝責任施工）が極めて重要である。しかも、現在生じている分業関係の在り方の変化、特に、元請・下請間の機能分担の在り方の変化に対する的確な対応が求められていることに鑑み、よりレベルアップした責任施工体制を確立することが必要となっている。

すなわち、下請は、各々の能力に応じて、部分一式等多様な業種・工程を担うができるよう努める一方、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行い得る体制（＝自主的施工管理体制）を確立する必要がある。また、元請は、分担する工事分野における直接施工、施工管理はもちろんのこと、業種・工程間の総合的な施工管理及び下請の適切な指導監督を行いうる体制（＝総合的管理監督体制）を一層強化する必要がある。

このような責任施工体制を各々の工事ごとに確保するとともに、一括下請、不必要的重層下請を排除するためには、元請は、優良な下請を選定しつつ、一定の下請管理能力

を有する現場代理人等を配置し、下請の施工形態等を的確に把握する必要がある。更に、元請・下請を問わず、施工に携わる個々の企業は、技術者の配置を適正に行う必要があり、このためには、建設業法において主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに配置すること、特に一定金額以上の公共性の高い工事について、専任で配置することを義務付けている制度が遵守されることが必須の条件である。このうち、下請の施工形態等の把握の充実を図るために、施工に携わる下請企業の概要、下請工事の内容、下請に付する理由等を記載した下請台帳（仮称）の作成を義務付ける等の方策を講ずる必要がある。なお、多くの都道府県においては、各々の発注工事に関し、下請報告書提出の義務付け等の措置を講じているところである。

また、適正な技術者の配置のうち、その専任制については、昨年6月の建設業法改正により、指定建設業が係わる公共工事における技術者の専任制確保のため所要の措置を講じたところである。今後、指定建設業以外の公共工事並びに民間工事における技術者の専任制の確保を図るため、専任の主任技術者又は監理技術者の氏名を下請台帳に記載させる等の方策を講じていくことが望ましい。

(2) 施工責任範囲の明確化

元請・下請間の機能分担の在り方の変化を背景として、元請・下請間の施工責任の範囲について、現状では、元請・下請間で合意を欠き、不明確なものとなっており、下請契約、下請価格等をめぐるトラブルの基本的な要因となっていると考えられる。もとより、下請価格は市場メカニズムの中で、形成されるものであるが、これまで、元請・下請間においては、価格決定を行う上で、基本となる基準・ルールが不十分な面があった。そこで、元請・下請間において、合理的な契約関係を築き、適正な価格が形成されるためには、これらの基準・ルール作りを行う必要があり、そのためには、まず、業種ごとの標準施工要領書、作業標準等を策定すること等により、早急に、施工責任範囲を明確にする必要がある。

これらのこととは、下請の自主的施工管理体制を確立する観点からも欠かせないことであり、元請企業においては、個別の企業ごとに、常時発注する下請企業との間で定例的な協議の場を設け、双方が納得できる基準、ルール作りを行っていく必要がある。また、施工責任範囲の統一化、標準化を図る観点から、業界団体を中心となって、地域別及び中央に、元請・下請間の基準、ルール等を協議する場を設けるとともに、協議の場で元請・下請双方の合意があった基準・ルール等については、業種、企業規模を十分に留意し、その普及を図る必要がある。なお、行政としても、協議の場の円滑かつ有効な運営を確保するため、適切な助言を行うとともに、協議の場で元請・下請双方の合意のあった基準・ルール等については、その普及のために必要な措置を講ずる必要がある。

(3) 元請企業による下請指導等の充実

元請企業においても、より高品質な建設生産物の最も効率的な生産を確保するため、下請企業を支援し、自主的施工管理体制を確立させることが重要な課題となっている。

このため、元請企業としては、適正な見積に基づいた受注活動、下請価格や支払条件の適正化に努める一方、自主的施工管理体制の確立に努めている優良な下請企業に対しては、部分一式等下請発注形態を工夫したり、安定発注に努める必要がある。また、下請選定に当たっての企業評価基準を確立し、公表することにより、経営改善の方向を示す一方、下請企業の業種特性及び企業規模を考慮した下請評価、指導を行うことにより、自主的施工管理体制の確立を目指す意欲と能力のある下請企業を育成する必要がある。

また、中長期的には、元請企業による下請企業の適正な評価・選定・指導を推進するため、経営状況、工事経歴等に関する企業情報を提供するシステム、業種別の標準的下請評価基準、及び下請管理能力・下請指導実績等を加味した元請企業評価基準の在り方等について検討していく必要がある。

5 企業基盤の強化・活性化

元請・下請構造の改善を図るため、元請と下請との間に合理的な分業関係を形成するためには、個々の企業がその企業基盤を強化していくことが基本前提であり、経営管理能力、施工管理能力、施工能力等の向上を通じて企業体質の強化を図ることが必要である。

このため、個々の企業の自助努力及び業界団体の積極的活動を基本としつつ、行政としてもこれらの自助努力を補完する立場から、下請企業の責任施工体制の確立、企業体質の強化を図るため、従来の施策の一層の活用を図るほか、新たな方策を積極的に講じていく必要がある。

なお、特に企業基盤の弱い中小建設業者について一企業だけで取り組むのが困難な場合には、同業あるいは異業種間において業務提携、合併等共同化を図った上で、強化・活性化を目指すのが有効であろう。

(1) 経営改善指導体制の整備

建設業者が経営方針を設定することは、自ら行う経営改善努力に具体的方針を与えるとともに、元請・下請が自らの方針に合致したパートナーを適切に選択し、合理的な分業関係を築く上でも、重要である。

このような経営方針を実現するため、経営改善を行うに際して、特に企業基盤の脆弱な中小建設業者にあっては、自助努力のみで企業体質の改善・強化を図ることが必ずしも円滑に行われない場合もあると考えられ、このような場合には、建設業経営に関する

専門家から適切な助言・指導を受けつつ、経営改善のための企業努力を行うことが望ましく、そのための体制整備を図ることが急務となっている。このため、業界団体が、経営改善の積極的な取り組みを行うとともに、建設業の特殊性を熟知し、的確な経営改善指導を行い得る人材（建設業経営アドバイザー（仮称））の育成を図り、さらに、このような人材を活用して行う経営改善指導の体制作りを進める必要がある。

また、建設業は多種多様な業種・業態によって構成され、これらによって建設生産が成立していることから、経営改善指導は、一律に行われるべきものではなく、業種・業態ごとの特性を踏まえて設定された経営目標や、それを達成するため策定された経営改善指針に基づき行われることが必要である。

(2) 経営管理能力の向上方策

建設業者が適切な経営改善努力により企業基盤を強化していくためには、その前提として、建設業者が、財務内容を的確に把握することができるよう、财务管理、積算・見積、原価管理能力等の経営管理能力の向上を図り、適正価格での受注を行う必要がある。このため、建設業經理事務士等の普及、活用を図るとともに、標準性等を確保しつつ、業種・業態別に経営管理業務等のOA化を促進すること、及び経営管理業務に携わる者に対する教育・研修を行うこと等に対する適切な助成を講ずることが必要である。

また、様々な情報を効率的に伝達・処理し、各種業務の合理化・高度化に寄与する情報ネットワークの構築等を通じて、情報化に的確に対応した経営管理等を行うことにより、企業基盤の強化・活性化を図ることは、今後の重要な課題であり、その具体的なあり方についての検討を推進する必要がある。

(3) 施工管理能力の強化方策

元請・下請間において定められた施工責任範囲を各々が適正に管理することは、責任施工体制の根幹である。そのため、下請企業がその役割と責任にふさわしい施工管理能力を身につけるとともに、元請企業が業種・工程間の総合的管理能力を充実させる必要があり、技術検定制度の拡充、施工管理者教育の活用等を図るほか、業界団体等が施工管理能力の向上等を目的として自主的に実施している資格制度等の普及・活用を促進する必要がある。

(4) 生産工程の合理化・施工能力の向上方策

今後の建設需要の高度化に的確に対応し、良質な建設生産物の効率的生産を確保していくためには、建設業における品質管理能力の向上を図るとともに生産工程の合理化を図っていくことが必要である。このため、プレハブ化、施工のオートメーション化・ロボット化や工法の標準化を推進するとともに、技術開発を促進するための助成措置や新

技術・新工法の普及・活用を推進するための方策が必要であり、また、建設業者が自社の施工責任範囲内において行う生産性向上のための活動のうち、優れたものについて、奨励・促進するための方策を講ずる必要がある。下請企業が責任施工体制を確立するためには、優秀な基幹労働力を確保・育成することが不可欠であり、このためOJT等企業が実施する研修事業のうち一定の指針に適合するものについて助成措置を講ずる等企業が自助努力として行う人材の育成に対し適切な支援を行う必要がある。

また、積極的に他の諸国と技術交流を行うことも必要であり、これは、一面では、国際社会における一員としての責務を果たす意味において重要で、それに対する助成方策を行う必要がある。

(5) 若年労働者の確保

意欲と活力にあふれる若い労働者を確保することは、主として、直接に労働者を使用する専門工事業や、中小総合工事業のみならず、産業の活性化の意味において建設業全体にとって極めて重要である。このためには、産業基盤の安定を図り、個々の企業における賃金、休日その他の労働条件等を向上させること及び専門工事業等が新規学卒者等を自ら雇用することを基本として、これらについて、元請を含めて、建設業全体の課題であるとの認識の下に、改善への取り組みを行うことが不可欠である。また、これらの対策の実施に当たっては、個々の企業努力には限界があり、元請を含めた業界団体等による積極的な指導、援助が必要である。このような施策と併せて、関係教育機関に対する建設業への入職促進に係る積極的な活動の展開も有効である。行政においては、これら建設業界の自助努力に対して、積極的な支援を行う必要がある。

6 発注者等の在り方

発注形態は、近年、建設需要の多様化に伴って発注者の総合的判断により、総合工事業者への一括発注、分離発注、コストオン方式等多様化の傾向が見られる。建設生産システムにおいては、元請・下請構造とともにその川上に位置する発注者及び、設計者の在り方も重要である。

特に我が国の建設市場の約4割を占める公共工事における発注の在り方は大きな影響を持っており、62年6月に行われた建設業法の改正の中で、経営事項審査制度の見直しが行われ、公共工事の発注者が、真に「技術と経営に優れた企業」を選定し得るよう条件整備を図ることとしているが、発注の平準化を配慮するとともに、技術開発へのインセンティブにつながる発注の在り方、更には、施工体制への関与の在り方等について効率的な建設生産システムの形成の観点から検討がなされるべきである。また、58年3月に行った「建設工事の入札制度の合理化対策について（第二次建議）」等を踏まえ、的確な予定価格の設定、指名審査の厳正化、発注機関相互の連絡調整の強化等について引

き続き、徹底に努めていく必要がある。

また、設計者の役割も、建設需要の多様化、高度化に伴い、その重要性が増しており、発注者から設計者、元請、下請にわたる建設生産システムにおける各々の対話、意思疎通の必要性がますます増大している。今後とも引き続き、施工品質、施工条件等の一層の明確化を図るとともに、効率的な建設生産システムの形成の観点から、設計者をも含めて総合的な検討がなされるべきである。

7 建設業構造改善の実施体制

建設業の構造改善は、より高品質、高性能の建設生産物を生産し、期待される役割を担うよう建設業の不合理な部分の改善を行い、更に一層の産業の高度化を図ることにより、産業基盤の安定化を目指すものであり、個々の企業、業界団体が、自覚を持って、積極的に自主的努力を行っていくことが基本である。行政としては、建設業構造の実態を総合的に調査し、これら自主的努力が、より効果的なものとなるよう条件整備を図るべく諸方策を講じていく必要がある。そのためには現行の「元請・下請関係合理化指導要綱」を改訂し、本答申の内容を盛り込み、同要綱の周知徹底、国、都道府県、業界団体等による指導体制の強化を図る必要がある。また、今後、元請・下請関係の状況等を踏まえ、適宜、指導要綱の見直しを行っていくのが望ましい。

更に、以上述べた建設業構造改善方策の方向については、建設省において、その具体的な内容と実施方法等を明らかにするとともに、構造改善の実施に向けた体制づくりを行い、実効性ある実現を期する必要がある。その実施に当たっては、建設業振興基金、建設経済研究所、建設業情報管理センター、日本建設情報総合センター等の財團法人、建設業諸団体、保証事業会社等を十分活用する必要がある。また、特に建設業構造改善における業界団体の果たす役割が大きいことに鑑み、建設業者の組織化、並びに事務局体制の強化等を含めた業界団体の在り方について検討していく必要がある。

6.第一次構造改善 推進プログラム

(平成元年3月30日)
(建設省建設経済局)

1 趣旨

建設産業は、国民生活と産業活動の基盤となる建設生産物の供給を担うわが国の基幹産業であり、来るべき21世紀に向けてより豊かな経済・社会の創造に一層の貢献を果たすべく、活力と魅力あふれた産業として、発展を遂げることが望まれているところである。このため、建設省においては、昭和61年2月に「21世紀への建設産業ビジョン」を策定し、行政の課題として技術と経営に優れた企業が成長し得る条件の整備を、また業界として元請・下請間の新しいパートナーシップの確立と企業活動の活性化をそれぞれ示したところである。

こうしたビジョンの指摘に沿って、中央建設業審議会から第一次、第二次の答申が行われ、これまでに建設業法の改正及び経営事項審査制度とJV制度の抜本的な改善を行ったところであるが、さらに、昨年5月27日に中央建設業審議会から第三次の答申がなされた。

この第三次答申は建設業法の改正等によって技術と経営に優れた企業が成長し得る条件整備が図られたことを受け、ビジョンにおいて業界の課題とされた建設生産システムの在り方と企業基盤の強化・活性化について具体的な取り組みの方向を示すとともに、これに対する建設業行政としての支援の在り方を明らかにしたものである。

今後、この答申に沿って業界・行政一体となった構造改善事業の推進が行われるべきであるが、より実効ある事業の推進を確保するためには、各事業の緊急性、重要性に基づくプライオリティーを明らかにし、計画的、重点的な取り組みを行うことが不可欠である。

本プログラムは、こうした考え方方に立って、第三次答申で示された諸施策のうち行政の支援が必要なものについて、当面、平成元年度から3年間に重点的に実施すべき事業

を選定し、そのねらい、事業内容、事業の進め方等を明らかにするものであり、同時に財建設業振興基金内に設けられた構造改善センターの行うべき構造改善事業の方向を示すものである。その際、第三次答申で示された構造改善の方向においては、業界による自主的な取り組みが不可欠とされていることから事業の選定に当たっては、業界のニーズを基本とすることとし、業界の有識者からなる構造改善推進会議を設置し、ニーズの把握を行った。

なお、本プログラムに示された事業の実施に当たっては、必要に応じ、発注者の協力を要請するとともに、財建設業振興基金内に設けられた「構造改善基金」及び建設業振興策等を有効に活用するものとする。

また、本プログラムの運用において、建設業をめぐる状況の変化等により、新たに取り組むべき課題が生じた場合には、業界のニーズを踏まえ、他の事業とのプライオリティーを考慮し、弾力的に事業の実施を行っていくものとする。

2 重点事業選定の基本方針

本プログラムにおいては、「活力と魅力にあふれた建設産業」を目指すため、不良・不適格業者の排除、建設生産システムにおける新しいルールづくりの確立、生産性の向上、若年建設従事者の確保の4つの課題を緊急に取り組むべき課題として設定し、この課題解決のため直ちに着手すべき事業を本プログラムの第一期期間中（平成元年～平成3年度）に推進すべき重点事業として選定することとした。

構造改善推進会議においては、本プログラムの策定に当たり様々な角度から議論がなされたが、もっとも早急に業界全体で取り組むべき課題として、多くの委員から指摘があったのは、建設業の若者離れを背景に、如何にして「若者にとって魅力ある建設業」を実現し、若者を建設業に迎え入れるかということである。意欲と活力にあふれる若年建設従事者を確保することは、建設産業全体にとって基本的重要課題であり、これらの建設従事者を主として直接に雇用する専門工事業や中小総合工事業のみならず、建設産業界全体として取り組むべき課題である。

また、この問題は、単独の課題として解決がなされるものではなく、解決には労働条件の改善、雇用の安定、若者の入職促進・人材の活用、産業イメージの向上等の多方面にわたる課題の解決が必要である。したがって、この問題の解決は答申で示された構造改善そのものの推進によってはじめて可能となるものである。その意味では、「活力と魅力にあふれた建設産業」の実現を目指すべく策定された本プログラムは「若者にとって魅力ある建設産業」を目指す行動計画としての意味を併せて持つものである。

（参考 構造改善推進プログラム全体図 P.52参照）

3 重点課題

(1) 不良・不適格業者の排除

「技術と経営に優れた企業」が成長し得る条件整備を行うことは、活力と魅力にあふれた建設産業を築くためにも、ぜひとも必要である。このうち、昭和62年6月には、特定建設業の許可基準の改正、経営事項審査制度の整備、監理技術者制度の整備等を内容とする建設業法の改正が行われた。このうち、技術者制度は、2年間は経過措置が講ぜられ、平成2年6月から全面施行となる。

また、共同企業体活用の適正化に関しては、昭和62年8月に中央建設業審議会から、共同企業体から不良不適格業者を排除し、本来の趣旨に沿った適正な共同施工の確保を徹底しようとする答申・建議がなされた。

これらの制度はいずれも「技術と経営に優れた企業」が成長しうる市場の条件を整備するものであって、構造改善を進めるためには不可欠であり、本プログラムの計画期間中に新制度の定着を図る必要がある。

(2) 建設生産システムにおける新しいルールの確立

建設生産は、総合工事業と専門工事業及び設計者、資材メーカー等の分業関係により成り立っている。こうした分業関係を前提に業者間の契約締結、価格決定さらには、人材の養成等の面において、適正なルールが確立し、合理的な分業関係が成立しなければ、効率的な建設生産システムの実現は不可能である。

特に、現在不足が叫ばれている技能工は直接的に専門工事業が雇用している場合が多いが、技能工の育成については、専門工事業だけでなく、業界全体で取り組んでいく必要があり、この面からも、ルールづくりを早急に行う必要があるといえる。

一方、現在は、建設業の好況の中で、業界において今が総合工事業・専門工事業(元請・下請)を中心とする建設生産システムにおける新しいルールづくりに絶好の機会であるとの認識が広く見られる。

このため、現行の元請・下請関係合理化指導要綱の改訂を行うとともに、総合工事業・専門工事業等建設生産を担う業界相互間で協議を行う場を設け、建設生産システムにおけるルールづくりを行っていく必要がある。

(3) 生産性の向上

発注者のニーズに応え、良好な品質の建設生産物を適正な価格で供給することは、産業としての基本的使命であるが、これにとどまらず、将来の労働力供給を勘案して、省力化を進め、さらに経営基盤の強化によって労働・雇用条件の改善を実現するためにも生産性の向上は不可欠の課題である。このため、経営管理能力の向上と技術開発等によ

る生産システムの高度化、効率化を図り、生産性の向上を実現する必要がある。

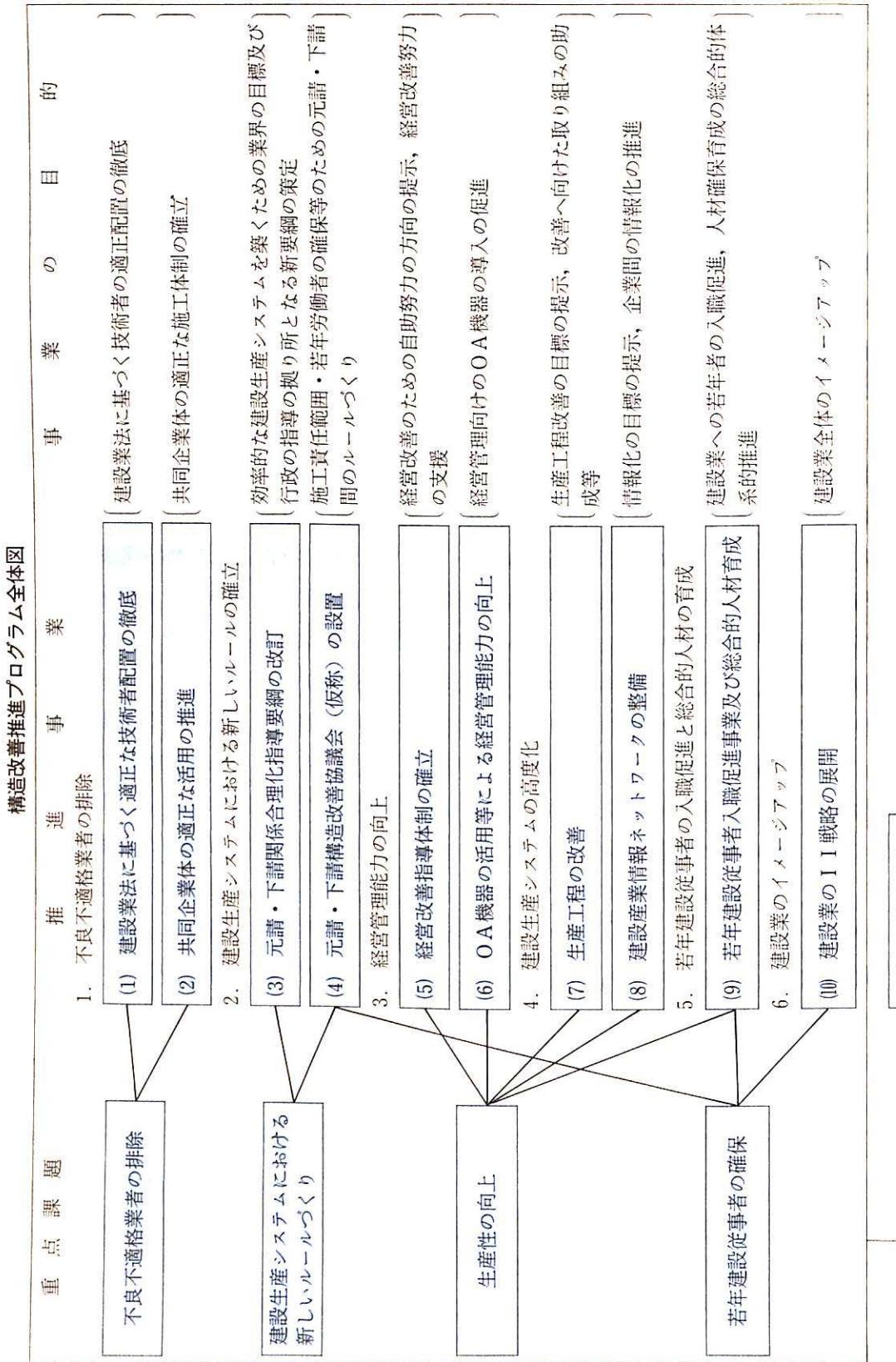
経営管理能力の向上については、経営改善を行うに当たっての指導体制の確立と経営管理における OA 利用の促進方策を講ずる。

建設生産システムの高度化の面では、ロボット化・プレハブ化等に向けた技術開発や生産性向上の取り組みの方向を示すことにより、生産工程改善を促進するとともに、建設生産における情報ネットワークの整備に向けた事業の推進を行うこととする。

(4) 若年建設従事者の確保

若年建設従事者の確保は、前述したように、単独の課題として解決されるものではなく、雇用の安定、労働条件の改善等がなされて達成されるものであるが、本重点課題においては、若者の入職促進・人材の活用や産業イメージの向上についての事業を実施するものとする。

若者の入職促進・人材の活用については、教育機関と建設業界の情報交換を密にする等による若年建設従事者の入職促進及び人材育成のための取り組みを盛り込み、産業イメージの向上については、建設業全体のアイデンティティを確立するため建設業 I I 戦略（Industrial Identity）の展開を行う。



7. 第一次構造改善 推進プログラムの実施状況

構造改善推進プログラム（平成元年3月）は、中央建設業審議会第三次答申で示された諸施策のうち、事業の緊急性、重要性の観点から、元年度から3年間に重点的に実施すべき事業を選定したものである。プログラムでは、4つの重点課題を設定しているが、それぞれの課題ごとの主な事業実施状況は以下のとおりである。

1 不良不適格業者の排除

1 建設業法に基づく適正な技術者配置の徹底

建設業法に基づく適正な技術者配置、特に平成2年6月より全面適用された指定建設業監理技術者資格者証制度の的確な運用を確保するための方策を推進した。

(1) 下請発注状況等調査

平成元年10月、指定5業種に係る特定建設業者（約5,000社）に対し、国家資格の保有状況、下請工事の発注状況等についてアンケート調査を実施した。

(2) 資格者証運用マニュアルの作成、周知

平成2年5月、上記調査結果等をふまえ、建設省において、建設業者並びに建設業者を指導する行政担当部局の指針となる資格者証運用マニュアルを策定し、5月18日付で都道府県及び業界団体に対し通知するとともに、同マニュアルに係るパンフレットを作成し、周知徹底を図った。

- ・資格者証運用マニュアル（冊子）
- 都道府県及び業界団体に配布
- ・資格者証運用マニュアルのあらまし

(3) 技術者専任制確保のためのOAシステムの検討

OAシステムの活用により技術者専任制の徹底を図るため、平成2年11月より（財）建設業振興基金内に「技術者の専任制確保のためのOAシステム検討WG」を設置し、都道府県におけるOAシステムを活用した専任制チェック方法等について検討を行い、平成4年3月、「技術者の専任制確保のためのOAシステムの手引」を取りまとめた。

2 共同企業体の適正な活用の推進

共同企業体の適正、円滑な運営に資するため、共同企業体運営指針を策定し、業界に普及、徹底を図るとともに、公共発注機関における共同企業体の運用の適正化を進めた。

(1) 共同企業体運営指針の策定・普及

円滑、効果的な共同施工を確保するため、共同企業体適正運営推進協議会指針策定部会において、平成元年5月、共同企業体運営指針を策定するとともに、同指針の普及活動を実施した。

- ・共同企業体運営指針のパンフレットを平成元年9月に発行
- ・共同企業体運営指針講習会を平成元年12月～2年3月に、全国31か所において開催

(2) 共同企業体運営モデル規則の作成・普及

① 共同企業体における運営指針に沿った諸規則の整備を推進するため、モデル規則の作成を行うこととし、平成2年6月、共同企業体適正運営推進協議会適正化部会において、その作成方針等を定めた共同企業体運営基本要綱を取りまとめるとともに、共同企業体運営モデル規則検討WGを設置し、同要綱に基づき、平成4年3月、モデル規則（7規則等）を作成した。

- ・運営委員会規則
- ・施工委員会規則
- ・工事事務所規則
- ・人事取扱規則
- ・就業規則
- ・経理取扱規則
- ・購買管理規則
- ・工事竣工後の瑕疵担保責任に関する覚書

② 同モデル規則に係るパンフレットを作成し、都道府県、業界団体等を通じて配布した。

(3) 共同企業体運営指針定着状況調査

共同企業体運営指針の定着状況、共同企業体運営上の問題点等を把握するため、平成3年2～3月、運営指針定着状況調査（対象約2,000社）を実施した。

(4) 共同企業体運用基準調査

共同企業体の運用の適正化を図るため、平成2年度及び3年度において引き続き、主要公共発注機関を対象に、共同企業体運用準則に基づく運用基準の策定、運用状況

等について調査を実施した。

2 建設生産システムにおける新しいルールの確立

1 元請・下請関係合理化指導要綱の改訂

建設業を取り巻く諸状況の変化等を踏まえ、総合工事業者、専門工事業者の分業関係からなる建設生産システムをより効率的なものにするため、元請・下請関係合理化指導要綱（昭和53年建設省計建発第318号）の改訂を行うとともに、その周知・徹底等を図った。

(1) 元請・下請関係合理化指導要綱の改訂

平成元年、業界団体、都道府県から、元・下関係改善研究会（要綱等の事前検討を行うため、63年度(財)建設業振興基金に設置）報告書について、意見聴取を行うとともに、元年11月からは、建設省に元請・下請関係合理化指導要綱改訂懇談会（総合工事業、専門工事業、都道府県等より構成）を設置し、検討を進め、平成3年2月5日付けて「建設産業における生産システム合理化指針」として建設経済局長より通達された（建設省経構発第2号）。

(2) 「建設産業における生産システム合理化指針」の周知・徹底

建設産業における生産システム合理化指針の周知・徹底を図るため、次のような作業を行った。

- ・建設産業における生産システム合理化指針（白パン）の作成・配布（平成3年2月）
- ・パンフレット「建設産業における生産システム合理化指針のポイント」の作成・配布（平成3年6月）

2 建設生産システム合理化推進協議会の設置

建設産業における生産システム合理化指針に基づき、総合工事業者と専門工事業者が対等な立場に立って協議し、両者間の具体的ルール作りを行うため、建設生産システム合理化推進協議会を設置し、検討を進めている。

(1) 協議会の設置準備

- 平成元年7月から平成2年10月にかけて総合工事業団体、専門工事業団体とともに、協議会における検討テーマ、その具体的解決方策等について検討を行った。
- 建設生産システム合理化推進協議会の仕組み、運営方法、設立手順等について具体的に検討するため、平成3年4月から5月にかけて総合工事業者団体及び専門工事業者団体との懇談会を実施した。

(2) 協議会の設立、協議

平成3年8月8日、建設生産システム合理化推進協議会（建設業者団体代表16名、学識経験者等4名、建設省4名：事務局(財)建設業振興基金）が発足し、当面の協議テーマとして、時短、休日の確保問題を取り上げて協議が行われた。その結果、平成4年2月27日「建設業における4週6休制の推進について」の申し合わせが行われ、同年4月より4週6休制の導入を進めることとされた。

- ・平成3年8月8日 第1回協議会

- ・委員長、副委員長の選任
- ・協議会規約の決定
- ・当面の協議テーマの設定（「時短、休日の確保」を決定）

- ・平成3年9月18日 第2回協議会

- ・平成3年10月15日 第3回協議会

- ・「時短検討WG」の設置を決定

- ・平成3年11月21日 第1回時短検討WG開催

- ・平成3年12月17日 第2回時短検討WG開催

- ・平成4年1月29日 第3回時短検討WG開催

- ・平成4年2月27日 第4回協議会開催、「建設業における4週6休制の推進について」申し合わせ

- ・全日曜日と第2、第4土曜日を休日の基準日として法律に1年先立ち、
平成4年4月から4週6休制の実施に努める。

- ・休日には現場閉鎖する等により全ての工事の休止に努める。

（参考 P.145）

(3) 協議会申し合わせ事項の普及推進

協議会における申し合わせを踏まえ、大臣届出95団体等に協力要請を行うとともに、建設業界への浸透と発注者等の理解、協力を得るため、建設省と協議会が共同し、「建設産業の4週6休制普及キャンペーン」を全国的に展開中である。

- ① 協議会申し合わせに係る協力要請

- ・大臣届出団体（95団体）及び建設省 平成4年2月27日

- ② 建設産業の4週6休制普及キャンペーン

- ・全国大会 平成4年3月23日

- ・地方大会 全国9ブロック（平成4年4月～6月）

- ・ポスター、パンフレット、白パンの作成配布

（注）業界における時短の推進を支援するため、建設省において「建設産業における労働時間短

縮推進要綱」(平成4年4月6日)が策定された。(参考P.140)

(4) 地方協議会の設立状況

地方においては、建設産業団体連合会を中心となって、中央との密接な連携の下に、地域の実情等を踏まえた諸問題の解決を図るため、建設生産システム合理化推進地方協議会が設立されている。

・設立状況

熊本(平成3年10月25日), 静岡(平成3年10月31日), 香川(平成3年12月9日)

滋賀(平成3年12月17日), 埼玉(平成3年12月20日), 岩手(平成4年1月24日)

沖縄(平成4年2月7日), 山梨(平成4年3月16日), 京都(平成4年3月31日)

3 生産性の向上

1 経営管理能力の向上

(1) 経営診断・指導事業

経営基盤の脆弱な中小建設業者における自己の財務内容等の的確な把握と、経営管理能力の向上に資するため、コンピュータによる簡易財務診断の実施、受診者を対象とした事後相談会の開催及び業界団体が自主的に行う財務診断等講習会への助成を行った。

① コンピュータによる簡易財務診断の実施

【概要】

実施時期：平成2年3月から実施

事業対象：土木建築、土木、建築、電気、管、塗装(平成3年7月開始)の6業種における中小建設業者

助成措置：診断料は無料

【平成2年度実績】

- ・土木2,648、建築848、土木建築822、電気348、管392、計5,058(社)
- ・簡易財務診断の受診企業に対する事後相談(簡易財務診断相談会)を7会場で開催

【平成3年度実績】

- ・土木3,458、建築1,259、土木建築1,094、管751、電気681、塗装319 計7,562(社)
- ・簡易財務診断相談会を15会場で開催

② 財務診断等講習会への助成

【概要】

助成対象：建設業団体

実施時期：平成2年3月から実施

【平成 2 年度実績】 16団体、34箇所（受講者数2,660名）

【平成 3 年度実績】 7 団体、15箇所（受講者数767名）

(2) 「建設業のための財務診断のすすめ」の作成

平成 2 年 5 月、中小建設業者が自社の決算書に基づき財務面の自己診断を行う場合の参考として「建設業のための財務診断のすすめ」を作成し、関係団体に配布した。

(3) 建設業経営後継者等研修の実施

建設業の経営後継者を対象に、経営者として求められる総合的な経営管理能力を養成するため、「建設業経営後継者研修」を平成 2 年 3 月より企画、実施している。

【平成元年度実績】

1回（事業承継重点コース）

【平成 2 年度実績】

4回（事業承継コース 1回、経営戦略コース 2回、経営管理コース 1回）。また、本研修の修了者を対象とした第 1 回建設業青年経営者会議を開催した。

【平成 3 年度実績】

3回（事業承継コース、経営戦略コース、経営管理コース各 1回）。また、第 2 回建設業青年経営者会議を開催した。

(4) 業種別経営改善指針作成への指導、助成

個々の企業の経営改善に向けての自助努力、建設業経営診断・指導事業等に資するため、業界団体が行う業種別経営改善指針の策定に助成を行った。

- ① 平成 2 年 8 月、経営改善指針策定・運営研究会において、指針の目的、内容、作成方法等を示した「業種別経営改善指針作成要綱」を取りまとめた。
- ② 同年10月に、本要綱に基づき、業界団体による業種別経営改善指針の策定作業を推進するため、助成制度を創設し業界団体に通知した。

【概 要】

助成対象：建設業団体

実施時期：平成 2 年 10 月開始

【助成実績】

- ・平成 2 年度 2 団体
- ・平成 3 年度 6 団体

(5) 専門工事業等の財務データ整備

専門工事業等の経営診断や経営改善指針の作成等に資するため、財務指標の整備を行っている。

(6) 建設業の O A 化の推進

中小建設業において立ち遅れているOA化を推進し、経営管理能力の向上を図るための方策を講じている。

① パソコン用パッケージソフトカタログの作成等

- ・平成2年5月、OA化導入ガイダンス及び建設業向けパソコン用パッケージソフトカタログ集を作成し、業界団体に配布した。
- ・平成3年3月、OA化カタログ集の改訂版を作成し、業界団体に配布した。

② OA機器操作体験会の開催

直接OA機器に馴染んでもらうため、OA機器操作体験会を平成2年度2会場で、平成3年度1会場で開催した。

③ OA化先進企業事例調査の実施

OA化の推進が遅れている中小建設業の参考に資するため、平成3年12月にOA化先進企業の事例調査を実施し、平成4年3月「事例にみるOA化のすすめ」を作成した。

2 建設生産システムの高度化

(1) 生産工程改善

① 生産工程改善への助成

- ・平成元年度より、建設業の生産性向上と労働力不足に対処するため、工事の施工方法、道具・機械の改善及び作業用機械の開発に対し助成を実施している。

【概要】

助成対象：建設業団体

助成措置：開発費の一部を助成

【助成実績】

- ・平成元年度 2団体
- ・平成2年度 2団体
- ・平成3年度 2団体

② 建設作業ロボット普及促進のための税制の整備

- ・中小企業者による建設作業ロボット・メカトロ機器の取得に対する税制上の特例措置の創設（取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除）

《建設作業ロボット》

（平成2年度）

コンクリート床仕上げロボット

外壁塗装ロボット

コンクリート吹き付けロボット

ワンマンコントロールアスファルトフィニッシャー

(平成 3 年度)

玉掛け外しロボット

コンクリート打設ロボット

外壁検査ロボット

(平成 4 年)

ボード張りロボット

《メカトロ機器》

(平成 4 年度)

弾性波探査器

③ 施工の機械化等に関する調査の実施

ゼネコン、サブコン833社に対し、施工の機械化、工場生産化等への取組について調査を実施した。

(2) 建設産業情報ネットワークの整備

建設産業における生産性の向上を事務処理の効率化の面から実現するため、建設業の情報化、特に従来の帳票による商取引をコンピュータによる電子的な商取引に置き換えるE D I（電子データ交換）を、建設産業情報ネットワーク（C I - N E T）の名の下に推進している。

- ① 63年度から、「建設産業情報ネットワーク研究会」（事務局：（財）建設経済研究所）が設立されて検討が進められ、建設産業情報化ビジョンの策定、ビジネスプロトコルの標準化検討、モデルシステムの開発等が行われた。
- ② 平成 2 年度からは、上記研究会を改組して「建設産業情報ネットワーク（C I - N E T）推進協議会」（事務局：（財）建設業振興基金、会員数70）を設置し、E D I の早期実用化に向け、次のような活動を行った。

【平成 2 年度活動概要】

- 見積及び支払関係業務に係るメッセージフォーマット、標準データコード、メッセージ作成規則等の検討と「C I - N E T 標準ビジネスプロトコル Ver 1.0」の作成、公表
- E D I の推進・普及上、関係各社が共同で行うべき事業（共同・公益事業）の抽出と推進方策の検討
- E D I 導入に係るコスト／ペネフィットの分析
- C I - N E T 構想に係る「広報普及の基本方針」及び「広報普及ガイドライン」の策定と広報普及活動の実施

- ・シンポジウムの開催（東京、大阪）
 - ・C I -NET セミナーの開催（全国約10箇所）
 - ・解説本「C I -NET」の作成
 - ・パンフレットの作成
 - ・プロモーションビデオの作成
 - その他、EDI推進上の諸課題の検討
- ③ 平成3年度においては、C I -NETが実用化を目前とする段階に至った状況を踏まえ、平成3年7月、(財)建設業振興基金に建設産業情報化推進室を設置し、事務局体制の強化を図りつつ、次のような事業を行った。
- 【平成3年度活動概要】**
- 建設産業全体をカバーする恒常的なC I -NET推進機関の設置検討
(平成4年4月、(財)建設業振興基金内に「建設産業情報化推進センター」が設置された。)
 - 情報処理の促進に関する法律に基づく「電子計算機の連携利用に関する指針（連携指針）」の検討
(平成3年12月21日付け建設省告示第2101号として官報告示された。)
 - 統一企業コードの設定及び仮番の発番
 - 標準メッセージの拡張（注文情報、出来高情報、出荷／入荷情報）及びC I -NET標準ビジネスプロトコル Ver 1.0のメンテナンス
 - 業務運用規約、取引基本約款等運用ルールの策定
 - 変換ソフトウェアの開発とこれを用いた実稼働試験の実施
 - 広報普及活動の実施
 - ・シンポジウムの開催（北海道）
 - ・C I -NETセミナー等の開催（11箇所）
 - ・OHPシート及び広報用原稿の作成
 - ・マスコミ等を活用した広報普及、「C I -NET会報」の発行
 - C I -NETの実用化のための諸課題の検討

4 若年建設従事者の確保

1 若年建設従事者入職促進と総合的な人材の育成

(1) 若年建設従事者入職促進事業

若年者の建設業への入職を促進するため、若年建設従事者入職促進協議会の設立に係る助成、労働事項評価マニュアルの策定、普及等を行った。

① 若年建設従事者入職促進協議会の設立・運営への助成

建設業界、行政、教育機関で構成する若年建設従事者入職促進協議会を都道府県ごとに設置することとし、その設立・運営に対する助成を行った。

【概要】

助成対象：建設業協会

実施時期：平成元年度から実施

【助成実績】

- ・平成元年度 21箇所 東京、北海道、岩手、宮城、栃木、群馬、茨城、神奈川、山梨、石川、静岡、京都、鳥取、広島、香川、福岡、大分、熊本、宮崎、長崎、佐賀
- ・平成2年度新規 12箇所 新潟、沖縄、秋田、埼玉、愛知、山口、岐阜、富山、三重、鹿児島、福島、島根
- ・平成3年度新規 5箇所 山形、千葉、福井、大阪、奈良

② 現場見学会の実施に対する助成

建設業に対する理解を深めるため、高校生等を対象に建設業団体が行う現場見学会に対し助成を行った。

【概要】

助成対象：建設業団体

実施時期：平成2年度から実施

【助成実績】

- ・平成2年度 4団体、13回
- ・平成3年度 23団体、71回

③ 現場見学会実施報告「若者からのメッセージ」の作成

平成3年3月、現場見学会の実施状況及び見学会に参加した高校生、教師、父兄等の感想文等を取りまとめ、現場見学実施報告を作成し、業界団体等に配布した。

④ 建設業者の労働事項評価マニュアルの策定、普及

- ・教育機関が個々の建設業者の労働事項に関する状況（労働条件、賃金形態、昇進制度、教育・訓練、厚生施設等）を的確に把握し、適切な就職指導が行えるよう、平成2年4月に「労働事項評価マニュアル」を策定し、業界団体等に配布した。
- ・平成3年5月、同マニュアルの普及を図るため、「解説付労働事項評価マニュアル」を作成し、業界団体等に配布した。

⑤ 新卒者採用計画調査の実施

- ・平成元年度より、毎年、若年労働者確保対策等の検討の基礎資料とするため、総合

工事業者、専門工事業者約2,000社を対象に、新卒者の採用状況、採用計画等につきアンケート調査を実施している。

⑥ 労働時間短縮調査の実施

- ・建設業における労働時間短縮を促進するため、総合工事業者、専門工事業者約2,000社を対象に、平成2年度及び平成3年度に実態調査を実施した。

⑦ 悪天候対策制度に関する調査の実施

- ・悪天候時の賃金確保、悪天候の克服体制の整備等に資するため、平成2年度はドイツ、フランス、平成3年度はオランダ、イタリア、オーストリアにおける実態調査を実施した。

⑧ 女性技術者：技能者の活用に関する調査の実施

- ・女性技術者：技能者の採用状況、業務内容、効果、あい路等について、総合工事業者、専門工事業者2,200社に対し、調査を実施した。

(2) 総合人材開発事業

平成4年1月、(財)建設産業教育センターに研究会を設置し、「建設業人材育成基本指針」を策定した。また、専門工事業における技能労働者等の入職から退職までの計画的、体系的な教育訓練等を中心とした業種別の「建設業人づくりプログラム」の策定を推進するため、同センターを通じて建設業団体等に対し助成を行っている。

【概要】

助成対象：建設業団体等

実施時期：平成3年3月から実施

【助成実績】

- ・平成2年度 2団体
- ・平成3年度 5団体

(3) 施工技術・施工管理能力向上等研修への助成

建設業団体が自主的に行う施工技術・施工管理に関する民間資格の取得や能力向上のための研修会及び経営管理能力向上研修会の実施等を支援するため、助成を行った。

【概要】

助成対象：建設業団体

実施時期：平成2年度から実施

【助成実績】

- ・平成2年度 24団体
- ・平成3年度 28団体

(4) 高等教育機関との連携による技術者養成・確保方策の検討

電気工事業をモデルに、業界、学識経験者、行政等からなる研究会を設け、大学等の高等教育機関との連携による技術者の養成・確保方策等について検討した。

2 建設業のイメージアップ

① 現場環境改善事例集の発行

建設業のイメージアップを図るため、各地の建設現場における環境改善の取組事例を集めた現場改善事例集を平成元年11月に作成、業界団体等に配布。

② 現場環境改善の手引の発行

現場改善事例集の第2版として、現場環境改善の手引を平成3年11月に作成、業界団体等に配布。

③ 地方公共団体、建設業団体が実施する事業への助成

建設業のイメージアップを図るため、地方公共団体、建設業団体が実施する関係事業に対し助成を行った。

【助成実績】

- ・平成元年度 1団体
- ・平成2年度 5団体
- ・平成3年度 8団体

5 その他（建設工事施工の平準化）

工事量の少ない4～6月に工事量を確保し、施工の平準化を実現するため、ゼロ国債等の国庫債務負担行為の活用を図っている。

・ゼロ国債 平成元年度、2年度、3年度共各6,000億円

・ゼロ県債等 平成2年度（当初及び補正）計21道府県（約280億円）

平成3年度当初、補正、平成4年度当初 計35都道府県（約630億円）

（平成4年4月23日現在）

8. 都道府県における建設業行政に係る取組について

1 構造改善の組織について

平成4年度に構造改善の官職等を新設……4道県

北海道……「構造改善担当参事」を新設

埼玉県……「構造改善・建設残土担当主査」を新設

岐阜県……「構造改善担当建設産業対策監」を新設

佐賀県……「構造改善対策室（室長、課長補佐、係長の3名）」を新設

（注）佐賀県は平成3年6月に組織を新設

（備考）上記以外の構造改善専任組織

青森県（副参事・構造改善平準化担当）

千葉県（課長補佐）

神奈川県（専任主幹）

長野県（構造改善専門指導員）

2 平成4年度構造改善関係予算

35道府県で構造改善関係予算を計上、うち2府県で平成4年度に新たに予算措置、残る33道府県のうち、11府県で平成3年度に新規事業を計上。

〔事業内容（例）〕

①不良不適格業者の排除（4県）

◎技術者名簿作成（三重県）

技術者の適正配置を徹底するため、各事業所毎の技術者名簿を作成し、発注機関に配備する。

◎技術者チェックシステム入力業務委託（滋賀県）

指定建設業監理技術者資格者証制度を含めた技術者配置の徹底を図るため、チエ

ックシステムを導入し、技術者の配置に関するチェックを行っている。

②建設生産システムにおける新しいルールづくり（9道府県）

◎建設工事下請負等実地調査（秋田県）

県発注工事の元請・下請業者を対象に面談により下請工事の契約状況を調査し、不適当な点について口頭又は文書により指導をし、改善を求める。

◎建設労働者休日促進モデル事業（佐賀県）

4週6休制を一部の工事において導入、労働者不足の解消策としての有効性及び工事の影響について調査し、その結果を今後の工事発注及び建設行政へ役立てる。また、有給休日手当てに相当する休日促進費を設計書に計上し、支給する。

③生産性の向上（14道府県）

◎建設業者研修会（大阪府）

特定建設業者を対象に、元請・下請関係の適正化等建設業界の現状や動向についての講演を行う。また新規に建設業の許可を取得した者に対し、建設業法への理解と建設業者の資質の向上を目的とした研修を実施する。

◎建設業近代化促進事業（鹿児島県）

建設業者の経営の近代化、体质改善及び技術の向上等を図るため、建設業協会に研修会等の開催を委託する。

④若年建設従事者の確保（21道府県）

◎建設業構造改善フォーラム（京都府）

3K問題、イメージアップ、時間短縮等建設業の構造改善についてのシンポジウムを実施する。

◎建設事業イメージアップモデル事業（神奈川県）

県発注土木工事現場のイメージアップに資するため、モデル工事現場を指定し、県と施工業者とが協議の上、作業環境の改善や見学用施設を設置し、高校生等に対する現場見学会を行う。

⑤その他（21道府県）

◎建設業の構造改善推進事業（埼玉県）

建設業界が抱えている建設業の課題について意見交換を行い、構造改善支援のため行政と業界との連携を図るため構造改善推進協議会を設置する。

◎建設業健全育成対策費（新潟県）

「建設工事元請・下請関係実態調査」の実施、建設業構造改善協議会の開催、事故防止手引きの作成等を行う。

都道府県単独事業における建設行政に係る調査総括表

	構造改善専任組織の状況	債務負担行為（ゼロ都道府県債以外）（百万円）			債務負担行為（ゼロ都道府県債）（百万円）				備考
		2年度 計上額	3年度 計上額	4年度当 初計上額	2年度 計上額	3年度当 初計上額	3年度補 正計上額	4年度当 初計上額	
北海道	参事				2,543		3,125		
青森県	副参事 (構造改善・平準化)				500		1,500		
岩手県					1,000		2,200		
宮城県					789		160		
秋田県					500		1,000		
山形県					100		1,000		
福島県					1,011		2,000		
茨城県								1,000	*新規
栃木県								500	*新規
群馬県					1,300		1,650		
埼玉県	副参事、主査 (構造改善・残土担当)				1,238	1,800		2,342	
千葉県	課長補佐				1,000		1,065		
東京都							500	2,300	*新規
神奈川県	専任主幹				680		1,510		
山梨県									
長野県	構造改善専門指導員						2,000		*新規
新潟県					3,000		3,000		
富山县					1,000		1,200		
石川県					1,000		1,200		
岐阜県	建設産業対策監				1,000		2,000		
静岡県		4,120	6,000		200		2,719		
愛知県		2,400	4,000						

都道府県	構造改善専任組織の状況	債務負担行為（ゼロ都道府県債以外）（百万円）			債務負担行為（ゼロ都道府県債）（百万円）				備考
		2年度計上額	3年度計上額	4年度当初計上額	2年度計上額	3年度当初計上額	3年度補正計上額	4年度当初計上額	
三重県			430	1,085					
福井県									
滋賀県									
京都			1,250		1,200		1,250		
大阪府									
兵庫県					1,152		2,417		
奈良県									
和歌山県									
鳥取県					600		650		
島根県							500		※新規
岡山県									
広島県		2,000	3,500						
山口県							1,000		※新規
徳島県									
香川県							450		※新規
愛媛県									
高知県									
福岡県							978		※新規
佐賀県	構造改善対策室 (室長、補佐、係長)						1,200		※新規
長崎県							500		※新規
熊本県							1,000		※新規
大分県							1,000		※新規
宮崎県									

	構造改善専任 組織の状況	債務負担行為（ゼロ都道 府県債以外）（百万円）			債務負担行為（ゼロ都道 府県債）（百万円）				備 考
		2年度 計上額	3年度 計上額	4年度当 初計上額	2年度 計上額	3年度当 初計上額	3年度補 正計上額	4年度当 初計上額	
鹿児島県							500		※新規
沖縄県									
合 計		15,180 8,520	1,085 16,265		1,800 19,813	39,274 47,216	6,142		

(平成4年4月23日 現在)

(注) 債務負担行為及びゼロ県債の3年分については、4年度当初予算での措置分を含む。

平成4年度都道府県構造

	不良不適格業者の排除			建設生産システムにおける新しいルールづくり		生産性の向上		
	新・継	事業名	千円	新・継	事業名	千円	新・継	事業名
北海道				継	元請・下請対策説明会	1,031	継 継	簡易企業診断改善指導事業 OAセミナー
青森								
岩手							継	建設業若手経営者交流促進事業
宮城								
秋田				継 継	建設工事下請負等実地調査 合理化指針パンフレットの作成	268 1,000		
山形	継	指名落札情報システム	2,020				継	建設業会計事務講習会
福島							継	建設業経営合理化講演会
茨城								
栃木								
群馬								
埼玉								
千葉							継	建設業後継者研修
東京								
神奈川							継 継 継	経営相談事業 建設産業地域情報ネットワーク支援事業 経営管理・技術研修事業
山梨								
長野							一部 新	建設業経営者リーダー研修会
新潟							継	建設業健全育成対策費(経営セミナー)
富山								
石川								
岐阜							継	建設業管理者研修会
静岡				継	元請下請関係適正化	3,876	継	建設業指導研修
愛知								

改善関係予算一覧表

若年建設従事者の確保				その他の事業			構造改善推進協議会等の予算状況 (千円)
千円	新・継	事業名	千円	新・継	事業名	千円	
7,655	継	建設現場のイメージアップ事業	800	継	施工技術研究交流事業	877	
1,330				継	構造改善対策説明会実施事業	1,733	1,733
1,627	継	建設産業フォーラム	874	新	建設業振興ビジョン策定事業	2,000	
	新	建設工事イメージアップ事業	10,000				
	継	建設工事リフレッシュ対策事業	12,000				
	継	建設フェア参加費	300	継	公共事業PRパンフレット	846	
100				継	建設業振興策調査委託	1,350	
257	継	建設技術教育事業補助	5,000				
	継	各種団体負担金(イメージアップ)	1,000	継	構造改善推進費	1,610	
	継	公共工事環境整備事業	11,300	継	建設業者講習会研修会事業	1,250	
	継	工事関連環境整備事業	4,000				
				継	建設業の構造改善推進事業	2,857	2,857
				継	建産連助成費	700	
600	新	魅力ある建設事業推進事業費	1,000				
521	継	建設事業イメージアップモデル事業	11,595	継	建設業懇話会開催事業	420	420
877							
	継	魅力ある建設事業推進事業費	1,000				
354	継	建設事業地域ふれ愛事業	6,000				
1,405	新	いきいき土木ふれあい事業	9,955	継	建設業健全育成対策費(構造改善推進費)	3,133	3,133
500							
1,298							
	継	建設工事現場見学会	270	新 継 新	第二次構造改善推進プログラム講習会 広報紙発行 建設工事請負契約関係啓蒙パンフレット	537 2,039 100	

平成4年度都道府県構造

	不良不適格業者の排除			建設生産システムにおける新しいルールづくり			生産性の向上		
	新・継	事業名	千円	新・継	事業名	千円	新・継	事業名	
三重	継	技術者名簿作成	1,507						
福井									
滋賀	継	技術者チェックシステム入力業務委託	3,600						
京都				新 新	建設業構造改善推進協議会 指名業者研修会	490 500	新	建設業後継者研修会	
大阪				継 新	建設業者研修会の実施 建設業構造改善推進協議会の設置	1,441 94	継	経営改善指導事業	
兵庫									
奈良									
和歌山									
鳥取									
島根				新	建設業者指導パンフレット作成	500			
岡山									
広島							継 新	簡易財務診断受診案内 建設業者研修事業	
山口									
徳島									
香川				継	指針のパンフレット作成	231			
愛媛									
高知									
福岡									
佐賀				継	建設労働者休日促進モデル事業	73,745			
長崎				新	建設労働者休日促進モデル事業	6,180			
熊本									
大分									
宮崎									
鹿児島							継	建設業近代化促進事業	
沖縄	継	技術者名簿の作成	1,365						

改善関係予算一覧表

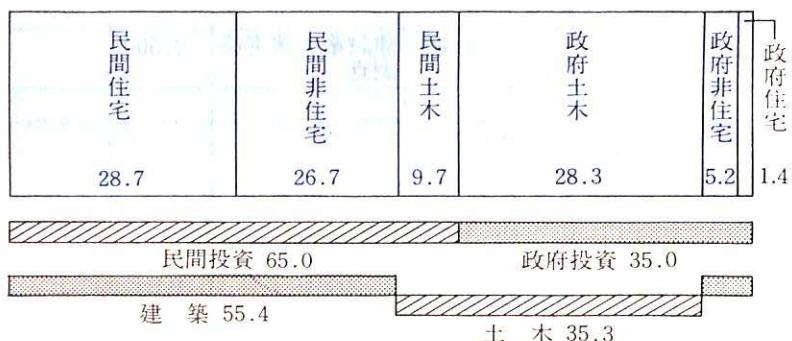
千円	若年建設従事者の確保			その他の事業			構造改善推進協議会等の予算状況 (千円)
	新・継 新	事業名 I I バス事業 工業高校、大学生等 及び全許可業者を対象とした意識調査	千円 府費 府費	新・継 継	事業名 建設業構造改善懇話会	千円 府費	
							府費の枠内
				新	構造改善指導事務委託 構造改善事業費補助金	1,000 1,500	1,500
180	新	建設業構造改善フォーラム	1,830				490
96				新	建設業実態調査	2,000	94
				継	建設業構造改善推進事業	672	
	新 継	92土木フェア奈良 奈良県建設業協会への助成	5,000 5,500				
				新	建設業振興実態調査	2,500	
府費 府費	新	建設業のイメージアップ事業	2,500				
				継	特定建設業者研修会	498	
				継	建設業構造改善推進事業	368	
	新	建設業構造改善事業費(現場見学会)	1,350	継	建設業指導育成	1,897	
				継	建設業構造改善推進事業	18,500	
	継	土木の日啓発事業	1,500				
918	新	土木の日事業	1,346	継 継	建設資材単価調査 建設労務単価調査	5,136 4,416	
				継	建設業構造実態調査結果分析委託	515	

9.建設業の現状と問題点

1 建設投資

1979年をピークに対 GNP 比の建設投資額は85年度まで一貫して減少してきたが、民間建築を中心とした投資の拡大により80年代後半より再び拡大する方向にある。(図1-1, 1-2, 1-3, 表1-1)

図1-1 民間・政府別、建築・土木別の建設投資割合 (単位: %)



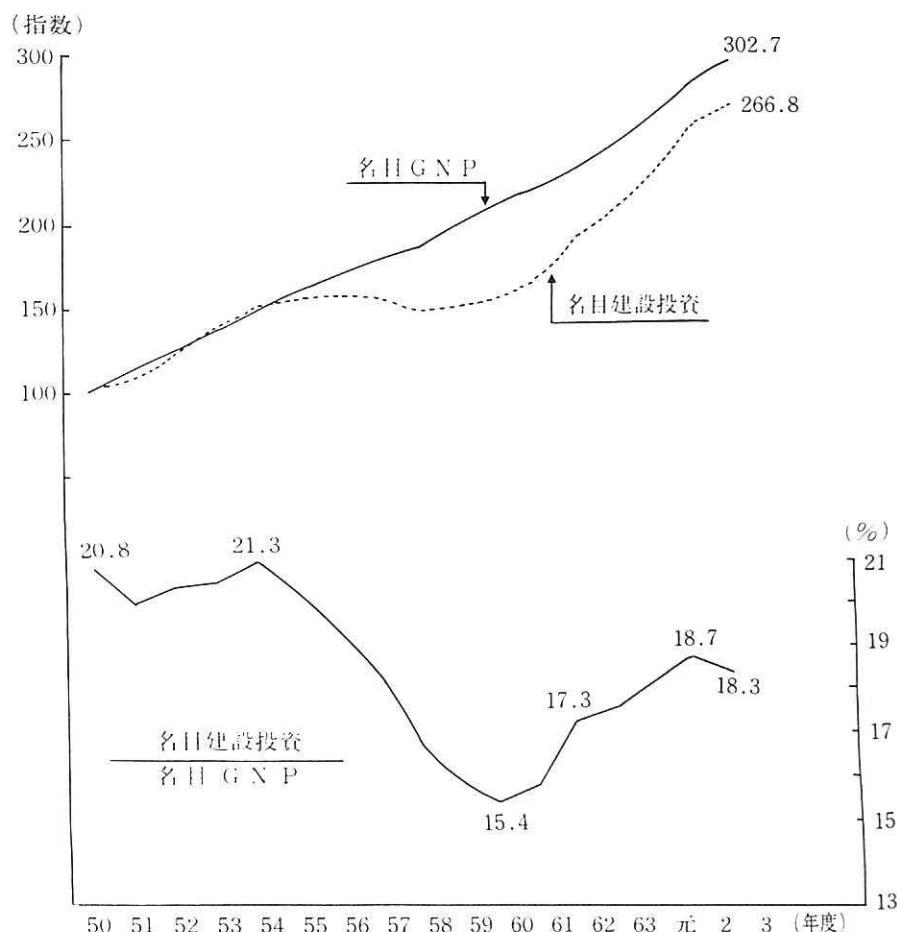
(注) 建設省「建設投資推計(平成4年度見通し)」による。

(従来 政府:民間=4:6 最近 政府:民間=1:2)
建築:土木=6:4 建築:土木=2:1)

(参考) 建設投資の国際比較

日本	平成3年度	84兆円 (国民総生産の約2割)
米国建設投資	1990年暦年	62兆円 (米国商務省)
E C建設投資	1990年暦年	83兆円 (ユーロコンストラクト)

図1-2 建設投資とGNPの推移（昭和50年度=100）



- (注) 1. GNPは経済企画庁「国民経済計算」等による。
 2. 88年度の建設投資は実績見込み、89年度は見込み、90年度は見通しの値である。
 3. GNPは89年度、90年度とも見通しの値である。

表1-1 建設投資対GNP比の推移

(単位：10億円、%)

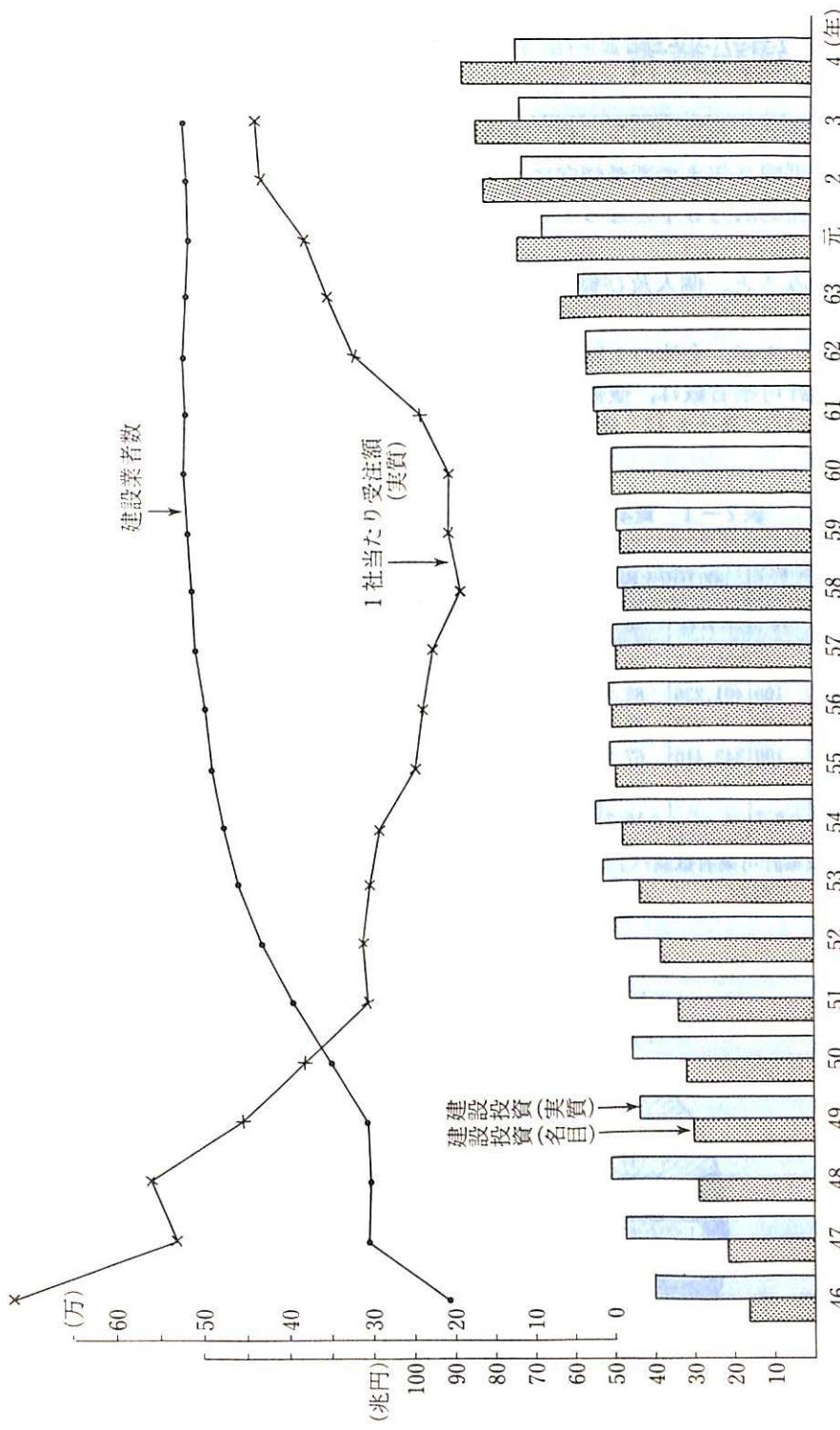
項目 年 度	国民総生産 (名目) (A)	建設投資 (名目) (B)	(B) / (A)	(参 考) 建設投資 (実質)
昭和46	82,806.3	16,676.8	20.1	40,575.5
47	96,539.1	21,462.5	22.2	47,999.7
48	116,679.2	28,667.3	24.6	50,455.1
49	138,155.8	29,394.4	21.3	43,598.0
50	152,209.4	31,624.1	20.8	46,506.1
51	171,152.5	34,196.5	20.0	46,507.1
52	190,034.8	38,798.6	20.4	50,613.0
53	208,780.9	42,686.0	20.5	52,830.0
54	225,401.8	47,921.9	21.3	53,583.0
55	245,360.0	49,475.3	20.2	50,736.9
56	260,334.3	50,219.8	19.3	51,205.4
57	273,461.5	50,068.9	18.3	50,864.0
58	285,997.3	47,598.8	16.6	48,378.1
59	305,725.3	48,547.2	15.9	49,335.5
60	325,370.5	49,964.5	15.4	49,964.5
61	339,685.3	53,563.1	15.8	53,881.8
62	356,263.0	61,525.7	17.3	61,058.7
63	378,963.0	66,655.5	17.6	64,552.5
平成元	406,244.9	73,611.7	18.1	67,282.8
2	436,900.0	81,470.0	18.6	71,540.0
3	460,800.0	83,740.0	18.2	71,580.0
4	483,700.0	86,070.0	17.8	72,330.0

(注) 1. 国民総生産の平成2年度以前は「国民経済計算年報」、3年度及び4年度は政府経済見通しによる。

2. 建設投資の平成2年度は実質見込み、3年度は見込み、4年度見通しである。

3. 建設投資の実質値は60年度基準である。

図1-3 建設投資、建設業者数、1社当たり受注額の推移



(注) 1. 建設省調べによる。

2. 実質価格は60年度=100とした価格である。

3. 1社当たり受注額は、建設投資実績を建設業許可業者数で除したもの。

2 建設業者

- ① 昭和50年35万、55年49万と一貫して増加傾向にあったが、昭和60年の51万9千をピークに平成2年まで遞減傾向にあった。しかし、平成3年に増加し、平成3年3月末現在約51万5千となっている。(うち大臣許可0.9万、知事許可50.6万)(表2-1、図2-1)
- ② 規模別にみると、個人及び資本金500万円以下の企業の割合は低下してきているものの、平成3年でもなお、65%近くを占めている。資本金1億円以上の企業も増加しているが、全体の1%には達していない。(表2-2)
- ③ 業種別の許可業者数は、複数の許可業種にまたがる業者を重複してカウントするため約104万に達するが、建築一式が最も多く20万業者に達している。(図2-2)

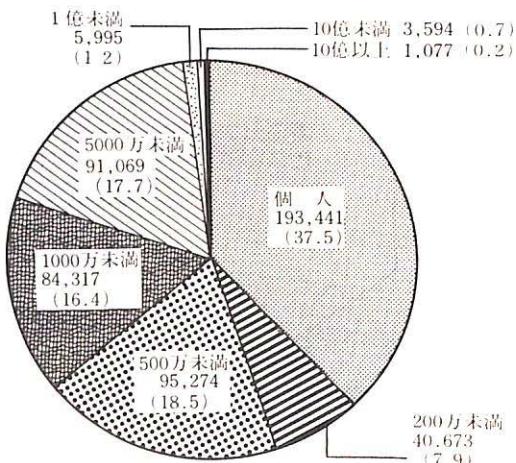
表2-1 資本金階層別建設業者数及び構成比の推移(1)

	総業者数		個人及び資本金500万円未満		500万円以上1000万円未満		1000万円以上5000万円未満		5000万円以上1億円未満		1億円以上10億円未満		10億円以上	
	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%
50	350,817	100	303,756	86.5	22,915	6.5	20,590	5.9	1,257	0.4	1,749	0.5	550	0.2
55	488,520	100	401,236	82.2	41,771	8.6	39,771	8.1	2,611	0.5	2,473	0.5	658	0.1
60	518,964	100	395,228	76.1	59,028	11.4	57,051	11.0	3,971	0.8	2,927	0.6	759	0.1
2	508,874	100	342,410	67.3	76,580	15.0	80,263	15.8	5,311	1.0	3,313	0.7	997	0.2
3	515,440	100	329,388	63.9	84,317	16.4	91,069	17.7	5,995	1.2	3,594	0.7	1,077	0.2
対60年比		△0.7		△16.7			42.8		59.6		51.0		22.8	
														41.9

(注) 1. 「全国建設業許可業者数調べ」(建設省建設経済局)による。

2. 平成3年3月現在

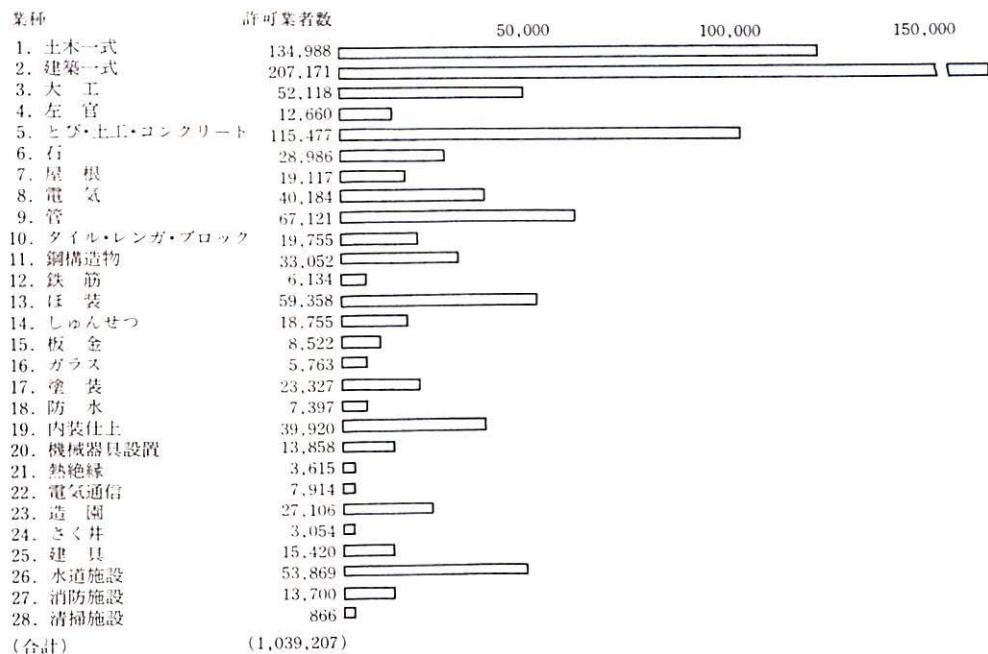
図2-1 資本金階層別許可業者数



(注) 1. 「全国建設業許可業者数調べ」(建設省建設経済局)による。

2. 平成3年3月現在

図2-2 建設業業種別許可業者数



(注) 平成3年3月現在

表2-2 資本金階層別業

区分 年	総業者数		個人		200万円未満		200万円以上 500万円未満	
	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%
45	171,041	100.0	91,206	53.3	37,501	21.9	23,046	13.5
46	208,170	100.0	117,087	56.2	41,376	19.9	26,713	12.8
47	301,291	100.0	183,087	60.8	51,908	17.2	34,474	11.4
48	301,671	100.0	180,314	59.8	52,285	17.3	36,072	12.0
49	302,886	100.0	174,351	57.6	50,928	16.8	38,384	12.7
50	350,817	100.0	198,572	56.6	58,298	16.6	46,886	13.4
51	397,180	100.0	226,233	57.0	61,852	15.6	53,830	13.6
52	428,363	100.0	241,213	56.3	64,000	14.9	58,755	13.7
53	460,909	100.0	258,633	56.1	65,733	14.3	64,982	14.1
54	474,789	100.0	263,009	55.4	63,010	13.3	69,904	14.7
55	488,520	100.0	264,333	54.1	62,156	12.7	74,747	15.3
56	496,210	100.0	261,730	52.7	60,335	12.2	79,576	16.0
57	510,799	100.0	264,400	51.8	59,000	11.6	83,879	16.4
58	514,047	100.0	259,936	50.6	56,130	10.9	86,590	16.8
59	515,729	100.0	254,805	49.4	54,454	10.6	88,842	17.2
60	518,964	100.0	251,966	48.6	52,776	10.2	90,486	17.4
61	517,186	100.0	245,092	47.4	51,393	9.9	91,748	17.7
62	510,844	100.0	236,761	46.3	48,368	9.5	91,840	18.0
63	510,319	100.0	229,132	44.9	47,014	9.2	92,763	18.2
元	510,316	100.0	218,786	42.9	45,305	8.9	92,895	18.2
2	508,874	100.0	205,673	40.4	43,333	8.5	93,404	18.4
3	515,440	100.0	193,441	37.5	40,673	7.9	95,274	18.5
3 / 2 (%)		1.3		-6.0		-6.1		2.0

(注) 45, 46年は8月15日現在, 47年は12月末, 48年以降は3月末現在

者数及び構成比の推移(2)

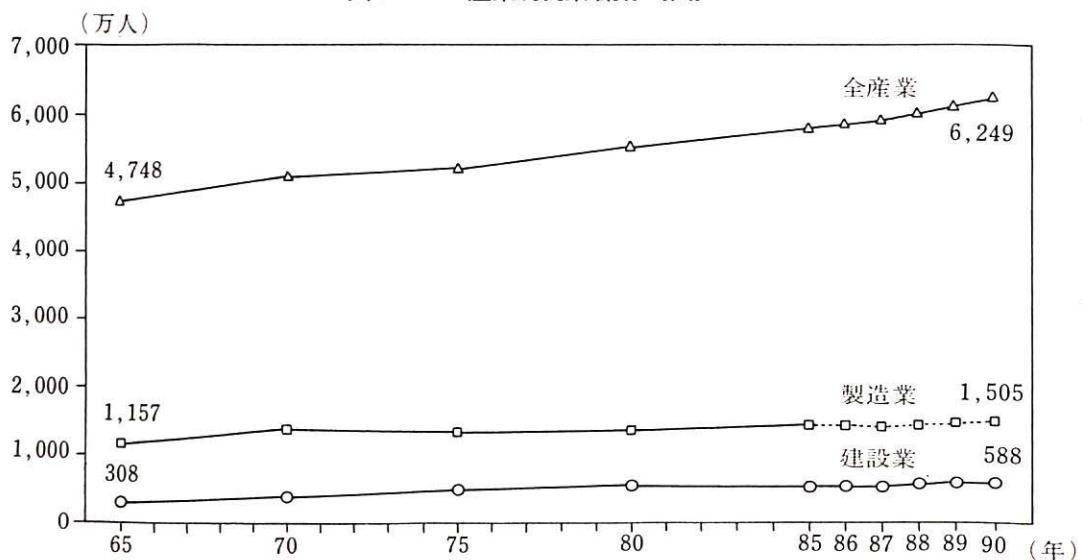
500万円以上 1000万円未満		1000万円以上 5000万円未満		5000万円以上 1億円未満		1億円以上 10億円未満		10億円以上	
業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%
9,014	5.3	8,130	4.8	830	0.5	984	0.6	330	0.2
10,766	5.2	9,904	4.8	829	0.4	1,129	0.5	366	0.2
14,891	4.9	13,487	4.5	1,020	0.3	1,366	0.5	472	0.2
15,825	5.2	14,267	4.7	1,038	0.3	1,393	0.5	477	0.2
18,815	6.2	19,193	6.3	1,191	0.4	1,523	0.5	501	0.2
22,915	6.5	20,590	5.9	1,257	0.4	1,749	0.5	550	0.2
26,080	6.6	25,118	6.3	1,525	0.4	1,956	0.5	586	0.1
30,751	7.2	29,322	6.8	1,648	0.4	2,091	0.5	583	0.1
34,375	7.5	32,406	7.0	1,908	0.4	2,250	0.5	622	0.1
37,592	7.9	36,091	7.6	2,243	0.5	2,319	0.5	658	0.1
41,771	8.6	39,771	8.1	2,611	0.5	2,473	0.5	658	0.1
46,097	9.3	42,387	8.5	2,890	0.6	2,533	0.5	662	0.1
50,076	9.8	46,944	9.2	3,166	0.6	2,634	0.5	700	0.1
53,754	10.5	50,615	9.8	3,506	0.7	2,791	0.5	725	0.1
56,843	11.0	53,396	10.4	3,766	0.7	2,879	0.6	744	0.1
59,028	11.4	57,051	11.0	3,971	0.8	2,927	0.6	759	0.1
60,182	11.6	60,836	11.8	4,175	0.8	3,007	0.6	753	0.1
61,697	12.1	64,063	12.5	4,360	0.9	2,963	0.6	792	0.2
64,772	12.7	68,078	13.3	4,675	0.9	3,031	0.6	854	0.2
69,710	13.7	74,534	14.6	5,007	1.0	3,156	0.6	923	0.2
76,580	15.0	80,263	15.8	5,311	1.0	3,313	0.7	997	0.2
84,317	16.4	91,069	17.6	5,995	1.2	3,594	0.7	1,077	0.2
	10.1		13.5		12.9		8.5		8.0

3 建設業就業者

昭和55年の548万人（全就業者数に対し9.9%）をピークに横ばいないし減少傾向にあったが、63年以降再び増加し、平成3年平均では604万人で過去最高となっている。（図3-1、表3-1）

就業者数の内訳をみると技能工等の生産労働者が約70%を占める。（表3-2）

図3-1 産業別就業者数の推移



（注） 総務庁「労働力調査」による。

表3-1 建設業就業者数

（単位：万人， %）

年	全産業(A)	建設業(B)	(B)/(A)
55	5,536	548	9.9
56	5,581	544	9.7
57	5,638	541	9.6
58	5,733	541	9.4
59	5,766	527	9.1
60	5,807	530	9.1
61	5,853	534	9.1
62	5,911	533	9.0
63	6,011	560	9.3
H1	6,128	578	9.4
H2	6,249	588	9.4
H3	6,369	604	9.5

（注） 総務庁「労働力調査」による（各年の年平均）。

表3-2 建設業の職業別就業者数

(単位:千人, %)

区分	調査年	60年	
		人數	構成比
建設業就業者総数		5,295	100.0
内訳	1 事務・技術・管理的職業従事者	1,301	24.6
	2 技能工・生産工程作業者及び労務作業者(生産労務者)	3,652	69.0
	① 建設作業者	2,547	48.1
	イ 大 工	798	15.1
	ロ 左 官	226	4.3
	ハ と び 工	76	1.4
	ニ 土木工・舗装工	759	14.3
	ホ そ の 他	688	13.0
	② その他の職業従事者	1,105	20.9
	3 運輸通信及びその他の職業従事者	342	6.5

(注)1. 総務庁「国勢調査」による。

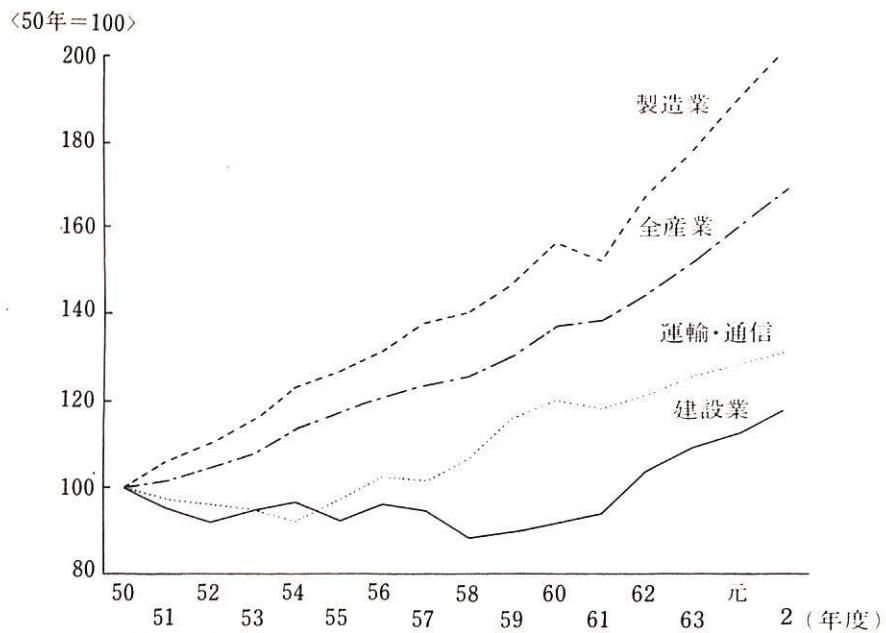
2. その他の職業とは、販売従事者、採掘作業者、保安職業従事者等である。

4 企業経営

(1) 労働生産性

- ① 建設業の付加価値労働生産性は、近年、基調としては上昇傾向を示しているものの、製造業に比べ依然低水準にとどまっている。(図4-1、表4-1)
- ② 労働原単位でみた物的生産性も上昇傾向をたどっている。(図4-2)
- ③ 労働設備率(有形固定資産／従業員数)が付加価値生産性の向上に寄与するなど、機械化等の工法の改善が進んでいる。(図4-3)
- ④ 建設業の生産性の向上はとくに資本金規模の大きい大企業で進んでいる。また生産性向上は賃金アップを実現するための大きな要素となっている。(図4-4、4-5)
- ⑤ また、事務のOA化については、大手、中堅を中心にOA機器の導入が進んでいるが、中小における導入はまだ低い状況にある。(表4-2)
- ⑥ 建設業の研究費は他産業に比して低い。(表4-3、4-4、図4-6)

図4-1 1人1時間当たり実質労働生産性



(注) 1. 「国民経済計算年報」(経済企画庁)

2. 「毎月勤労統計調査」(労働省)による。

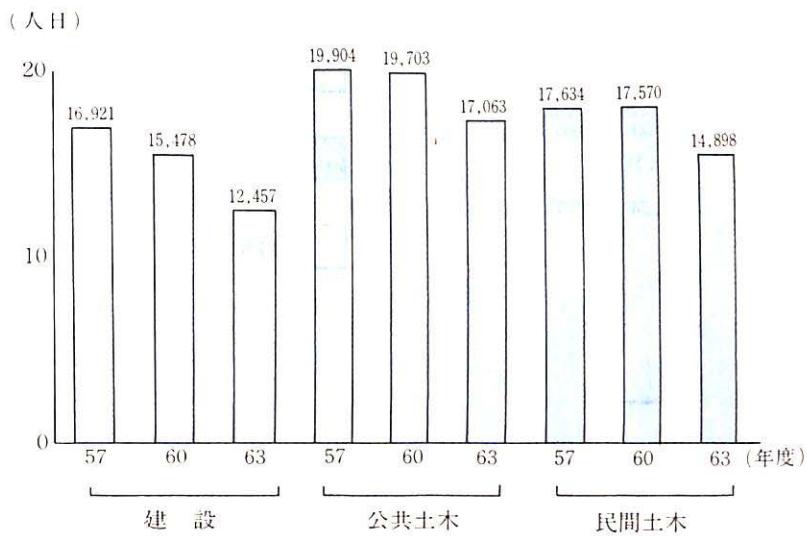
表4-1 産業別労働生産性

国 別 (年 次)	日本 (1986)	米 国 (1986)	西 独 (1986)	フランス (1986)	英 国 (1986)	5カ国 (1986)
全産業 (千円) (比較)	5,094 100	5,981 137	6,425 125	6,744 132	5,244 102	6,094
建設業 (千円) (比較)	3,761 100	4,906 129	5,479 144	5,702 150	4,068 107	4,787

(注) 1. 上段の数字は、1980年の日本円で表現した就業者1人当たり実施GDP

2. 「労働生産性の国際比較に関する調査研究」(日本生産性本部)による。

図4-2 労働原単位の推移



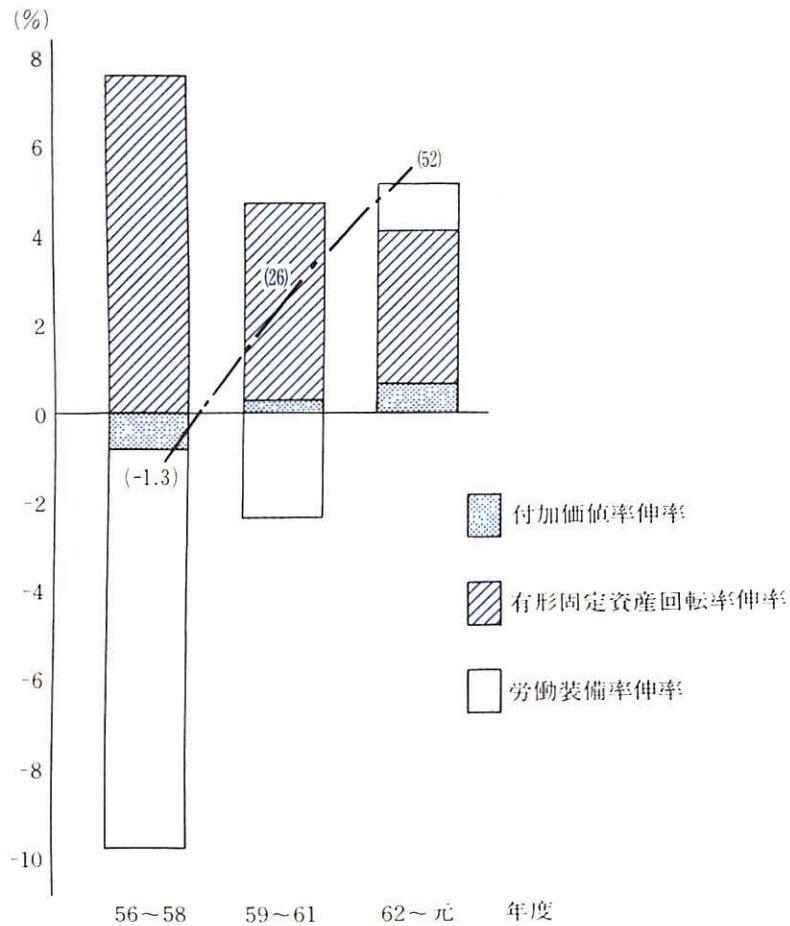
(注) 1. 労働原単位(建設投資推計用)

建設工事費100万円当たりに必要な労働力量(人・日で表示)

2. 建設省「資材労働力需要実態調査」による。

3. 価格は昭和63年度価格に実質化

図4－3 付加価値労働生産性の推移



(注) 1. 「国民経済計算年報」、「民間企業資本ストック」(経済企画庁)

「労働力調査」(総務庁)による。

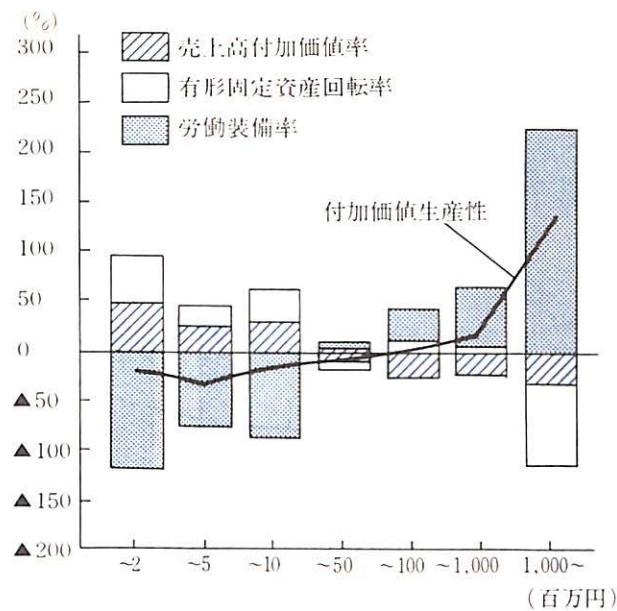
2. 60年価格基準による実質値

3. () 内は、付加価値労働生産性の値

4.
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産}} \times \frac{\text{有形固定資産}}{\text{従業員数}}$$

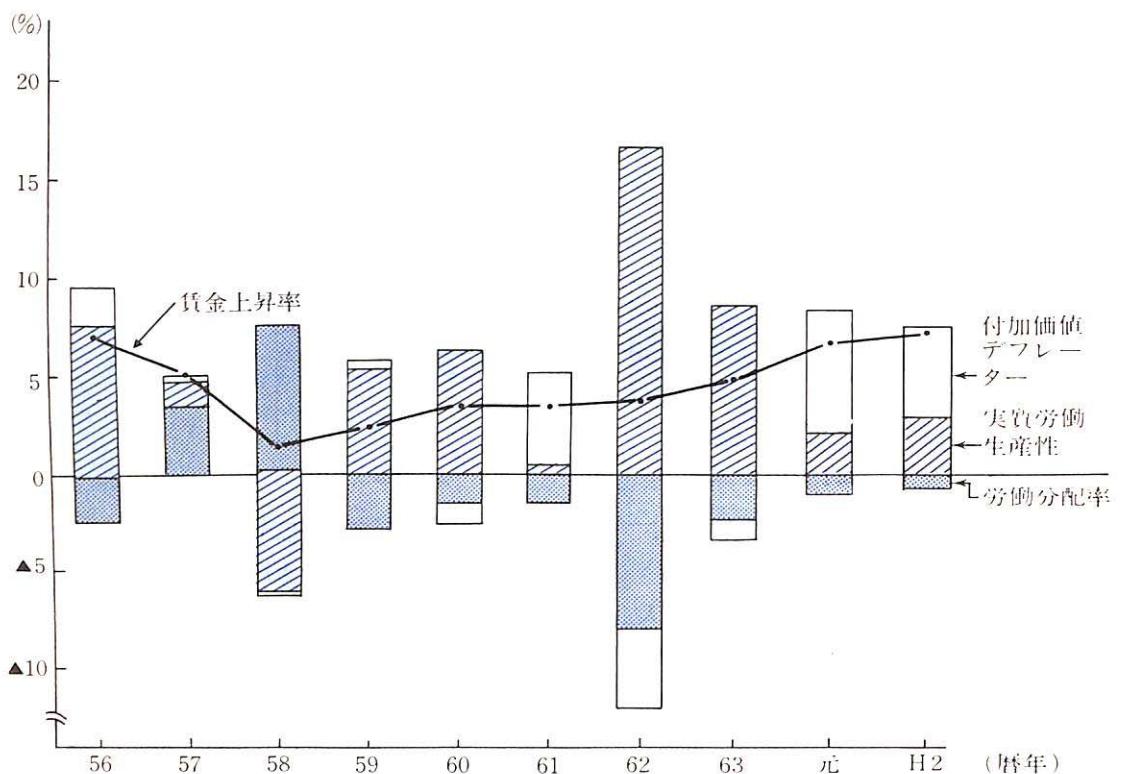
(付加価値労働性 = 付加価値率 × 有形固定資産回転率 × 労働設備率)

図4-4 建設業の資本金別生産性分析



(注) 大蔵省「法人企業統計年報(平成元年度)」による。

図4-5 建設産業における賃金上昇率, 労働生産性, 労働分配率, 付加価値デフレーターの関係



(注) 1. 経済企画庁「国民経済計算」, 総務庁「労働力調査」により作成。

2. 上図は, W (1人当たり年間賃金(名目)), L (建設業就業者数), θ (建設業実質付加価値額), P (付加価値デフレーター), $\alpha = \frac{WL}{P\theta}$ (労働分配率), $\beta = \frac{\theta}{L}$ (実質労働生産性)との関係を $W = P\alpha\beta$ と整理し, その変化率を $\frac{W}{W} = \frac{\dot{P}}{P} + \frac{\alpha}{\alpha} + \frac{\beta}{\beta}$ として分解して示したものである。

表4-2 建設省第6回構造基本調査（建設業許可業者のうち兼業売り上げ比率が20%未満の専業者約11,000社が対象）

（平成2年10月）

① 業種別・企業規模別 OA 化実態調査

（単位：%）

	資本金階層別	合計	個人	200万円未満	200～500	500～1000	1000～5000	5000～1億	1億～5億	5億～10億	10億円以上
62年度	汎用コンピュータ	0.5	0.1		0.1	0.8	1.4	5.3	14.5	40.8	73.2
	オフィスコンピュータ	5.5	2.1	0.6	3.7	6.8	18.1	48.4	63.1	83.1	86.6
	パソコンコンピュータ	11.1	5.1	8.9	10.8	14.5	26.8	43.9	85.9	77.5	90.1
2年度	汎用コンピュータ	0.7	0.2	0.8	0.6	0.9	1.2	3.0	13.6	42.0	78.8
	オフィスコンピュータ	6.4	1.0	2.5	4.9	6.1	19.1	49.1	70.8	76.6	84.4
	パソコンコンピュータ	17.9	6.8	14.7	17.3	23.1	37.9	59.6	79.5	95.8	98.1
	ワードプロセッサー	36.8	19.5	26.4	41.1	47.6	64.2	81.6	91.2	100.0	97.1
	ファクシミリ	65.0	43.2	65.3	75.4	80.4	87.5	92.7	96.4	100.1	98.7

② OA機器の利用状況（複数回答）

（単位：%）

見積	55.0
経理	41.0
受注	33.5
工程	19.0
設計	17.8

③ OA機器導入効果（複数回答）

（単位：%）

事務処理が早くなった	58.0
資料の作成が容易になった	41.1
あまり効果がなかった	12.5
人員が削減できた	6.7

表4-3 産業別研究費の推移

（単位：10億円、%）

年 度 产 業	58	59	60	61	62	63	元
全 产 業	4,560 12.9	5,137 12.7	5,940 15.6	6,120 3.0	6,494 6.1	7,219 11.2	8,234 14.1
製 造 業	4,257 13.3	4,777 12.2	5,544 16.1	5,740 3.5	6,101 6.3	6,755 10.7	7,706 14.1
運輸・通信・公益業	180 ▲ 1.6	220 22.2	259 17.7	234 ▲ 9.7	239 2.1	280 17.2	313 11.8
建 設 業	101 24.7	116 14.9	111 ▲ 4.3	121 9.0	128 5.8	148 15.6	185 25.0

(注) 1. 総務庁調べによる。

2. 下段は対前年度比

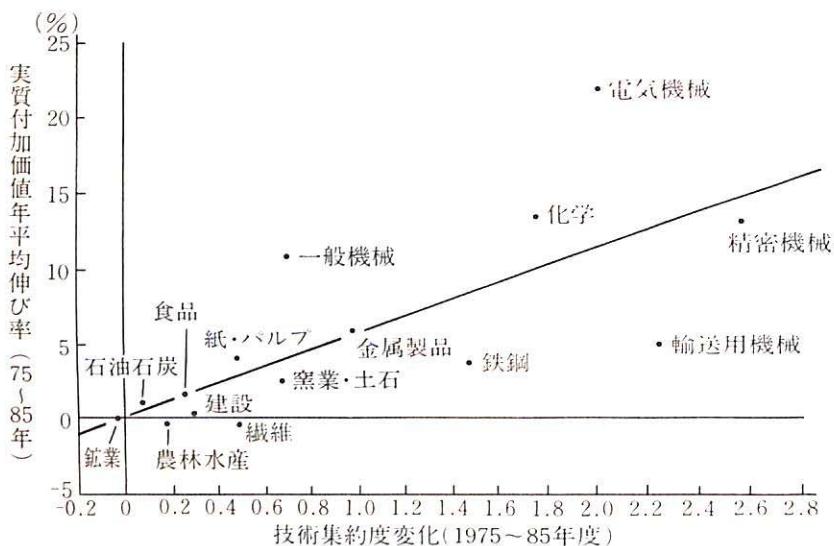
表4-4 産業別研究費の対売上高比率

(単位：%)

年度 産業	58	59	60	61	62	63	元
全 産 業	1.97	1.99	2.31	2.57	2.59	2.60	2.56
製 造 業	2.31	2.34	2.69	3.03	3.14	3.15	3.12
運輸・通信・公益業	0.39	0.84	0.98	0.96	0.84	0.95	0.88
建 設 業	0.53	0.47	0.49	0.55	0.51	0.49	0.47

(注) 総務庁調べによる。

図4-6 技術集約度の変化と実質付加価値の伸び



(注) 1. 「経済白書」(平成3年)による。

2. 技術集約度 技術開発投入が各産業の産出物にどの程度反映されているかを表す指標であり、産出物のなかに占める研究開発費の割合を計測して求める。なお、産出物に含まれる研究開発費については、当該業種で直接支出されたものと中間投入を通じて加わる他産業で支出された研究開発費との合計を用いている。

(2) 売上高経常利益率

売上高経常利益率の推移を見ると、建設業全体では、1.6%にまで落ち込んでいるが、61年以降上昇し、平成2年には3.4%となっている。しかし、製造業に比べると1%程度低い水準にある。(表4-5)

表4-5 売上高経常利益率の推移

(単位：%)

年度	建設業 全 体	資 本 金 階 段 别					
		~200万円	~1000万円	~5000万円	~1億円	1億円~	製造業
50	2.8	1.0	2.0	3.1	2.8	3.7	1.2
55	2.1	0.2	1.4	2.0	2.8	3.1	3.6
60	1.6	0.6	0.4	1.5	1.7	2.6	3.2
61	1.9	0.6	0.8	1.9	1.5	2.9	2.8
62	2.4	0.4	1.6	2.2	2.7	3.3	3.7
63	2.9	1.7	2.6	2.4	2.6	3.8	4.5
元	3.3	3.0	2.7	2.9	3.9	4.1	4.7
2	3.4	2.8	3.1	2.7	3.1	4.4	4.3

(注) 「法人企業統計年報」(大蔵省)による。

(3) 建設業の倒産

建設業の倒産の件数及び負債総額は60年を境に減少しているが、件数については平成3年から、負債総額については平成2年から増加している。(表4-6)

表4-6 建設業の倒産の推移

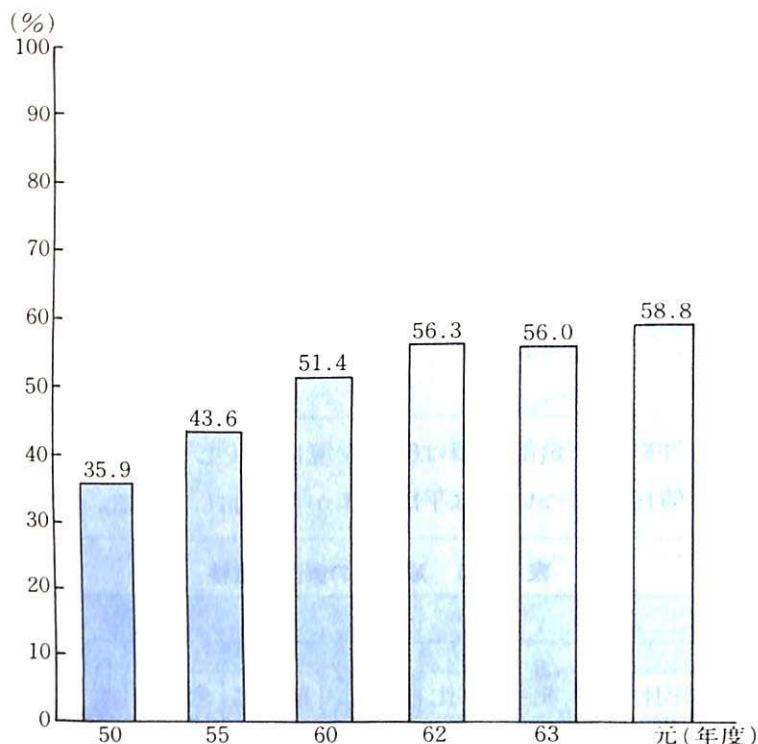
	全 产 業			建 设 業						
	件数 (件)	前年比 (%)	负 債 总 額 (億円)	前年比 (%)	件数 (件)	前年比 (%)	全 产 業 比 (%)	负 債 总 額 (億円)	前年比 (%)	全 产 業 比 (%)
昭和55年	17,884	111.6	27,069	123.5	5,007	112.8	28.5	5,651	117.4	20.9
60年	18,812	90.3	41,858	115.4	5,321	87.0	28.3	6,989	103.3	16.7
61年	17,476	92.0	37,513	89.6	4,504	84.6	25.8	6,281	60.9	16.7
62年	12,655	72.4	20,546	54.8	3,042	67.5	24.0	3,720	59.2	18.1
63年	10,123	80.0	20,591	100.2	2,322	76.3	22.9	2,575	69.2	12.5
平成元年	7,234	71.5	11,946	58.0	1,712	73.7	23.7	2,200	85.4	18.4
2年	6,468	89.4	19,445	162.8	1,385	80.9	21.4	3,767	171.2	19.4
3年	10,723	165.8	79,600	409.4	2,125	153.4	19.8	5,818	154.4	7.3

(注) 帝国データーベンク全国企業倒産集計による。(負債総額：1,000万円以上)

5 建設生産システム

- ① 元請完成工事高に対する下請完成工事高の比率を見ると、年々上昇傾向を示し、平成元年度には58.5%となり、昭和60年度より7.4ポイント増加している。(図5-1)
- ② 下請工事についてみると、二次以下の下請が増える傾向にあり、重層化の進行もうかがわれる。(表5-1)

図5-1 元請完工高に対する下請比率



- (注) 1. 「建設工事施工統計調査」(建設省)による。元請完成工事高に対する下請完成工事高の比率を表したもの。
2. 専業業者(建設業の売上が全体の8割以上)を対象とした。
3. 調査概要:大臣及び知事許可業者の主たる営業所(約15,000事業所)を調査対象とし、有効回答は、約67,000事業所であった。

(参考) 発注者から直接請負った建設工事のうち下請契約した額の比率

(単位: %)

土木	建築
43.3	72.6

「下請状況等実態調査」(建設省)による。

表5－1 下請工事の区分別企業割合

(単位：%)

		昭和59年	昭和62年	平成2年
一般土木建築	一次下請	95.5	97.9	94.2
	二次以下の下請	4.5	2.1	5.8
	計	100	100	100
土木	一次下請	90.6	91.0	86.6
	二次以下の下請	9.4	9.0	13.4
	計	100	100	100
建築	一次下請	93.6	95.4	92.6
	二次以下の下請	6.4	4.6	7.4
	計	100	100	100
木造建築	一次下請	90.1	89.8	89.1
	二次以下の下請	9.9	10.2	10.9
	計	100	100	100
設備	一次下請	85.4	85.4	80.5
	二次以下の下請	14.6	14.6	19.5
	計	100	100	100
職別	一次下請	84.1	82.1	81.4
	二次以下の下請	15.9	17.9	18.6
	計	100	100	100
全体	一次下請	87.9	87.4	84.6
	二次以下の下請	12.1	12.6	15.4
	計	100	100	100

(注) 1. 「昭和59年度・昭和62年度・平成2年度建設業構造基本調査」による。

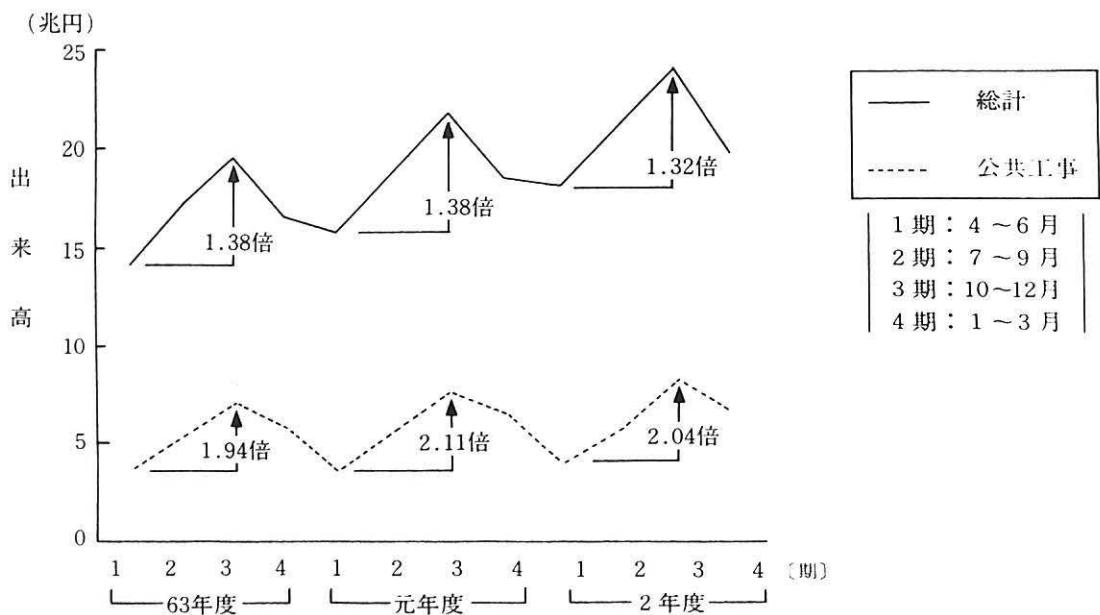
2. 区別別企業割合とは、下請完成工事高のある企業について、当該下請完成工事高中、一次下請の完成工事高が50%以上の企業と二次以下の下請完成工事高が50%以上の企業との企業数割合を示す。

6 建設工事の特徴

- ① 建設工事は、繁忙期（10～12月）と閑散期（4～6月）の仕事量に約1.3～1.4倍（公共工事では約2倍）の開差がある。（繁忙期での超勤の常態化と閑散期での労働力の遊休化が生じ、安定的雇用が困難となる。）（図6-1）
- ② 50年代後半のシーリング時代に公共工事の1件当たり金額が小規模化したが、60年代に入り、やや回復している。（図6-2）
(公共工事の発注の細分化は、建設工事のコスト増要因となるとともに生産性の向上の阻害要因ともなりうるものである。)

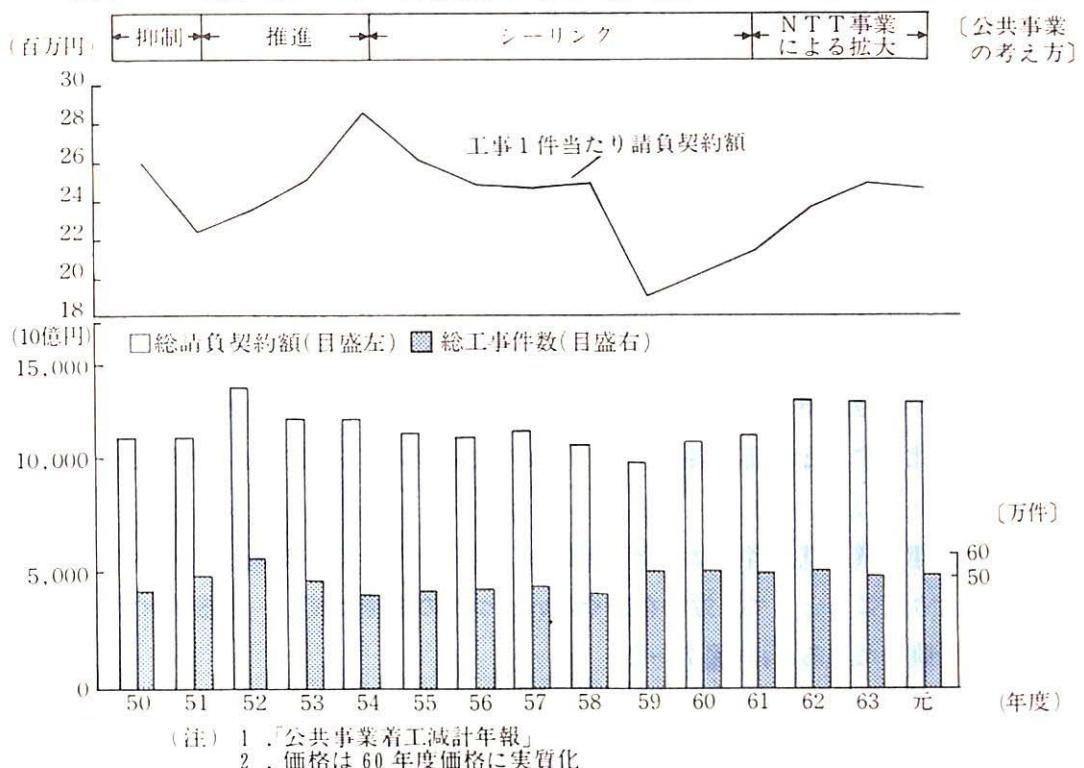
建設投資の季節変動

図6-1 四半期別建設工事量（出来高ベース）



（注）「建設総合統計」（建設省）による。

図6-2 公共工事における年間総請負契約額・総工事件数・工事1件当たり請負契約額



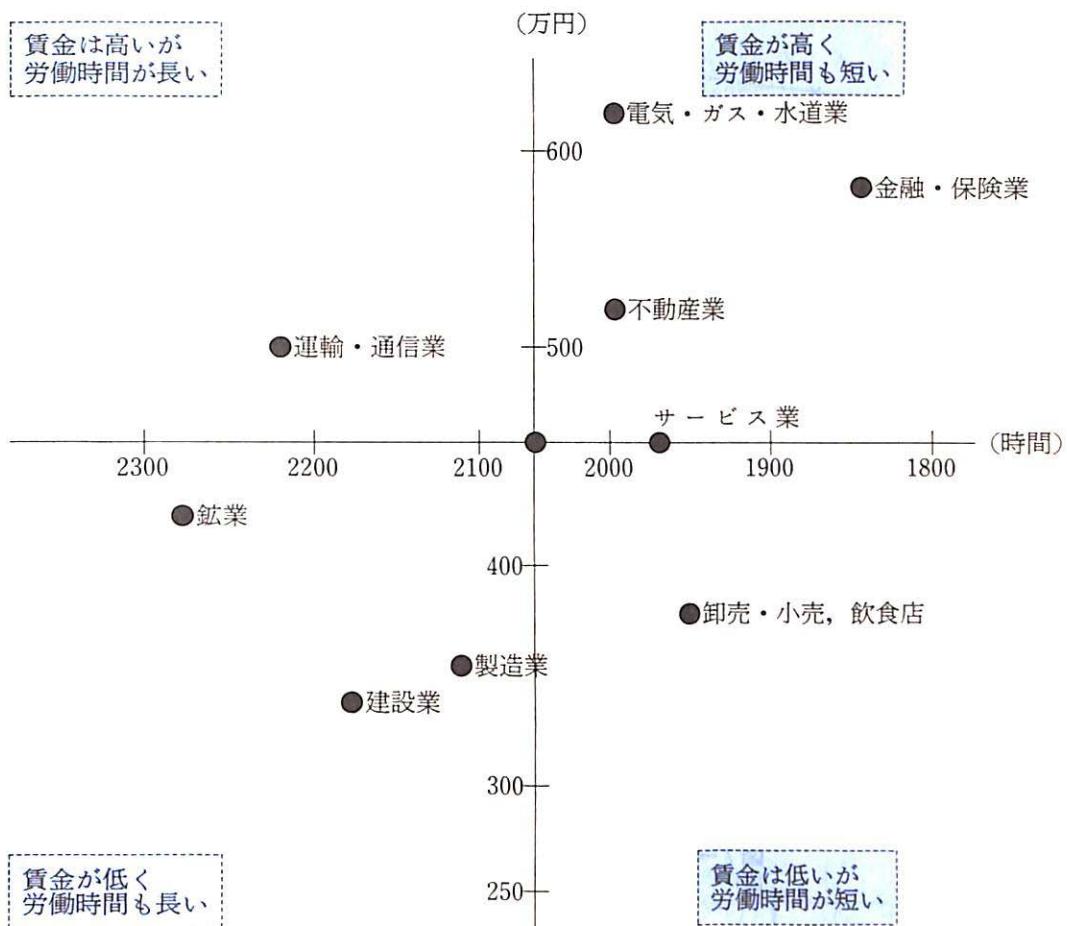
(注) 1. 「公共事業着工統計年報」(建設省)による。
2. 価格は60年度価格に実質化

7 建設労働力の現状と問題点

(1) 建設労働をめぐる問題点（概観）

- ① 建設業の労働者、とりわけ現場の生産労働者については、①雇用関係が不明確な場合が多く、また、不安定な形態が多い、②給与の支払い形態も日給ベースが多く、また、その水準も低い、③労働時間が長く、休暇、休日も少ない、④保険の加入が不十分で現場や宿舎の施設整備も充分でないなど福利厚生が立ち遅れている、⑤労働災害、業務上の疾病が多い、等様々な問題点を抱えている。
- ② 例えれば、賃金水準と労働時間を指標として、建設業生産労働者の労働条件を他の産業と比較すると、建設業はそのいずれの面についても相対的に立ち遅れている。（図7-1）
- ③ また、建設業の就業者数は就業者総数の1割弱を占めているが、この水準をひとつよりどころとして、労働をめぐるいくつかの指標に関し、建設業の相対的な位置を眺めてみると、（図7-2）
 - i) 新規学卒者に占める建設業への入職者の割合が最近改善の兆しがみえるものの、5%程度以下で推移してきている一方、近年50才以上の就業者総数での建設業就業者のウェイトが増大して、1割に達している。
 - ii) 臨時雇い、日雇い労働者に占める建設業のウェイトは昭和45年の3割弱から一貫して低下しているが、なお1割以上を占めている。
 - iii) 労働災害による死者総数に占めるウェイトは4割前後、業務上の疾病者総数に占めるウェイトは2割前後と、それぞれ高水準のまま推移してきている。

図 7-1 産業別賃金水準・労働時間（平成 2 年）



(注) 1. 労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

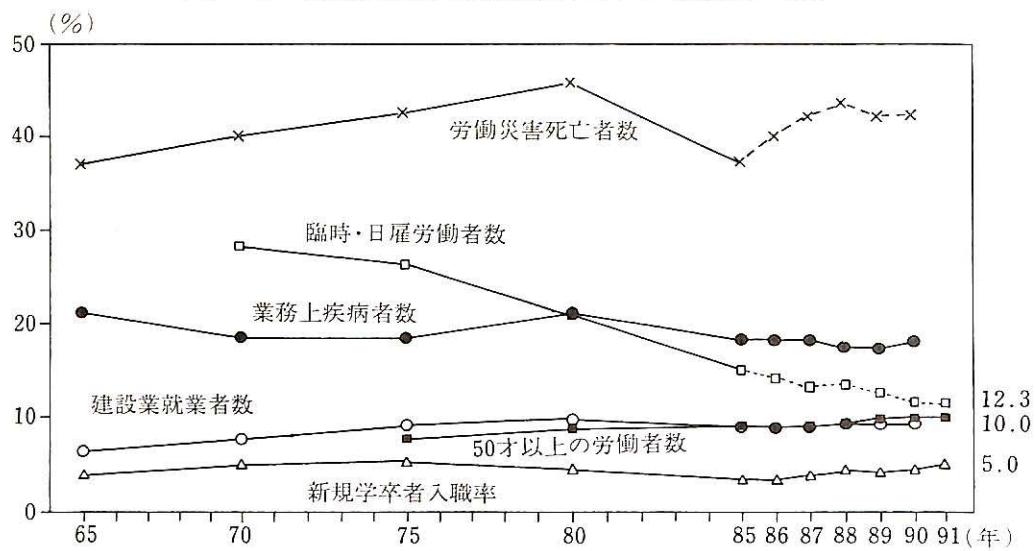
2. 縦軸：1人平均年間現金給与総額

横軸：1人平均年間総実労働時間

3. 縦横軸の交点：産業平均（444万円、2052時間）

4. 建設業、製造業、鉱業については、管理・事務・技術労働者を除いた生産労働者の数値を建設省で推計したもの。

図7-2 全産業に占める建設業のウェイト（産業計=100）



(注) 1. 労働省「労働者死亡災害報告」「業務上疾病調べ」

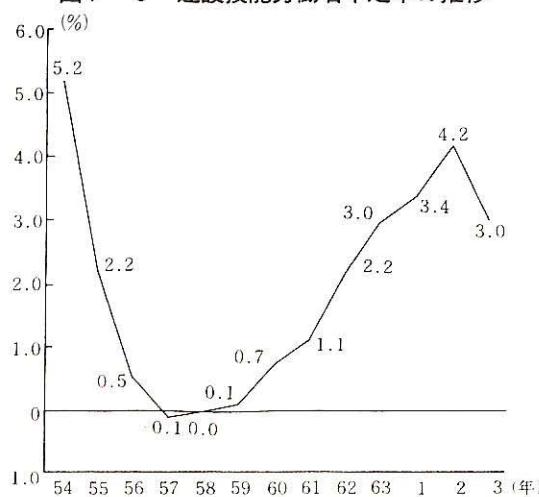
2. 総務庁「労働力調査」

3. 文部省「学校基本調査」による。

(2) 需給状況

建設技能労働者の需給状況については、昭和60年以降上昇していた不足率は平成2年に4.2%に達したが、平成3年には3.0%と緩和傾向にある。（図7-3）

図7-3 建設技能労働者不足率の推移



(注) 1. 建設省「建設労働需給調査（労働モニター）」による。

2. 対象労働者は、型枠工、鉄筋工、左官、とび工である。

(参考)

$$\text{不足率} = \frac{\left(\frac{\text{確保できなかった}}{\text{労働者数}} \right) - \left(\frac{\text{確保したが過剰なった労働者数}}{\text{労働者数}} \right)}{\left(\frac{\text{確保している}}{\text{労働者数}} \right) + \left(\frac{\text{確保できなかった}}{\text{労働者数}} \right)}$$

(参考) 職種別の建設技能労働者不足率の推移

全国／職種別

区分 年月	土木		建築		左官	とび工	職種計
	型枠工	鉄筋工	型枠工	鉄筋工			
昭和55年	2.9	3.2	1.9	1.9	1.6	2.7	2.2
56	0.9	0.5	0.1	0.9	不足なし	1.0	0.5
57	0.1	不足なし	不足なし	0.1	不足なし	0.3	不足なし
58	0.2	0.3	不足なし	0.3	不足なし	不足なし	不足なし
59	0.1	0.4	不足なし	0.4	不足なし	0.1	0.1
60	0.6	0.7	1.1	0.7	0.4	0.5	0.7
61	0.7	0.8	1.7	1.1	0.9	0.6	1.1
62	1.9	1.3	3.5	1.9	1.5	1.8	2.2
63	2.7	2.6	3.3	3.8	2.0	3.2	3.0
平成元年	3.4	3.4	3.8	4.0	2.0	3.5	3.4
2	6.0	4.3	4.4	4.1	2.1	4.1	4.2
3	5.3	4.5	2.4	2.7	1.9	3.1	3.0

(注) 1. 建設省「建設労働需給調査」による。

2. 表の数値が大きくなれば建設労働力の逼迫傾向を示し、小さくなれば緩和傾向を示す。

(3) 入職

① 新規学卒者の入職状況の推移

新規学卒者の建設業への入職率は、就業者全体に占める建設業就業者のウェイト（1割弱）と比較して低水準で推移しているが、昭和61年の3.5%を底として上昇し、平成3年には5.1%にまで回復してきた。（図7-4、表7-1）

② 若者の意識

工業高校の生徒の意識によれば、労働時間・休暇、建設業のイメージ、賃金・待遇の面が妨げとなって建設業を敬遠するケースが少なくない。また、生徒の建設業に対するマイナスイメージとしては、労働条件が悪い、汚れ作業などカッコウが悪い、危険な作業が多い等の指摘が多い。

一方、創造的な仕事ができる、社会に役立つ等のプラスイメージを持つ生徒も多い。（図7-5）

③ 採用動向

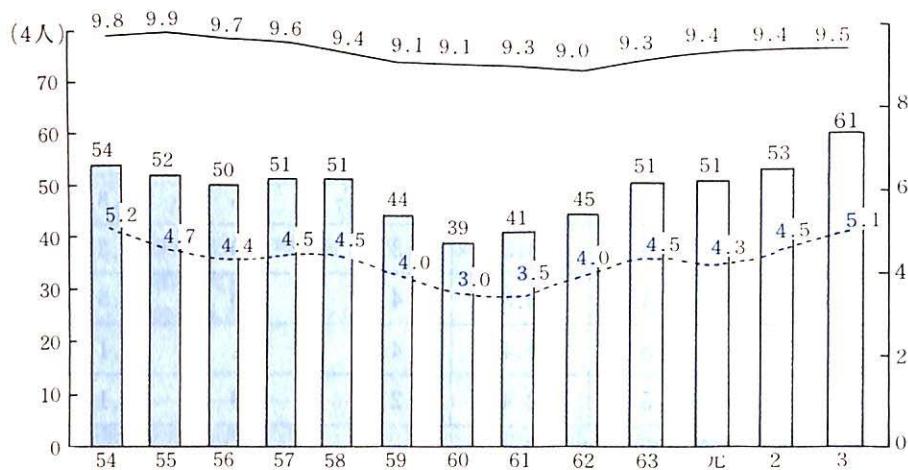
近年建設業における採用意欲は旺盛であるが、採用の充足率は7割程度となっ

ている。特に、技能者の充足率は5割以下であり、また、企業規模が小さいほど充足率が低くなっている。(図7-6, 7-7)

④ 出稼労働者

かつて、建設業への労働供給の大きな源であった出稼労働者は次第に減少している。(表7-2, 7-3, 7-4)

図7-4 建設業への新規学卒者の入職状況



(注)1. 文部省「学校基本調査」、総務庁「労働力調査」による。

2. ■ 建設業入職者数

----- 建設業への入職率(=建設業入職者数／新規学卒就職者数)

—— 建設業就業者数／全産業就業者数

表7-1 新規学卒入職者の推移

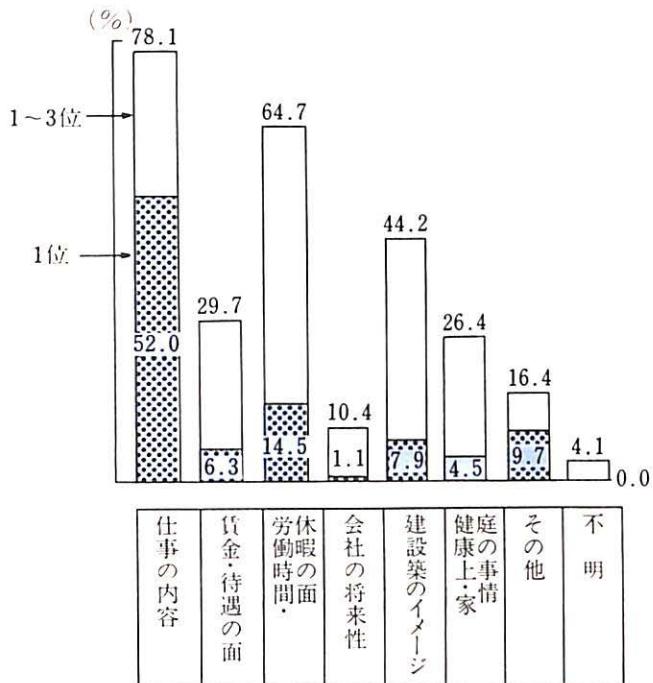
(単位:千人, %)

年区分	50	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3
新規学卒就職者 A	1,039	1,102	1,125	1,129	1,140	1,106	1,089	1,168	1,125	1,343	1,173	1,150	1,188
うち建設業入職者 B	54	52	50	51	51	44	39	41	45	51	51	53	61
中卒	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高卒	25	29	28	27	29	25	20	23	26	28	27	29	31
大卒等	20	23	22	24	22	19	19	18	19	23	24	24	30
建設業入職率(日/人)	5.2	4.7	4.4	4.5	4.5	4.0	3.6	3.5	4.0	4.5	4.3	4.6	5.1

(注)1. 文部省学校基本調査による。

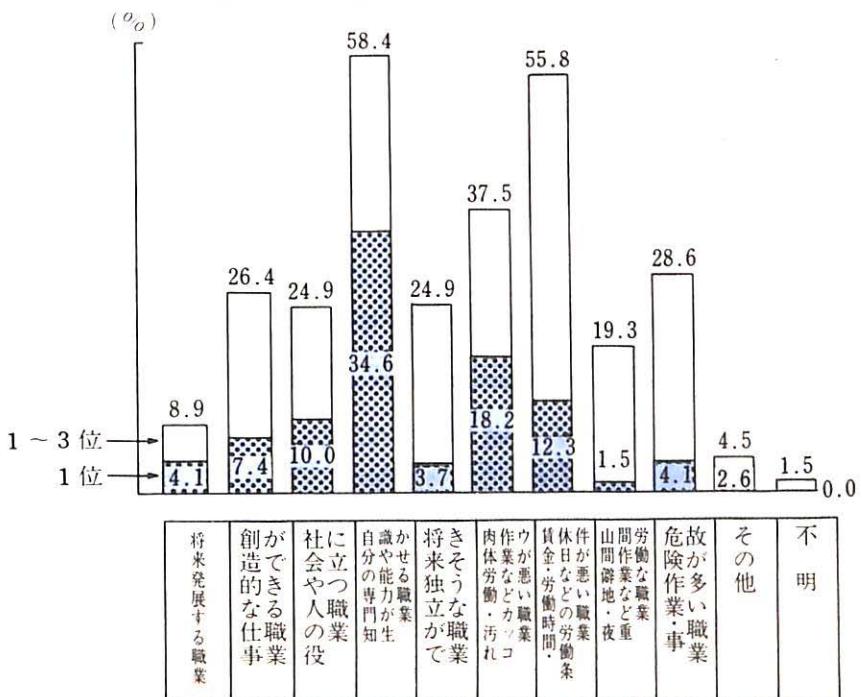
2. 中学校卒業者については、昭和52年3月卒業以降建設業への就業者不明。

図7-5 建設業を選ばなかった理由



(注) 建設業振興基金「若年建設従事者の確保等に関する調査(63年3月)」による。

図7-6 生徒が描いている建設業のイメージ



(注) 建設業振興基金「若年建設従事者の確保等に関する調査(63年3月)」による。

図7-7 平成元年度・2年度・3年度の採用充足率

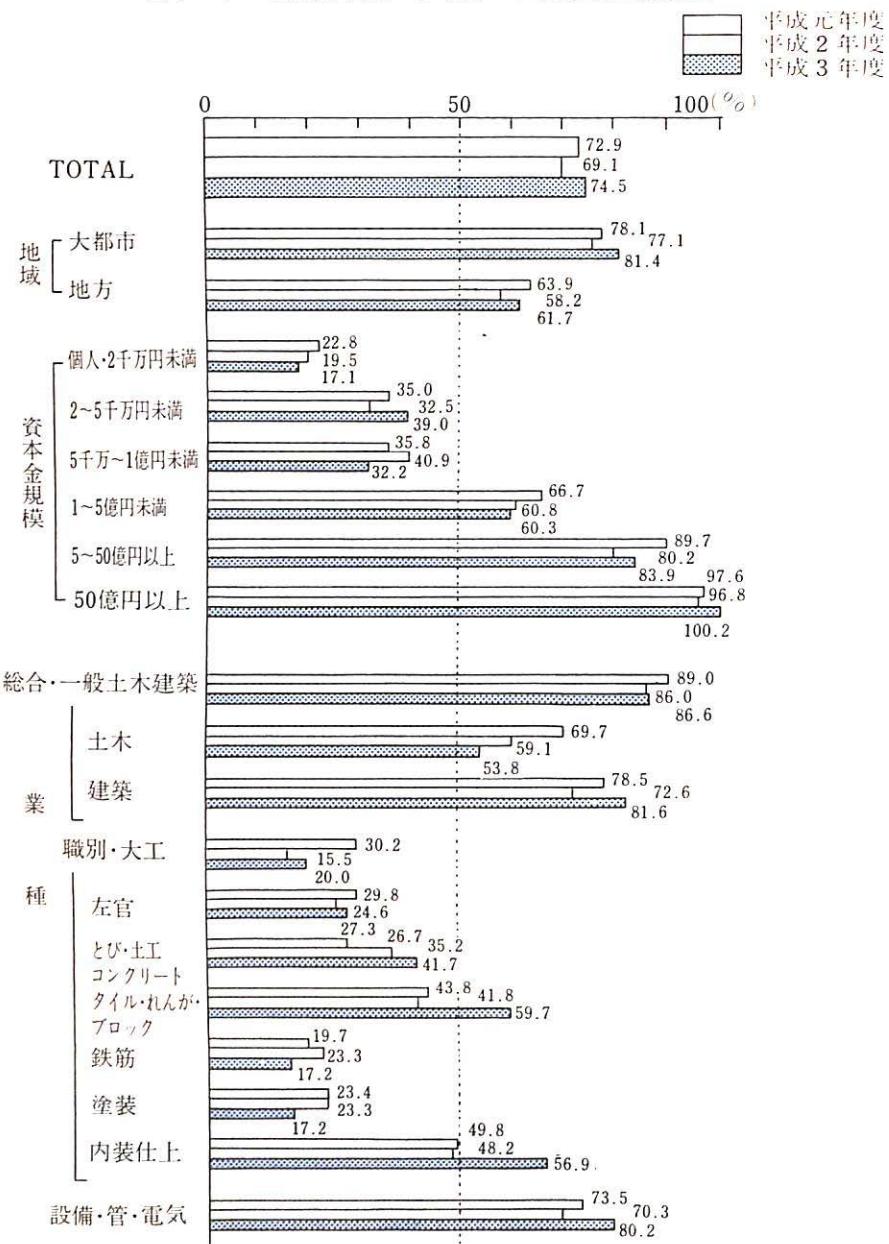


表7-2 平成3年度の採用充足率

(単位: %)

	中卒			高卒			専門学校卒			短大・大学卒			計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
全 体	事務営業			57.4	111.1	95.5	93.6	144.2	125.9	76.5	116.0	92.8	75.1	117.6	96.1	
	技術者	88.9		76.2	71.8	101.1	73.2	75.7	144.3	81.2	71.5	66.1	71.1	72.1	83.4	72.9
	技能者等	42.0	33.3	41.9	46.0	45.8	46.0	48.5	51.7	49.2	32.7		32.4	45.0	46.3	45.0
	計	42.9	18.2	42.6	59.9	106.8	66.8	76.2	122.1	89.6	72.4	103.0	78.2	67.5	108.3	74.5

(注) 1. 建設業振興基金「新卒者採用計画調査」による。

2. 採用充足率=採用実績数/採用計画数

表7-3 出稼労働者の推移
(単位:人)

	出稼労働者数 (47年=100)
昭和47	548,800(100.0)
52	332,900(60.7)
57	265,700(48.4)
58	251,500(45.8)
59	244,600(44.6)
60	234,100(42.7)
61	216,000(39.4)
62	210,600(38.4)
63	205,600(37.5)
平成元	204,900(37.3)
2	199,100(36.3)

(注) 1. 労働省職業安定局調べによる。
2. 出稼労働者数は、各都道府県の公共職業安定所が、市町村、農業関係団体の協力を得て、各年度の期間について把握した数である。

表7-4 農家世帯からの出稼労働者の推移
(単位:千人・%)

区分年	総 数 (A)	(A)のうち建設業に従事する者(B)	(A)のうち製造業に従事する者	(B)/(A)
49	251.2	170.9	56.0	68.0
50	190.4	132.9	39.5	69.8
51	179.0	116.6	44.6	65.1
52	157.9	105.3	35.8	66.7
53	148.3	101.6	30.4	68.5
54	133.3	90.9	28.9	68.2
55	133.2	91.8	27.5	68.9
56	124.9	86.1	26.3	68.9
57	118.7	83.6	22.5	70.4
58	107.8	74.3	21.2	68.9
59	102.8	70.2	20.5	68.3
60	89.4	60.7	17.9	67.9
61	79.5	54.1	15.7	68.1
62	74.1	50.4	15.5	68.0
63	70.0	49.1	13.7	70.1
元	63.1	45.2	12.0	71.6
2	58.7	41.5	11.3	70.7

(注) 1. 農林水産省「農家職業傾向調査」による。
2. 表の数字は、農家世帯からの出稼者であり、ここでいう出稼とは、1か月以上1年未満の予定で本来の居住地を離れ、他に雇われて就労し、その就労期間経過後再び本来の居住地に帰ることをいう。

(4) 高齢化

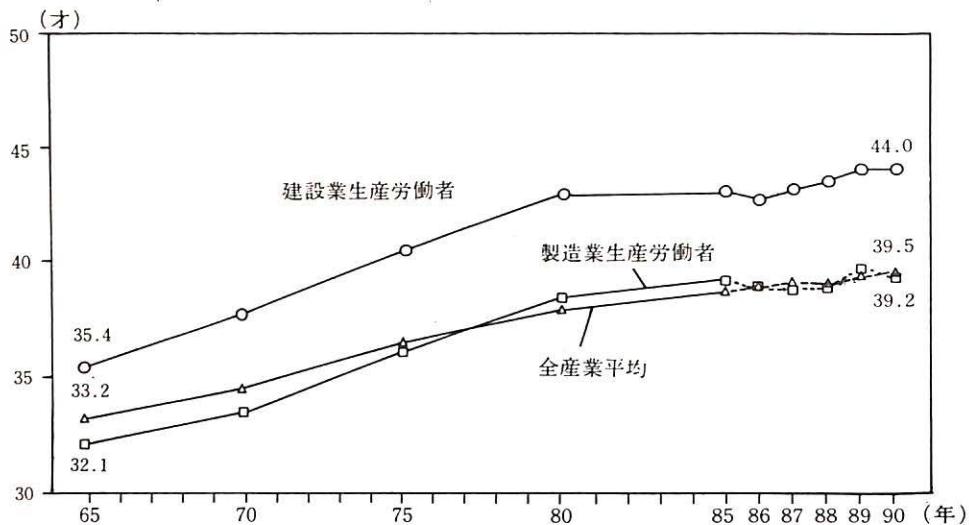
① 平均年齢

建設業生産労働者の平均年齢は、昭和40年の35.4才から平成2年の44.0才へと増加している。この間、全産業の平均年齢も33.2才から39.5才へと増えているが、高齢化の速度は建設業の方が速くなっている。(図7-8、表7-5)

② 年齢構成

高齢化の進展に伴い、建設業生産労働者の年齢のピークは30代から50才以上へとシフトしている。(図7-9、表7-6)

図7-8 産業別平均年齢の推移（男子）

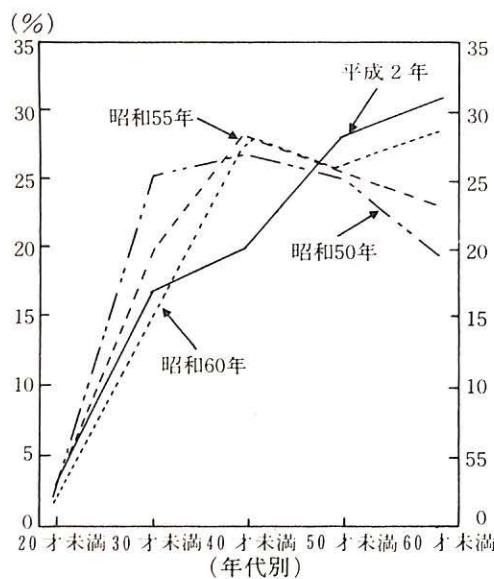


(注) 労働省「賃金構造基本統計調査」による。

表7-5 産業別平均年齢の推移（男子）

年	65	70	75	80	85	86	87	88	89	90
建設業生産	35.4	37.6	40.4	42.8	43	42.7	43.1	43.5	44	44
製造業生産	32.1	33.5	36	38.3	39	38.7	38.7	38.8	39.6	39.2
全産業平均	33.2	34.5	36.4	37.8	38.6	38.8	39	39	39.3	39.5

図7-9 建設業の年代別構成比率



(注) 総務庁「労働力調査」による。

表7-6 就業者の年齢階層別構成比

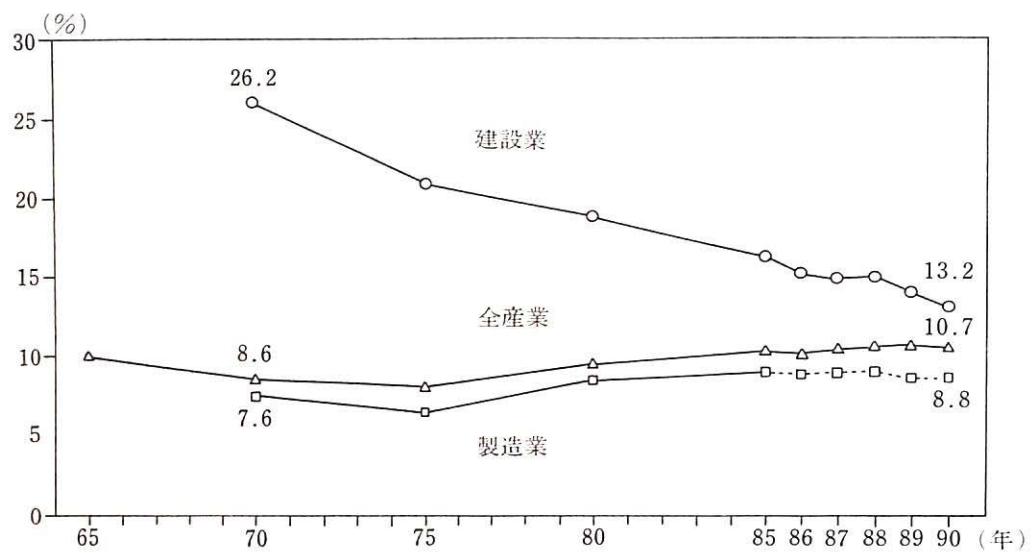
年		75	80	85	86	87	88	89	90	91
20才未満	建設業	2.4	2.2	1.7	1.9	1.9	2	1.9	2.2	2.5
	製造業	4.5	2.8	3	3.1	2.9	2.7	2.8	2.9	2.6
	全産業	3.1	2.5	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.7	2.7
20-29	建設業	25.2	19.9	15.3	14.8	14.9	14.6	14.6	14.6	15.3
	製造業	26.9	19.5	17.9	18	18.5	19.2	19.3	19.5	20.0
	全産業	26	21.3	19.4	19.3	19.5	19.6	19.8	20.1	20.4
30-39	建設業	27.1	28.6	28.1	29	28	26.1	24.1	22.1	20.5
	製造業	27.3	29.7	26.6	26.1	25.1	23	21.6	20.1	19.0
	全産業	24.4	26.5	25.4	25.5	24.6	23.2	21.8	20.7	19.7
40-49	建設業	25.6	25.9	26.1	25.5	25.7	26.8	28	28.5	28.5
	製造業	23.1	26.8	28.7	28.1	28.2	28.6	29.3	29.2	29.1
	全産業	23.2	23.7	24.3	23.7	24	24.8	25.7	26.1	30.0
50才以上	建設業	19.7	23.4	28.7	28.8	30	30.5	31.5	32.5	33.1
	製造業	18.2	21.2	23.9	24.5	25.2	26.5	27.1	28.1	29.5
	全産業	23.3	26	28.5	28.9	29.4	29.9	30.1	30.5	31.3

(注) 総務庁「労働力調査」による。

(5) 雇用形態

建設業雇用者に占める臨時・日雇労働者の比率は製造業と比べても全産業平均と比べても高水準にあるが、昭和45年の26.2%から平成2年の13.2%へと着実に低下してきている。(図7-10, 表7-7)

図7-10 産業別臨時・日雇労働者比率の推移



(注)1. 総務庁「労働力調査」による。

2. 臨時・日雇比率=臨時・日雇労働者数／全雇用者数

表7-7 建設業就業者の推移(雇用形態別)

(単位:万人, %)

区分 年月	建設業 就業者 総 数	建設業雇用形態別就業者数						臨時+日雇 雇用者計	
		自営業主	家族 従業者	雇用者					
				雇用者計	常雇	臨時	日雇		
昭和50年	479	80	22	377	298	23	56	21.0	
51	492	83	23	385	309	22	54	19.7	
52	499	85	24	390	309	25	57	21.0	
53	520	89	27	403	318	28	58	21.3	
54	536	90	29	417	334	26	57	19.9	
55	548	92	29	427	346	26	55	19.0	
56	544	91	29	424	345	26	53	18.6	
57	541	88	31	423	346	25	51	18.0	
58	541	88	30	422	347	26	48	17.5	
59	527	86	30	411	342	24	45	16.8	
60	530	88	29	414	345	23	45	16.4	
61	534	89	30	415	350	21	43	15.4	
62	533	90	31	411	349	22	40	15.1	
63	560	90	33	436	370	24	42	15.1	
平成元	578	91	35	451	386	23	41	14.2	
2	588	91	35	462	401	22	39	13.2	
3	604	92	33	479	420	22	37	12.3	

(注) 総務庁「労働力調査」による。

(6) 賃金

① 賃金水準

建設業生産労働者の賃金水準は、昭和40年には製造業の生産労働者をやや下回る水準にあったが、昭和40年代を通じて大きく低下した結果、格差が拡大した。昭和60年以降その格差は縮小しつつあるものの、まだ製造業よりも低水準にある。(図7-11、表7-8)

生産労働者と事務・技術職を比較すると、製造業では、昭和40年代に生産労働者の賃金水準が相対的に上昇したのに対し、建設業ではほぼ横這いで推移し、昭和50年代後半からはむしろ生産労働者の水準が相対的に低下傾向にあったが、最近格差が縮小する兆しが見えてきた。(図7-12)

② 年齢階層別賃金

年齢階層別に賃金を比較すると、他の産業では40代後半にピークがみられるのに対し、建設業では、40才前後がピークになっており、また、ピークの山の高さも他の産業に比べて低くなっている。(図7-13)

こうしたピークの形状は建設業のなかでも業種によって異なっており、電気工、配管工等のピークは後ろに位置し、高くなっている。(図7-14)

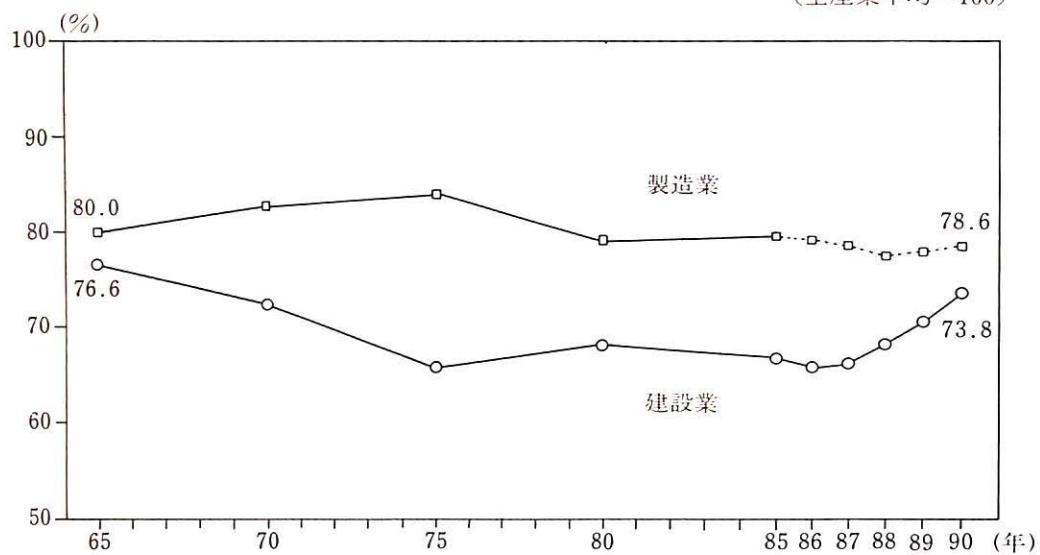
また、ピークの経年変化に着目すると、昭和50年には30才前後がピークとなってしまっており、その後徐々にピークが高齢化していることがわかる。(図7-15)

③ 賃金支払形態

現場作業員である常用労働者の賃金支払形態としては日給月給制が最も多く、次いで日給制となっており、月給制は少数にとどまっている。(表7-9)

図7-11 建設業及び製造業生産労働者の1時間当たり賃金水準

(全産業平均=100)



(注) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

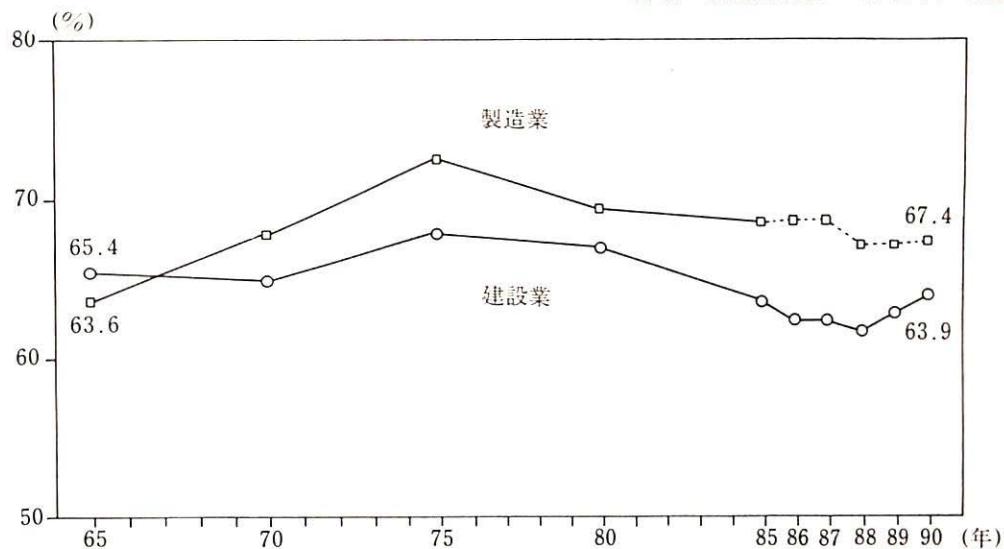
(90年は各産業計のデータに基づく建設省推計)

表7-8 産業別賃金（1時間当たり）

年	65	70	75	80	85	86	87	88	89	90
建設業(生)	156.3	293.5	678.5	1027.3	1209.5	1233.3	1270.7	1327.7	1452.4	1597.4
製造業(生)	163.3	335.9	866.6	1194.2	1439.6	1480.1	1504.5	1505.4	1603.0	1701.8
建設業(事)	238.9	452.5	998.9	1534.2	1903.4	1977.4	2037.9	2150.9	2313.7	2500.4
製造業(事)	257.0	495.4	1193.7	1718.6	2098.2	2153.7	2190.3	2240.5	2387.0	2525.1
全産業	204.0	405.5	1030.3	1504.2	1803.7	1866.7	1909.9	1939.5	2052.2	2164.7

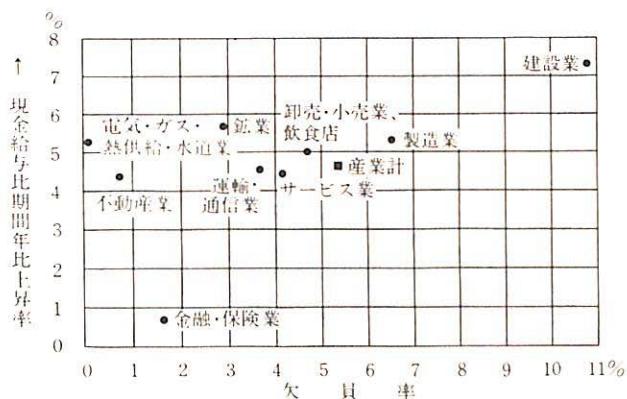
(注) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

図 7-12 事務・技術労働者に対する生産労働者の 1 時間当たり賃金水準
(事務・技術労働者=100とした場合)



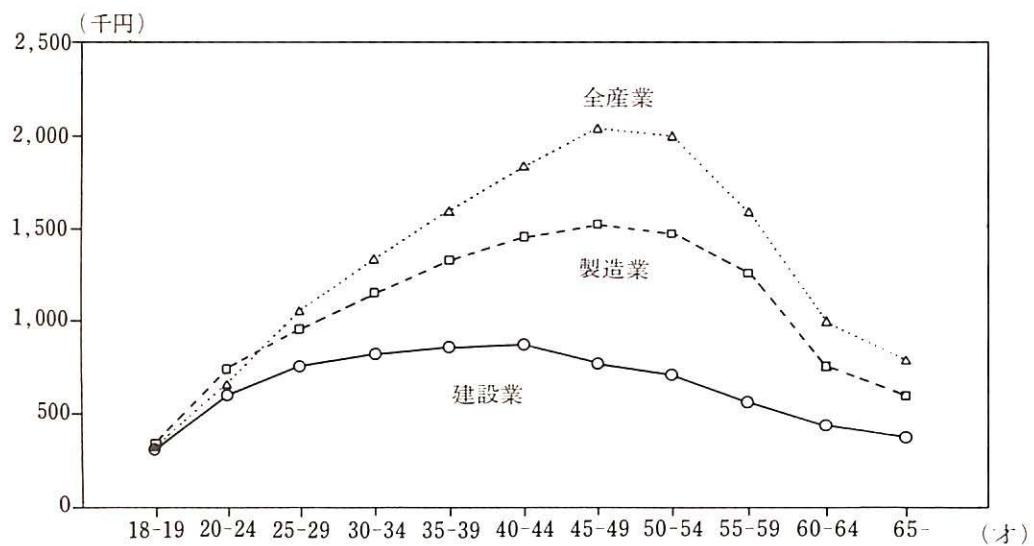
(注) 労働省「毎月勤労統計調査」による。
(90年は各産業計のデータに基づく建設省推計)

(参考) 産業別賃金上昇率と欠員率の関係



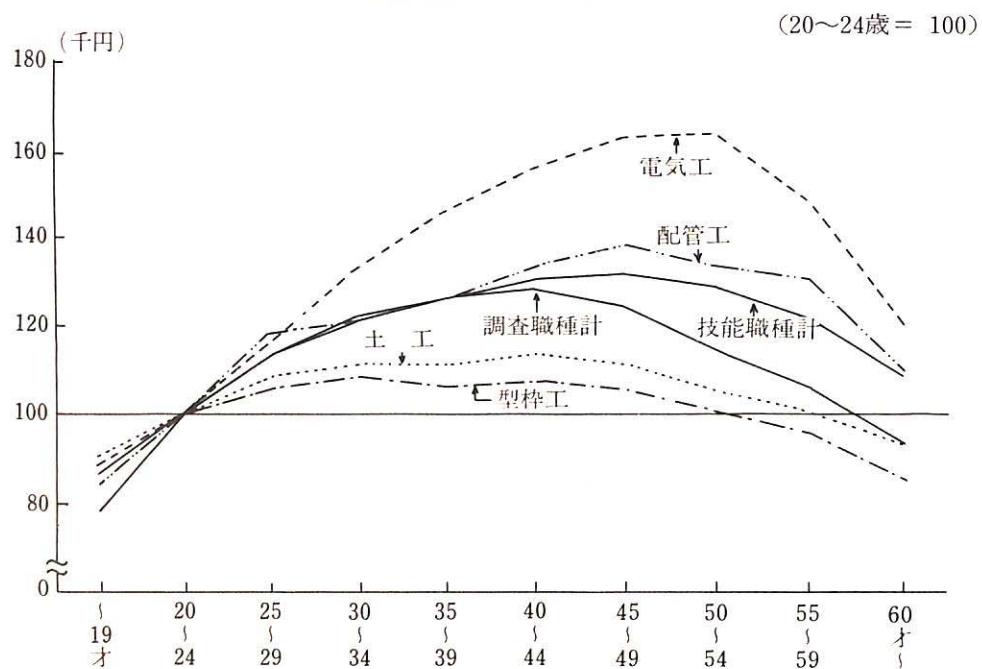
(注) 「経済白書」(平成3年)による。

図7-13 年齢階層別賃金格差（産業別・平成2年）



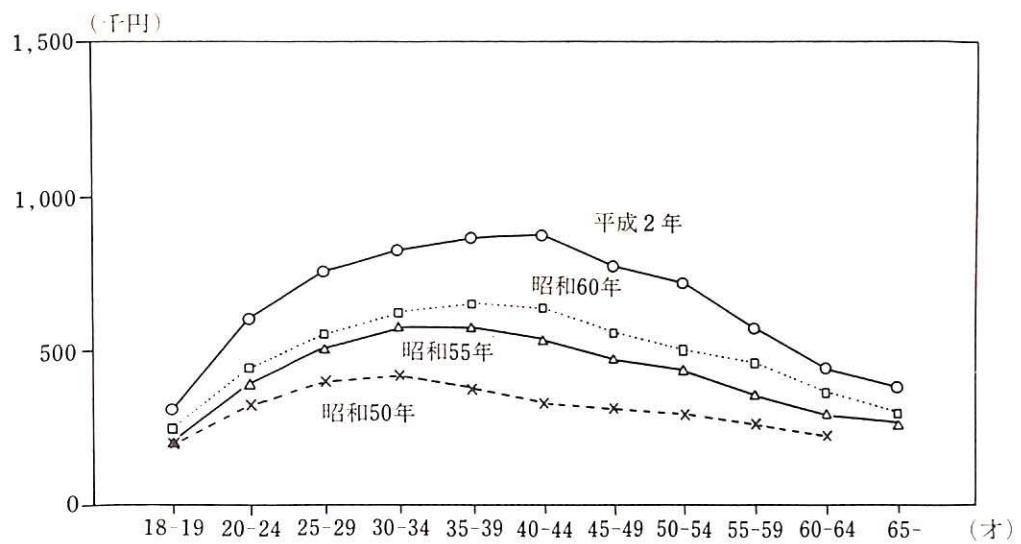
(注) 労働省「賃金構造基本統計調査」による。

図7-14 年齢階層別賃金格差（業種別・平成2年）



(注) 労働省「屋外労働者職種別賃金調査」による。

図7-15 年齢階層別賃金の推移



(注) 労働省「賃金構造基本統計調査」による。

表7-9 賃金支払形態（専門工事業・常用雇用者）

(単位：所， %)

業種	調査回数	調査実施年度	事業所数計	日 給	日給月給	月 給	その他	不 明
				構成比	100.0	32.7	52.0	14.8
とび土工 工 事 業	2	昭和60	構成比	100.0	32.7	52.0	14.8	0.5
			事業所	175	59	93	22	0
	3	平成 2	構成比	100.0	33.7	53.1	12.6	0.0
型 わく 工 事 業	2	昭和60	構成比	100.0	38.5	52.6	8.3	0.3
			事業所	255	84	141	28	0
	3	平成 2	構成比	100.0	32.9	55.3	11.0	0.0
鉄 筋 工 事 業	2	昭和60	構成比	100.0	31.5	58.1	9.6	0.0
			事業所	350	121	202	24	0
	3	平成 2	構成比	100.0	34.6	57.5	6.9	0.0
機械土木 工 事 業	2	昭和60	構成比	100.0	19.0	40.5	37.9	1.7
			事業所	162	19	90	53	0
	3	平成 2	構成比	100.0	11.7	55.6	32.7	0.0
左 官 工 事 業	2	昭和60	構成比	100.0	39.5	54.8	5.0	0.2
			事業所	1,522	525	880	102	2
	3	平成 2	構成比	100.0	34.5	57.8	6.7	0.1
計			事業所	1,894	688	1,018	173	6
	2	昭和60	構成比	100.0	36.3	53.8	9.1	0.3
			事業所	2,464	808	1,406	229	2
	3	平成 2	構成比	100.0	32.8	57.1	9.3	0.1
		第3回調査の 対第2回調査 比増減(△)	事業所	570	120	388	56	△4
			構成比		△3.5	3.3	0.2	△0.2
								0.3

(注) 雇用促進事業団「建設業における雇用管理現状把握実態調査」による。

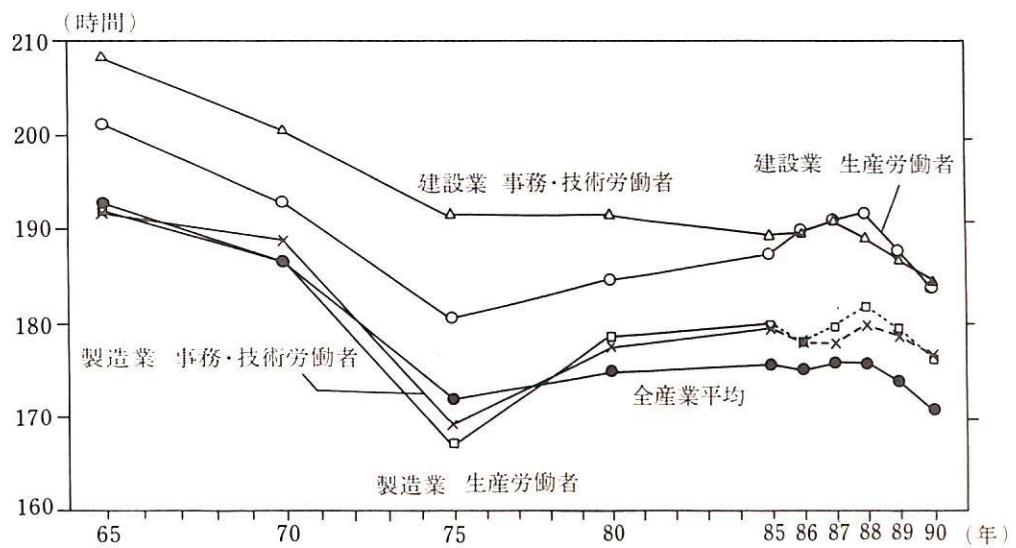
(7) 労働時間

建設業の労働時間は生産労働者、事務・技術職ともに全産業平均及び製造業よりも長い。昭和50年代までは、事務・技術職のほうが労働時間が長かったが、昭和60年代に入り、生産労働者と同水準となっている。(図7-16, 表7-10, 7-11)

休日制度の導入状況についても他産業に比べて遅れており、また現場と店舗では差がある。(図7-17, 表7-12)

法定労働時間の短縮も1つの契機として、業界でも積極的に労働時間の短縮に取り組んでいるところであり、各企業レベルでも、時短やそれに伴って月給制の導入を進める等、時短を含む構造改善が進展する兆しが見えてきた。(図7-18)

図7-16 産業別1か月当たり労働時間の推移



(注) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

(90年は各産業計のデータに基づく建設省推計)

第7-10 産業別1か月当たり労働時間の推移

年	65	70	75	80	85	86	87	88	89	90
建設業(生)	201.4	192.9	180.7	184.6	187.4	189.8	190.7	191.6	187.8	183.9
製造業(生)	191.9	186.8	167.2	178.6	179.9	178.2	179.7	181.8	179.6	176.3
建設業(事)	208.7	200.7	191.6	191.4	189.3	189.6	190.8	189.1	186.9	184.4
製造業(事)	191.7	188.9	169.2	177.6	179.5	178.0	178.0	179.9	178.7	176.6
全産業平均	192.9	186.6	172.0	175.1	175.8	175.2	175.9	175.9	174.0	171.0

表7-11 平成2年度の産業別年間労働時間

(時間、日)

産業	年間総実労働時間	年間所定内労働時間		年間所定外労働時間		年間出勤数	前年差
		前年差	前年差	前年差	前年差		
調査産業計	2,044	△32	1,859	△29	185	△ 3	250.8
鉱業	2,206	△54	1,990	△36	216	△18	264.0
建設業	2,203	△34	2,012	△36	191	2	265.2
製造業	2,111	△32	1,876	△28	235	△ 4	247.2
電気・ガス・水道・熱供給業	1,992	△11	1,798	△ 8	194	△ 3	236.4
運輸・通信業	2,210	△48	1,926	△41	284	△ 7	258.0
卸売・小売業・飲食店	1,924	△20	1,816	△12	108	△ 8	254.4
金融・保険業	1,819	△24	1,706	△22	113	△ 2	235.2
不動産業	1,990	△48	1,858	△44	132	△ 4	253.2
サービス業	1,961	△37	1,828	△36	133	△ 1	252.0

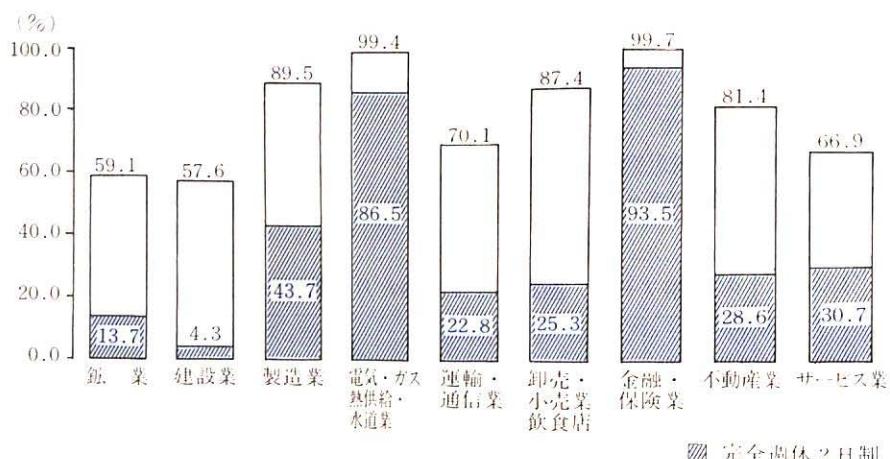
(注)1. 労働省「毎月勤労統計調査」による。

2. 事業所規模30人以上。

3. 数値は、年平均月間値を12倍したもの。

4. 所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いて求めたもの。

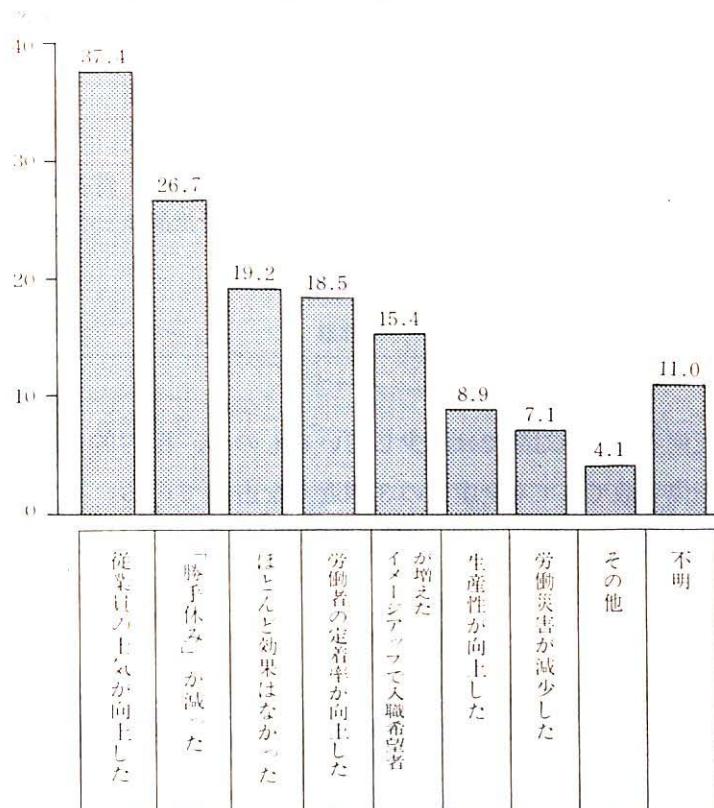
図7-17 産業別週休2日制の普及率(平成元年)



(注)1. 労働省「賃金労働時間制度総合調査」による。

2. 適用労働者割合である。

図 7-18 労働時間短縮の効果（複数回答）



(注) 建設省「建設業における労働時間短縮に関する調査」(平成3年10月)による。

表 7-12 休日制度の普及率

	日曜日	祝祭日	週休2日	年末年始	夏期休暇	GW	竣工時
店社	96.2	85.8	77.4	98.4	95.0	96.6	0.7
現場	90.2	68.1	58.5	96.4	93.7	62.2	14.6

(注) 建設業振興基金「建設業における労働時間短縮に関する調査」(平成3年1月)による。

(参考) 労働基準法の施行令の改正

労働基準法施行令の改正により、平成3年4月1日から、次のとおり法定労働時間が短縮された。

- ① 平成3年4月1日より法定労働時間を週44時間とする。
- ② 一部の事業又は事務所（建設業の場合は常時300人以下の労働者を使用するもので、ほとんどすべてがこれに該当）については、平成5年3月31日までの間は週46時間とする。

	昭和63.4.1	平成 3.4.1	平成 5.4.1
原 則	46時間	44時間	
建設業 (301人以上)	46時間	44時間	44時間
(300人以下)	48時間	46時間	
工業、運輸交通業等	48時間	46時間	44時間

(注) その他の多くの業種についても、人数規模に応じ、猶予、特例措置が設けられているが、10未満の小売業等の一部を除き、建設業の猶予措置ほどゆるくはない。

(8) 安全・衛生

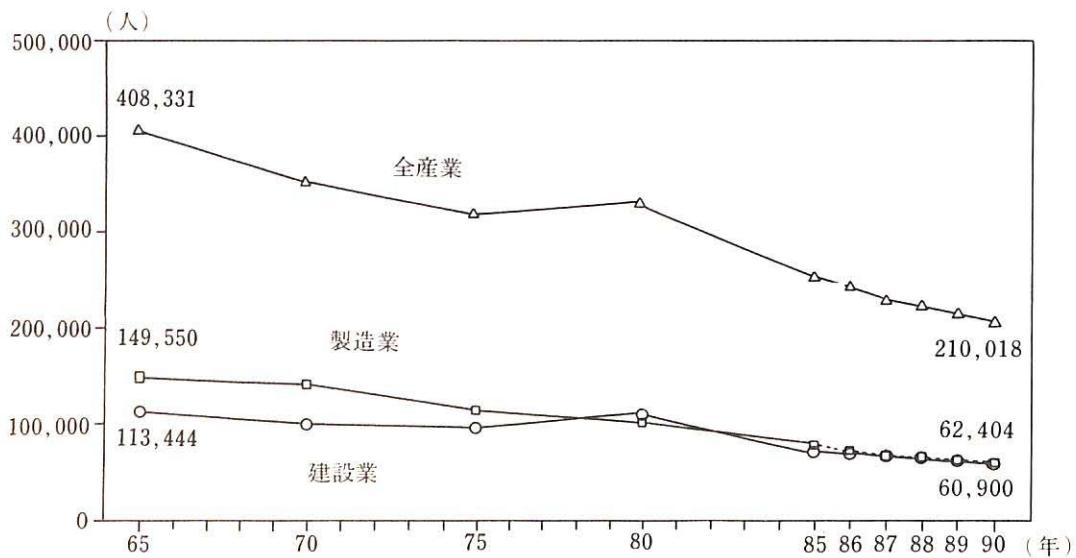
① 労働災害

労働災害の死傷者数は絶対数では減少しているものの、相対的には高水準にあり、千人当たりの死傷者数でみても全産業の3割近くを占めている。死亡者については昭和63年以来年間1,000人を超えており、全産業の4割以上となっている。(図7-19, 7-20, 表7-13)

② 業務上の疾病

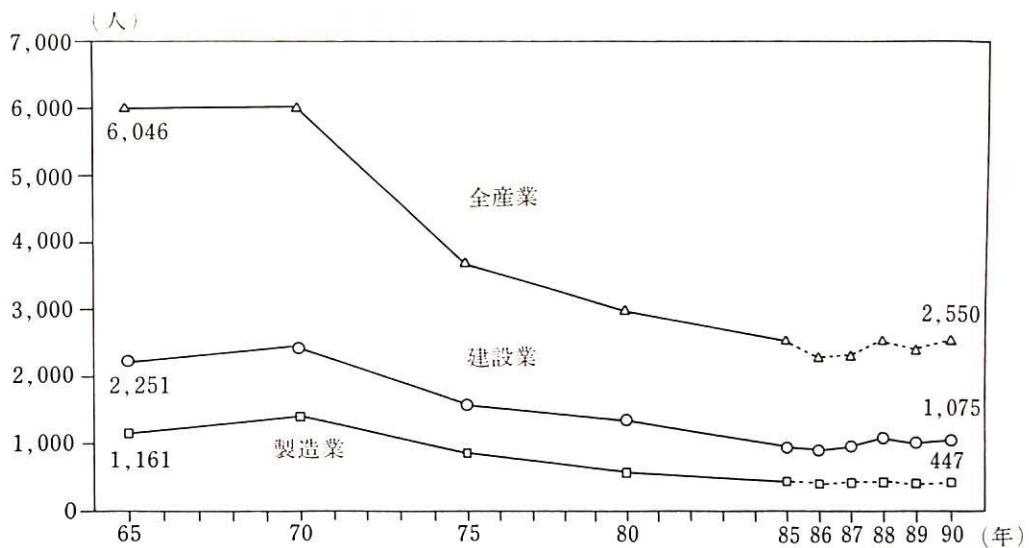
業務上の疾病者数についてみても建設業は絶対数は減少している。千人当たりの疾病者数は全産業平均の2倍程度と高水準ではあるが、昭和45年に比べると3分の1程度にまで減少している。(図7-21, 7-22, 表7-14)

図7-19 労働災害死傷者数の推移



(注) 労働省調べによる。

図7-20 労働災害死者数の推移



(注) 労働省調べによる。

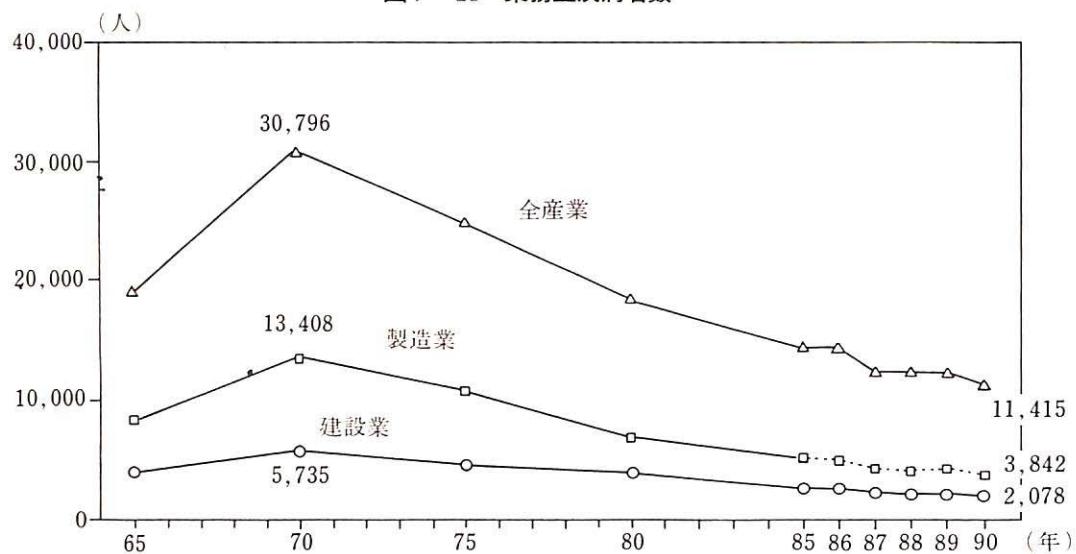
表7-13 労働災害死傷者数の推移

(単位:人, %)

区分 年	全産業 死傷者計 A	うち死亡 B	建設業 死傷者計 C	うち死亡 D	C/A	D/B
40	408,331	6,046	113,444	2,251	27.8	37.2
45	354,444	6,048	102,340	2,430	23.2	40.2
50	322,322	3,725	99,406	1,582	30.8	42.5
51	333,331	3,345	103,683	1,451	31.1	43.4
52	345,293	3,302	111,026	1,464	32.2	44.3
53	348,826	3,326	118,568	1,583	34.0	47.6
54	340,731	3,077	116,487	1,404	34.2	45.6
55	335,706	3,009	112,786	1,374	33.6	45.7
56	312,844	2,912	100,281	1,173	32.1	40.3
57	294,319	2,674	91,170	1,113	31.0	41.6
58	278,623	2,588	85,175	1,106	30.6	42.7
59	271,840	2,635	79,781	1,083	29.3	41.1
60	257,240	2,572	73,595	960	28.6	37.3
61	246,891	2,318	71,602	927	29.0	40.0
62	232,953	2,342	68,355	983	29.3	42.0
63	226,318	2,549	66,851	1,106	29.6	43.4
元	217,964	2,419	63,847	1,017	29.3	42.0
2	210,018	2,550	60,900	1,075	29.0	42.2

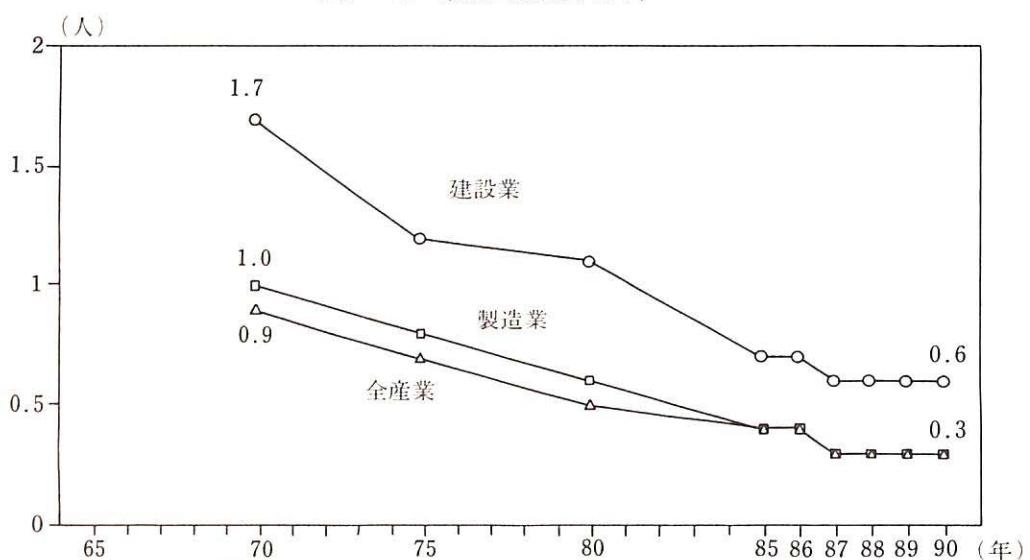
(注) 労働省調べによる。

図7-21 業務上疾病者数



(注) 労働省「業務上疾病調べ」による。

図7-22 業務上疾病者千人率



(注) 労働省「業務上疾病調べ」による。

表7-14 業務上疾病者数

年	65	70	75	80	85	86	87	88	89	90
建設業	4,048	5,735	4,618	3,965	2,697	2,677	2,299	2,197	2,162	2,078
製造業	8,434	13,408	10,809	7,020	5,298	5,083	4,383	4,184	4,341	3,842
全産業	19,108	30,796	24,953	18,644	14,588	14,547	12,510	12,523	12,465	11,415

(注) 労働省「業務上疫病調べ」による。

(9) 福利・厚生

① 労働・社会保険

直用常用労働者に対しても、雇用保険、労働保険に加入していない事業所が相当程度ある。健康保険、年金保険についても同様である。(表7-15)

② 退職金制度

建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、自社退職金共済制度いずれについても、加入している事業所は少ない。(図7-23, 7-24, 7-25)

表7-15 労働・社会保険の普及状況(専門工事業者・複数回答)

主たる職種	集計 事業所 数	労 働 保 險				社 会 保 險					
		雇 用 保 險	労 災 保 險	労災上 積補償	無回答	健 康 保 險		年 金 保 險		無回答	
						事 業 主 負 担 有	事 業 主 負 担 無	厚 年 生 金	国 年 民 金		
直用 常用 労働者	計	所	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	とび工	44	79.5	72.7	72.7	18.2	79.5	4.5	65.9	11.4	18.2
	型枠大工	227	69.2	67.4	62.1	25.1	59.0	13.2	51.5	19.4	29.1
	鉄筋工	275	64.4	61.8	44.4	29.8	51.3	16.4	45.1	19.3	33.1
	左官	316	41.8	52.5	36.1	39.6	32.3	25.6	21.8	25.3	41.8
	土工	43	76.7	72.1	76.7	18.6	76.7	7.0	67.4	18.6	20.9
	その他	24	70.8	58.3	50.0	29.2	58.3	8.3	54.2	25.0	33.3
直用 臨時 雇労働者	計	所	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	とび工	31	54.8	67.7	61.3	22.6	41.9	6.5	6.5	22.6	48.4
	型枠大工	135	37.8	56.3	45.9	34.8	21.5	28.1	5.9	36.3	47.4
	鉄筋工	144	25.7	44.4	29.2	48.6	13.2	20.8	6.3	25.7	63.2
	左官	149	9.4	40.3	27.5	53.0	8.7	22.1	0.7	23.5	66.4
	土工	32	56.3	68.8	59.4	21.9	56.3	6.3	6.3	15.6	40.6
	その他	11	45.5	81.8	72.7	—	27.3	18.2	—	27.3	45.5
準直用 常用 労働者	計	所	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	とび工	25	36.0	52.0	52.0	40.4	24.0	8.0	12.0	8.0	68.0
	型枠大工	133	22.6	40.6	44.4	45.9	15.8	27.1	6.8	30.8	54.9
	鉄筋工	141	15.6	31.2	23.4	60.3	11.3	19.9	7.1	23.4	67.4
	左官	195	8.7	34.4	23.6	59.5	6.7	21.5	1.5	19.5	70.8
	土工	22	36.4	50.0	50.0	40.9	27.3	9.1	18.2	18.2	63.6
	その他	12	25.0	33.3	41.7	50.0	8.3	8.3	—	16.7	75.0

(注) 労働省「建設専門工事業における建設労働者の雇用実態等に関する調査」(昭和62年)による。

図7-23 建設業退職金共済制度加入状況（職別工事業）

(単位：%)

調査回数	事務部門		現場部門(常用雇用者)		現場部門(臨時・日々雇用者)	
	A:全員加入	B:一部加入	C:未加入	A:全員加入	B:一部加入	C:未加入
第1回 (昭和55年度) 2,014所	A : 6.4 B : 3.9		C : 89.7	A : 13.2	B : 9.1	A : 2.8 B : 2.2
第2回 (昭和60年度) 2,569所	A : 5.7 B : 3.7		C : 90.6	A : 11.6 B : 10.0		A : 3.3 B : 7.0
第3回 (平成2年度) 3,717所	A : 6.4 B : 2.9		C : 90.7	A : 12.5	B : 8.4	A : 4.7 B : 5.5

図7-24 中小企業退職金共済制度加入状況（職別工事業）

(単位：%)

調査回数	事務部門		現場部門(常用雇用者)		現場部門(臨時・日々雇用者)	
	A:全員加入	B:一部加入	C:未加入	A:全員加入	B:一部加入	C:未加入
第1回 (昭和55年度) 2,014所	A : 7.1 B : 6.3		C : 86.6	A : 6.6 B : 6.9		A : 0.7 B : 0.5
第2回 (昭和60年度) 2,569所	A : 9.1 B : 4.5		C : 86.4	A : 8.5 B : 7.0		A : 0.9 B : 2.1
第3回 (平成2年度) 3,717所	A : 10.7 B : 4.7		C : 84.6	A : 12.7	B : 9.2	A : 1.1 B : 2.0

図7-25 自社退職金共済制度加入状況（職別工事業）

(単位：%)

調査回数	事務部門			現場部門(常用雇用者)		現場部門(臨時・日々雇用者)		
	A:全員加入	B:一部加入	C:未加入	A:全員加入	B:一部加入	C:未加入	A:全員加入	B:一部加入
							A : 0.4	
			B : 3.3		B : 3.7		B : 0.5	
第1回 (昭和55年度) 3,2014所	A : 14.1		C : 82.6	A : 10.8		C : 85.5		C : 99.1
			B : 2.6		B : 7.2		A : 1.1 B : 1.6	
第2回 (昭和60年度) 2,569所	A : 15.5		C : 81.9	A : 12.6		C : 80.2		C : 97.3
			B : 2.8		B : 6.7		A : 1.6 B : 2.5	
第3回 (平成2年度) 3,717所	A : 13.5		C : 83.8	A : 13.4		C : 79.9		C : 95.9

(注) 図7-23～7-25 雇用促進事業団「建設業における雇用管理現状把握実態調査」による。

(10) 教育・訓練

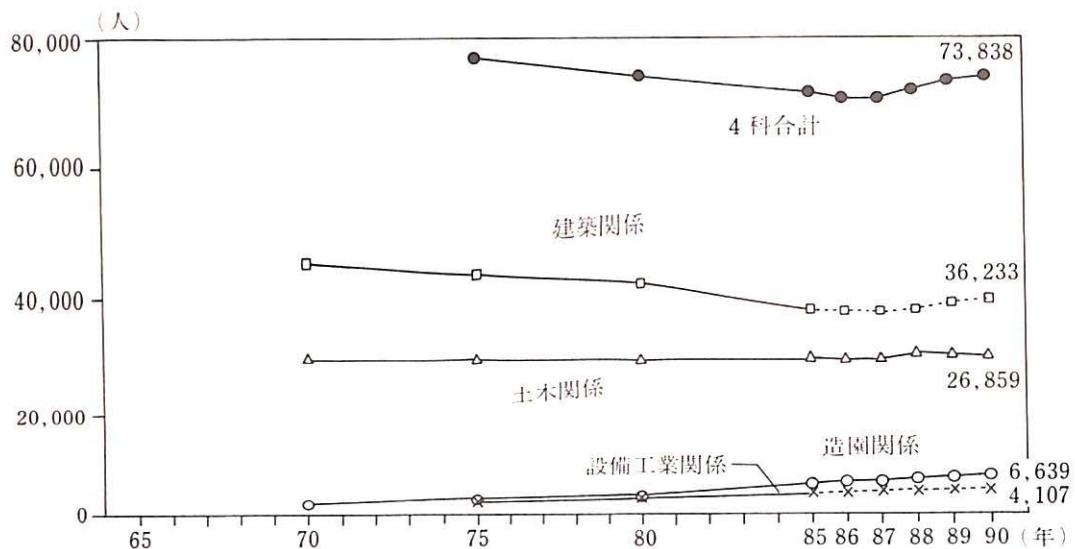
① 教育

昭和50年には8万人弱（全生徒数に占める割合は1.8%）であった工業高校の建設業関係生徒数は昭和50年代を通じて1割以上減少したが、昭和62年を底として増加に転じ、平成2年には約7万4千人（全生徒数に占める割合は1.3%）となっている。（図7-26、表7-16）

② 訓練

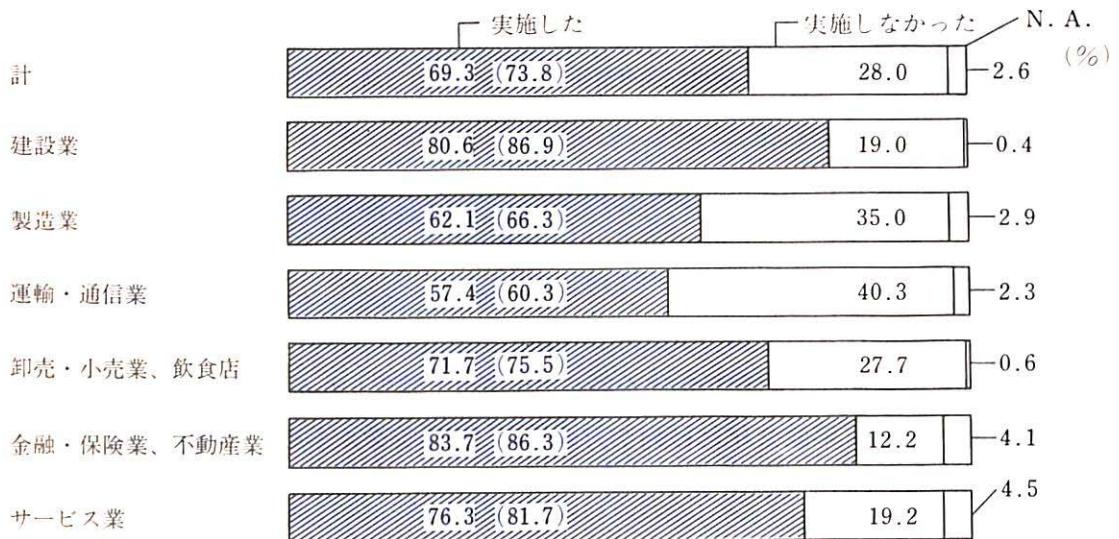
教育訓練を実施している事業所の割合は、建設業では8割程度と全産業の平均を上回っている。教育訓練に要した費用をみても、建設業は全産業平均を上回っている。（図7-27、7-28）

図 7-26 工業高校学科別生徒数



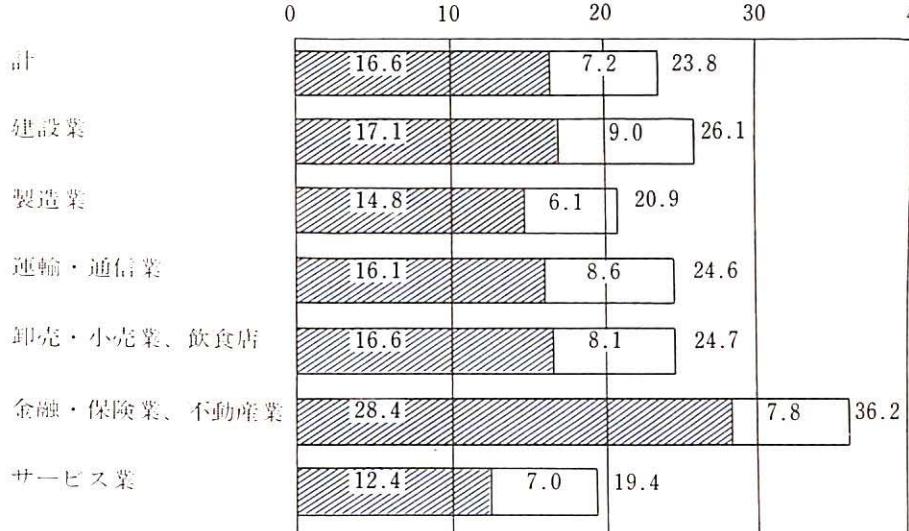
(注) 文部省「学校基本調査」による。

図 7-27 教育訓練の実施状況（産業別・事業所規模別）



(注) 労働省「民間教育訓練実態調査（平成2年）」による。

図 7-28 教育訓練に要した費用（労働者 1 人当たり）
(千円)



(注) 労働省「民間教育訓練実態調査（平成 2 年）」による。

表 7-16 工業高校学科別生徒数
(単位：人，%，校)

年	70	75	80	85	86	87	88	89	90
造園関係	2,069	3,148	3,361	5,383	5,457	5,645	5,957	6,350	6,639
建築関係	45,336	43,519	39,950	35,032	34,524	34,363	34,548	35,801	36,233
土木関係	30,835	30,380	27,731	27,128	26,595	26,438	27,310	27,094	26,859
設備工業関係		2,442	2,866	3,568	3,702	3,817	3,860	4,008	4,107
小計	78,240	77,047	73,908	71,111	70,278	70,263	71,675	73,253	73,838
全学科	4,222,840	4,327,089	4,616,339	5,171,787	5,253,230	5,368,583	5,526,845	5,637,947	5,616,844
建設系学科	1,852,78154	1,780,5735	1,601,00894	1,374,97929	1,337,8055	1,308,7811	1,296,852	1,299,28501	1,314,58164
工業高校数	419	428	412	409	409	412	411	410	411

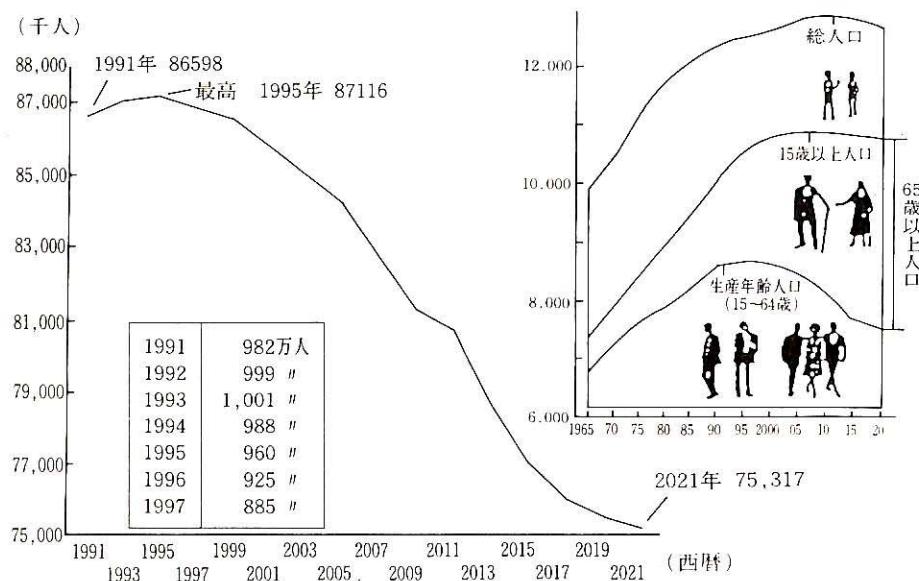
(注) 文部省「学校基本調査」による。

8 今後の課題

- ① 今後1993年（平成5年）をピークに若年人口（18～22才）が、また、1995年（平成7年）をピークに生産年齢人口（15～64才）がそれぞれ減少に向うと予想される。（図8-1、表8-1）
- ② 一方、公共投資基本計画に沿った公共投資の拡充等、今後の建設投資の増大が見込まれており、これに対応するためには建設労働力の確保と生産性の向上が重要な課題となっている。（表8-2）

図8-1 年代別生産年齢人口推計

（白書第3・2・7図を基に作成）



（注）厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。

表8-1 年齢別・人口推計（中位推計）

（単位：千人）

年齢 西暦	1990	2000	2010	2020
15～29	27,218 (31.5)	25,820 (30.0)	19,841 (24.5)	19,976 (26.5)
30～39	16,815 (19.5)	17,009 (29.7)	18,312 (22.6)	13,747 (18.3)
40～49	19,721 (22.9)	16,609 (19.3)	16,818 (20.8)	18,106 (24.0)
50～64	22,563 (26.1)	26,754 (31.0)	25,965 (32.1)	23,489 (31.2)
計	86,317(100.0)	86,192(100.0)	80,936(100.0)	75,318(100)

（注）厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。

表8-2 我が国建設業の長期的推移と今後の展望

(1985年価格、暦年ベース)

	1970		1980		1989		2000
付加価値額（兆円）	20.0 (2.8%)		26.3 (2.7%)		33.3 (4.1%)		52
就業人口（万人）	443 (2.9%)		591 (0.0%)		591 → (4.1%)		920
* ケース 1						→ (1.5%)	700
* ケース 2						→ (△0.8%)	539
* ケース 3							
付加価値生産性 (万円／人)	451 (△0.1%)		445 (2.6%)		564 → (0.0%)		560
* ケース 1						→ (2.6%)	750
* ケース 2						→ (5.0%)	965
* ケース 3							
(参考)							
国内総生産（兆円）	168.7 (4.6%)		265.0 (4.1%)		380.1 → (0.6%)		
労働力人口（万人）	5,170 (0.9%)		5,670 (1.2%)		6,302 → (0.6%)		6,700

(注) 1. () 内は年平均伸び率

2. 付加価値額、就業人口とも SNA ベース
3. 2000年の付加価値額、労働力人口の値については経済企画庁総合計画局推計
4. 将来の付加価値額の伸びについては、1990年代は公共投資基本計画を踏まえた公共投資の拡大が見込まれることから、現行経済計画での実質経済成長率をやや上回る4%程度を推定
5. ケース 1：今後の建設業の生産性の伸びがゼロの場合
- ケース 2：今後の建設業の生産性の伸びを1980年代並（2.6%）とした場合
- ケース 3：今後の建設業の生産性の伸びを1980年代後半並（5.0%）とした場合

(説明)

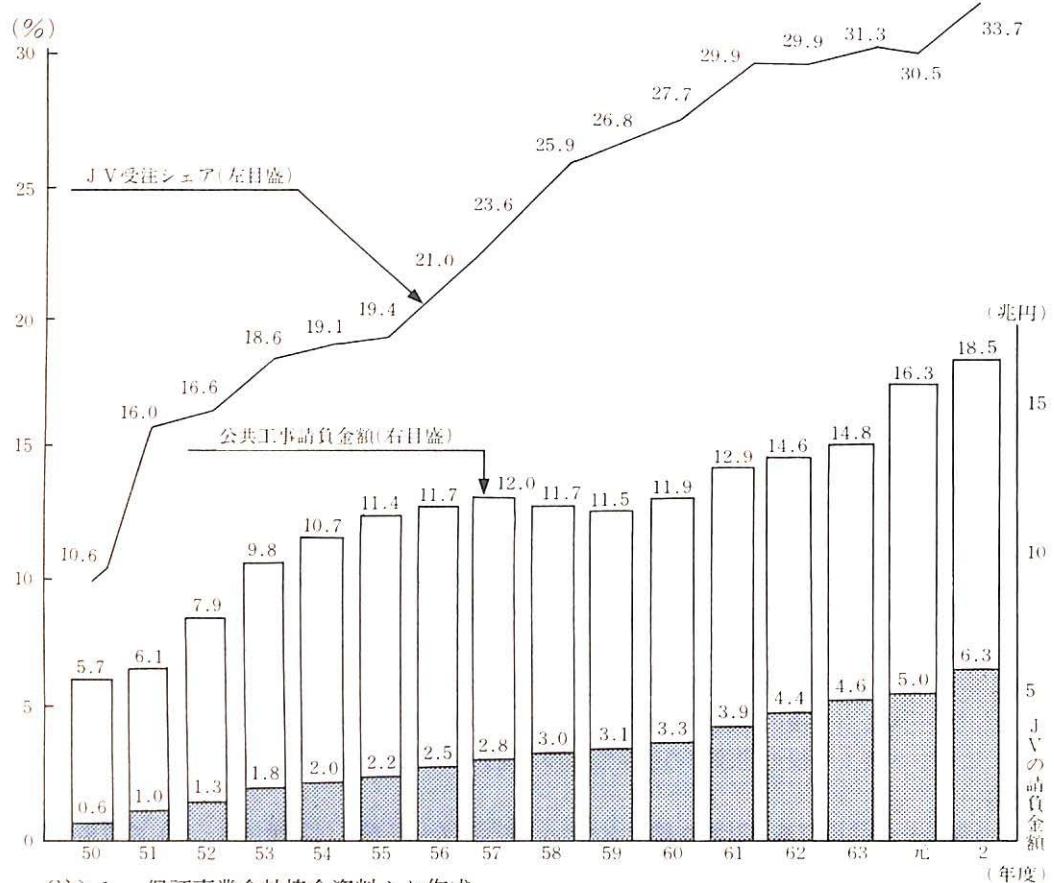
過去の趨勢や公共投資基本計画を踏まえつつ、建設業の生産額（付加価値ベース）の将来の姿に関する展望を試みると、2000年では50兆円程度の規模になるものと見込まれる（経済企画庁推計）。建設業の付加価値生産性について3ケースを想定し、ケース1は生産性の伸びがゼロの場合（1970年代のパターン）、ケース2は生産性の伸びが2.6%の場合（1980年代の趨勢）、ケース3は生産性の伸びが5.0%の場合（1980年代後半の趨勢）とする。それぞれのケースについて前記の生産額を達成するための就業者数を試算すると、2000年において、就業者数はケース1では1.6倍に（年率4.1%増）、ケース2では100万人程度の増加（年率1.5%増）、ケース3では0.9倍（年率0.8%減）という結果が得られ、今後、付加価値生産性を長期にわたり高めていく必要が示されている。

9 その他

(1) 共同企業体

J Vによる請負金額は毎年度徐々に伸びており（平成2年度6.3兆円），公共工事請負金額の3分の1はJ V工事で占めている。（図9-1，図9-2）

図9-1 J Vの公共工事請負金額



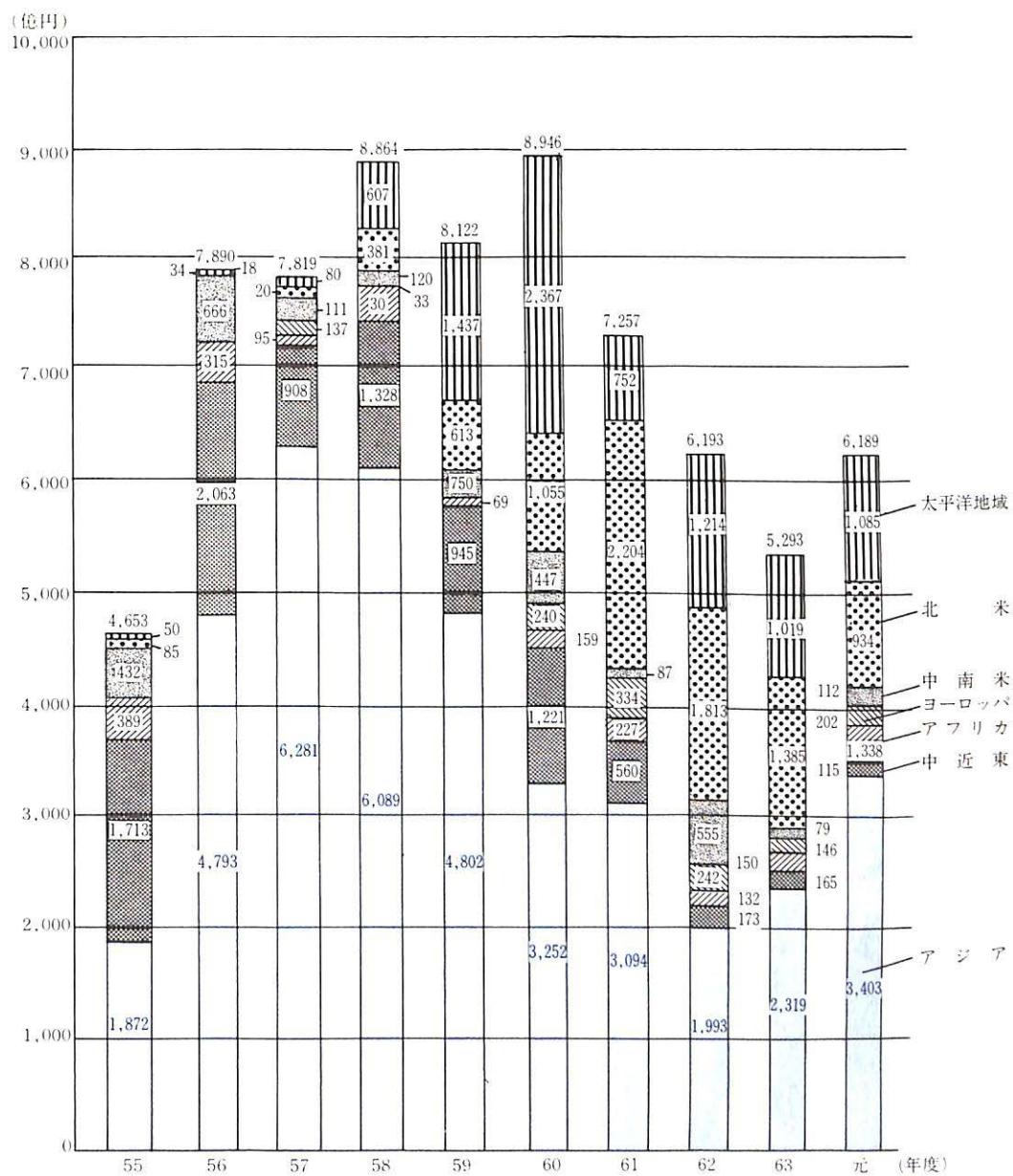
(注) 1. 保証事業会社協会資料より作成。

2. 前払保証に係る工事について見たもの。

(2) 海外建設工事受注実績

図9-2 海外建設工事受注実績の推移

(地域別・本邦法人)



(注) 建設省「海外建設工事受注実績」による。

参考

1. 中央建設業審議会 人材専門委員会中間とりまとめ

(平成4年3月17日)
(人材専門委員会)

要約

1 基本認識

- (1) 我が国の基盤整備を担う建設業の就業者確保は、我が国として質の高い国土基盤を整備するという観点からも重要である。
 - ・出稼ぎ労働者への依存が大きい建設業もこれまで労働力の確保が容易であった。
 - ・このため、労働力を外注により確保することで建設業のリスクへの対応が可能であり、その結果、重層化を招いたことが雇用労働条件改善の阻害要因となっている。
- (2) 最近の需要拡大期においても就業者の増加により対応してきたが、最近未熟練者、高齢者が増加しており、労働災害対策も急務である。
- (3) 今後、建設需要の伸びが見込まれる中で建設業の構造改善努力を怠って高齢化を加速しないよう、建設活動の一層の効率化と併せて就業者確保の方策を急ぐ必要がある。
- (4) この問題に対して速効的な方策はなく、時機を逸せず果断な対応が求められる。
 - ・すなわち、構造的な労働力不足時代を前に、既存のあらゆる制度に検討を加え、建設従事者の雇用労働条件の改善、若年者の確保・育成に努めることが不可欠である。
- (5) こうした施策の検討に当たっては、発注者等も視野に入れるとともに、関連行政分野への積極的な働きかけが必要である。
 - ・不良・不適格業者の排除等建設業刷新のための努力を徹底しなければならない。
 - ・施策の展開に当たっては従事者が主体的な、人間重視のものにすべきである。

2 人材対策の基本的視点と方向

- (1) 基本的視点
 - ・労働力供給構造の変化に対応した新たな生産システムの構築を目指すべきである。
- (2) 人材対策の方向
 - ① 業界としての人材対策の確立
 - ・業界の応分の費用負担を前提とした、業界としての人材対策の実施が必要である。
 - i. 技能労働者の入職・育成・定着
 - ・業界全体としての技能労働者の育成体系を整備していかねばならない。

- ・技能労働者の定着・有効活用を促すための新たなシステムの整備が必要である。
- ・建設活動のPR、自律的な内部規範の確率も含めたイメージアップも重要である。

ii. 女性等の雇用の促進

- ・女性の優れた感性、特質を活かすため、女性を積極的に位置づけ、所要の環境整備を進めることが求められる。経験の蓄積を備えた高齢者の活用も必要である。

② 市場の誘導

- ・行政は、極力市場原理を活用しつつ、市場を望ましい方向に誘導すべきである。

i. 建設企業の誘導

- ・人を大切にする企業が競争上不利にならないようにしなければならない。
- ・業界は人を軽視した企業が淘汰されるよう、体质改善に努めることが必要である。
- ・行政は、建設業法を厳正に運用するとともに、労働時間短縮、安全対策等人を大切にする施策を進めている企業をきめ細かく支援することが必要である。

ii. 入職者、従事者の誘導

- ・技能労働者を、学歴よりはむしろ「技」、管理能力に着目して適切に評価するシステムを確立することが必要である。
- ・資格取得が、技術力の向上に加え、進路選択の誘因にもなることを踏まえ、例えば高卒レベル等多段階の評価・認定の仕組みの在り方を検討することが重要である。
- ・職業選択をするために必要かつ充分な情報を提供することも必要である。

③ 建設業に固有のリスクへの対応

- ・雇用・労働条件の改善等を進めるためには、受注産業、屋外生産産業等、建設業固有のリスクを克服することが必要である。

i. リスクの軽減

- ・計画に沿った公共投資の実施は長期的な工事量の平準化の観点から重要である。
- ・労働力不足時代には年間の発注ピーク時に対応することが困難になりかねず、予算・会計制度等の見直しにより建設需要の平準化に努めることが求められる。

ii. リスクの適切な分散

- ・例えば、対等な契約当事者関係下で請負契約、雇用契約を見直す等により悪天候リスクの分散を図るなど、固有のリスクを適切に分散させることが必要である。

3 早急に実施すべき事項

(1) 労働時間の短縮

- ・業界は「建設生産システム合理化推進協議会」の申合せを踏まえ、統一的な週休日の設定、休日の現場閉鎖等思い切った対策により週休2日制の導入を図るべきである。
- ・行政も発注者に対して理解を求めていくなど、これを積極的に支援すべきである。

(2) 総合的な安全対策

- ・「建設省の工事安全対策」を踏まえ、技術開発、適切な施工計画の策定、安全施工体制の整備などに関する総合的な対策を具体的に展開する必要がある。

(3) 女性の能力発揮の視点を含めた現場環境の改善

- ・女性の活用は好循環をスタートさせる有効な契機となることから、企業は女性の能力発揮の視点も含め、現場環境の改善に努めるべきである。
 - ・行政としても、環境改善施設の導入を促進する、労働行政と連携をして企業が女性雇用を進めていくうえで必要な情報提供や助言を行う等、積極的に支援すべきである。
- (4) 誇りと意欲を持ち得る就業環境の形成
- ・業界として、行政の支援の下で、業種別に「人づくりプログラム」を明らかにし、個別企業への普及、教育界へのPRに努めることが必要である。
 - ・建設省において、現場生産活動に直接携わる優秀な労働者を広く顕彰する制度を創設すべきである。
- (5) すそ野の広い入職促進活動の展開
- ・「若年建設従事者入職促進協議会」等を活用し、小中学生、教師、保護者等を対象に現場見学会等を実施するとともに、全国レベルで実践例の交換を行うべきである。
- (6) 構造改善対策の推進
- ・第2次建設業構造改善推進プログラム中の事業を速やかに具体化すべきである。

本文

中央建設業審議会人材専門委員会中間とりまとめ

(平成4年3月17日)
(人材専門委員会)

1 基本認識

- (1) 今後我が国が豊かでゆとりのある国民生活を実現していくためには、住宅・社会資本の整備を推進していくことが極めて重要である。これらの基盤づくりを担っているのは建設業である。建設業の就業者を確保することは、単に建設業のみならず、我が国が今後、質の高い国土基盤を着実に整備していくためにも、強く要請されるところである。
- (2) 建設業では、産業や需要構造の特性から、単純労働者のみならず、基幹的な建設技能労働者の一部についても出稼ぎ労働者への依存が大きく、出稼ぎ労働者の供給が豊富な時代においては、全産業のなかでも、労働力の確保が容易な産業であった。
もともと、建設業は受注産業であるため長期的な景気変動や季節的な発注の変動に応じて建設需要が変動するというリスクを避けられず、加えて、屋外生産を基本とするため悪天候などのリスクにも直面している産業である。

建設企業にとってはこれらのリスクへの対応が経営上の大きな課題であるが、労働力供給の制約が小さい時代にあっては使用する労働力について直接雇用だけでなく、外注化するなどしてリスクの回避を図ってきた。このような対応方法については、ここ数年の労働力不足基調下においても基本的には変化がみられず、その結果、現在、下請構造に依存する割合は高く、そのことが建設業界全体として雇用労働条件の改善上大きな問題となっている。

さらに、現在の発注などの制度についてみても、こうした状況に由来する雇用システ

ム、賃金システム等を前提として構築されている。

- (3) ここ数年来の建設需要の拡大期においては、労働力が不足基調で推移しつつも、賃金の上昇や労働時間の短縮など雇用労働条件の改善とあいまって就業者数も増加し、全体としては建設活動を円滑に行うことができた。

ただ、最近において、人手不足に基づいて未熟練労働者や高齢労働者の割合が高まっている。これらの労働者については、労働災害の発生率が高いことが確認されており、その対策も急務である。

- (4) 今後の建設需要については、現在のところ、景気や調整過程に入ったことなどにより民間投資の伸びが鈍化しているが、中長期的には、公共投資基本計画等により、堅調に推移するものと見込まれる。

一方、労働力人口は1990年代には第2次ベビーブーム世代の参入もあって増加するものの、増加のテンポは減少し、2000年頃にはピークに達すると予測される。また、生産年齢人口についてみれば1995年にピークを迎え、現在約60万人前後の高卒就職者数が2000年には概ね3分の2に減少するとの推計もあるなど、若年労働力を確保していくことが極めて困難になることは必至である。さらに若年労働力不足を補完するものとして出稼ぎ労働者に多くを期待することももはやできない。

今後建設業における構造改善が進展せず、建設業への入職率が横這いで推移するとすれば、新規学卒入職者は、退職者の数を大幅に下回ると予測され、建設投資規模の拡大に対応して就業者数を維持しようとすれば、高齢化に更に加速せざるを得ないものと思われる。

反面、こうした労働力不足時代の到来は、従来豊富な労働力に支えられ、そのためにかえって立ち遅れた省力化の進展を促す側面があることも事実である。このため、今後の建設投資の見通しを踏まえ、生産性の向上をも考慮に入れて、必要となる労働力について質と量の両面から検討したうえで、その確保及び充実のための方策を緊急に講ずる必要がある。

もちろん、この場合に、労働力の供給構造の変化を踏まえ、建設活動を一層効率化するための努力が併せて求められることを忘れてはならない。

- (5) もとよりこのような問題について速効的な方策は期待できるものではないし、また、期待すべきものでもなく、一歩一步の積み重ねと不断の努力が何よりも重要である。

幸い、近年、賃金の着実な上昇や週休2日制の導入など労働時間の短縮も進み、職場環境の改善も緒についたところである。しかし、まだ労働関係法規を遵守できない企業もみられるなど、雰囲気企業に至るまでの建設業全体に改善の動きが波及しているとは言いがたい面もあり、今後こうした望ましい流れを定着させ、さらに加速していくため、時機を逸することなく、果斷に対応することが求められる。

すなわち、このような本格的かつ構造的な労働力の不足時代の到来間近にして、従来の建設生産システムに係わるあらゆる制度に検討を加え、抜本的な見直しを図ることにより、受注産業であり、屋外生産活動に従事する産業である建設業の経営基盤の安定と雇用

の安定を図り、出稼ぎ労働者も含め、建設業に従事するすべての労働者の雇用労働条件の改善を推進していかねばならない。また、併せて、意欲ある若年労働者の就業を促し、育成・強化を図ることも不可欠である。

- (6) なお、こうした施策を検討するに当たっては、行政、総合工事業者、専門工事業者間の役割と責任を明確にするとともに、設計者も含めた発注者や資材業者など関連する分野も視野に入れ、労働行政、教育行政など関連行政分野に対しても、緊密な連携を確保するよう、積極的に働きかけていくことが重要である。

また、建設業の人材確保の問題は、建設生産活動に対する全社会的な認識や評価を如実に反映する問題であり、不良・不適格業者の排除、適正な競争秩序の確立など建設業刷新のための努力を徹底するとともに、個別の建設企業にとっても、選別、淘汰に直結する重要な課題であることを銘記すべきである。

さらに、施策の展開に当たっては、その理念を明確にするとともに、単に労働力の確保といった生産中心の狭い視野ではなく、建設業に従事する者がそれぞれ主体的な役割を担うような人間重視のものとすべきである。

2 人材対策の基本的視点とその方向

(1) 基本的視点

もはや、労働力が豊富な時代ではない。労働力供給は増加時代から不足時代へという構造的な画期にさしかかっている。建設業がこうした構造的な変化に対応して、21世紀に向けて魅力に満ちた産業として発展し、質の高い基盤を整備して社会に貢献していくためには、建設生産システムについても新たな構造を前提とした新システムの構築を目指さねばならない。特に、新たなシステムは、建設業に従事する者一人ひとりが自らの仕事に誇りを持ち、生き生きと建設活動に携わることができる環境を醸成するものでなければなるまい。

こうしたシステムの構築に向けて、請負契約、外注制度、雇用形態、賃金形態、募集システム、技能工養成システム等建設業界内部のシステムはもとより、建設業許可制度、さらには予算・会計制度、積算体系も含めた発注制度等、建設生産をめぐる関連諸制度全般にわたって抜本的な検討を加え、見直しを行っていかねばならない。

このような見直しを行ううえでの基本的な方向の整理を試みると次のとおり。

(2) 人材対策の方向

① 業界全体としての人材対策の確立

建設業の人材問題を解決するに当たっては、何よりもまず建設業者自らが長期的な視点に立って努力を行うことが大前提である。しかし、中小・零細業者など個々の企業による対応には限界があることから、これを業界全体で解決すべき課題と自覚し、業界による応分の費用負担を前提とした業界としての人材対策を実施していくことが必要である。特に、構造的な労働力不足時代を迎えるに当たり、業界として技能労働者の入職・育成・定着を図るための新たな枠組を構築していく必要がある。

i 技能労働者の入職・育成・定着

建設生産の中核的な担い手である技能労働者の育成は専門工事業者のみならず、総合工事業者にとっても不可欠であることから、これを業界全体の課題として受けとめ、技能労働者の育成体系を整備していかねばならない。

また、一旦建設業に就業した若年者の他の産業への流出を防ぎ、建設業において有効に活躍できる場を提供していくことは業界全体にとっての重要課題である。このため、業界としての技能労働者の定着を促し、その有効活用を図るための新たなシステムを整備することが必要である。

さらに、業界として、教育界との連携を強化しつつ、社会への貢献やものづくりの大切さ、面白さなど、建設産業が本来有する魅力について社会全体に理解してもらうためのPRを積極的に推進するとともに、寄付講座の設置等関連教育機関への助成を行っていくことが重要である。また、業界のイメージアップの一環として、地域に根ざした社会貢献活動の推進、社会に対して不良・不適格な行為を業界自ら戒めるための内部規範の確立、高質で快適な福利厚生施設の充実等も求められる。

ii 女性等の雇用の促進

構造的に若年労働者の供給が減少する中で、現に女性の就業も増加しつつある。しかし、これまで充分に着目されてこなかった面もあり、今後女性をより積極的に位置づけることが重要である。

すなわち、女性は一面において男性には期待できない優れた感性や特質を備えており、その能力を発揮する場を提供することにより、生産性が向上し、質の高い建設生産物を造り出す分野も十分考えられることから、生産方式の改善、現場環境の改善、福祉制度の充実等、女性の参入を促すための環境整備を進めることが求められる。

また、高齢者には若者では望み得ない経験と知恵が蓄積されていると考えられ、新たな視点に立ってこれらの蓄積の活用を図っていくことも必要である。そのためには、高齢者に充分配慮した環境整備が不可欠である。

② 市場の誘導

大企業から中小・零細企業に至るまで、産業全体の構造改善を進めていくに当たっては、極力市場原理を活用することが基本である。しかし、現実には、完全に市場に委ねることにより、社会的に最も望ましい状態が実現できるとは限らない。この場合、行政が何らかの形で関与し、市場を望ましい方向に誘導していくことが必要となる。

i 建設企業の誘導

建設業を魅力溢れる産業とするためには、建設業従事者一人ひとりが大切にされ、主体的に活躍しうるための環境整備が重要である。経営基盤が弱く、人材対策を軽視した労務提供的企業が市場での競争において人を大切にする企業よりも有利な立場にたつとすれば、長期的には建設業が魅力ある産業として発展する妨げとなり、産業全体の衰退を招きかねない。

このため、業界として、人を軽視した企業が淘汰されるよう自律的な規範をつくり、自らの体質改善に努める必要がある。一方、行政としても、建設業法を厳正に運

用し、不良・不適格業者の排除に努めることが重要である。また、技術と経営に加えて、人が主体的な役割を担う、人間重視の企業こそが選別され、評価されるよう、安全対策、時短、技能工の育成等人を大切にする施策を自助努力で積極的に進める企業を、制度上のインセンティブの付与等によってきめ細かく支援する姿勢を明確に打ち出し、地方の零細業者に至るまで業界全体が自ずとその方向に動くよう誘導していくことが必要である。

ii 入職者、従事者の誘導

若年労働者の建設業への入職を促進するためには、生活大国を実現する上で不可欠な住宅・社会資本の整備を担う建設産業及び建設業従事者、とりわけ、現場の生産活動に携わる技能労働者を社会的にも、経済的にも適正に評価するシステムを確立し、従事者が常に目的意識を持って自らの技術・技能の向上に努めようとする意欲を高めるためのインセンティブを付与することが必要である。その際、特に現場従事者については、学歴によって得られる知識もさることながら、経験を積むことによって初めて得られる「技」や管理能力が強く求められることに十分配慮しなければならない。

また、技術力の向上を図る制度として現在各種資格等が設けられているが、これらに加え、資格等の取得が意欲ある学生・生徒の建設関連学科への進学及び卒業後の就業率・定着率の向上を促すためのインセンティブとして機能する面もあることを踏まえ、例えば高校卒業レベルで受験可能な資格等、能力に応じた多段階の評価・認定の仕組みの在り方についても検討を進めることが重要である。

さらに、就職前の学生・生徒やその保護者、学校の先生に対して、建設業の就業環境や労働の諸条件、建設業の現状や従事者の生涯の展望、建設活動の意義や魅力等、労働市場参入に当たって適切な職業選択を行うために必要とされる充分な情報を提供することも必要である。

③ 建設業に固有のリスクへの対応

建設業の経営基盤を強化し、重層下請の改善を図り、建設労働者の通年雇用を確保し、社員化の推進等雇用の安定・雇用形態の改善、労働時間の短縮等労働条件の改善、月給制への移行等賃金形態の改善などを進めるためには、受注産業であり、屋外生産産業であるという建設業固有の特質に由来するリスクを克服していくことが必要である。このため、リスク自体の軽減を図るとともに、解消しきれないリスクについては特定の階層に過重にしわよせされないよう、その負担割合の適正配分を図ることが求められる。

i リスクの軽減

工事量の変動リスク自体を軽減するためには、何よりも発注や工事量の平準化を進めることが有効である。公共投資基本計画等の計画に沿って安定的に建設投資を拡大していくことも、長期的に工事量の平準化を図るという観点から重要である。

また、工事量の季節変動については、平成3年度では、年間を通じての需要のピーク時である10～12月期の建設投資額は最低時である4～6月期の約1.3倍に達してい

る（公共工事に限定すると約2倍）。今後、構造的な労働力不足時代においてはピーク時の建設需要に対応した供給力を確保すること自体困難になりかねず、ゆとりある供給力の下で質の高い基盤を整備するという観点からも、引き続き発注上の工夫を行うとともに、予算・会計制度等を見直すことにより建設需要の平準化に努めることが求められる。

ii リスクの適切な分散

労働者やそれを直接雇用する専門工事業者にリスク負担が過重に課せられることにより雇用労働条件の改善が妨げられないよう、発注者、設計者も含め、契約当事者間の対等性を確保し、それぞれの責任の明確化を図るとともに、契約内容の適正化を推進するなど産業構造の改善を進めることが重要である。

例えば、屋外生産に伴う悪天候の不稼働リスクを適切に分散させるためには、雇用契約や請負契約の在り方、さらには保険制度の在り方も含めて検討を進める必要がある。

3 早急に実施すべき事項

人材確保の問題については、その性格上、中期的な取り組みを行うと同時に、可能な施策から出来るだけ早く実施に移していくことが肝要である。

特に、若年者の入職は年度の前半におおむね決定される現状にあり、可能なものについては、新年度からの実施に向けた対応が望まれるところである。

こうした観点にたって、以下の事項を早急に実施すべきである。

(1) 労働時間の短縮（週休2日制の推進）

ゆとりと潤いのある社会生活を目指すうえで、労働時間の短縮は喫緊の課題であり、建設業に従事する者も国民の一人としてその恩恵を享受できるものでなければならない。

また、若者が重視する自由時間の確保を週休2日制の導入等の雇用労働条件の中で実現していくことが、若者の就業、定着を促進していく上で極めて重要である。

建設業の特性から、週休2日制を導入する上での困難な課題も多いと考えられるが、建設生産活動の効率化など業界自らの構造改善の努力を基本としつつ、行政と発注者の適切な支援のもとで、これらの課題を克服していかねばならない。この点については、総合工事業者と専門工事業者の協議の場である「建設生産システム合理化推進協議会」においても、本年2月に週休2日制を推進するための申合せが行われたところである。

今後、この申合せの趣旨を踏まえ、週休2日制の導入を実効あらしめるために、業界を挙げて、統一的な週休日を設定する、休日は工事現場を全面的に閉鎖するなど、思いきった対策を実施するとともに、産業行政としても時短を政策上の最重点課題として位置づけ、発注者に対して理解を求めるなど、業界の努力を積極的に支援していくことが不可欠である。また、都道府県、市町村に至るまで、公共工事の積算や工期設定を行いうえで、時短の推進に配慮することも望まれる。

また、週休2日制の導入にあたっては、建設労働者の従前の収入の水準の確保を前提とすることが当然である。

(2) 総合的な安全対策

建設労働災害は近年着実に減少しているが、死亡事故について見れば横這いないし増加を示している。

安全性は従事者の命に係る最も基本的な労働の条件であり、何よりも先に確保すべき事項である。また、業界のイメージという観点からも、ひとたび事故が発生すると、それまで地道に積み重ねてきた業界の構造改善の努力の成果が一瞬にして無になりかねず、その損失の大きさは測り知れない。

このため、本年1月にとりまとめた「建設省の工事安全対策」を踏まえつつ、安全施工のための技術開発、適切な施工計画の策定、安全施工体制の整備などに関する総合的な対策を早急かつ具体的に展開する必要がある。

また、労災事故発生の基本的な要因として、建設労働者の高齢化や未熟練労働者の増加が指摘されており、事実これらの労働者の事故発生率が高くなっている。

こうした観点からも、危険作業を回避し、減少させるための機械化、ロボット化などをはじめとした技術の開発・導入を一層進めることが必要である。

(3) 女性の能力発揮の視点を含めた現場環境の改善

建設業においても、女性で充分こなせる仕事、女性のほうがむしろ適性を備えている仕事もあると考えられることから、人材確保の一環として女性に積極的に活躍の場を提供することが重要である。

現場において女性の能力を活かしていくためには、現場毎に洗面所、シャワー等を備えた質の高い休憩所を完備する、リフレッシュカーを導入するなど現場環境の改善に努める必要があるが、そのことはよりもなおさず、男性にとっても魅力的な現場環境に形成していくということである。また、女性の入職それ自体が現場の活性化につかがるという面もある。

このように、女性の活用は単に人数を確保するにとどまらず、それを契機として、現場環境の改善、男性も含めた入職者の増加といった好循環をスタートさせる有効な契機になると考えられる。

このため、各企業においては、業務内容を勘案し、可能な業種においては女性の能力発揮の視点も含め、現場環境の改善に積極的に取り組むべきである。また、行政としても、現場環境を向上させるための施設の開発・導入を促し、発注に当たっては積算面でも十分に配慮するなど、これを積極的に支援していく必要がある。さらに、労働行政と緊密な連携を図りつつ、建設企業が女性雇用を円滑に推進していくうえで必要な情報提供や助言を行うことも重要である。

(4) 誇りと意欲を持ち得る就業環境の形成

建設現場で工事施工に従事している労働者が自己の能力の向上について生涯の目標と展望を自覚し、それに向けて努力しうるような環境を整えることは、若年者の入職・定着を促進する観点からも、また、技術・技能のレベルアップを通じた生産性の向上という観点からも重要である。

このため、建設業に従事する労働者が生涯を通じた専門的な職業意識を醸成し、労働意欲を高め、将来の設計について確たる展望を持ち得るよう、本年1月にとりまとめた「建設業人材育成基本方針」に基づき、業界として、行政の支援の下で、業種別に人材育成のための指針としての「人づくりプログラム」を速やかに明らかにし、個別企業への普及に努めるとともに、教育界等にもPRすることが必要である。

また、工事に直接携わっている人々の社会的評価を確立する第一歩として、職長など現場の第一線を支える優秀な労働者の顕彰を全国的にきめ細かく実施し、顕彰された一人ひとりを広く世間に紹介する等により、技能労働者が誇りを持って職務に専念できる環境を整備することも重要である。このため、建設省において、現場生産活動に直接携わっている優秀な従事者を巾広く顕彰する制度を創設するべきである。

(5) すそ野の広い入職促進活動の展開

意欲ある若年者の入職を促進するためには、高校生はもとより小中学生、小中学校教師、保護者等がものづくりやそれを支える建設業の重要性を正しく理解するよう、入職促進活動のすそ野を拡大することが重要である。

このため、「若年建設従事者入職促進協議会」等業界と教育界との連携の場を積極的に活用し、教育界との連携を密にしつつ、小中学生、教師、保護者等巾広い人を対象として、現場見学会、講演会等のイベントの実施、ものづくりに実際に参加する機会の提供等を行うべきである。全国レベルでもこれらの実践例の連絡・交換を行うことが必要である。

(6) 構造改善対策の推進

以上のほか、建設業の構造改善についての取り組みをさらに充実、強化することは、人材の確保、定着を図る上で極めて重要である。

このため、第二次建設業構造改善推進プログラムにおいて実施を予定している各種施策、事業については、速やかにその具体化を図るべきである。

同時に、本委員会の今後の審議内容や結論を同プログラムに的確に反映させるため、必要な時期にその見直しを行うこととすべきである。

2. 建設産業における 労働時間短縮推進要綱

(平成4年4月6日)
(建設省)

1 趣 旨

国民一人ひとりが真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、国民生活の基盤となる良質な社会资本整備を進めるとともに、人々がゆとりをもって自分自身の生活を楽しむための十分な自由時間を確保できるよう、労働時間の短縮を進めることが重要となっている。もとより、社会资本整備という重責を担う建設業従事者についても例外ではない。

一方、我が国が、社会资本をはじめとする質の高いストックを円滑に形成・蓄積していくためには、これを支える建設産業において、生産年齢人口が平成7年をピークに減少に転ずることが予想される中で、業界の将来を支える意欲に満ちた若年者を確保していくことが不可欠である。こうした観点からも、若者が重視する自由時間の確保を週休2日制の導入等を通じて実現していくことが重要である。

しかも、その場合、法律で定められた最低基準の遵守は当然のこととして、それを上回る労働時間の短縮を積極的に実施し、他の産業と比べても遜色のない、魅力ある雇用・労働条件を整備していくことが求められる。

こうした中、建設業界においても労働時間短縮への取り組みが活発化し、平成4年2月27日、総合工事業者と専門工事業者の協議の場である「建設生産システム合理化推進協議会」（平成3年2月5日策定の「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき平成3年8月8日発足）において、建設業における4週6休制の先行的実施についての申合せが行われ、建設業者団体は、自動的に、平成4年4月1日以降速やかに毎月第2、第4土曜日を週休日とする4週6休制を導入するよう努めることとされた。

建設省としても、社会资本整備の円滑な推進及び建設産業の健全な発展という観点からこのような業界の動きを積極的に支援することとし、建設産業における労働時間短縮を実効あらしめるため、建設省として講ずるべき支援措置を明らかにするため、本要綱を策定するものである。

2 建設省として講ずるべき措置

(1) 週休2日制に対応した工期の設定及び積算の実施

週休2日制の実施に当たっては、これに対応した工期の設定と積算の実施が不可欠であ

る。建設省直轄工事においては、平成2年4月より既に、4週6休制を見込んだ工期を設定し、これに合わせて仮設材損料、機械経費等の諸費用を積算に計上してきたところである。今後も、建設現場における労働時間短縮を円滑に進める上での環境整備を図るため、労働時間短縮の進展に対応した適切な工期の設定を行うとともに、設計労務単価、仮設材損料、機械経費、諸経費等について、労働時間短縮に対応して適切な積算を実施する。

また、工事の発注に際しては、工事の施工に当たって制約となる諸条件を明示するとともに、悪天候による不稼働日の増加等、予期せざる事態が発生した結果、工期の遵守が困難となった場合には適切な契約変更を行う。

さらに、建設省の営繕工事について、4週6休を考慮して平成3年度に作成した標準工期を適用する。

(2) 建設現場における生産性の向上に対する支援

建設現場での生産性を従来どおり維持し、あるいは一層向上させることは、労働時間短縮の1つの条件である。このため、官民共同による新技術・新工法の開発、民間が独自に開発した新技術・新工法の積極的な採用、工作物のプレハブ・プレキャスト化、標準設計化等を図るほか、工事関係書類の簡素化、工事施工の各段階における打合せの一層の効率化等ソフトな施策も併せて推進する。

(3) 工事の平準化の推進

土曜日を休日とすれば、現場で多くを占める日給制、日給月給制賃金による労働者の収入の減少を招きかねないことが、週休2日制実施の大きな障壁となっていた。これらを安定した賃金・雇用形態に移行し、週休2日制の導入を推進するためには工事の平準化を進めることにより、工事量の変動を緩和することが有効と考えられる。

このため、計画的発注に努めるとともにゼロ国債等の国庫債務負担行為の積極的な活用を推進するほか、都道府県及び市町村に対し、ゼロ県債等のより一層の活用を要請していく。

(4) 「公共工事週休2日制モデル工事」の展開

建設産業における労働時間短縮に対しては、公共工事がその先導的役割を果たすことが重要であるとの認識から、建設省直轄工事において平成2年度より「公共工事週休2日制モデル工事」を試行している。このモデル工事では、工期4週8休制（完全週休2日制）を見込んだ設定をするとともに、特記仕様書には4週8休での現場休業を明記したほか、工期の延伸による経費の増加、休日の土曜日の現場管理に要する経費等についても積算に計上している。

なお、試行結果を踏まえて、主として建設現場における週休2日制の実施に当たって、工事発注者及び受注者が直面する課題及びその対応策を「建設現場における週休2日制推進マニュアル（仮称）」として取りまとめ、関係者に周知することとする。さらに、今後の建設現場全体への週休2日制導入を円滑ならしめるため、引き続き「公共工事週休2日制モデル工事」を拡充して全国で展開する。

(5) 他の公共工事発注者への適切な情報提供及び助言等

公共工事が労働時間短縮の先導的役割を果たしていくためには、建設省、公団、地方公共団体等すべての公共工事の発注者が、その役割に関する共通の認識を持ち、それぞれの立場で労働時間短縮に関する施策を講ずる必要がある。このため、公団、地方公共団体等への「公共工事週休2日制モデル工事」の実施の働きかけや、今後の労働時間短縮の各段階に対応した工期の設定及び積算の実施に関する適切な情報の提供及び助言を行う。

特に、地方公共団体に対して、適正積算の実施、適切な設計変更、適正工期の設定等についての考え方を示した「事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月8日、建設省厚発第146号、建設省技調発第123号）」、「営繕事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月15日、建設省営計発第53号、建設省営監発第14号）」の趣旨等について、地方技術管理協議会等各地域における技術管理業務等に関する各種連絡会議、地方公共工事契約業務連絡協議会等の場を活用し、周知徹底に努める。

(6) 企業体质強化の支援

労働時間短縮を進める一方で建設業従事者の収入について少なくとも従前の水準を確保するためには、経営管理、技術、情報など各種の経営資源の蓄積を通じて企業体质を強化し、建設産業の生産性の向上、全般的なコストダウンに努めることが重要である。

このため、業種別経営改善指針の作成等による経営基盤の強化、工程管理等の合理化、税制の活用等による機械化・工場生産化の推進、建設産業における情報ネットワーク化の推進等の支援施策を展開する。

(7) 公正取引委員会との調整

建設産業において実効ある労働時間の短縮を推進していくためには建設業団体が積極的な役割を担うことが重要であるが、その際、団体での申合せ等が独占禁止法に抵触することのないよう、充分な配慮が必要である。このため、建設業団体が、建設生産システム合理化推進協議会申合せを踏まえ、当該団体の構成員が営む業種の業務実体を勘案しつつ、団体としての申合せ等を行おうとする場合には、心要に応じ、建設省が独占禁止法を所管する公正取引委員会との調整を行うこととする。

(8) 最低基準の遵守の徹底

建設業を営むすべての企業が法律で最低限守るべきとされている基準を守ることは、建設産業が労働時間の短縮を進め、魅力ある産業として発展していくための大前提である。こうした観点も踏まえ、労働基準法で定められる最低基準である週46時間制の遵守を徹底するため、全国的に賃金台帳整備推進キャンペーンを展開するとともに、建設省が実施する公共事業労務費調査等を活用し、必要な指導を行うこととする。

(9) キャンペーンの実施

建設産業の労働時間短縮を推進するためには、業界内部はもとより、公共及び民間の発注者の理解を深めることが不可欠である。このため、建設生産システム合理化推進協議会申合せの趣旨を踏まえ、4週6休制の導入等建設産業における労働時間短縮の推進の必要性について、建設業界の浸透を図るとともに、設計者も含めた建設工事の発注者の理解と協力を得るため、建設省が関係省庁の支援の下、建設生産システム合理化推進協議会と共に

同して、設計者・発注者に対する要請活動も含めたキャンペーンを全国的に展開する。

(10) 建設産業構造改善推進プログラムの展開

建設産業の労働時間の短縮は建設産業の構造改善と密接不可欠であることから、平成4年度を初年度とする第二次建設産業構造改善推進プログラムにおいても労働時間の短縮を明確に位置づけるとともに、生産性の向上、建設生産システムの合理化推進等に係る各般の施策を推進する。

(11) 進捗状況の評価

労働時間短縮の進捗状況を評価するため、平成4年秋に労働時間短縮に関する実態調査を実施する。

3. 建設産業における労働時間短縮のフレームワーク



(注) 本表は建設産業における労働時間短縮のフレームワークを産業構造改善の視点から例示的に整理したものである。

4. 建設生産システム 合理化推進協議会申合せ事項

建設業における4週6休制の先行的実施に向けて

近年大きな発展を遂げた我が国は、その経済力に見合った豊かでゆとりのある国民生活を実現することが大きな課題となっている。こうした観点から国は公共投資基本計画などにより住宅・社会資本の整備を積極的に進めており、建設業はその実施を担う産業として大きな役割を果たしている。

今後、21世紀に向けて経済活動や国民生活の基盤造りを担う建設業が果たすべき役割は一層大きくなるものと見込まれており、長期的に人口構成の変化に伴い構造的な労働力不足時代が到来し、産業間の人材確保をめぐる競争が一層激化することが予想される中で、その競争に打ち勝ち、建設業の将来を支える意欲あふれる若年就業者を確保していくことが不可欠である。

建設業は本来魅力に満ちた産業である。しかし、その魅力を訴えるだけでは真に若者を引き寄せるにはならないし、そもそもその魅力の大半は、実際に建設活動に従事してはじめて実感できるものである。こうした魅力に加え、若者が重視する自由時間を確保するための週休2日制の整備など、基幹産業として他産業に比べて遜色のない雇用・労働条件を提示することによってはじめて若者の就業・定着を促進することが可能となる。

また、ゆとりとうるおいのある社会生活を目指して行くうえで労働時間の短縮は我が国が直面する喫緊の課題であり、建設業に従事する者もまた国民のひとりとして、その恩恵を享受できるよう建設業界全体としての取り組みが求められている。

もとより、建設業においては、現場従事者の多くが日給又は日給月給制であるため、労働時間短縮がその収入の減少を招かないよう配慮が不可欠であること、屋外生産であるため天候の影響を受けやすく、工期どおりに工事を進めようとすれば計画的な休日確保が困難になりがちであることなど、週休2日制を導入するうえでの困難な課題も多い。

しかしながら、建設業の将来を考えるならば、業界を挙げ、雇用の安定化、賃金形態の改善、生産性の向上、工期・価格等契約内容の適正化など構造改善の努力を併せ行うことによってこれらの諸課題を克服し、週休2日制の導入を軸とした労働時間短縮を強力に進めていくことが必要である。

現に、ここ数年企業レベルでの労働時間短縮への取り組みが積極化するとともに、それを契機として、直用化の推進や賃金形態の改善など構造改善が進展する兆しが見えてきたところであり、今後こうした傾向を一層確かなものとし、強めていかねばならない。

これらの基本認識のもと、建設生産システム合理化推進協議会は、将来の完全週休2日制の

実現に向け、現場も含めた建設業全体で、全日曜日及びあらかじめ定められた土曜日には必ず休める形での4週6休制（週44時間労働制）を法律に1年先立ち、平成4年4月から実施することとし、その障害となる制約要因を克服するために総合工事業者及び専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割など必要な事項を自主的な基準として別紙のとおり申し合わせることとする。

なお、建設省をはじめとする関係行政機関におかれでは、建設業における労働時間短縮が様々な困難を伴うものであることを理解され、平成4年度からの4週6休制の円滑な実施を図るため、各般の施策を講じられるよう強く要望するものである。

建設業界としては4週6休制の実施を労働時間短縮の第一歩とし、今後さらにその実績、経験を活かしつつ、完全週休2日制の導入をはじめ一層の労働時間の短縮の推進、労働時間1,800時間時代の実現に向け、不断の努力を積み重ねていく決意である。

平成4年2月27日

建設生産システム合理化推進協議会

別紙

建設業における4週6休制の推進について

建設生産システム合理化推進協議会（以下「協議会」という。）は、建設業における労働時間を短縮し、建設労働者の雇用労働条件の改善を推進するため、平成4年4月から、工事現場も含め、少なくとも4週6休制の導入を図ることとし、週休の基準日としての週休日をはじめ、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

記

1 週休日

週休日は、平成4年4月から全日曜日ならびに各月の第2及び第4土曜日とする。

なお、積雪寒冷地域及び風浪地域において、これらの措置を講ずることが困難な場合にあっては、当該地域における総合工事業者及び専門工事業者が協議し、地域事情に即応した週休日を設定することにより、年間を通じて4週6休制に相当する休日数をあらかじめ確保すること。

2 工事現場の閉鎖

記1の休日（積雪寒冷地域及び風浪地域において設定された週休日を含む。以下同じ。）においては、工事現場を閉鎖する等により、全ての工事を休止するものとする。

3 総合工事業者において講すべき条件整備

記1及び2の実施に伴い、総合工事業者は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 工事の機械化、工場生産化等を推進するとともに工程の合理化、効率化等を図ることにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。
- (2) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。

- (3) 工事の発注にあたっては、当該工事の作業特性を踏まえ、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提として専門工事業者が施工可能な工期及び請負金額を確保すること。
- (4) 工事の発注にあたっては、関係専門工事業者に対し、全体及び業種毎の工期、工程を説明し、記1の休日の確保に関して協議する場を設けること。
- (5) 工事着工後において工事計画に変更を生ずることのないよう、正確な工事計画を策定するとともに、これに基づき、的確な工程管理を実施すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係専門工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を行うとともに、必要に応じ、全体工期等について同様の契約変更に努めること。
- (6) 工事の発注にあたっては、専門工事業者の施工能力等を踏まえ、専門工事業者の休日の確保に支障をきたすことのないように努めること。
- (7) 専門工事業者の労働時間短縮の状況等を的確に評価し、受注業者の選定に反映させること。
- (8) 記1の休日については、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係専門工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

4 専門工事業者において講すべき条件整備

記1及び2の実施に伴い、専門工事業者は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 自ら使用する労働者について、従前の収入の水準を確保するとともに、その業務実態を勘案し、賃金形態の改善を図る等、収入・雇用の安定化に努めること。
- (2) 作業効率、作業密度の向上を図るとともに、工事の機械化、工場生産化等を推進することにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。
- (3) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。
- (4) 工事の受注にあたっては、記3(4)の協議の場に参画し、自ら分担する工事の工期、工程について、全体工事計画との関係において、充分な調整を図ること。
- (5) 工事の施工にあたっては、自らの工程について的確な管理を行い、工期を遵守すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係総合工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を求めるこ。
- (6) 記1の休日については就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係総合工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

5 実施体制

構成団体は記1から4までの申し合わせ事項を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 記1から4までの事項について、可能なものから速やかに実施に向けて団体としての申し

合わせ等を行うこと。また、休日カレンダーを作成、配布する等により、当該申し合わせ等を傘下会員に周知徹底すること。

- (2) (1)の申し合わせ事項等について、マスコミ等を通じ公表するとともに、各種の機会をとらえ、発注者、設計者等を含めた国民各階層に対する積極的なP Rに努めること。
- (3) 中央及び地方組織において4週6休制推進体制を整備するとともに、地方建設生産システム合理化推進協議会等を通じ他団体との密接な連携を図りつつ、実施状況を的確に把握し、必要に応じ協力要請を行う等、適切な指導を行うこと。
- (4) 週休2日制の実施状況について、定期（年1回程度）に調査を行い、その結果を協議会に報告すること。
- (5) 協議会は(4)の報告を踏まえ、必要に応じ、本申し合わせの見直しの検討を行うこと。

6 その他

本申し合わせに基づく4週6休制の推進に当たっては、資材業者等関係事業者の事業活動に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとする。

5.建設業人材育成基本指針

平成4年1月31日
建設業総合人材開発基本指針策定研究会
（財）建設省建設経済局
建設産業教育センター

建設業人材育成基本指針

I 趣旨

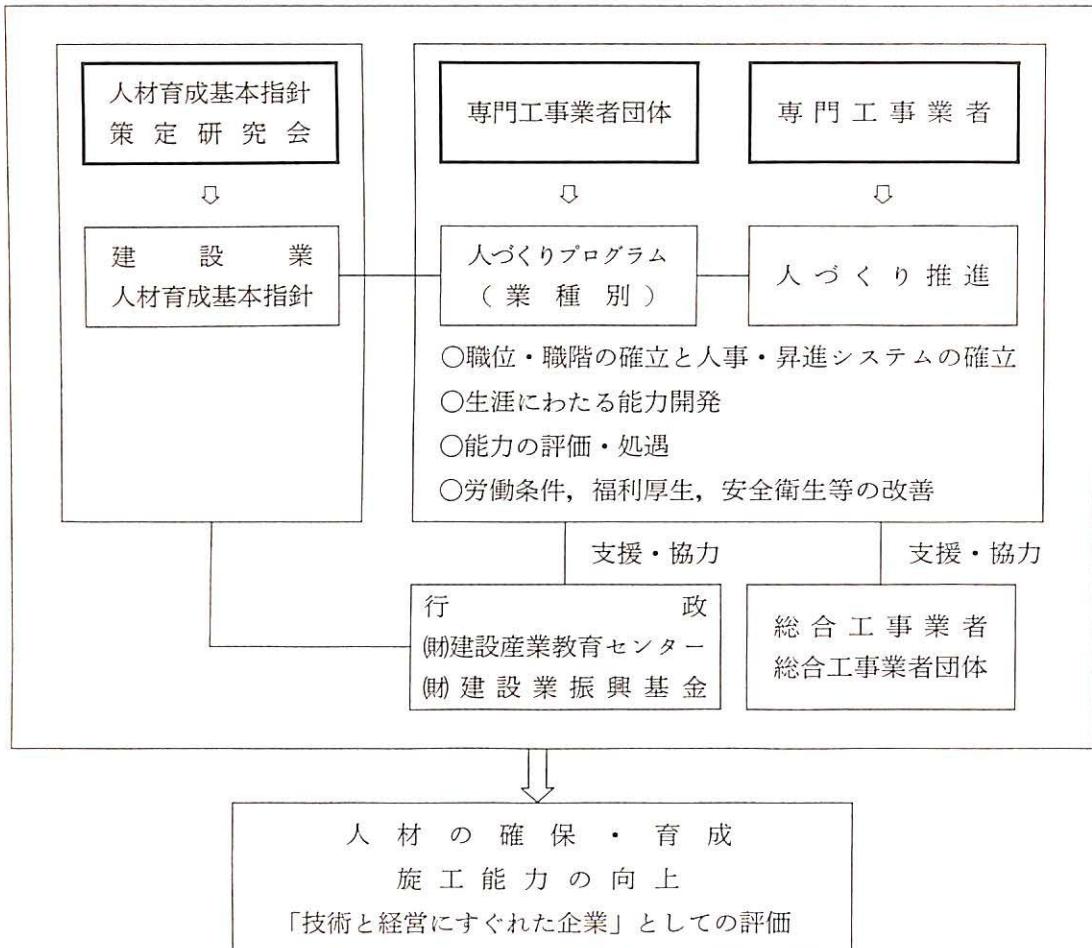
現在建設業界は、「活力と魅力にあふれた建設産業」を目指し、行政と一体となって構造改善に取組んでいるところであるが、産業を担うのは「人」であり、特に建設業の生産活動に直接従事する人の確保・育成は、建設業全体の将来を左右する重要な課題である。

建設業人材育成基本指針（以下、「本指針」という。）は、中長期的にみて人材の確保が特に厳しいと予想される建設生産現場従事者を対象として、これらの者の総合的・体系的な人材育成の在り方を提示することによって、建設業界が「人づくり」に積極的に取組むことを促し、その結果として建設生産現場従事者が生涯を通じた職業意識を醸成し、労働意欲と生きがいを持ちながら職業生活を送ることができる体制を整えることを目的とする。

また、これを実現するための手段として、本指針を基にして専門工事業者団体が人材育成のための「人づくりプログラム」を作成し、さらに各専門工事業者は、この「人づくりプログラム」に沿って、自社の経営理念の下で生涯教育を前提とした具体的な人材育成体系を確立し、「人づくり」を進めていくことを基本とするものである。

建設業界において各企業が「技術と経営にすぐれた企業」として成長していくためには、「人づくり」を進めることが第一の課題であり、人材育成に意欲的に取り組み、施工能力の向上に努め、実績を挙げている企業こそ「技術と経営にすぐれた企業」としての社会的評価が得られるものである。人材育成は各専門工事業者が積極的に努力を行っていくのが基本であるが、より実効をあげていくためには専門工事業者団体、総合工事業者及び総合工事業者団体、行政の積極的な支援、協力が必要である。

以上で述べた人材育成の体制を図で示すと次のとおりである。



II 人材育成の体系

建設生産活動に従事する者が生涯にわたり適性に応じた能力開発を進め、その能力開発によって蓄積された能力に応じた仕事に従事するとともに、社会的評価が得られるような総合的・体系的人材育成体制を確立するためには、

- (1) 職位・職階とその役割の明確化
 - (2) 人事・昇進システムの確立
 - (3) 人材育成カリキュラムの作成
 - (4) 評価、待遇体系の確立

が必要である。

以下では、これらの点を踏まえた人材育成の体系を示しているが、専門工事業者団体及び専門工事業者においては、それぞれの実情に応じた最も望ましい体系を確立する必要がある。

1. 職位・職階とその役割

建設生産現場従事者の職位・職階とその役割を整理すると次のとおりである。

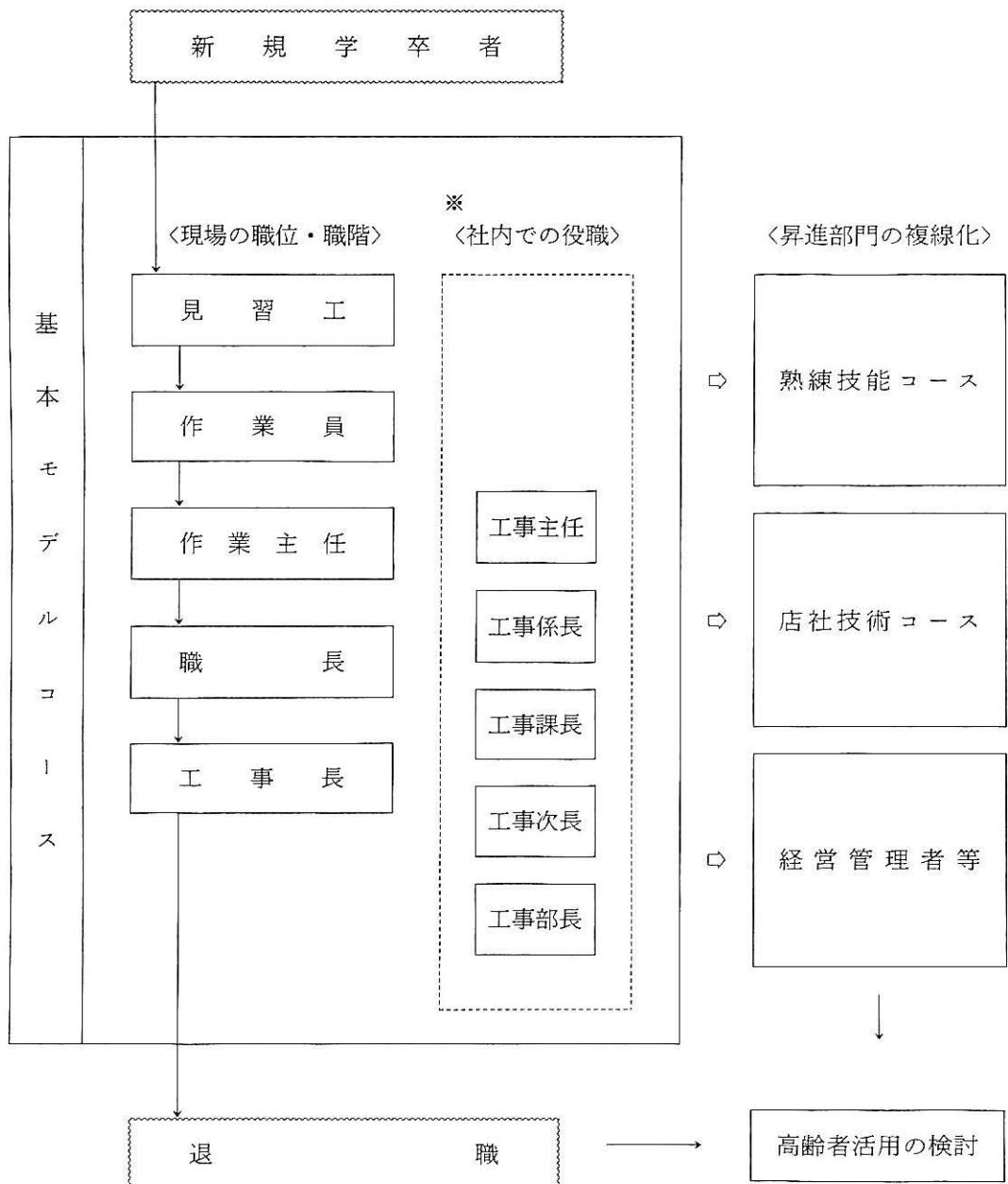
職位・職階	役割
見習工	技能を習得しながら、作業標準等に則って建設生産現場において直接施工にあたる者
作業員	技能を発揮し、作業標準等に則って建設生産現場において直接施工にあたる者
作業主任	担当工程において、職長の指導に基づき、作業員・見習工に対して指示を下し、自らも技能を発揮して直接施工にあたる者
職長	現場における工事長の補佐として担当工程等の施工管理、作業主任・作業員・見習工に対する指揮・指導にあたる者
工事長	請負った工事を完成させるために施工管理、総合工事業者との折衝及び本社との調整を行う建設生産現場の最高責任者

(注) 建設生産現場従事者の構成は、工事規模の大小によって異なるものであり、個別の現場においては、例えば工事長の役割と職長の役割を同一人が担っている場合もある。

なお、施工管理は、品質管理、工程管理、安全管理及び原価管理を総合的に行うことを行うことをいう。

2. 人事・昇進システム

先に示した職位・職階を基にした人事・昇進システムは次のとおりである。



*社内での役職と建設生産現場の職位・職階とを対応させ、当該役職名を建設生産現場従事者にも用いていくことが望ましい。

3. 人材育成カリキュラム

建設生産現場従事者の各職位に求められる役割、能力及び資格を整理すると概ね次のとおりである。

職位	求められる役割	求められる能力	基本的資格			
			技能力	技能指導力	施工管理能力	
作業員 (見習工)	・作業標準等に則った直接施工	・技能力 ・図面読解能力 ・担当工事、施工管理についての知識、理解	○			・1, 2級技能士 ・各種作業主任者
作業主任	・作業標準等に則った直接施工 ・職長の下での、担当工程における作業員に対する指示 ・職長、作業員間に連絡打合わせ	・技能力、技能指導力 ・図面読解能力 ・担当工事、施工管理についての知識、理解 ・作業員の掌握能力	○	○		・1, 2級技能士 ・各種作業主任者 ・職業訓練指導員
職長	・工事長の補佐としての施工管理 ・作業主任、作業員に対する指揮、指導	・技能力、技能指導力 ・担当工程における施工管理能力 ・管理能力等	○	○	○	・1, 2級技能士 ・各種作業主任者 ・2級施工管理技士 ・2級建築士 ・職業訓練指導員
工事長	・施工全体の管理、監督 ・総合工事業者との折衝 ・本社との調整	・施工全体にわたる施工管理能力 ・管理能力等 ・経営感覚、営業センス ・対外折衝能力 ・調整力			○	・1, 2級施工管理技士 ・1, 2級建築士

各職位にある者に求められる役割、能力及び資格に応じて、人材育成カリキュラムの基本的

人材育成力

職 位		見 習 工	作 業 員	
社 内 等 級		6 級	5 級	4 級
社 内 教 育	O J T	現場O J T	現場O J T	現場O J T
	集合教育	新入社員研修 (安全衛生教育含) フィードバック研修	安全衛生教育	安全衛生教育
社外教育各種講習			2級技能士受検講習	1級技能士受検講習
昇格基準	社外 資格			2級技能士
	社内 試験		社内 5級試験	社内 4級試験
目指すべき資格			2級技能士 各種作業主任者	1級技能士 各種作業主任者 職業訓練指導員
賃 金 指 数				

- (注) 1. 本人材育成カリキュラムは、基本的なモデルを示したものである。
2. 社内資格としては6等級を設定しているが、求められる能力に応じて各職位に対応する社
3. 職長の昇格基準である民間技術資格（専門工事業者団体が行っている資格認定制度による
- 門的な技術資格の創設を必要に応じて検討していくものとする。
4. 昇格基準は、昇格するための一定の基準を明示しており、この基準を充たした者は昇格す
5. 処遇については、昇格による職能給に属人給を加算して、入社時よりの各等級ごとの賃金
6. その他、奨励すべき自己啓発の内容例についても明示することが望ましい。

なモデルを示せば次のとおりである。

リキュラム

作業主任	職長	工事長
3級 (OJT指導員)	2級 (OJT指導責任者)	1級
職長教育（安全衛生の管理・指導者教育含）	職長教育（安全衛生の管理・指導者教育含） 技術者研修	技術者研修 管理者研修
民間技術資格受検講習 現場指導者研修 主任技術者研修 施工管理者教育 ゼネコン訓練生	2級施工管理技士受検講習 主任技術者研修 施工管理者教育	1級施工管理技士受検講習 主任技術者研修
1級技能士	民間技術資格	2級施工管理技士
社内3級試験	社内2級試験	社内1級試験
2級施工管理技士 2級建築士 民間技術資格 職業訓練指導員	2級施工管理技士 2級建築士	1級施工管理技士 1級建築士

内等級を多段階化することが望ましい。

資格)について、当該業種において適当なものがない場合には、専門工事業者団体は、当該業種の専

るものとし、昇格した者については昇給等の処遇をしていくものとする。

指数を可能な限り明示するものとする。

4. 能力向上に対する評価・処遇体系

人材育成カリキュラムに沿って人材育成を推進する場合、優秀な人材を育成していくためには、建設生産現場従事者が自発的に努力することはもとより、専門工事業者及び専門工事業者団体が積極的な取組みをしていくことが不可欠である。

特に、資格取得については、実務経験とともに社内等級の昇格基準とする等の処遇体系を確立し、さらに管理能力等を併せ備えている者については、より上位の職位への昇進の機会を与えることが必要である。この場合においては、昇格による昇給、昇進による役職手当の付与等を給与体系の中に明示することが重要であり、これにより建設生産現場従事者の意欲を喚起していくべきである。

従来、教育訓練を通じた能力開発を実施しても優秀な人材が他に流出してしまうことが企業の積極的な人材育成の阻害要因となっていたが、体系的な教育訓練、資格取得等を通じた能力の向上に対する評価・処遇及び昇進の機会の確保がなされれば優秀な人材の定着も自ずと促進される。

また、専門工事業者団体が「人づくりプログラム」を作成するにあたっては、必要に応じて当該専門工事業者団体傘下の専門工事業者の平均的給与体系を把握した上で、今後目指すべき給与体系のモデルを示すものとする。各専門工事業者はこれを参考として、各職位について社内等級ごとに給与水準を明示することが必要である。この場合、建設業においては、40歳代後半から給与水準が上がらない傾向にあり、このことが建設業の魅力を減じていることも否定できないため、これらの年代の蓄積された能力に着目し、その活用を図りながら給与水準を上げるための努力が必要である。なお、給与体系を確立する場合には、給与の内訳として属人給、能力給、役職手当、資格取得に対する一時金、その他の手当を含めて検討すべきである。

III 人材育成上の課題

1. 責任施工体制における職長の役割について

従来の労務提供的な専門工事業者においては、多くの技能工を抱えている職長の確保を中心であったが、現在では建設技術の著しい進展、高品質生産の要請等により、専門工事業者の責任施工体制の確立、充実が求められているところであり、このためには施工管理能力、即ち品質管理、原価管理、工程管理、安全管理を総合的に行う能力を持った建設生産現場従事者の確保・育成が不可欠である。

本指針で示した職位・職階においては、建設生産現場の施工の責任者となるべき者は工事長であるが、大工事の現場では各工程ごとの職長があり、工事長の補佐たる職長が当該工程における工事長の役割をも担っていること、また小工事の現場では普段職長の役割を担っている者が工事長となることもあります、これらの者が工事長としての能力を十分に備えていない場合も多いため、施工技術の確保を図る観点より、技術検定等の技術資格に裏づけされた施工管理能力を備えることのできるよう職長を対象とした教育訓練等の充実を図るべきである。

2. 技能工の職種転換について

本指針は、技能工として入社した者の人材育成を主眼とするものである。本指針で示している昇進コースは建設生産現場従事者が技能工から技術者（工事長）へと昇進していくコースを

明示しており、建設生産現場従事者はその各段階における教育訓練を通じて最終的に技術者（工事長）になることが目標となっている。但し、建設生産現場従事者がその能力や適性に応じて多方面にわたる職種への転換ができるよう、当該昇進コースとは別に各種昇進コースを設定し、その複線化を図ることによって、各人が自分の望む昇進コースを選択でき、自信と誇りを持って職務に専心できる体制を整えることが必要である。

3. 熟練工・多能工の育成について

建設技術の進展、生産物の高品質化の要請等に対応していくためには、より高度な技能力の養成が必要であるとともに、生産性と安全性を追求していく上からも熟練した技能を有する者の養成が不可欠である。また、専門工事業者が部分一式工事等多様な業種・工程を担うことができるよう多能工を育成していく必要がある。

4. 高齢者の活用について

今後予想される生産年齢人口の減少、建設生産現場における中堅リーダー格の人材の不足等の問題に対処していくためには、長年企業において勤務した者の活躍が不可欠である。建設生産現場従事者の中には、退職後、当該退職企業において嘱託として引き続き勤務する者もあり、後進の指導やメンテナンス業務等、長年の経験を活かした能力を発揮できる職務や特に熟練を要する職務等に従事している場合もある。

このため、高齢者になっても建設業勤務ができるようなシステムを検討していくことが必要である。

5. 女性の雇用の推進について

就業意識の高まりから、女性の職場への進出や活躍が目立っており、また、労働力需給逼迫の中、各産業における企業も、雇用条件の改善を行いながら女性の雇用に積極的になってきている。

このような状況の下、建設業においても女性が働くことが適している職種を明確にし、女性の雇用を積極的に行っていくべきである。

このためには、労働条件の男女均等化、育児休業制度、女性用の更衣室・トイレ等の施設の設置等、女性が安心して働くことのできるよう職場環境を整備することが必要である。

6. 建設生産現場従事者の社会的地位の向上について

建設生産現場従事者の社会的地位を図ることは、職務についての誇りと自覚の醸成、建設産業の第一線を任される者としての技術と意欲の向上を促進するとともに建設業のイメージの向上、社会的貢献の社会的周知を図る上で極めて重要である。このため、建設生産現場従事者が国民生活のより一層の向上を実現するための住宅・社会資本等の整備を直接担う人材としての社会的な評価が得られるようなシステムを構築することが必要である。

IV 各機関の役割

1. 専門工事業者

人材育成の主たる推進者は専門工事業者であり、基本的には、各専門工事業者が、専門工事業者団体の作成する「人づくりプログラム」に基づいて、建設生産現場従事者の計画的人材育成体制を整えるべきである。このためには、まず、企業経営者が、建設業に従事する人を大切

にし、積極的に「人づくり」に取組んでいくことが最も重要であることを認識する必要がある。

こうした経営者の意識改革を前提として、各専門工事業者は「人を大切にする企業」の理念のもと、給与面での処遇、週休2日制導入等時短の推進、保険の加入、退職金・年金制度の導入、福利厚生施設の整備、安全衛生対策の向上等とあいまって人材育成体制を確立し、「人づくり」を進めるべきである。

2. 専門工事業者団体

専門工事業者団体は本指針を基にして、各業界の実情、特徴を踏まえた上で、積極的に育成すべき人材の明確化を行い、各人材に求められる役割、能力、資格、教育訓練等を位置づけ、「人づくりプログラム」を作成していくことが必要であり、技術の進展等に伴い、新たに創設すべき資格、教育訓練等があれば積極的に取り入れていくべきである。また、これを契機として、個々の企業における教育訓練等についてさらに積極的に指導、支援していくことが必要である。

3. 総合工事業者及び総合工事業者団体

総合工事業者は、建設産業の生産活動における総合的管理監督機能を担う者として、合理的かつ適正な施工を行うために、直接施工機能を担う専門工事業者が自主的に行う建設生産現場従事者の育成について支援、協力していく必要がある。

さらには、総合工事業者及び総合工事業者団体は、建設生産現場従事者の人材育成が建設業自体の存立の可否に大きく影響するものであることを十分認識し、これを喫緊の課題として、より積極的に取り組むべきである。

具体的には、総合工事業者及び総合工事業者団体による、建設生産現場従事者を対象とした研修の実施や訓練生の受入れ、研修施設の設置等の諸施策を講じていくことが必要である。

4. 行政

行政は、「建設業構造改善推進プログラム」等に基づき建設業界が行う人材育成への取り組みについて積極的に支援していくべきである。特に専門工事業者団体が行う「人づくりプログラム」の作成、教育訓練の実施等については(財)建設産業教育センター、(財)建設業振興基金と連携を図り、専門工事業者団体の人材育成への取組みに対し支援、協力していく必要がある。

6. 建設業における 外国人問題の最近の動向

I 外国人労働者の受け入れについての建設省の考え方

- 1 膨大な人口規模を有するアジア諸国と我が国との間には大きな経済的格差が存在することから我が国は巨大な人口流入圧力に直面しており、我が国に就労の機会を用意することにより国際的な所得格差の是正に真に寄与しようとすれば、大量の人口が流入して我が国及び送り出し国の経済面、社会面に大きな影響を及ぼすと推測される。一方、その流れや流入後の労働者を適切に管理することも極めて困難と考えられる。
- 2 特に、建設業では、
 - (1) 現在、官民上げて雇用・労働条件の改善をはじめとする構造改善に取り組んでおり、①常用労働者の増加、②賃金水準の上昇、③労働時間短縮への取組みの進展、④機械化、工程・段取りの改善等による省力化、生産性の向上の進展等の成果が現れてきた。こうした中、外国人労働者を受け入れることは、低賃金・長時間労働などの低労働条件の固定化につながるなど、進展しはじめた構造改善を阻害する恐れが大きい。
 - (2) 産業の特性に着目すると、①単品受注産業で生産現場が転々とすること、②建設業の大部分は経営基盤が弱体な零細企業であり、雇用形態も未だ不安定な場合が多いこと、③建設工事の需要量は季節的にも長期的にも相当程度変動し、労働力需要もそれに応じて変動することなど、外国人労働者を受け入れた場合、その適切な管理を困難にする要因が多い。などの問題点がある。
- 3 不法就労に関する法務省の調査によれば、平成2年に「建設作業員」として稼働して摘発された不法就労外国人は、6,813人と全体の31.6%を占めている。うち男性は6,774人で、男性全体の40.2%を占めている。(平成3年上半期に「建設作業員」として稼働して摘発された男性の不法就労外国人は4,339人で、男性全体の47.3%を占めている。)
このことから見ても、政策を受け入れに転換すれば、建設分野に相当程度集中することが容易に想像されるところであり、各産業分野の中でも最も大きな影響を受ける産業の1つである。

摘発された不法就労外国人の推移

(単位:人, [] 内は男性で内数, () 内は構成比, %)

	総 数	建設作業員	工 員	雑 役	店 員
昭和60年	5,629 (100) [687](100)	172 (3.1) [171](24.9)	163 (2.9) [146](21.3)	156 (2.8) [125](18.2)	96 (1.7) [60](8.7)
61年	8,131 (100) [2,186](100)	901 (11.1) [900](41.2)	557 (6.9) [526](24.1)	267 (3.3) [204](9.3)	213 (2.6) [160](7.3)
62年	11,307 (100) [4,289](100)	1,863 (16.5) [1,862](43.4)	1,101 (9.7) [1,036](24.2)	603 (5.3) [515](12.0)	283 (2.5) [187](4.4)
63年	14,314 (100) [8,929](100)	3,838 (26.8) [3,807](42.6)	3,651 (25.5) [3,486](39.0)	885 (6.2) [765](8.6)	233 (1.6) [170](1.9)
平成元年	16,608 (100) [11,791](100)	5,653 (34.0) [5,581](47.4)	5,019 (30.2) [4,696](39.8)	851 (5.1) [575](4.9)	209 (1.3) [139](1.2)
2 年	21,537 (100) [16,852](100)	6,813 (31.6) [6,774](40.2)	8,234 (38.2) [7,620](45.2)	1,213 (5.6) [839](5.0)	393 (1.8) [246](1.5)

(資料) 法務省入国管理局

(注) 1. 不法就労外国人のうち、摘発された者の数である。

2. 稼働内容別については、コック、ホステス、分類不能等があるので上記4職種の合計は総数に一致しない。

4 建設業での外国人の受け入れの拡大については、上記を含め予想される様々な問題点等について、多角的かつ慎重に検討を尽くした後に判断すべきものと考える。また、他の産業分野での受け入れについても、その分野から不法就労の形で他産業に流れる場合には建設業に流入する恐れが大きいことから、同様に慎重に対応すべきものと考える。

II. 外国人研修生の受入れについて

途上国への建設技術・技能の移転は、国際協力上重要な課題と考えており、平成3年1月に設立された（財）建設産業教育センターにおいて研修の拡大に努力しているところである。

1 外国人研修生受入れの必要性

我が国の建設技術・技能又は知識の移転を通じて開発途上国の発展及び我が国の海外事業に寄与するため、外国人研修生の積極的受入れが求められているが、特に、開発途上国の建設産業を担う人材の養成が強く望まれており、建設分野における外国人研修生のニーズには大きいものがある。

このため、建設省においては国際協力の観点から、開発途上国の国土建設を担う人材に対する建設技術・技能の研修を推進するため、平成3年1月に設立した財団法人建設産業教育センターを通じ、「海外建設研修生受入れ・研修事業」の実施を推進しているところである。

2 財団法人建設産業教育センターの概要

国内外の建設産業を担う人づくりのための実施主体として、平成3年1月に設立された。

財団法人建設産業教育センター（以下「センター」という。）においては、

- a 我が国の建設産業における建設技術・技能労働者の養成
- を行うとともに、我が国の国際的地位の向上に伴い、海外から強く要請されている開発途上国の国づくりに貢献するため、
- b 開発途上国の国土づくりに貢献できる人材（日本人）の教育
- c 建設技術・技能を我が国において学ぼうとする開発途上国の研修生に対する研修

（「海外建設研修生受入れ・研修事業」）

を行っている。

3 海外建設研修生受入れ・研修事業の内容

センターにおける研修生の受入れ及び研修実施の手順は、次のとおりである。

- ① センターが外国の研修生送出し機関と研修生受入れのための協定を締結した後、入国手続きを行い、
- ② センターが受入れ機関となって建設業団体と協力しながら一般研修（日本語、日本についての一般的な知識などを修得）を実施し、
- ③ その後引き続き、センターのカリキュラム等に基づき、建設業団体、企業において基本実技研修（専門用語、基礎的な技術・技能の知識及び施工法などを修得）、実務研修（OJT：研修科目に応じた生産現場で、実際に作業を実施しながら技術・技能を修得）を実施する。期間は全体で1年6ヶ月となっている。

4 研修の実施体制

本研修の実施にあたっては、企業等の協力により実施される基本実技研修及び実務研修が適切かつ効果的に行われるよう、原則として各建設業関係団体を経由して行うこととしている。

また、実務研修は各建設工事現場で行われることから、当該工事現場においては研修生に対して揃いの腕章及びヘルメットの着用等を行い、センターを通じた適法な研修生であることを明らかにしているところである。

5 財団法人国際研修協力機構との関係

研修生受入れ機関や研修生に対して助言、指導、援助を行うことを目的に平成3年9月法務省が中心となって設立された「財団法人国際研修協力機構」は、同年10月1日から業務を開始しているが、センターは同機構と連絡を取りつつ、その支援を受け、研修生受入れ機関として建設分野の研修を適切かつ適確に行っていくこととしている。

6 臨時行政改革審議会答申について

臨時行政改革審議会の「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第二次答申（平成3年12月12日）」においては、外国人労働者問題について、現行の研修制度のほかに一定期間の研修を経た上で技能評価を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合にその後雇用関係の下で技能実習を認める「技能実習制度」の創設を答申したところである。

また、平成3年12月28日に閣議決定した「平成4年度に講すべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（行革大綱）においても、外国人研修制度に関して新たな制度の措置について検討することとしている。

こうした検討を進めるにあたっては、答申で示された「技能実習制度」は、研修による技術・技能の移転に主眼を置いたものとなっているものの、雇用関係下での技能実習については、場合によっては、運用上様々な問題も予想されることから、将来に禍根を残すことのないような多様な視点から、政府部内で十分に検討すべきものと考える。

III ガット・ウルグアイ・ラウンド・サービス貿易交渉について

- 1 ガット・ウルグアイ・ラウンド・サービス貿易交渉の一環として、労働の移動の自由化についても交渉が行われている。
- 2 最終合意案中のサービス貿易一般協定・付属書案によれば、外国企業がサービスを提供する際に必要とするすべての労働者の移動が自由化交渉の対象となっているが、我が国が実際にどのようなカテゴリーのヒトの移動を受け入れるかなど具体的コミットメントの内容は、各国間の初期コミットメント交渉に委ねられている。
- 3 日本側としては、今後とも単純労働者は原則として受け入れないという我が国の現行の出入国管理政策を維持するべく、初期コミットメント交渉に臨むこととしている。

7. 建設業における 電子計算機の連携利用に関する指針

(平成3年12月21日)
建設省告示第2101号

我が国建設業は、これまでそれぞれの事業者において、電子計算機の利用による情報処理を進め、業務の効率化を図ってきた。その結果、大規模な事業者においては、経理、財務管理等の業務について電子計算機の利用が進んでおり、さらに、建設工事の受発注、施工管理等の業務についても電子計算機の利用が進んでいるところである。また、中小規模の事業者においても、近年の情報機器の低コスト化、ソフトウェアの流通量の飛躍的増大、取引先関連企業の情報化の進展等に伴い、情報処理に関する電子計算機の利用が積極的に進められている。

一方、個々の企業ごとに独自の企業間オンラインシステムの構築が進められると、各システムの互換性の欠如により、取引相手側における複数の端末機の設置による重複投資、事務処理の複雑化等の問題が生じるおそれがある。建設業における生産システムは、総合工事業者、専門工事業者等の分業関係により形成されているものであることから、今後は個々の企業内にとどまらず、業界全体を網羅する情報処理システムの構築を進めていくことが重要である。

こうした観点から、(財)建設経済研究所に設置された建設産業情報ネットワーク(CI-NET)研究会において、情報ネットワークの構築、利用及び普及について検討を行い、その結果、企業間の情報交換のオンライン化の前提となるビジネスプロトコル及び伝送手順の標準化等様々な課題が明らかになったところであり、これを受けて(財)建設業振興基金を事務局とする建設産業情報ネットワーク(CI-NET)推進協議会において検討が行われているところである。

今後、これらの課題を克服しつつ、事業者間で連携した電子計算機の効率的かつ高度な利用を実現することは、建設業全体の一層の高度化のための基盤を提供するものであるとともに、建設関連産業全体の健全な発展に資するものである。

この指針は、以上の認識に基づき、建設業における電子計算機の効率的利用を図るために、電子計算機利用高度化計画を勘案し、事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たって配慮すべき事項を示すものである。

1 事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様

メッセージフォーマット、当該フォーマットに記載される項目コード等のビジネスプロトコル及び伝送手順を標準化し、これを用いた「磁気媒体(磁気テープ等)交換方式」又は「企業

間オンライン方式（個別企業間交換方式又は蓄積交換方式）による総合工事業者、専門工事業者等の間の取引データ交換システム

2 実施の方法

(1) ビジネスプロトコルの標準化とその積極的採用

次に掲げるビジネスプロトコルについて標準化を検討し、その有効性につき業界内での合意形成を図り、現行処理との整合性に配慮しつつ、発注から決済に至るオンラインデータ交換の実現に努めること。

特に、各事業者においては、外部接続インターフェイスに、業界標準ビジネスプロトコルを積極的に採用するよう努めること。

- ① 取引データの交換に使われるすべてのデータ項目に関して、名称、内容、けた数、属性等を定めた定義集（データエレメントディレクトリー）及びデータコード表
- ② 取引データの交換に使われるデータ項目のうち、見積り、注文、請求、支払等の業務単位ごとに交換されるデータ項目のリスト（標準メッセージ）
- ③ 標準メッセージから必要な項目だけを抜き出して、実際に交換するメッセージを組み立てるための構文規則（シンタックスルール）

(2) 業界推奨伝送手順の設定

各種の情報をオンライン交換するために、O S I（開放型システム間相互接続）導入の動きを十分踏まえつつ、建設業に最適な伝送手順を業界標準として設定し、その普及に努めること。

(3) オンライン取引に対応した標準的業務運用規約の確立

オンライン取引開始に伴う帳票、オンライン併用のデータ交換による運用の複雑化、各社別固有ルールによる運用の繁雑化及び各種トラブル等を防止し、省力化を図るため、標準的業務運用規約を確立するよう努めること。

(4) 実施体制の整備

以上の各項目を実施するため、財建設業振興基金を中心に建設業界としての実施体制を整備し、電子計算機の連携利用の効率的促進に努めること。

3 実施に当たって配慮すべき事項

(1) 中小企業への配慮

建設業は、大規模な事業者から小規模の事業者まで様々な規模の事業者から構成されており、各事業者が有する電子計算機システム、資金的能力、人的能力等にはかなりの差異がある。したがって、ビジネスプロトコルの標準化、企業間システムのオンライン化等に際して、中小規模の事業者の負担が過大にならないよう十分配慮すること。

(2) セキュリティの確保

企業間システムのオンライン化等により、システムダウン、不正介入等の危険にさらされる可能性やその影響の及ぶ範囲が増大する可能性がある。これらに対処するため、安全性、信頼性の高い電子計算機システムの設置や運用面での配慮等セキュリティの確保を図ること。

(3) 他業界への配慮

建設業は、取引を通じて関係する業界が多岐にわたっている。したがって、建設業における電子計算機の連携利用は、単に建設業界内にとどまらず、取引関係にある他の業界にまでも波及する可能性が大きいことを十分に考慮しつつ、その基盤となる業界標準化を進めること。

(4) 業界標準ビジネスプロトコルの公開

関連規約を含む建設業の業界標準ビジネスプロトコルは、建設業界内にとどまらず、産業界全体の資産となることが望ましい。したがって、その内容は、積極的に公開されるべきである。このため、業界として必要に応じて説明会等を実施し、広く普及に努めること。

8. 建設産業における生産システム合理化指針について

(平成3年2月5日)
建設省経構発第2号

建設省建設経済局長から 建設業者団体の長あて

建設産業における生産システムの合理化については、従来より建設業法及び関係法令の規定を踏まえ、その推進に努めてきたところであるが、今般、中央建設業審議会の第三次答申（昭和63年5月27日）を受けて、建設生産システムの合理化を一層推進するため、「建設産業における生産システム合理化指針」を別添のように定めたので、本指針の趣旨を御了知の上、貴会さん下の建設業者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、その遵守について適正な指導に努められるようお願いする。

なお、「元請・下請関係合理化指導要綱」（昭和53年11月30日付け建設省計建発第318号）は廃止する。

(別添)

建設産業における生産システム合理化指針

第1 趣旨

建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を發揮してその管理監督を行う機能）と、直接施工機能（専門的技能を発揮して工事施工を担当する機能）とが、それぞれ相互に組み合わされて行う方式が基本となっている。

これらの機能を軸とした分業関係を基本とする建設生産システムの下、基幹産業としての活力に溢れた建設産業の実現を図るとともに、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産を確保するためには、すべての建設業者が技術と経営に優れた企業への成長を目指しつつ、その分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすことが不可欠である。

本指針は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものである。これは、建設生産システムの合理化を進める上での行政による指導の指針であり、建設業者の取組の指針となるべきものである。

第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。

また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期（工事着手の時期及び工事完成の時期）の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等的確な経営管理を行いうる能力の向上に努めること。 また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工

事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。

また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

ウ 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。

エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。

また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門的技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。

イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。

ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。

また、消費税相当分を計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

第5 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

(2) 括下請の禁止等

ア 括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

(3) 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に漸漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、指定建設業監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ・建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とすること。

(4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

この場合においては、少なくとも別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

第7 遵守のための体制づくり

(1) 建設業者は、その役職員に対する本指針の周知徹底に努めなければならない。特に、総合

工事業者にあっては建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指針の第4及び第5の遵守についての指導に努めるものとする。

- (2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本指針の周知徹底に努めるとともに、本指針の遵守について団体としての取組の体制を確立するものとする。
- (3) 本指針に基づき、真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業者と専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。

別表1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うこととはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表2

<雇用・労働条件の改善>

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

＜安全・衛生の確保＞

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

＜福祉の充実＞

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遗漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

＜福利厚生施設の整備＞

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

＜技術及び技能の向上＞

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

＜適正な雇用管理＞

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

＜その他＞

- (18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

9. 施工体制台帳の整備について

(平成3年2月5日)
建設省経構発第3号

建設省建設経済局建設業課長から 建設業者団体の長あて

建設産業における生産システム合理化指針については、平成3年2月5日付け建設省経構発第2号をもって建設省建設経済局長より貴会あて通達されたところであるが、本指針の施工体制台帳の整備については下記の事項に留意の上、適切に行うよう貴会さん下の建設業者に対し、指導方お願いする。

記

施工体制台帳は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者において、その建設工事の請負代金の額が建築一式工事にあっては3,000万円以上のもの、建築一式工事以外の建設工事にあっては1,500万円以上のものについて整備するものとすること。

また、施工体制台帳は、下請契約台帳、再下請契約届出書及び施工体系図よりなるものとし、その整備については、次のとおりとすること。

(1) 下請契約台帳について

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、その建設工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合には、その下請契約における受注者、下請契約の内容等を記した下請契約台帳（様式は別紙1に示すもの又はこれに準拠するもの。）を作成すること。

(2) 再下請契約届出書について

下請契約における発注者がその請け負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請け負わせて施工させる場合には、事前にその再下請契約における発注者、再下請契約の内容等を記した再下請契約届出書（様式は別紙2に示すもの又はこれに準拠するもの。）を発注者から直接建設工事を請け負った建設業者へ（数次にわたる場合には順次上位請負者を経由して発注者から直接建設工事を請け負った建設業者へ）提出すること。

(3) 施工体系図について

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき、すべての建設業者名、技術者名等を記入した施工体系図（様式は別紙3に示すもの又はこれに準拠するもの。）を作成するとともに、工事現場の適切な場所に掲示すること。

下請契約台帳

平成 年 月 日

事業所の名称 _____

現場代理人
(所長名) _____ (印)

1. 工事名称等

工事名称		工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
工事場所			

2. 下請契約の概要

受注者	会 社 名			代表者名	
	住所・電話番号				
	受注工事に係る建設業許可	有・無	許可番号	建設大臣(般 知事(特 一)第 号	
			許可業種	工事業	
	現場代理人名			主任技術者名	
安全衛生責任者名			雇用管理責任者名		
契約内容	工事の概要				
	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	就労予定労働者数	人	
	契約年月日	年 月 日	契約書等の写し	別紙の通り	
	契約金額	A. 1,500万円未満 B. 1,500万円以上 2,000万円未満 C. 2,000万円以上 3,000万円未満 D. 3,000万円以上			
	工事代金支払方法	締切日 支払日	現金 % 手形 % (手形期間 日)		
受注者選定理由					
特記事項					

平成 年 月 日

再下請契約届出書

直近上位注文者
の会社名_____

現場代理人名 _____ 殿
(所長名) _____
〔発注者から直接建設工事を
請け負った建設業者名〕

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ ㊞

現場代理人名 _____ ㊞

電話番号 _____

1. 工事名称等

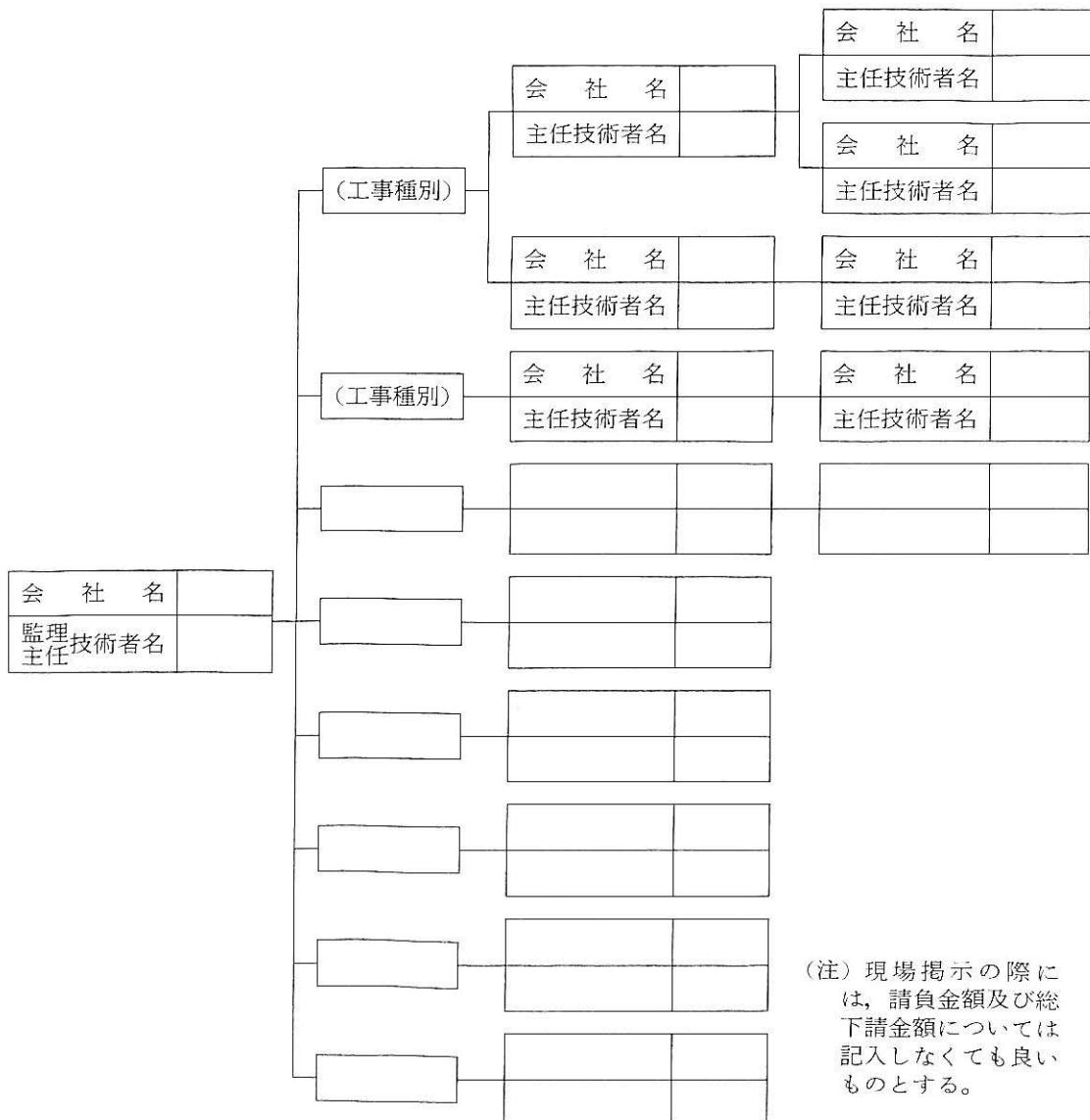
工事名称	
工事場所	

2. 再下請契約の概要

受注者	会社名			代表者名		
	住所・電話番号					
	受注工事に係る建設業許可	有・無	許可番号	建設大臣(般 知事特	第	号
			許可業種	工事業		
	現場代理人名			主任技術者名		
安全衛生責任者名			雇用管理責任者名			
工事の概要						
契約内容	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	就労予定労働者数		人	
	契約年月日	年 月 日	契約書等 の写し	別紙の通り (ただし請負金額について は除くことも可)		
	契約金額	A. 1,500万円未満 B. 1,500万円以上 2,000万円未満 C. 2,000万円以上 3,000万円未満 D. 3,000万円以上				
工事代金支払方法	締切日 支払日	現金 % 手形 % (手形期間 日)				
再下請に付する理由						
受注者選定理由						
特記事項						

施工体系図

工事名称						
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日					
工事場所						
請負金額						
総下請金額	A. 1,500万円未満 B. 1,500万円以上 2,000万円未満 C. 2,000万円以上 3,000万円未満 D. 3,000万円以上					



10. 指定建設業監理技術者資格者証 運用マニュアルについて（抄）

（平成2年5月18日）
（建設省経建発第97号）

建設省建設経済局建設業課長から 各都道府県主管局部長あて

建設業法の一部を改正する法律（昭和62年法律第69号）により、指定建設業に係る建設工事で国、地方公共団体等が発注者である工作物に関するものについては、専任の者でなければならぬ監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちからこれを選任しなければならず、当該工作物の発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならないこととされたところである（建設業法第26条第4項及び第5項）。当該規定については、平成2年6月6日以降適用されることとなっている。

今般、資格者証に関する規定の的確な運用に資するため、建設業者に対して指導を行う際の指針となる標記マニュアルを別添のとおり定めたので送付する。

貴職におかれでは、標記マニュアルを指針として、建設業者に対して指導されたい。

資格者証（指定建設業監理技術者資格者証）運用マニュアル

目 次

- 1 趣 旨
- 2 技術者の工事現場における専任
- 3 監理技術者の設置
 - 3-1 工事外注計画の立案等
 - 3-2 監理技術者の設置の判断
 - 3-3 資格者証の携帯
- 4 工事現場に掲げる標識等
- 5 建設業法の遵守

1 趣 旨

建設業法では、建設工事の適正な施工の確保のために技術者の設置を求めていたが、昭和62年の改正により、指定建設業（土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級の国家資格者又は建設大臣認定者に限られることとなり、さらに、指定建設業に係る建設工事で国、地方公共団体等が発注

者である工作物に関するものについては、専任の者でなければならない監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（資格者証）の交付を受けた者から選任しなければならないこととなった。

今回の法改正で整備された監理技術者及び資格者証に関する制度は、建設市場に不当に参入している不良不適格業者を排除し、「技術と経営に優れた企業」が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のために、的確に運用される必要がある。

本マニュアルは、今回の建設業法の改正の重要な柱である資格者証に関する制度（資格者証制度）を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるものであり、併せて建設業者の業務を遂行する際の参考となるものである。

(1) 建設業法の改正

- ・ 我が国の建設業は、国民総生産の2割近くに相当する建設投資を担い、全産業就業人口の1割近くを抱えており、基幹産業として国民経済上重要な位置を占めているが、一方、施工技術水準の高度化への対応、経営体質の改善等早急に解決しなければならない課題を抱えている。このような状況の中で、昭和62年1月の中央建設業審議会の答申「今後の建設産業政策の在り方について（第一次答申）」を踏まえて、昭和62年6月に「建設業法」が改正され、翌63年6月に施行された。
- ・ 建設業法では、建設業を建設工事の種類に対応して28業種に分類しているが、今回の法改正により、施工技術の総合性、施工技術の普及状況等を考慮して、土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業の5業種を「指定建設業」として定めている（法第15条第2号、政令第5条の2）。
- ・ 建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、「主任技術者」を置かなければならないが、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が2,000万円（建築一式工事の場合は3,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならない（法第26条第1項及び第2項、政令第2条）。
- ・ 主任技術者や監理技術者になるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であるが、今回の法改正により指定建設業に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者（表-1）又は建設業法第15条第2号の規定に基づき建設大臣が認定した者（建設大臣認定者）に限られることになった（法第26条第2項）。また、併せて指定建設業監理技術者資格者証（資格者証）の規定が設けられた（法第26条第4項等）。

(2) 資格者証に関する新たな規定

- ・ 資格者証に関する建設業法の主要な改正点は、次のとおりである。
 - ① 指定建設業に係る建設工事で、国、地方公共団体等が発注者である工作物に関するものについては、専任のものでなければならない監理技術者は、資格者証の交付を受けて

いる者のうちから、これを選任しなければならない（法第26条第4項）。

- (2) ①により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない（法第26条第5項）。
 - (3) 建設大臣は、指定資格者証交付機関（財団法人建設業技術者センターが指定されている。）に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務を行わせることができる（法第27条の19第1項）。
- ・ 建設業法上、資格者証に関する規定が適用される発注者は、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人（表一2参照）、東京湾横断道路株式会社、帝都高速度交通営団及び関西国際空港株式会社である（法第26条第4項、政令第27条の2、省令第17の2）。

(3) 本マニュアルの位置付け

- ・ 資格者証制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、今回の建設業法の主要な改正点である資格者証に関する規定を中心として、技術者の専任、監理技術者等に関する規定も含め、資格者証制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

なお、建設業者についても、本マニュアルを参考に、制度の概要とその運用方法について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

2 技術者の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければならない。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は、常時継続的に当該建設工事現場に置かれていなければならない。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、技術者を専任で設置すべき期間は、施工における品質確保、安全確保等を図るため、施工計画の立案等準備期間における管理、指導が重要であることから、契約工期を基本に考える。

なお、建設工事の適正な施工の確保のためには、専任の主任技術者及び専任の監理技術者については、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者である必要がある。

(1) 主任技術者と監理技術者

- ・ 主任技術者及び監理技術者の職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることであり、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行い、また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理等を行うことである。
- ・ 特に監理技術者は、建設工事の施工に当たり、大規模に工事を外注する場合に専門工事

業者等を適切に指導、監督するという総合的な機能を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務が重視されるため、そのような工事の適正な施工の確保のために、より高度な技術力が必要である。

- ・主任技術者及び監理技術者は、公共性のある重要な工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任でなければならない（法第26条第3項）。
- ・なお「現場代理人」は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であるが、監理技術者、主任技術者等は、これを兼ねることができ（公共工事標準請負契約約款第11条参照）。

(2) 公共性のある重要な工事

- ・公共性のある重要な工事は、次の各号に該当する建設工事で工事1件の請負代金の額が1,500万円（建築一式工事の場合は3,000万円）以上のものをいう（政令第27条）。
 - ① 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
 - ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
 - ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）
 - ④ 学校、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドッグ、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第2条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、とちく場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

(3) 工事現場における技術者の専任の基本的な考え方

- ・発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては、主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間は、契約工期を基本に考える。なお、当該建設工事の完成検査も終了し事務手続のみが残っている場合、工事を一時中止している場合等については兼務を認める余地はあるが、その期間について手続上明確になっている必要がある。
- ・密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（政令第27条第2項）が、専任の監理技術者については、この規定は適用されない。
- ・建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するために、専任の主任技術者又は専任の監理技術者については当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要がある。またこのような技術者を設置して適正な施工を確保することが、当該企業が技術と経営に優れたものとして評価されることにつながる。

- 雇用関係を明らかにするために、資格者証の所持者は、資格者証の裏面に、所属建設業者名を的確に記入しておかなければならない。

3 監理技術者の設置

3-1 工事外注計画の立案等

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、監理技術者の設置の要否の判断等にも必要であるため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し下請契約の請負代金の予定額（下請契約の予定額）を的確に把握しておく必要がある。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設業法に基づく適正な施工の確保を図るため、施工体制台帳を整備すること等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

(1) 総合工事業者の役割

- 建設産業の生産活動においては、総合的管理監督機能（企画力、技術力等総合力を發揮して建設工事全般にわたり管理監督を行う機能）を主として担う総合工事業者と、直接施工機能（専門的技能を発揮して工事施工を担当する機能）を主として担う専門工事業者とが、それぞれ相互に役割を分担しつつ協力して行う方式が基本となっている。

このうち総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。

(2) 工事外注計画と下請契約の予定額

- 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の任務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等とにより施工体制が構成されることとなる。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるのかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、監理技術者の設置の要否の判断のためには、工事受注前におおむねの計画を立て、工事受注後すみやかに工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額を的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて所要の見直しを行う必要がある。
- 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、下請契約の予定額が2,000万円（建築一式工事の場合は3,000万円）以上となるか否か的確に把握する必要がある。

なお「建設工事の全体の請負代金の額」に対する「下請契約の請負代金の額」の割合は、工事ごとに異なり、更に地域によりまた個々の企業によっても多様であるが、平均的には建築工事以外の土木工事等においてはおおむね5割、建築工事ではおおむね7割となっている。このため、平均的には、請負代金の額がおおむね4,000万円の工事の場合、下請契約の額はおおむね2,000万円（建築一式工事の場合は3,000万円）となる。

(3) 施工体制台帳の整備

- ・ 総合工事業者は、業種・工程間の総合的な施工管理及び専門工事業者の適切な指導監督を行い、的確かつ効率的な施工の確保を図るために、工事外注の状況等に基づき、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握しておく必要がある。

(4) 下請契約について

- ・ 下請契約とは、建設業法において次のように定められている（法第2条第4項）。

「建設工事をその他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」

「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とするだけで、仕事の完成にともなう危険を負担するものではない、「雇用」とは区別される。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。

3－2 監理技術者の設置の判断

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行い、適正に技術者を設置する必要がある。

(1) 監理技術者の設置における考え方

- ・ 工事途中で施工管理をつかさどっている責任ある技術者を変更することは、適正な建設工事の施工の確保の観点からは好ましいものではない。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならないが、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。
- ・ なお、適正な施工の確保の観点から、主任技術者・監理技術者の区分にかかわらず、工事の規模、難易度等によっては、下請契約の請負代金の額（下請契約の額）が小さくとも高度の技術力を持つ技術者が必要となるので、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

(2) 共同企業体における監理技術者の設置

- ・ 建設業法第26条の規定により、共同企業体が公共工事を施工する場合、下請契約の額が2,000万円（建築一式工事の場合は3,000万円）以上となるときには、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者を専任で設置しなければならない。このうち、分担施工方式の共同企業体にあって、分担工事に係る下請契約の額が2,000万円（建築一式工事の場合は3,000万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者たる構成員が監理技術者を専任で設置しなければならない。

なお、いずれの場合も、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者（経常建設共同企業体にあっては原則として国家資格を有する主任技術者）をそれぞれ当該工

事現場に専任で設置しておくべきである。

- ・ 共同企業体による公共工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工の確保という観点から、工事の規模・性格等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の設置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 工事の規模、性格、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な設置人数を確保すること。
 - ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ・ 当初は主任技術者の設置で十分であった工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が2,000万円（建築一式工事の場合は3,000万円）以上となるような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。
- ・ なお、工事施工途中における技術者の変更は望ましいものではないため、監理技術者を設置しなければならない工事に該当するかどうか流動的である場合においては、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くべきである。

3－3 資格者証の携帯

指定建設業に係る建設工事で国、地方公共団体等が発注者である工作物に関するものについて、専任の者でなければならない監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（資格者証）の交付を受けている者のうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時資格者証を携帯している必要がある。

- ・ 資格者証については、建設業法第26条第4項及び第5項等に規定されているが、資格者証は、公共性のある工作物に関する重要な工事の中でも、より適正な施工の確保が求められるものについて、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、定められた本人が従事しているかどうかを確認するために導入されたものである。
- ・ 資格者証は、指定建設業に係る建設工事の監理技術者になり得る者であれば、申請により交付を受けることができる（この者は、表一に掲げる国家資格者又は建設大臣認定者に限られる。）。この資格者証の交付等の業務は、指定資格者証交付機関である財團法人建設業技術者センターが行っているが、資格者証の交付申請は、申請者本人が同財團の支部に直接出向いて行わなければならない。

- ・ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第27条の18第2項、省令第17条の16）、様式は図一1に示すものとなっている。
 - (1) 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
 - (2) 交付の年月日
 - (3) 交付を受ける者が有する指定建設業監理技術者資格
 - (4) 指定建設業の種類
 - (5) 資格者証交付番号
 - (6) 資格者証の有効期間の満了する日

なお、資格者証に記載される指定建設業監理技術者資格は表一3のように略語で記載されている。

4 工事現場に掲げる標識等

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者・監理技術者の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号を記載した標識を、公衆の見易い場所に掲げなければならない。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の全貌を常に把握する必要があること、下請業者も含めて当該建設工事の施工に対する責任があること等から、建設業法に基づく標識とは別に、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記入した施工体系図を作成する必要があり、またこの施工体系図は、工事現場の適切な場所に掲示する必要がある。

- ・ 建設業者は、建設業法第40条及び同法施行規則第25条の規定により、建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に標識を掲げなければならないこととされている。
- ・ 建設工事現場に標識を掲げる意義は、次のとおりである。
 - (1) 建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。
 - (2) 建設工事は、その工事現場が移動的であり、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるため、対外的にその責任主体を明確にすること。

現場に掲げる標識の様式は、昭和62年の改正建設業法の施行の際に、資格名、資格者証交付番号等を記載するよう改正されており、監理技術者を設置する場合は図一2の様式となる。この様式の標識を掲示することにより、主任技術者又は監理技術者の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていることを明らかにすることができる。

5 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な

発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- 建設業法第1条では、建設業法の目的を次のように規定している。
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
- 建設業法第41条では、建設大臣又は都道府県知事は、工事の適正な施工の確保等を図るために建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることとされ、また、同法第28条第1項本文では、その許可を受けた建設業者が、建設業法の規定に違反した場合において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第3項では、この指示に違反した場合、営業の全部または一部の停止を命ずることができるこことなっている。

表一 1 指定建設業に係る建設工事の監理技術者の資格要件

指定建設業	国 家 資 格 等
土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 技術士 建設部門 農業部門（農業土木） 林業部門（森林土木） 建設大臣認定者（土木）
建築工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築施工管理技士 一級建築士 建設大臣認定者（建築）
管工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一級管工事施工管理技士 技術士 機械部門（流体機械、冷暖房及び冷凍機械） 水道部門 衛生工学部門 建設大臣認定者（管）
鋼構造物工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 [建設部門（鋼構造及びコンクリート）] 建設大臣認定者（鋼構造物）
舗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 技術士 [建設部門] 建設大臣認定者（舗装）

図一 1 資格者証の様式

(表 面)

氏名・生年月日 住 所 本 種	年 月 日
交付番号 第 号	
交付年月日 年 月 日	
指定建設業監理技術者資格者証 (有する資格)	
有・無 指定建設業の種類	
	土 木
	建 築
	管
	鋼構造物
	舗 装
年 月 日 まで有効	
建 設 大 臣	
指定資格者証交付機関代表者 印	
写 真	

↑ 5.5センチメートル ← 8.4センチメートル →

(裏 面)

所属建設業者の商号又は名称	
備 考	

図一 2 工事現場に掲げる標識の様式 (監理技術者の場合)

建設業の許可票		
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
監理技術者の氏名	専 任 の 有 無	
資 格 名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許 可 を 受 け た 建 設 業		
許 可 番 号	建設大臣 知事	許可()第 号
許 可 年 月 日		

↑ 40cm以上 ← 40cm →

(注) 表 2, 表 3 は省略。

11. 今後の建設産業政策の在り方について（第二次答申）

——共同企業体の在り方——

(昭和62年8月17日)
建設省中央建設業審議会

第一 総括的考え方

1. 経緯と現状

建設工業における共同企業体は、昭和26年に我が国に制度として導入されて以来、数次にわたる通達等により、大規模工事等の安定的施工や中小建設業者の経営力、施工力の向上等の目的でその活用が図られてきたところであるが、近年ではほとんどの公共発注機関において採用され、公共工事発注総額の約3割が共同企業体により受注されるに至っている。

一方、各発注機関における共同企業体活用の目的、方法は多様になっており、一部には行き過ぎと見られる活用も行われ、また、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等次のような種々の弊害が指摘されているところである。

- 小規模工事等単独業者が施工する方が効率的な工事まで共同企業体が受注する。
- 施工能力のない業者が受注する。
- 構成員数が多過ぎ、あるいは構成員間の技術力、施工能力等の格差が大き過ぎる等により共同施工が著しく非効率となる。
- 実際に共同施工を確保することが困難である。
- 運営上トラブルを生じる場合も少なくない。
- 安全管理体制、瑕疵が生じた場合の責任体制等に問題を生じやすい。

このため、共同企業体活用に伴う弊害を防止し、建設業の健全な発展を図るため、共同企業体活用の在り方を適正化する必要がある。

2. 基本的視点

共同企業体の在り方の適正化に当たっては、不良・不適格業者参入の防止、共同施工の確保、共同企業体運営の円滑化等により共同企業体活用に伴う弊害を防止するとともに、昭和62年1月13日中央建設業審議会答申「今後の建設産業政策の在り方について（第一次答申）」に示されている建設産業政策の基本的考え方を踏まえることが必要である。

3. 活用の基本方針

共同企業体の活用に当たっては、次の方針を基本とするものとする。

- ① 建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確

保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

- ② 昭和25年9月13日中央建設業審議会決定「建設工事の入札制度の合理化対策について」は、公共工事入札に当たっての公正自由な競争秩序の在り方を示したものである。すなわち、建設業者の信用、技術、施工能力等公共工事の適正な施工を行い得る能力を重視するとともに、企業規模の大小にも留意した適正な入札方法として、いわゆる「等級別発注制度」を定めたものであり、公共工事の発注においては、共同企業体を活用する場合であっても、同制度の合理的運用を確保することが必要である。
- ③ 不良・不適格業者の参入を防止し、円滑な共同施工を確保するため、発注機関においては、共同企業体の対象工事、構成員等について適正な基準を明確に定め、それに基づき共同企業体の運用を行うものとする。
- ④ 共同企業体の対象工事については、共同施工の体制を経済的に維持し得る工事規模を確保するとともに、受注者においては適正に技術者を配置し、合理的な基準の下で運営することにより工事の適正かつ円滑な施工を行うものとする。

4. 共同企業体の方式

共同企業体を活用する場合には、次的方式によるものとし、発注機関において、それぞれの方式を活用する必要性を勘案の上、各々の判断により活用するものとする。

① 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

② 経常建設共同企業体

中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

5. 共同企業体運用準則

共同企業体を活用する場合にあっては、「第二 共同企業体運用準則」に従い、各発注機関において共同企業体運用に当たっての基準（共同企業体運用基準）を定めるものとする。

6. 運用上の留意点

共同企業体は、安易な運用が行われた場合には、施工の非効率化、不良・不適格業者の参入等の事態も生じかねないのみならず、建設業者間の適正な競争を阻害し、建設業の健全な発展の支障となるおそれがあることに留意する必要がある。

したがって、共同企業体の活用に当たっては、等級別発注制度の運用との齊合を図り、公正自由な競争の機会が確保されるよう配慮することが必要である。

このため、必要な場合には発注標準を見直すこと等により、等級別発注制度及び共同企業体の合理的運用を確保することが必要である。

7. 施策の実効性の確保

- ① 共同企業体運営上の混乱は、共同企業体の円滑な運営のための基準が十分に確立されていないことにも起因する。このため、共同企業体が構成員の信頼と協調の下に円滑に運営

されるよう共同企業体の施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営方法に係る指針（共同企業体運営指針）を建設省において作成し、その普及を図るものとする。

- ② 共同企業体の運営を改善し、円滑な共同施工を確保するため、共同企業体に係る助言・指導体制を整備するものとする。

これにより、運営実態の調査、共同企業体運営指針の普及、共同企業体の運営の改善のための助言・指導等を行い、共同施工の円滑化と工事の的確な施工の確保に資するものとする。

- ③ 発注機関は、共同企業体の工事実績を評価して各構成員単体の実績に適正に反映させ、共同企業体による効果的な施工を促進するものとする。また、必要な場合には、運営適正化のための措置を含め的確な指導を行うものとする。
- ④ 本答申が発注機関、業界において周知徹底されるよう、建設省その他の関係各庁において必要な助言・指導等を行うものとする。

第二 共同企業体運用準則

1. 準則設定の趣旨

本準則は、発注機関が共同企業体運用基準を定めるに当たって準拠すべき基準を示すものである。

2. 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体にあってはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあっては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格業者のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定するとともに、構成員は少数とし、格差の小さい組合せとする。また、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3. 個別準則

(1) 特定建設工事共同企業体

① 性格

建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

② 対象工事の種類・規模

大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事（高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。）その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする（注1）。

③ 構成員

(イ) 数

2ないし3社とする（注2）。

(口) 組合せ

最上位等級（注3）のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする（注4）。

(イ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする（注5）。

a) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること（注6）。

b) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

c) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(二) 結成方法

自主結成を基本とする。予備指名を行う場合には、予備指名を受けた者が共同企業体の結成を辞退することも認め、不利益な取扱いを行わないものとする。

④ 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする（注7）。

⑤ 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする（注8）。

また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(2) 経常建設共同企業体

① 性格

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小建設業者の振興を図るものとする（注9）。

② 対象工事の種類・規模

単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする（注10）。

③ 構成員

(イ) 数

2ないし3社程度とする。

(ロ) 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする（注11）。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする（注12）。

a) 登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あ

ること（注6）。

- b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

（二）結成方法

自主結成とする。

④ 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる。

⑤ 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする（注7）。

⑥ 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

第三 共同企業体運用準則注解

（注1）

技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものとすることが望ましい。

この場合において、対象工事の規模は、土木、建築工事にあっては少なくとも2ないし3億円程度を下回らず、かつ、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとすることを原則とする。

他の工種についても、これに準じて定めるものとする。

（注2）

典型工事の通常の規模を大幅に上回る規模であって、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある工事については、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる限り、例外的措置として5社までとすることもやむを得ない。

（注3）

発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が（注1）にいう工事規模（土木、建築工事にあっては2ないし3億円程度）以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位置付けられている場合にあっては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。

（注4）

発注標準が相対的に低く設定されている場合にあっては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、発注標準が相対的に高く設定されている場合であって、第三位等級に属する者で十分な施工能力を有すると判断される者がある場合には、これを構成員とすることも差し支えない。

(注5)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において選定する共同企業体の対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

(注6)

当該許可業種に係る許可の更新の有無が、許可を有して行う営業年数判断の目安として想定される。

(注7)

出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

4社の場合 15パーセント以上

5社の場合 10パーセント以上

(注8)

等級の異なる者による組合せにあっては、代表者は上位等級の者とする。

(注9)

現在、規模の大きな企業を構成員として認めて運用している発注機関にあっては、当該運用を特定建設工事共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用に段階的に移行するものとする。

(注10)

等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあっては、上位等級構成員の等級の発注工事価額以上とするよう配慮するものとする。

(注11)

個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。

(注12)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

第四 共同企業体運用基準の適用

共同企業体を活用する場合にあっては、各発注機関において本準則に従い速やかに共同企業体運用基準を定め、遅くとも昭和64年度より適用するよう措置するものとする。

12. 共同企業体運営指針

(平成元年5月16日)
(建設省経振発第52号)

I 趣旨

共同企業体は、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、工事の安定的施工に共同して当たることを約して自主的に結成されるものである。社風、経営方針、技術力、経験等の異なる複数の構成員による共同企業体の効果的な活用が図られるためには、共同企業体の運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

本指針は、共同企業体が構成員の信頼と協調のもとに円滑に運営されるよう、その施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営のあり方を示したものであり、個別の共同企業体においてそれぞれ工事の規模・性格等その実状に合わせて策定することが期待される各種規則等の決定に当たって、準拠すべき基準として普及・活用を図ることにより、運営に係るトラブルの未然防止及び運営の円滑化に資することを目的とするものである。

なお、本指針は工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体において活用されることを想定しているが、継続的な協業関係を保ちつつ工事を行う経常建設共同企業体についても、基本的には本指針の趣旨に沿った適正な運営が望まれるところである。

II 運営委員会

運営委員会は、共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項を協議決定する最高意思決定機関であり、この場においては、構成員全員が十分に協議したうえで工事の完成に向けての公正妥当な意思決定が行われる必要がある。その際、代表者の独断・専行等の弊害を誘発し、共同企業体の円滑な施工を確保するうえでの前提である構成員間の信頼と協調が損なわれるとのないよう、各構成員を代表する運営委員への適切な権限の付与、適正な開催時期・手続きの採用及び付議すべき事項の整理等についての合意形成が行われていなければならない。

このため、準備委員会及び運営委員会の設置等に当たっては、次のとおりその公正化・明瞭化を図り、運営委員会の適正な機能を確保することとする。

1. 準備委員会の設置

準備委員会は、共同企業体の結成から運営委員会設置までの間、必要に応じて設けるものとし、原則として次に掲げる事項について協議決定する機能を有するものとする。

- ① 協定書の作成
- ② 工事金額の見積

- ③ 規則等（案）の作成
- ④ 工事事務所（作業所）編成（案）の作成
- ⑤ その他付議を要すると認められる事項

2. 運営委員会の設置と委員のあり方

運営委員会は、工事の受注が決定した段階で遅滞なく設置するものとし、その委員について各構成員の立場を代表し得る者をもって充てることとする。また、運営委員会の構成は、権限と責任を有する運営委員、運営委員の代理となる運営委員代理及び構成員間での連絡を円滑に図るための幹事を各構成員がそれぞれ1名ずつ配置し、代表者から選任された運営委員が運営委員会の委員長となることを原則とする。ただし、対象工事の規模・性格等を勘案して必要と認められる場合にあってはこれと異なった取扱いをすることも差し支えない。

3. 開催時期・手続き

運営委員会は、下記4に掲げる事項について協議する必要が生じたときを開催するものとし、工事の規模・性格等にかかわらず、受注決定後すみやかに開催するほか、少なくとも実行予算編成時、決算書（案）承認時において開催するものとする。

開催手続きは、原則として委員長が必要に応じて招集するものとするが、公平性の観点から他の委員からも招集できる制度を確立しておく必要があり、これら一切の手続きについては、運営委員会規則に明記しておくものとする。

4. 付議事項

運営委員会は、施工委員会（作業所委員会）その他の専門委員会の権限を尊重しつつ、工事現場での工事の円滑な施工を図る意味から、1に掲げる事項についての案を承認するほか、共同企業体の運営に係る次に掲げる基本的かつ重要な事項をその付議事項とする必要がある。

なお、これら運営委員会の意思決定についての決裁方法については、予め運営委員会規則に定めておくものとする。

- ① 組織・編成及び工事の施工の基本に関する事項（組織、規則等の整備等施工体制の確立に係る事項を含む。）
- ② 実行予算及び決算書（案）の承認に関する事項
- ③ 設計変更、追加工事の承認に関する事項（軽微なものを除く。）
- ④ 取引業者の決定及び下請契約等の決定に関する事項（軽微なものを除く。）
- ⑤ その他付議を要すると認められる事項

III 現場運営組織の設置

共同企業体による工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、構成員が運営委員会において十分な協議を行うことはもとより、現場においても運営委員会で決定された方針に即して全ての構成員が緊密な意思疎通を図り、協調して工事の施工に当たらなければならない。そのため、各構成員の意思を現場運営に反映することができるよう、次に掲げる事項に配慮して、適正な現場運営組織体制の整備を図ることが必要である。

1. 工事事務所（作業所）の組織

工事事務所（作業所）の組織については、編成表を作成すること等により現場における指揮

命令系統及び責任体制を明確にすべきことはいうまでもないが、その際、構成員間の現場における権限調整等からするポストの設置は避けるものとし、単体施工の場合における組織編成と同様、円滑かつ効率的な工事施工の観点から組織するものとする。

2. 施工委員会（作業所委員会）等の設置

工事の施工を円滑に実施するため、法令によりその設置を義務付けられるものほか、現場における工事の施工に関する全ての基本的事項を協議決定する機関として運営委員会のもとに施工委員会（作業所委員会）を設置するものとする。

なお、工事の規模・性格等によっては専門的事項を協議決定する機関として、購買委員会、技術委員会等施工委員会（作業所委員会）の機能を分化・補完する専門委員会を設ける必要も生じるが、その場合においては、運営委員会において十分協議し、少なくとも当該専門委員会の設置目的を明確にしたうえで、その設置を決定するものとする。

3. 各専門委員会の委員のあり方

施工委員会（作業所委員会）等の各専門委員会は、工事現場での実務について機動的に対処し得る体制が必要とされることから、その委員は努めて各構成員から現場に派遣される職員をもって充てるものとするが、必要に応じて各構成員から現場職員以外の職員を委員として派遣することができるものとする。

4. 各専門委員会規則等

各専門委員会がその役割を十分果たし、共同施工が円滑に遂行されるためには、構成員間の合意を規則等として整備し、各々の専門委員会が公正かつ合理的に運営され得る体制を確保する必要がある。

また、各専門委員会で決定された重要な事項については、適時かつ正確に運営委員会へ報告されなければならず、工事の円滑な共同施工に向けて委員会間の事務連絡、情報交換も十分に行われる必要がある。

したがって、各専門委員会規則等の整備に当たっては、その目的、権限、構成、開催・議事方法及び付議事項を明確に定めるほか、各専門委員会から運営委員会及び他の専門委員会へ報告・協議すべき事項についても規定することとする。

IV 規則等による円滑な運営の確保

共同企業体の組織が効果的に働き、円滑かつ効率的な共同施工を確保するためには、運営委員会、各専門委員会及び工事事務所（作業所）組織が整備され、各々その機能が十分に発揮されるとともに、構成員が密接な連携を保つことが必要である。

このため、公正性、効率性、協調性各々の観点から、業務の処理要領についての構成員間の合意を規則等として明文化することにより、全ての構成員が信頼と協調をもって共同施工に参画し得る体制を確保する必要がある。

以上の点から規則等の整備に当たっては、以下の事項に留意しつつ、構成員間で十分協議して決定するものとする。

1. 規則等の策定方法

- ① 規則等は、原案を準備委員会で作成し、運営委員会の承認をもって決定することを原則

とする。

- ② 運営委員会で承認された規則等は各構成員が記名捺印し、各々一通を保有する。
- ③ 以後に生じた改廃事項については①、②に準じ覚書として作成する。
- ④ 規則等の内容の決定に当たっては、各専門委員会の専決事項及び決裁担当部署を明確に定めておくこととする。

2. 主要規則等の整備

法令に基づいて整備が義務付けられているもの及び各委員会の設置に伴うもののほか、少なくとも次に掲げる経理取扱規則、工事事務所（作業所）庶務規則及び瑕疵担保責任等に係る覚書等についてその整備を行うものとする。

① 経理取扱規則

経理取扱規則においては、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

- ・経理処理担当構成員
- ・経理部署の所在場所
- ・会計期間
- ・会計記録の保存期間
- ・勘定科目及び帳票書類に関する事項
- ・決算及び監査に関する事項
- ・資金の出資方法及び時期に関する事項
- ・前払金等の取扱いに関する事項
- ・下請代金等の支払に関する事項
- ・工事代金の請求に関する事項
- ・取引金融機関に関する事項
- ・会計報告に関する事項
- ・原価算入費用及び各構成員が負担すべき費用に関する事項

② 工事事務所（作業所）庶務規則

工事事務所（作業所）庶務規則においては、次に掲げる事項のうちから現場において必要なものを定めるものとする。

- ・組織に関する事項
- ・人事に関する事項
- ・就業に関する事項
- ・その他必要と認められる事項

③ 瑕疵担保責任等に係る覚書等

工事の施工に伴う損害発生時の責任分担を明確にするため、少なくとも以下に掲げる事項については、工事着工前に運営委員会等で十分に協議し、損害保険等の活用を含め、その負担額の確定手順、費用の分担基準及び請求手続きを覚書等に規定しておくものとする。

- ・工事竣工後の瑕疵担保責任に関する事項

- ・火災、天災等に起因する損害に関する事項
- ・業務遂行に伴う損害賠償に関する事項

V 技術者等の適正な配置

共同企業体による工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、全ての構成員が施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に配置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、質及び配置等は、信頼と協調に基づく共同施工の確保という観点から、工事の規模・性格等に応じて適正に決定される必要がある。

このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 工事の規模・性格、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員はポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないよう配慮すること。
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

VI 現場就業環境の整備

現場における労働意欲を増し、能率的に作業を進めていくためには、共同企業体としての適正な就業条件を整備するとともに、厳格に安全衛生管理を実施することが必要不可欠である。

その場合、各構成員の就業規則、安全衛生管理方針は各々異なっていることから、公平な就業条件と一元的な安全衛生管理のもとで、作業環境の快適性を保ち、構成員間の協調性、公正性が損なわれることのないよう配慮することが必要である。

このため、以下の点に留意して、運営委員会等において適正な措置を講ずるものとする。

1. 公平な就業条件の確保

現場における職員の就業条件の統一化に配慮して、少なくとも、労働時間、休暇・休日及び災害補償等現場における就業に関する構成員間の取り決めを行うものとし、その場合、現場で働く各構成員の職員にとって最も適正な条件となるよう配慮して決定するものとする。

2. 安全衛生管理の理解の向上

作業環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保するため、以下の点に留意し全職員の安全衛生意識の向上に努めるものとする。

- ① 安全衛生管理に係る計画等の策定に当たっては、安全衛生管理費用に対する共通の認識を確保するうえからも構成員間で十分協議するものとする。
- ② 策定された安全衛生管理に係る計画等は掲示、閲覧等により全職員への周知徹底を行い、現場における安全衛生管理の理解の向上を図るものとする。

VII 会計

会計処理の方法を異にする構成員からなる共同企業体において、損益計算、原価管理が的確に実施されるためには、その前提となる会計処理が構成員間で合意された統一的基準に基づき、迅速、明瞭かつ一元的に行われる必要がある。したがって、共同企業体で採用されるべき

会計処理方法については構成員間で予め取り決めをしておかなければならない。

また、共同企業体の会計処理は公正性、明瞭性を確保する必要から共同企業体独自の会計単位を設けて行われる必要がある。

以上の点から、次に掲げる諸事項を考慮して経理取扱規則等を定めるものとする。

1. 現場主義会計の必要性

構成員に対して会計処理の信頼性を担保するため、共同企業体の会計処理は努めて現場において行うこととするが、共同企業体の規模・性格等によっては効率性の観点から、代表者の本社電算システム等を適宜活用することも差し支えない。

2. 会計の明瞭性の確保

全ての構成員に対して開かれた会計とするため、原則として月一回定期的に構成員に対する会計報告を実施するものとするほか、構成員からの求めに応じ、隨時会計情報の開示を行うこととする。

3. 前払金等の取扱い

前払金、中間金、精算金の受領、取扱い及び入出金方法等については、各々の代金の性格、共同企業体としての資金計画等を勘案のうえ定めるものとする。

4. 計画的出資の確保

構成員からの資金の円滑な拠出を図るため、工事資金の出資については工程計画等を勘案のうえ事前に策定する出資計画に基づき出資の請求を行うほか、出資手続きについても定めるものとする。

VII 適正な原価管理の確保

適正な原価管理の確保は共同企業体として不必要的費用の発生を防止し、的確な予算管理を行ううえで必要不可欠なものである。このため、実行予算の作成に当たっては協定（共通）原価の範囲の明確化による工事原価の的確な把握が行われ、その執行に当たっては実行予算書に基づいた適切な予算・実績管理が行われることが肝要であることから、次に掲げるところにより明確な基準を設定するものとする。

1. 協定（共通）原価

協定（共通）原価の基準、範囲については、運営委員会において定めておくものとするが、少なくとも次に掲げる経費のうち構成員に対して支払うものについては、その取扱いを明確に定めるものとする。

- ① 事前経費
- ② 見積費用
- ③ 人件費
- ④ 本社事務経費
- ⑤ 電算処理費
- ⑥ 仮設材料及び工事用機械等並びに工業所有権等の使用料

2. 実行予算

実行予算作成に当たっては、仮設工事、土工事等工事種別ごとに材料費、労務費、外注費、

経費等の区分で整理を行い、実行予算と実績を対比し得るように作成するものとする。

なお、工事実績と実行予算の対比について定期的に運営委員会に対して報告を行うものとし、予算と実績の間に重要な差異が予想される場合又は生じた場合は、その都度理由を明らかにし、運営委員会の承認を得るものとする。

3. 決算

決算の手続きは、法令、協定書その他共同企業体の規則等に定める事項に準拠し行うほか、次に掲げる項目に沿って行うものとする。

- ① 未精算勘定の整理
- ② 税務計算上の必要資料の整理
- ③ 残余資産の処分
- ④ 未発生原価の見積
- ⑤ 決算書（案）の作成と対象書類等の監査
- ⑥ 決算書（案）の承認

4. 監査

共同企業体の適正な業務執行及び適正な協定（共通）原価の実現を担保するため、原則として決算書（案）作成後、適切かつ公正な監査を行うこととし、運営委員会においては次の事項に留意して、少なくとも監査委員の選出及び権限、監査対象並びに監査報告の手続きを予め定めておくものとする。

- ① 監査委員については、原則として全ての構成員が、当該構成員を代表し得る者を選定して充てるものとする。
- ② 監査の対象は、原則として決算書（案）及び全ての業務執行に関する事項とする。
- ③ 監査報告書は、全ての監査委員が監査結果を確認のうえ運営委員会に提示するものとし、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 監査報告書の提出先、日付
 - (2) 監査方法の概要
 - (3) 監査委員の署名捺印
 - (4) 対象とした決算書（案）等が法令等に準拠し作成されているかどうかについての意見
 - (5) 対象とした決算書（案）等が協定書その他共同企業体の規則等に定める事項に従って作成されているかどうかについての意見

（注1）ここにいう決算書（案）は貸借対照表、損益計算書、工事原価報告書、資金収支表及び附属明細書とする。

（注2）より適正な原価を確保する観点から、共同企業体の監査は上記のとおり行われることが望ましいが、構成員間の合意に基づき簡易な監査が行われている現在の実態に鑑み、当分の間、監査の目的を達し得る範囲内において、上記手続きと異なった取扱いを定めることも差し支えない。

IX 下請業者、資機材業者決定の適正化

構成員間の信頼と協調を前提とする共同企業体の工事施工に当たっては、単体による施工の

場合と同様、円滑かつ効率的な施工の確保の観点から下請業者、資機材業者の決定が適正に行われなければならないことはいうまでもない。

しかしながら、各構成員はそれぞれ協力会社等の下請業者、資機材業者を異にすることが通常であり、このことから下請業者等の決定いかんによっては共同企業体としての効果的な活用が期待されないのみならず、工事の的確な施工の確保に支障を生ずることも考えられ、その決定は公正かつ明瞭に進められなければならない。

このため、次のとおり施工委員会（作業所委員会）等において適正な下請業者等の決定手続き等を定めるものとする。

1. 下請業者決定手続きの明確化

下請業者の決定は以下の手続きにより公正かつ明瞭に行うことを原則とする。

- ① 各構成員より希望工種ごとに下請業者の推薦を受けるものとする。
- ② 下請業者の審査は、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引の状況等を総合的に勘案して行い、優良な下請の選定を図るものとする。
- ③ 下請業者の選定は原則として複数とし、施工委員会（作業所委員会）等において行うものとする。
- ④ 選定業者に対しては、遅滞なく工期、工事内容、仕様書、図面見本等を明示し、入札によるかあるいは、見積書を徴求して、その内容を施工委員会（作業所委員会）等で検討のうえ運営委員会において下請業者の決定を行うものとする。

2. 適正な下請業者管理

下請業者の管理については、円滑な共同施工の確保という観点から、原則として施工委員会（作業所委員会）等が適正な指導、助言、その他の援助を行うものとするほか、以下の事項に留意して下請業者による適切な施工管理が実施されるよう指導するものとする。

- ① 施工方法の協議及び技術力の確保
- ② 品質管理の確保

3. 資機材業者決定手続きの明確化

資材業者の決定は価格、品質、納期等を勘案し、下請業者決定の手続きに準じて行うものとする。

また、機材業者の決定に当たっては、施工工種、工法に適した機材の選定に留意するものとする。

13. 共同企業体運営モデル規則（抄）

（平成4年3月27日）
建設省経済局長通知
建設省経済局長通知

1 趣 旨

共同企業体は、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、工事の安定的施工に共同して当たることを約して自主的に結成されるものである。社風、経営方針、技術力、経験等の異なる複数の構成員による共同企業体の効果的な活用が図られるためには、共同企業体の運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

平成元年5月16日付建設省経済局第52号「共同企業体運営指針について」において示された「共同企業体運営指針」（以下「運営指針」という。）は、共同企業体が構成員の信頼と協調のもとに円滑に運営されるよう、その施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営の在り方を示したものであり、実際の工事の施工に当たっては共同企業体において運営指針の趣旨に沿った運営に関する規則等を整備することが必要であるとされている。

本モデル規則は、運営指針の趣旨をより具現化したものであり、共同企業体の規則等において定めるべき事項を具体的に示すものである。これにより、これまで規則等を整備していなかったり、又は、十分なものとはいえない規則等によって運営されていた共同企業体において、運営指針の趣旨に沿った適正な規則等の整備を促進し、もって共同企業体の運営の適正化が図られることを期待するものである。

2 性 格

- (1) 本モデル規則は、共同企業体が公共工事の施工に当たるため「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」（昭和53年11月1日付建設省計画振興局第69号）に基づき結成されていることを前提としているが、その他の場合においても、基本的には本モデル規則に準じた規則等を整備することにより、運営指針の趣旨に沿った適正な運営が確保されることが望まれることである。
- (2) 本モデル規則の作成に当たっては、その実用性に留意しつつ、運営指針に示された基本的な考え方に基づき全ての構成員が信頼と協調をもって共同施工に参画し得る体制を確保することを主眼において検討を行い、共同企業体の運営の在るべき姿を追求した。したがって、現在の業界の運営の実態とは必ずしも一致しない部分があるが、こうした部分についても将来的には実態が本モデル規則に示した姿へと向かうことが望ましいと考えるもの

である。

- (3) 本モデル規則はあくまでも共同企業体の円滑な運営のためのルールの標準的なものを示すものであり、共同企業体の運営に当たって、各種規則等を作成する際の雛形として工事の規模・性格等その実情に合わせて適宜変更することを拘束するものではないが、その場合にあっても本モデル規則の趣旨に十分配慮することが必要である。また、規則等の作成に当たっては、構成員間で十分に協議の上、構成員の合意に基づきその内容を決定しなければならないことは当然である。

3 共同企業体運営モデル規則の構成

本モデル規則は、共同企業体において少なくとも整備すべき次に掲げる規則等について本則及び注解により構成する。

- ① 運営委員会規則……共同企業体の最高意思決定機関としての位置付けとその機能の定め
- ② 施工委員会規則……工事の施工に関する事項の協議決定機関としての位置付けとその機能の定め
- ③ 経理取扱規則……経理処理、費用負担、会計報告等に関する定め
- ④ 工事事務所規則……工事事務所における指揮命令系統及び責任体制に関する定め
- ⑤ 就業規則……工事事務所における職員の就業条件等に関する定め
- ⑥ 人事取扱規則……管理者の要件、派遣職員の交代等に関する定め
- ⑦ 購買管理規則……取引業者及び契約内容の決定手続等に関する定め
- ⑧ 共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書

……解散後の瑕疵に係る構成員間の費用の分担、請求手続等に関する定め

4 各モデル規則〔省略〕

14. 建設省の工事安全対策の骨子

—実質的な安全対策の着実な実行—

(平成4年1月29日)
建 設 省

建設工事における施工の安全確保については、作業員の不注意による事故、第三者による工事現場への侵入事故等様々な原因による建設労働災害が依然として多いことや最近発生した第三者を巻き込む重大な事故等に鑑み、緊急に官民をあげて強力な安全確保策を図ることが必要である。

しかし、安全対策については、従来にあるような安全関係の計画書類の整備や規制の強化では限界があり十分な効果が期待できない。

むしろ、今後は規制強化の発想ではなく、発注者・設計者・施工業者・作業員等、関係者が各々の立場で自律的に安全を目指した対策が強く求められている。

したがって、建設省は

- ① 建設従業者一人一人の安全意識を高めること
- ② 経験と知識の豊かな技術者及び作業員が各々の責任において、強制ではなく自主的にチームワークよく安全な施工が実施できる体制及び環境を整えること
- ③ 現場毎に変化する諸条件を十分に考慮した計画・設計を実施するとともに、工程の進捗にともない生じる諸条件の変化に的確に対応しつつ弾力的な工期と適正な費用のもとに工事を実施すること
- ④ 安全に係る努力に対してプラス評価を与え、自主的な安全対策へのインセンティブを与えること

を基本方針として、以下の主な具体的対策を講ずる。

(1) 工事発注における安全配慮の充実

発注段階における設計審査、施工条件の明示と安全対策に配慮した積算の実施、ならびに技術的に困難な工事について技術力を有する業者の選定等を推進する。また、工事の季節変動を少なくし、熟練労働者の通年確保を図るとともに余裕のある工期の設定を図るため、工事国債の活用などによる発注の平準化と工期の弾力化を推進する。

- ・安全確保上重要な工事についての設計審査委員会の設置
- ・条件明示と施工条件の変化に対応した設計変更の徹底
- ・現場での作業員等の安全研修の義務付けとこれらを考慮した安全対策費用の積算での的確

な反映

- ・工事国債の活用などによる発注の平準化と工期の弾力化 等

(2) 建設業者の施工管理体制の充実

安全管理の中心である建設業者における人材の育成及び確保を強く推進する。また、施工体制の複雑化、施工技術、施工環境の変化等への速やかで確実な対応を支援する。

- ・総合工事業者と専門工事業者の役割と責任に応じた施工管理体制の充実を図るための施工体制台帳の整備
- ・総合工事業者と専門工事業者間の契約の適正化
- ・総合工事業者と専門工事業者間における情報交換のためのミーティングの強化
- ・現場技術者の育成と技術力の向上 等

(3) 技術基準の整備及び技術開発の推進

現状を踏まえた技術指針等を常に見直すとともに、安全確保に資する施工技術の開発と普及を推進する環境整備を行う。また、直接的に効果が期待できる安全施設、安全機器の開発を推進する。

- ・土木工事安全施工技術指針等の改定ならびに橋梁架設作業等の安全施工マニュアルの策定
- ・省人化のための自動化・プレハブ化の推進、セーフティゾーン確保の施設等の開発
- ・仮設構造物についての設計基準の拡充と常時見直し
- ・技術提案型の特定技術活用パイロット事業を推進し、安全型新工法等の積極的な導入・普及の促進 等

(4) 事故防止のための体制強化等

調査・設計・施工の分業化が進む中、施工現場の意見をフィードバックさせ、実効の上がる安全対策を充実する。

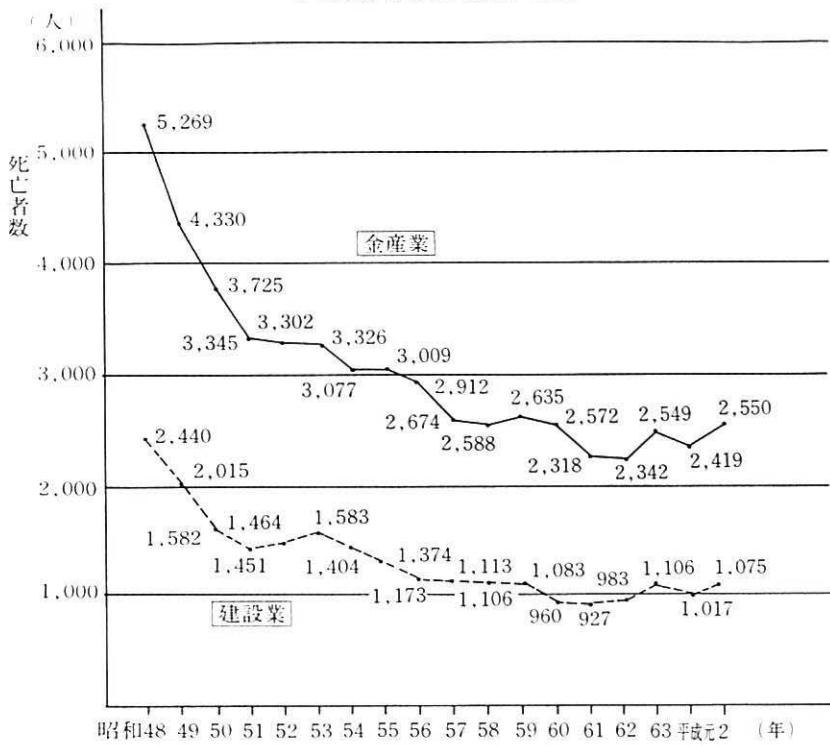
- ・設計審査会・施工条件検討委員会の設置
- ・発注者及び関連する施工業者からなる連絡会議の設置
- ・事故原因を技術的に分析するための事故調査委員会の設置
- ・事故事例及び安全施工技術に係わるデータベースの充実とその活用 等

(5) 工事関係者による自主的な安全対策の推進へ向けたインセンティブの強化

工事関係者の安全に対する努力をプラス評価するなど、自主的な安全対策が推進される環境を整備する。

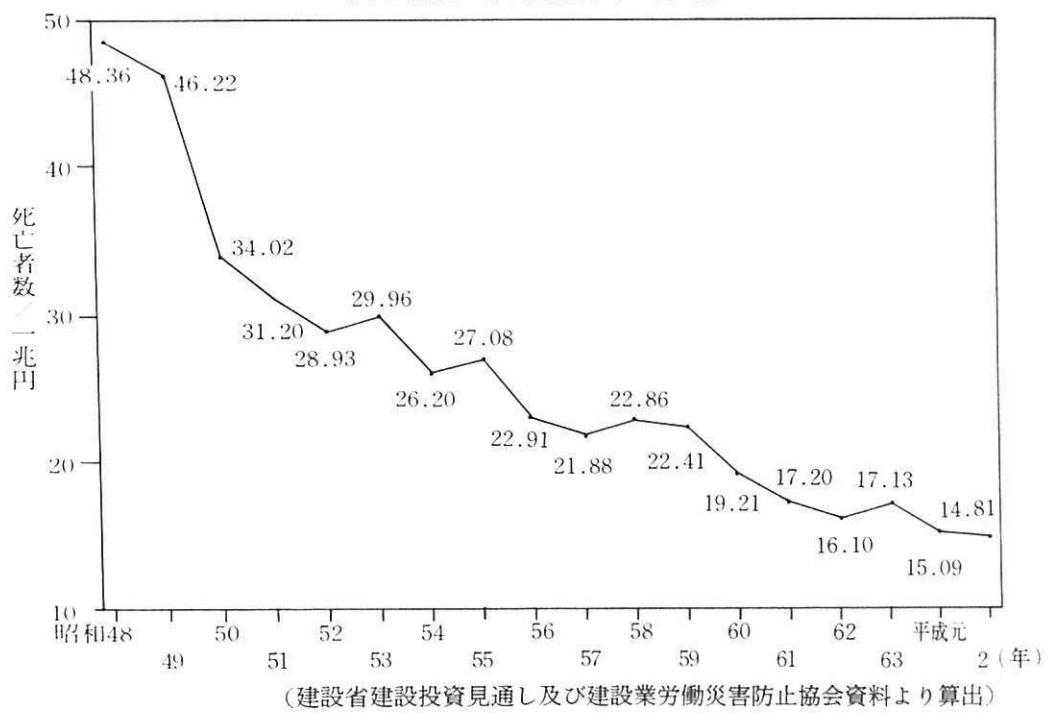
- ・無事故業者への表彰制度創設。建設業者の格付けに際して、安全実績の積極的評価。
- ・発注者による安全施工能力を有する建設業者の選定、総合工事業者による専門工事業者の評価・選定 等

1. 労働災害死亡者数の推移



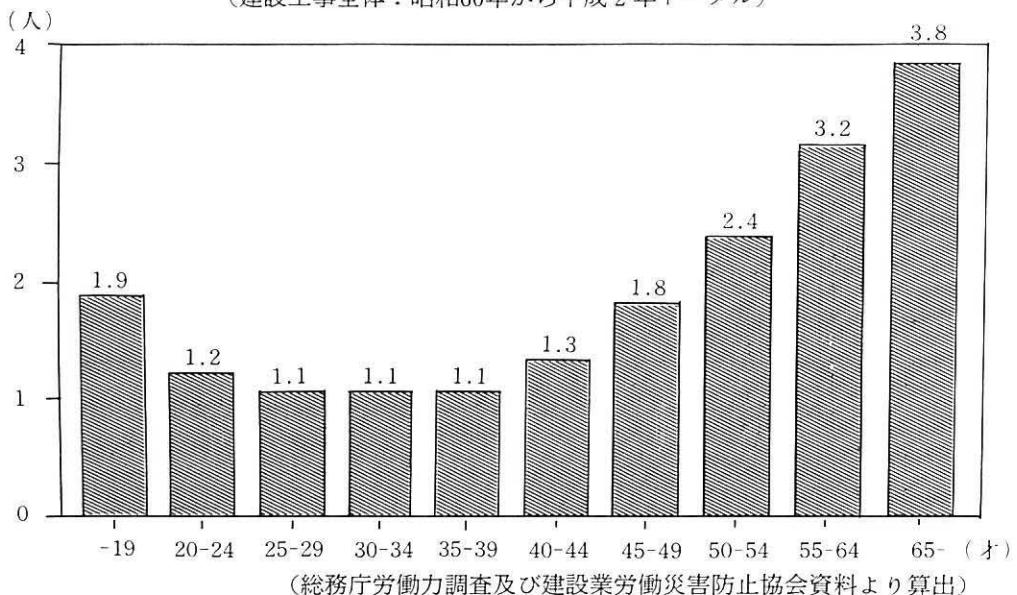
(建設業労働災害防止協会資料より)

2. 建設投資額当たり死亡者数 (死亡者数／建設投資額 (60年価格))



(建設省建設投資見通し及び建設業労働災害防止協会資料より算出)

3. 建設労働者 1万人当たりの年齢別死者数
(建設工事全体: 昭和60年から平成2年トータル)

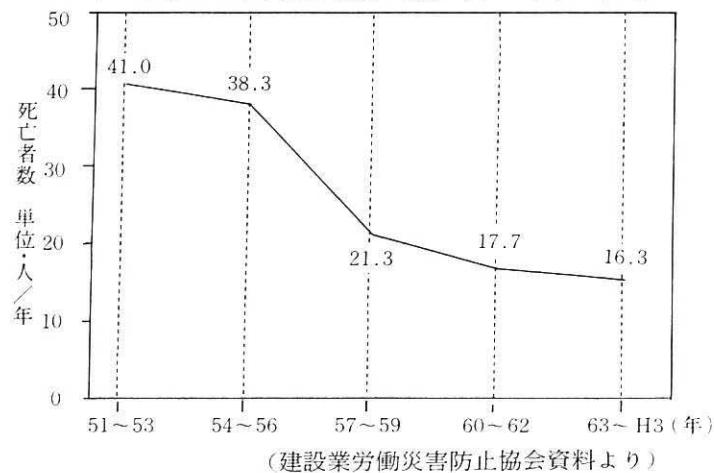


4. 建設工事における平成2年度事故原因別死者率

事故原因	死者率
1. 作業員の不注意による事故	48%
2. 安全管理上の不備による事故	35%
3. 施工方法の不備による事故	13%
4. 第三者による事故	4%

(建設業労働災害防止協会資料より算出)

5. トンネル工事における技術開発と死者数の関係
トンネル工事における死者数の推移 (3か年毎の平均)



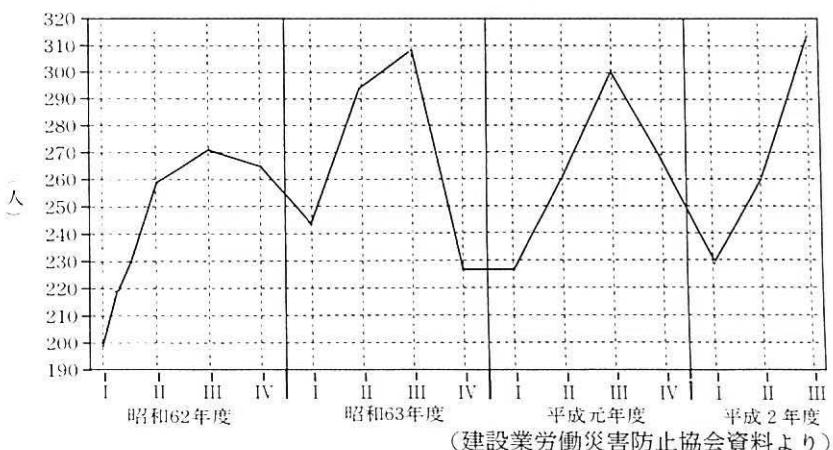
トンネル工事の必要人数

年 度 (標準工法)	必要人数 (人・日)
昭和43～48年度 (矢板工法)	5,418
昭和49～58年度 (矢板工法)	3,336
昭和59～平成元年度 (矢板工法)	2,178
平成2年度～ (N A T M)	1,996

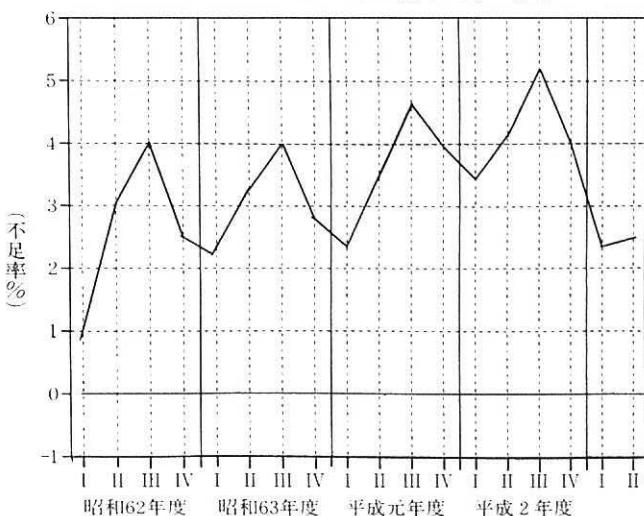
条件 岩種 B
掘削延長388m
上部半断面掘削

(建設省土木工事標準歩掛より算出)

6-1. 四半期別死者数の推移



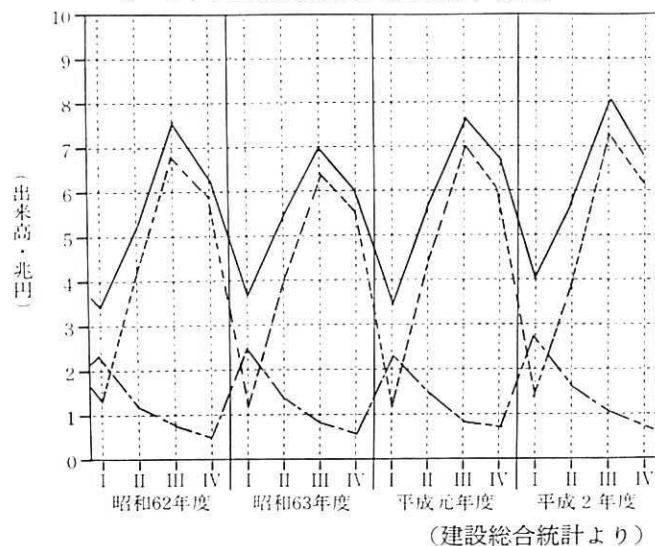
6-2. 四半期別建設労働者不足率の推移



$$\text{不足率} = \frac{(\text{確保できなかった労働者数}) - (\text{確保したが過剰となった労働者数})}{(\text{確保している労働者数}) + (\text{確保できなかった労働者数})}$$

(建設省労働資材対策室調べ)

6—3. 四半期別公共工事出来高の推移



(建設総合統計より)

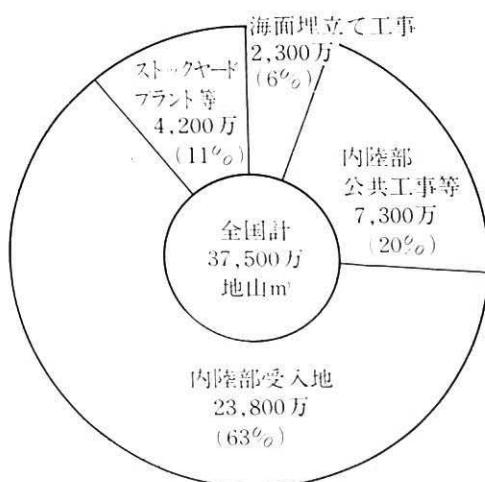
15. 建設副産物 リサイクル促進事業

1 平成2年度のリサイクル等の状況

① 建設発生土（建設残土）

- ・搬出量は関西空港島2島分に相当する膨大量
- ・公共工事等での利用は約3割。
- ・農地や宅地の嵩上げ、谷地の埋立てなど小規模な利用が6割を占める。

建設発生土の搬出先状況

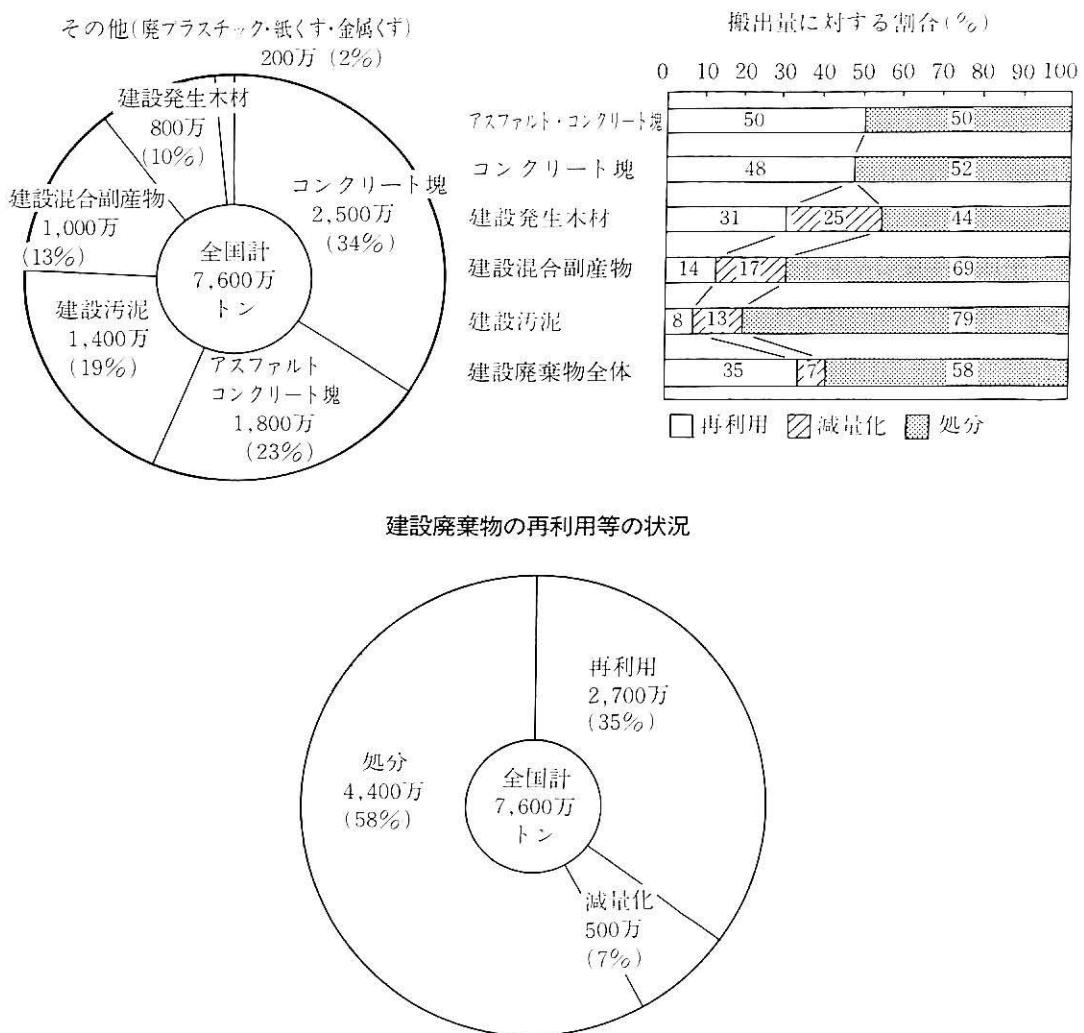


② 建設廃棄物

- ・搬出量は昭和60年（厚生省調べ：建設業からの産業廃棄物搬出量5,750万t）に比べ5年間で1.3倍と増加。建築工事からのものが過半数を占める。
- ・再利用率は35%，依然として6割弱が最終処分にまわっている。
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設混合副産物（建設副産物であってコンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等が混合されたもの）、建設発生木材の5種類で98%を占める。
- ・再利用・減量が進んでいるのはコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材。逆に建設汚泥、建設混合副産物はほとんどが最終処分。

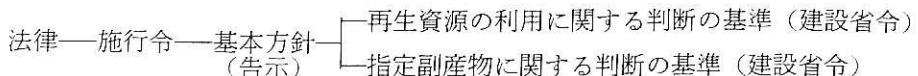
建設廃棄物種類別搬出量

建設廃棄物の種類別再利用等の状況



2 リサイクル法の概要

1) 法の仕組み



(法律の施行：平成3年10月25日)

2) 目的

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全

な発展に寄与する。

3) 概要

事業者及び発注者の責務

建設工事において、再生資源の利用及び副産物が再生資源として利用されることを促進することについて、事業者及び発注者の努力義務を規定。

再生資源の利用

建設工事に伴い副次的に得られた土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊を特定業種として定め、再生資源としての利用用途等を定め、利用の拡大を図る。

指定副産物に係る再生資源の利用の促進

建設工事に伴い副次的に得られた土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材を指定副産物と定め、再生資源化施設の活用を図ること等により、再生資源の利用の促進を図る。

再生資源利用計画の作成等

建設業者は、計画的な再生資源の利用を促進するよう、一定規模以上の工事について、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成。

管理体制の整備

建設業者は、再生資源の利用の促進を適切に行うため工事現場ごとに責任者を置くこと等管理体制を整備。

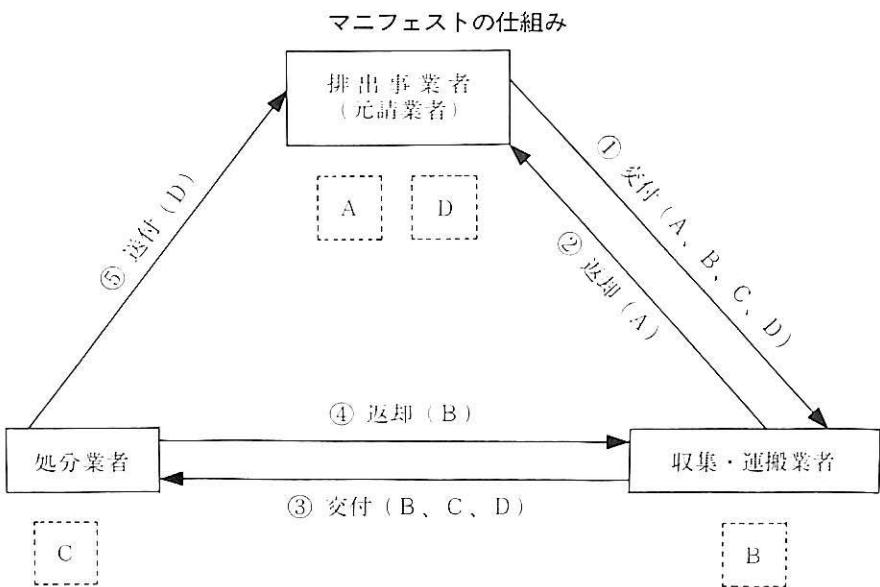
勧告、命令等

建設大臣は、再生資源の利用及び利用の促進を図るため、建設工事事業者に対し必要に応じて指導、助言を行うことができ、さらに、一定規模（年間建設工事の施工金額50億円）以上の建設業者に対しては、必要な措置を取るべき旨の勧告、命令を行うことができる。

3 マニフェストシステムとは

- 1 「マニフェスト」とは、受け渡しを確認するための送り状の伝票。
- 2 「マニフェストシステム」とは、この「マニフェスト」を使用して、産業廃棄物の処理・処分の流れを管理する仕組み。
- 3 マニフェストの流れ。
 - ① 元請業者は、4枚綴りの伝票を収集・運搬業者へ交付。
 - ② 収集・運搬業者は、署名し、1枚目（A票）を元請業者に返却。
 - ③ 収集・運搬業者は、3枚綴りの伝票を処分業者に渡す。
 - ④ 処分業者は、2枚目（B票）に署名し、収集・運搬業者に返却。
 - ⑤ 処分業者は、3枚目（C票）を保管。残り1枚（D票）に署名し、元請業者に送付。
 - ⑥ 元請業者は、A票とD票を照合し、保管。

(参考)



16. 公共事業の平準化について

（平成3年11月1日）
（建設省会公発第168号）
（建設省経構発第19号）

建設大臣官房長から 各都道府県知事
建設省建設経済局長から 各指定市の長

最近の建設投資の動向をみると、民間の建設投資は、受注が減少する傾向がみられるものの、現在なお高水準を維持しており、一方、公共事業は、平成3年度予算においては、公共投資基本計画の着実な実施に向けて、新たに生活関連重点化枠が設けられるなど、その拡大が図られているところである。このような状況の下、公共事業を円滑に実施するためには、建設労働力、建設資材の安定的確保等の条件整備が不可欠であり、その中で、公共事業の平準化を推進していくことは重要な方策の一つであると考えられる。また、建設業の構造改善を進めていく上でも、雇用や経営の安定等に資する平準化の推進は大きな意義を有しているものである。

こうした観点から、国においては、従来より補正予算におけるいわゆるゼロ国債等の国庫債務負担行為の活用を図ること等により公共事業の平準化を推進しているところである。各地方公共団体の単独事業についても、平成2年11月5日付け、建設省会公発第140号、建設省経構発第17号をもって貴職あて通達したところであるが、公共事業の円滑な執行を図るとともに、建設業の構造改善を進めるため、債務負担行為の新設、拡充等により、なお一層、公共事業の平準化に積極的に取り組まれるよう特段の配慮方をお願いする。

〔なお、貴管下市町村等に対しても、この旨周知徹底方お願いする。〕

（注）〔 〕書は、都道府県知事あてのものである。

17. 財団法人 建設業振興基金の概要

はじめに

(財)建設業振興基金は、我が国の経済構造が高度成長から安定成長へ転換しようとする時期に際し、建設業の体質改善を図るため、昭和50年7月16日、国と建設業者団体からの寄附をもって建設業の近代化・合理化等を促進するために設立された公益の機関です。

概要

名 称 財団法人 建設業振興基金

設立年月日 昭和50年7月16日

代表者 会長 鴻池藤一

理事長 志村清一

事業目的 基金は、建設業の近代化、合理化を促進し、その体質の改善強化を図るため、建設業に係る共同事業等に対する助成、指導等及び建設業の構造改善に関する調査研究、指導、助成等並びに施工技術の向上を図るための試験等を行い、もって建設業の振興に寄与することを目的とし、この目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 建設業者団体、事業共同組合等が行う共同事業に必要な資金に係る借りについての金融機関に対する債務保証
- 2 建設業者団体、事業共同組合等が行う共同施設の整備に必要な資金に係る借りに対する助成
- 3 建設業の構造改善に関する調査研究、指導、助成等
- 4 建設業の経営に関する改善指導
- 5 建設業における情報化の推進
- 6 建設業に関する総合的な調査研究
- 7 建設業法に基づく技術検定のうち建築、電気工事施工管理に係る試験等の実施
- 8 建設業経理事務士の試験、登録、証明等
- 9 その他基金の目的を達成するために必要な事業

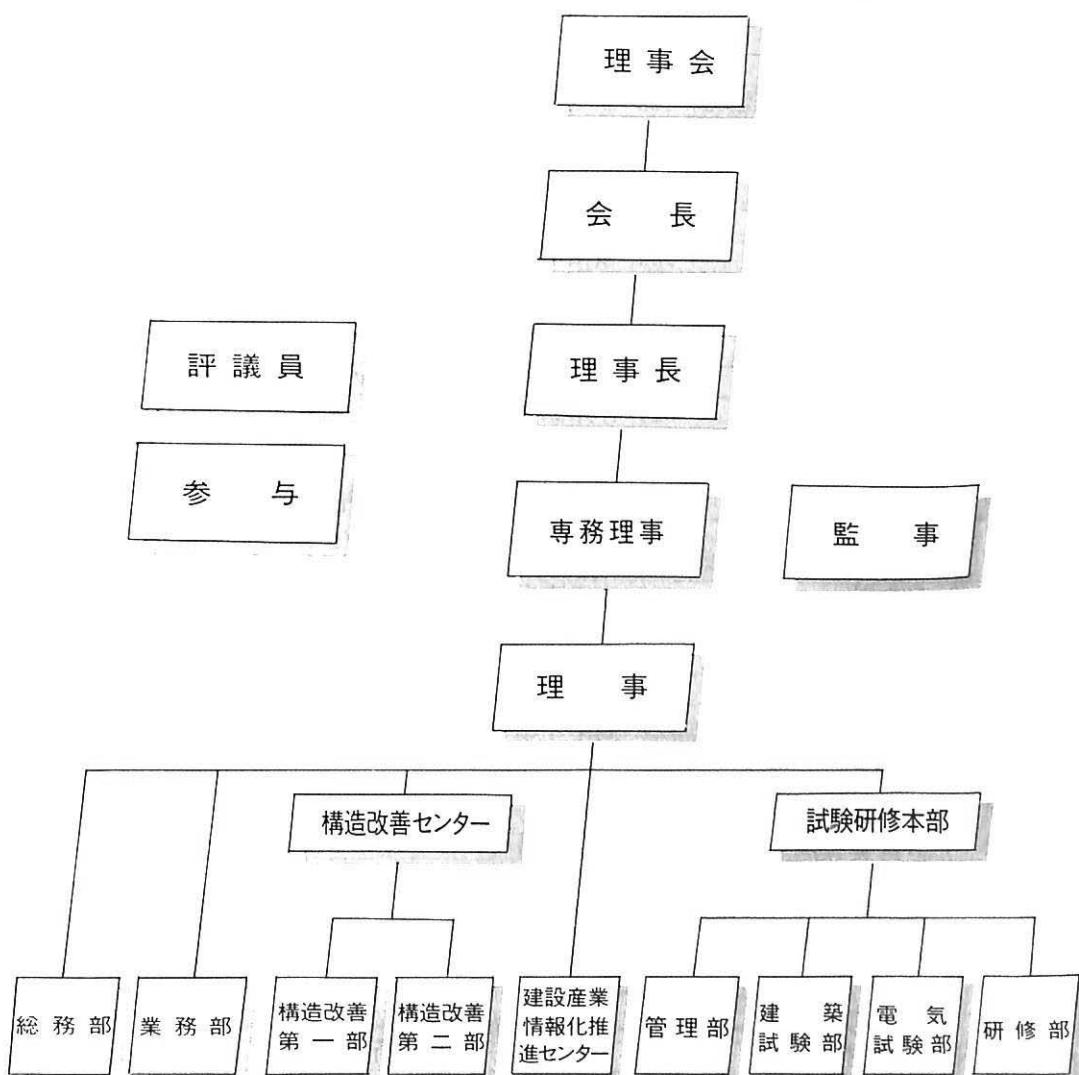
構造改善センター

昭和63年の中央建設業審議会の第三次答申において構造改善の基本的方向が示されたことを受け、63年8月、(財)建設業振興基金内に構造改善センターが設置されるとともに、30億円の構造改善基金が設けられ、構造改善事業の推進体制が整備されました。

構造改善センターでは、「構造改善推進プログラム」に基づき、建設省との連携の下に、建設業の構造改善に係る諸事業を行っています。また、建設業に係る経営情報等を提供するため、「建設業しんこう」約1万部を毎月発行しています。

財団法人 建設業振興基金の組織

役員 常勤7名(理事6, 監事1)
非常勤11名(理事10, 監事1)
職員 54名(うち役付 28)
(4. 4. 1現在)



総務、企画、広報に関する業務
債務保証、助成、センター業務
融資あっせん、括、生産システム
建設業経理事務の合理化等に
土検定試験に関する業務
する業務

経営基盤強化、
生産性向上等に
関する業務

建設産業情報化
推進に関する業務

試験研修本部の
管理に関する業務

建築施工管理技術
検定試験に関する業務

電気工事施工管
理技術検定試験
に関する業務

建築及び電気工
事技術者研修等
に関する業務

建設業担当部局

建設省			
建設経済局建設業課	〒100 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話 03(5251)1840	
建設経済局建設振興課	〒100 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話 03(5251)1843	
建設経済局労働・資材対策室	〒100 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話 03(5251)1844	
都道府県			
北海道 土木部管理課	060 札幌市中央区北三条西6	011(231)4111	
青森県 // 監理課	030 青森市長島1の1の1	0177(22)1111	
岩手県 // 建設振興課	020 盛岡市内丸10の1	0196(51)3111	
宮城県 // 監理課	980 仙台市青葉区本町3の8の1	022(211)3116	
秋田県 // "	010 秋田市山王4の1の1	0188(60)2425	
山形県 // 管理課	990 山形市松波2の8の1	0236(30)2572	
福島県 // 監理課	960 福島市杉妻町2の16	0245(21)1111	
茨城県 // "	310 水戸市三の丸1の5の38	0292(21)8111	
栃木県 // "	320 宇都宮市塙田1の1の20	0286(23)2390	
群馬県 // 技術管理課	371 前橋市大手町1の1の1	0272(23)1111	
埼玉県 // 建設管理課	336 浦和市高砂3の15の1	0488(24)2111	
千葉県 // 管理課	280 千葉市中央区市場町1の1	043(223)3113	
東京都 都市計画局建築指導部建政課	163 新宿区西新宿2の8の1	03(5388)3353	
神奈川県 土木部検査指導課	231 横浜市中区日本大通1	045(201)1111	
新潟県 // 監理課	950 新潟市新光町4番地1	025(285)5511	
山梨県 // "	400 甲府市丸の内1の6の1	0552(37)1111	
長野県 // "	380 長野市大字南長野宇幅下692の2	0262(32)0111	
富山县 // 管理課	930 富山市新総曲輪1の7	0764(31)4111	
石川県 // 監理課	920 金沢市広坂2の1の1	0762(61)1111	
岐阜県 // "	500 岐阜市薮田1の1	0582(72)1111	
静岡県 // 管理課建設業室	420 静岡市追手町9の6	0542(21)3059	
愛知県 // 管理課	460 名古屋市中区三の丸3の1の2	052(961)2111	
三重県 // 監理課建設業室	514 津市広明町13	0592(24)2659	
福井県 // 監理課	910 福井市大手3の17の1	0776(21)1111	
滋賀県 // "	520 大津市京町4の1の1	0775(24)1121	
京都府 土木建築部指導検査課	602 京都市上京区下立売通新町西入数の内町	075(451)8111	
大阪府 建築部建築振興課	540 大阪市中央区大手前2の1の22	06(941)0351	
兵庫県 土木部総務課建設振興室	650 神戸市中央区下山手通5の10の1	078(341)7711	
奈良県 // 監理課	630 奈良市登大路町	0742(22)1101	
和歌山县 // "	640 和歌山市小松原通り1の1	0734(32)4111	
鳥取県 // 管理課	680 鳥取市東町1の220	0857(26)7347	
島根県 // "	690 松江市殿町1	0852(22)5185	
岡山県 // 監理課	700 岡山市内山下2の4の6	0862(24)2111	
広島県 土木建築部監理課	730 広島市中区基町10の52	082(228)2111	
山口県 // "	753 山口市滝町1の1	0839(22)3111	
徳島県 土木部監理課	770 徳島市万代町1の1	0886(21)2500	
香川県 // 土木監理課	760 高松市番町4の1の10	0878(31)1111	
愛媛県 // 総務監理課	790 松山市一番町4の4の2	0899(41)2111	
高知県 // 監理課	780 高知市丸の内1の2の20	0888(23)1111	
福岡県 建築都市部建築指導課	812 福岡市博多区東公園7の7	092(651)1111	
佐賀県 土木部監理課	840 佐賀市城内1の1の59	0952(24)2111	
長崎県 // "	850 長崎市江戸町2の13	0958(24)1111	
熊本県 // "	862 熊本市水前寺6の18の1	096(383)1111	
大分県 土木建築部監理課	870 大分市大手町3の1の1	0975(36)1111	
宮崎県 土木部管理課	880 宮崎市橘通東2の10の1	0985(24)1111	
鹿児島県 // 監理用地課	892 鹿児島市山下町14の50	0992(26)8111	
沖縄県 土木建築部土木総務課	900 那覇市泉崎1の2の32	0988(66)2384	

建設産業の第二次構造改善推進プログラム
——人を大切にする建設産業を目指して——

1992年5月20日 第1版第1刷発行

定価 1,500円
(本体1,456円)
送料 260円

監修 建設省建設経済局建設業課
建設振興課・労働資材対策室
発行 財團法人建設業振興基金
東京都港区虎ノ門2-6-4
〒105 電話 03(3501)1471

発売 株式会社大成出版社
東京都世田谷区羽根本1-7-11
〒156 電話 03(3321)4131(代)

© 1992 建設業振興基金
落丁・乱丁はおとりがえいたします。

印刷 信教印刷

ISBN4-8028-7859-1



ISBN4-8028-7859-1 C2032 P1500E 定価1500円(本体1456円)